



はじめに

岡山県知事 石井 正弘

岡山県は、瀬戸内海や中国山地など豊かで多様な自然に恵まれ、古くから特色ある文化や産業をはぐくみ、吉備の国に代表される歴史的な地理風土を形成してきました。しかし、今日、私たちは地球環境問題から廃棄物の処理にいたるまで多岐にわたる課題に直面しており、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承するために、一人ひとりが環境の保全に積極的に取り組むことが求められています。

県では、県政の基本目標である「快適生活県おかやま」の実現を図るため、「新おかやま夢づくりプラン」において、県民、事業者、行政等の協働による行動計画を定め、環境に配慮した潤い豊かな社会の実現に向け、「水と緑プログラム」、「地球環境プログラム」等の戦略プログラムを重点的に推進することとしています。

平成19年度においては、環境保全に関する総合計画である岡山県環境基本計画の見直しを行っており、また瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更、特定事業所や建築物解体現場等でのアスベストの濃度測定等に取り組んでいます。また、循環型社会形成に向けた、県民一人ひとりの環境意識の向上を図る「おかやま・もったいない運動」の推進等、新たな施策に取り組むなど、環境保全のための施策を一層推進しております。

この環境白書は、岡山県環境基本条例第8条に基づき、平成18年度における本県の環境の状況や環境保全のために講じた施策などを中心に掲載し公表するものです。県民の皆様が環境問題を考え、研究や活動に取り組むためにご活用いただければ幸いです。

平成19年（2007年）12月

注記

- 1 本白書に掲載した資料、数値等は、原則として平成18年度末現在のものである。
- 2 本文中(※)を付した語は、資料編P216「環境用語の解説」に掲載している。
- 3 本白書全文は、岡山県生活環境部環境政策課ホームページ上
(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=28)で公開している。

目 次

第1章 総合的環境保全1

- 1 基本的な方針等1
 - (1) 環境基本条例1
 - (2) 環境基本計画1
 - (3) グリーンオフィス推進プログラム3
 - (4) 環境マネジメントシステム4
 - (5) 環境保全委員会5
- 2 環境影響評価6
- 3 公害防止対策8
 - (1) 公害防止計画8
 - (2) 公害防止協定9
 - (3) 公害苦情処理10
 - (4) 公害防止管理者等10
- 4 環境教育の推進12
 - (1) こどもエコクラブ活動12
 - (2) 環境学習エコツアー事業12
 - (3) 環境学習リーダー養成講座12
 - (4) 環境学習拠点施設12
 - (5) 環境月間12
 - (6) その他の普及啓発13
 - (7) 学校教育13
- 5 環境保全の推進体制等15
 - (1) 環境保全行政組織（平成19年度）15
 - (2) 環境審議会16
 - (3) 自然環境保全審議会17
 - (4) 岡山県環境保健センター18
 - (5) 岡山県環境保全基金18

第2章 大気環境19

- 1 大気環境の概況19
 - (1) 二酸化硫黄(SO₂)濃度の状況19
 - (2) 二酸化窒素(NO₂)濃度の状況19
 - (3) 一酸化炭素(CO)濃度の状況20
 - (4) 光化学オキシダント(O_x)濃度の状況20
 - (5) 浮遊粒子状物質(SPM)濃度の状況21
 - (6) 炭化水素(HC)濃度の状況21
- 2 大気保全対策22
 - (1) 大気環境の監視22

- (2) 大気汚染緊急時対策23
- (3) 工場・事業場の大気規制24
- (4) 工場・事業場の審査、指導26
- (5) 自動車排出ガス対策27
- 3 アスベスト対策28

第3章 水環境29

- 1 水環境の概況29
 - (1) 河川及び海域の状況29
 - (2) 児島湖の状況30
 - (3) ダム湖の状況30
 - (4) 地下水の状況31
 - (5) 有害化学物質等の状況31
- 2 水質保全対策32
 - (1) 環境水質の監視32
 - (2) 工場・事業場の排水規制33
 - (3) 工場・事業場の審査、指導33
 - (4) 有害化学物質対策34
 - (5) ダム湖の水質保全対策34
 - (6) 生活排水対策34
- 3 瀬戸内海の水環境保全対策36
 - (1) 総量規制の実施36
 - (2) 富栄養化防止対策36
 - (3) 自然海浜の保全等36
- 4 児島湖の水環境保全対策37
 - (1) 湖沼水質保全計画に基づく水質保全対策37
 - (2) 児島湖環境保全条例の施行37
 - (3) 普及啓発事業37
 - (4) 浄化用水導入事業37
 - (5) ヨシ原管理事業37
 - (6) 児島湖畔環境保全アダプト推進事業37
 - (7) 児島湖協働研究事業38
 - (8) 児島湖環境学習支援事業38
 - (9) ユスリカ対策事業38
 - (10) 児島湖水辺環境整備基本計画の推進38
 - (11) 児島湖流域水質保全基金（児島湖クリーン基金）38

5 清流保全対策	39
----------	----

第4章 有害化学物質

1 ダイオキシン類対策	40
(1) 概要	40
(2) 環境調査	40
(3) 発生源対策	40
2 有害大気汚染物質対策	42
(1) 概要	42
(2) 環境調査	42
(3) 発生源対策	42
3 特定化学物質対策 (PRTR)	43
4 環境ホルモン調査	44
5 化学物質環境調査	45

第5章 騒音・振動・悪臭

1 騒音・振動の状況	46
(1) 一般環境騒音・振動の状況	46
(2) 新幹線鉄道騒音・振動の状況	47
(3) 航空機騒音の状況	47
2 工場・事業場の騒音・振動対策	48
3 交通騒音・振動対策	49
(1) 道路交通騒音・振動	49
(2) 新幹線鉄道騒音・振動等	49
(3) 航空機騒音	49
4 悪臭の防止	50
(1) 悪臭の状況	50
(2) 悪臭対策	50

第6章 廃棄物・リサイクル

1 循環型社会の構築	51
(1) 循環型社会形成推進条例の施行	51
(2) おかやま・もったいない運動の推進	51
(3) 各種リサイクル法の推進	52
(4) 岡山エコタウンプランの策定、推進	52
2 一般廃棄物の状況と対策	53
(1) 一般廃棄物の状況	53
(2) 一般廃棄物の適正処理対策	56
3 産業廃棄物の状況と対策	58
(1) 産業廃棄物の状況	58
(2) 産業廃棄物の適正処理対策	60
(3) 公共関与産業廃棄物処分場建設の推進	62

(4) 焼却施設のダイオキシン対策	62
(5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理対策	62
(6) 岡山県産業廃棄物処理税	62

第7章 自然環境

1 自然環境の保全	63
(1) 県自然環境保全地域等の指定拡大と整備	63
(2) 自然と調和した開発指導	63
(3) 自然保護思想の普及等	64
(4) 希少野生動植物の保護	64
(5) 外来生物対策の推進	64
2 自然公園等の保護と利用	66
(1) 自然公園の指定	66
(2) 自然公園の保護と管理	69
(3) 中国自然歩道	70
(4) 自然公園等の施設整備	71
(5) 温泉の保護と利用	72
3 野生鳥獣の保護と狩猟	73
(1) 鳥獣保護思想の啓発	73
(2) 狩猟の適正化	74
(3) 野生鳥獣による被害対策	74
4 みどりの環境づくり	75
(1) 緑化の推進	75
(2) 緑のボランティアの育成	75

第8章 地球環境

1 地球環境の状況	76
(1) 地球温暖化の状況	76
(2) 酸性雨の状況	77
2 地球環境保全対策	78
(1) 地球温暖化防止対策の推進	78
(2) 星空観察の実施	79
(3) フロン回収対策	79
3 国際環境協力の推進	80

第9章 その他環境

1 放射線	81
(1) 独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センターに係る環境保全 協定の締結等	81
(2) 原子力と安全対策	84

2 景観の保全と創造	85
(1) 大規模行為の届出	85
(2) 景観モデル地区	85
(3) 背景・借景の保全	86
(4) アドバイザーの活用	86
(5) 市町村景観対策の推進	86
(6) 普及啓発	86
3 快適な環境の確保	87
 資料編	89
環境関係年表	201
環境用語の解説	216
 索引	229

第 1 章 総合的環境保全

1 基本的な方針等

(1) 環境基本条例

国の「環境基本法」^(※)の理念その他の枠組みを踏まえつつ、地域におけるこれからの環境保全に関し基本となる枠組みと方向性を示す「岡山県環境基本条例」^(※)を平成8年10月に制定した。

環境基本条例では、環境の保全及び創造を図る上で、次の3点の基本理念が掲げられている。

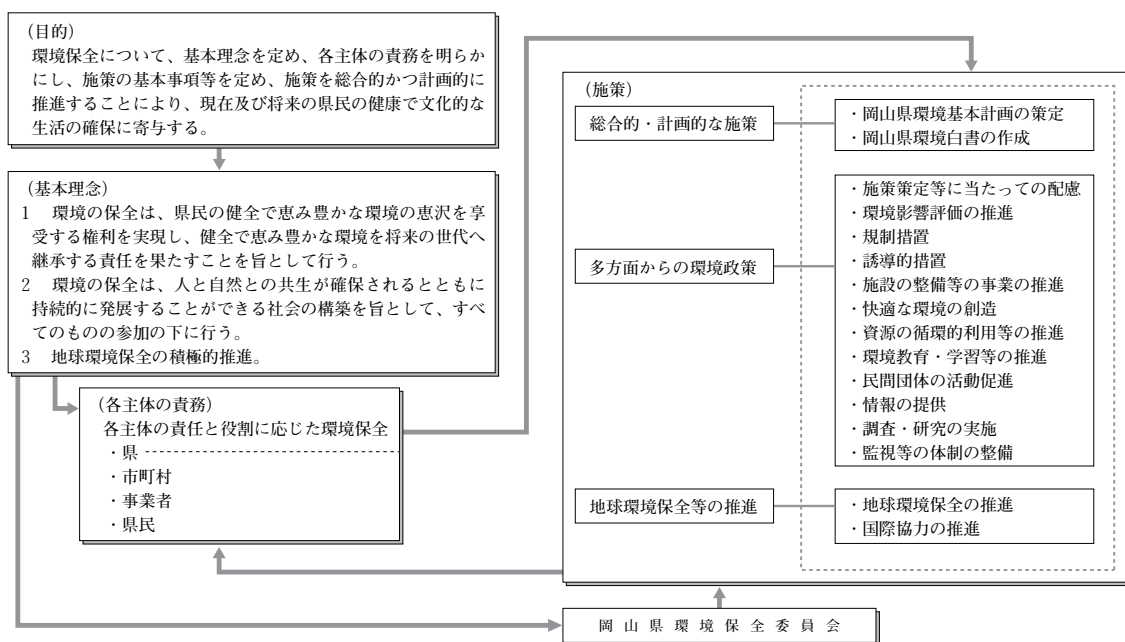
- ①健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、将来の世代へ継承すること
- ②環境への負荷を低減し、人と自然が共生する持続的発展が可能な社会の構築を、すべてのものの参加の下に行うこと
- ③地球環境保全を積極的に推進すること

こうした基本理念にのっとり、県及び市町村は、

環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するとともに、それぞれが実施する環境の保全に関する施策について、相互に支援又は協力するよう努めることとしている。事業者は、事業活動のすべての段階において環境の保全に配慮することを責務としている。県民についても、日常生活に伴う環境への負荷の低減と環境の保全に努めることを求めている。

(資料編 P89参照 一条文掲載)

岡山県環境基本条例の体系



(2) 環境基本計画

<計画の目的>

県では、平成10年3月、2010年度を目標年次とした「岡山県環境基本計画」[※]（エコビジョン2010）を策定した。この基本計画は、環境基本条例の規定に基づき、総合的かつ長期的な目標、施策の大綱を定め、行政、事業者、県民それぞれが主体となった

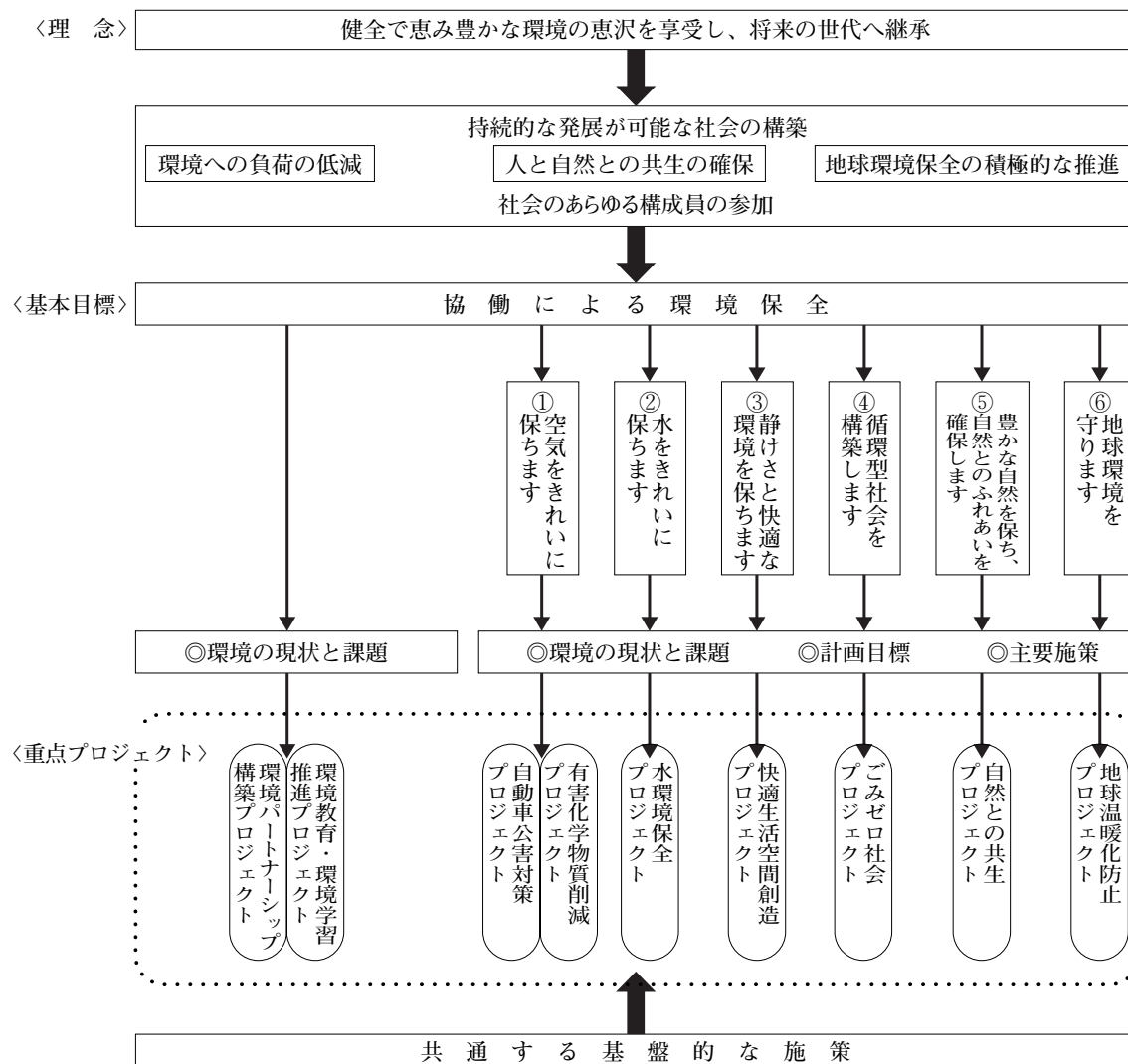
環境の保全に関する総合的かつ計画的な取組を推進するものである。

平成14年度には、社会情勢や環境問題の変化に的確に対応するよう、計画の見直しを行い、県民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むことを柱

とし、さらには、街の景観を損なう「落書き」、「光害」なども新しい視点での環境問題として捉え、基

本目標を設定するなどの改訂を行った。

環境基本計画の構成（平成15年3月改訂）



＜基本的な考え方＞

計画では、岡山県の豊かな自然と歴史的な地理風土を県民共有の財産と認識し、環境を優先する価値観に基づき、県民一人ひとりの主体的な参加により、きれいな空気、きれいな水辺、豊かで身近な自然、美しい景観など「晴れの国岡山」にふさわしい健全で恵み豊かな環境を有する「快適生活県おかやま」を実現し、将来の世代に継承することを基本的な考えとしている。このため、日常の生活や事業活動等の人間の行動そのものや、地域の交通、物流、エネルギー、消費などの社会経済システム、また地球環境にも目を向け、社会のあらゆる構成員が環境保全に取り組み、人間の生活や生産の持続的な発展が可能な、人と自然が共生できるような社会の創造を目指すこととしている。

＜推進体制＞

計画の推進にあたっては、「計画の策定」、「施策の実施」、「進捗状況の把握」、「計画の見直し」の一連の手続を管理する環境マネジメントシステムの手法により、実効性を確保している。

また、県庁内に設置した「環境基本計画推進会議」により、計画を総合的かつ計画的に推進するとともに、関係団体（市町村を含む）、県民、県関係部局などで構成する「重点プロジェクト推進会議」などにより県民総ぐるみでの取組を推進している。

さらに、環境審議会^(※)に設置した、有識者からなる「環境基本計画推進専門委員会」により、計画の進捗状況等について必要な指導助言を受けている。

＜重点プロジェクト推進会議の状況＞

①岡山県自動車公害対策プロジェクト推進会議（平成10年11月設置）

＜会員構成＞

自動車公害防止に関わる専門的な知識を持つ有識者と県民、事業者の各種団体の推薦する者及び行政関係者（24名）

＜事務局＞

岡山県生活環境部環境管理課

＜所掌事項＞

低公害車の普及・導入、アイドリング・ストップ運動等の推進、公共交通機関の利用推進、自動車交通量抑制対策の推進、交通流対策の推進等

＜平成18年度における取組状況＞

開催年月日 平成18年10月11日

内 容 公共交通利用促進・渋滞対策の進捗状況、エコドライブの推進

②岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議（平成11年3月設置）

＜委員構成＞

学識経験者、事業者団体、NPO、義務教育関係者、市町村等（21名）

＜事務局＞

岡山県生活環境部循環型社会推進課

＜事業＞

廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定及び施策の企画立案等

＜平成18年度における取組状況＞

開催年月日 全体会議 平成18年6月30日、平成19年3月15日

ワーキング 平成18年8月1日

内 容 マイバッグ運動、岡山県ごみ減量化・リサイクル推進ポスターコンクール、エコフェスタおかやま2006等

③地球温暖化^(※)防止プロジェクト推進会議（平成10年10月設置）

＜会員構成＞

地球温暖化防止に関わる専門的な知識を持つ有識者と県民、事業者、行政の各種団体等の推薦する者（17名）

＜事務局＞

岡山県生活環境部環境政策課

＜推進施策＞

エコライフ・エコオフィスの推進、森林整備及び県民参加の森林づくりの推進、太陽光発電等の新エネルギーの活用 等

＜平成18年度における取組状況＞

開催年月日 平成19年1月16日

内 容 全体会議、「エコフェスタおかやま2006」の共催 等

＜環境基本計画の進捗状況＞

計画目標毎の達成状況等の取りまとめを毎年度行っている。（資料編 P94参照）

（3）グリーンオフィス推進プログラム

県は、環境保全施策を実施する行政機関としての役割を持つ一方で、事業者・消費者としての経済活動も行っており、組織の規模も大きいことから、オフィスワークを中心とした活動が環境に及ぼす影響はかなりのものとなっている。

こうしたことから、平成10年11月に、県の率先行動として「グリーンオフィス推進プログラム（略称：GOP）」を策定し、県の全ての組織で日常的な事務の実施における省資源・省エネルギー、グリーン購入、廃棄物の減量などを進めている。

平成13年3月には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の温室効果ガスの排出抑制等のための計画として位置づけ、平成17年度を目標年度として改正を行った（第2期計画）。

また、第2期計画期間の終了に伴い、平成18年3月には平成22年度における目標値などを設定し改正を行った（第3期計画）。

取組の状況

取 組 目 標	目 標 (平成22年度)	実 績 (平成18年度)	備 考
*自動車燃料使用量の節減	2,832,000 ℓ 以下	2,802,292 ℓ	ガソリン・軽油
*庁舎用等燃料使用量の節減	1,998,000 ℓ 以下	2,147,817 ℓ	灯油・A重油
*電 力 使 用 量 の 節 減	92,739,000kWh以下	94,716,105kWh	自家発電量、道路照明、信号機、滑走路照明は除く。
複写機用紙使用量の節減	105,806,000枚以下	115,580,976枚	
事務用封筒使用量の節減	681,000枚以下	643,417枚	角形一般文書用
水道水使用量の節減	1,208,000㎡以下	1,152,034㎡	
廃棄物の排出量の削減	2,189,000kg以下	2,754,296kg	
温室効果ガスの排出量	55,251 t-CO ₂	55,348 t-CO ₂	

- 注1 取組目標欄の*印は、直接的に温室効果ガスの削減に関する取組項目
- 2 道路照明、信号機、滑走路照明等の使用・維持により排出する温室効果ガスについては、排出量の把握は行うが、目標及び実績から除いている。
- 3 温室効果ガスの排出量は、平成22年度において平成16年度対比4.2%削減を目標としている。

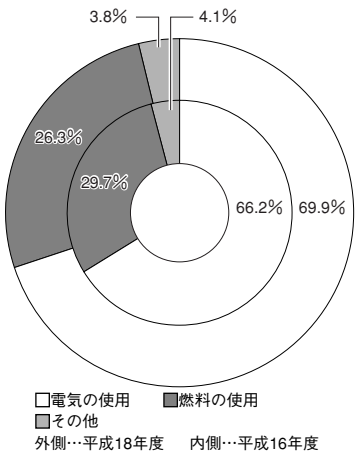
県の事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況

(単位：t-CO₂)

排出要因	ガスの種類	平成16年度	平成18年度	備 考
燃 料 の 使 用	CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O	19,510	17,086	△12.4%
電 気 の 使 用	CO ₂	35,488 43,546	35,803 45,439	0.9%
そ の 他	CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, HFC	2,702	2,459	△9.0%
合 計		57,700 65,758	55,348 64,984	△4.1%

- 注1 備考欄は、平成16年度との対比
- 2 「電気の使用」「合計」欄の下段は、道路照明、信号機、滑走路照明等の使用・維持分を含めた排出量。
- 3 「その他」欄は、自動車の走行、カーエアコンの使用、農畜産など。

排出要因別温室効果ガスの構成割合



これらの取組を進める体制、手順等を環境マネジメントシステム（EMS）といい、これについて国際標準化機構（ISO）が定めた規格がISO14001（※）である。

ISO14001規格のEMSは、経営方針の中に環境方針を取り入れ、その環境方針に基づいて計画を立て、実施し、点検・是正を行い、システムの見直しを行うという企業活動の展開の中で、企業の活動、製品またはサービスによる環境負荷（※）（著しい環境影響）や環境リスクを低減し、発生を予防するための行動を継続的に改善していくことをその目的とする。

岡山県においては、平成10年3月に策定した環境基本計画（エコビジョン2010）をベースとして、次に掲げることを目的に県本庁舎の事務事業を対象とした環境マネジメントシステムを導入し、平成13年2月9日に認証を取得した。また、平成13年度以降、その対象範囲を順次広げ、平成16年度末までに原則として知事部局のすべての組織に対象範囲を広げた。

＜環境マネジメントシステム導入の目的＞

- ・環境基本計画の理念、基本目標に沿った環境の保全・創造に関する施策の総合的、計画的な推進
- ・県の事務事業が直接的、間接的に及ぼす環境影響の継続的な改善
- ・職員の環境意識の徹底
- ・市町村等への波及効果

なお、平成18年度における環境目標の達成状況は次のとおりとなっている。

（４） 環境マネジメントシステム（※）

地球温暖化など複雑多様化する環境問題がクローズアップされている中、企業等において、各種法令で定められている環境の規制基準の順守のみにとどまらず、自主的に環境に対して与えている影響を低減させる取組が進められている。

平成18年度環境目的・目標の達成状況

環 境 目 的		H 18 年 度 環 境 目 標		
		設 定 数	達 成 数	達 成 率 (%)
環 境 改 善 事 業	協働による環境保全	18	15	83.3
	空気をきれいに保ちます	27	25	92.6
	水をきれいに保ちます	47	44	93.6
	静けさと快適な環境を保ちます	13	13	100.0
	循環型社会を構築します	42	42	100.0
	豊かな自然を保ち、自然とのふれあいを確保します	51	42	82.4
	地球環境を守ります	22	22	100.0
	共通する基盤的な施策（環境改善事業）	5	5	100.0
	共通する基盤的な施策 公共事業 オフィスワーク（物品等の購入・使用等）	5	5	100.0
合 計		230	213	92.6

（５） 環境保全委員会

県民参加の下に環境保全施策を進めるため、「環境基本条例」の規定に基づき、平成9年4月から「岡山県環境保全委員会^(※)」を設置している。

（資料編 P100参照）

2 環境影響評価(※)

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関し、その事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して、関係地域住民等の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じようとするものである。

国においては、「環境影響評価実施要綱」（以下「国要綱」という。）（昭和59年8月28日閣議決定）に基づいて環境影響評価が実施されてきたが、平成11年6月12日から環境影響評価法（以下「法」という。）が全面施行され、国の許認可等を受けて行われる大規模事業を対象に環境影響評価が実施されている。

本県においては、昭和54年1月1日から施行した「環境保全に関する環境影響評価指導要綱」（以下「県要綱」という。）に基づいて審査等を行ってきたが、住民参加の機会の充実、審査の透明性の確保、対象事業の拡充等を図るため、法の施行に併せて

「岡山県環境影響評価等に関する条例(※)」(以下「条例」という。)を施行し、環境影響評価制度の一層の充実を図っている。

＜環境影響評価の審査＞

平成18年度は、工業団地・工場2件（条例：実施計画書）、発電所1件（法：準備書）、廃棄物処理施設1件（条例：準備書）の4件について審査を実施した。

平成18年度末までの審査件数の累計は135件（内訳：県要綱・条例117件、国要綱・法18件）である。

環境影響評価の審査に当たっては、学識経験者10人で構成する岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を聴き、対象事業に係る環境影響評価等の指導及び審査を厳正に実施するとともに、環境影響評価の手續について一層の周知を図ることとしている。

（資料編 P100参照－処理状況掲載）

環境影響評価の審査状況

事業の種類	年度	S52～H10年度		H11～15年度		H16年度		H17年度		H18年度		計
				方法書等	準備書	方法書等	準備書	方法書等	準備書	方法書等	準備書	
道路	路	3(2)		1	(2)				1			5(4)
鉄道		1				2			1			4
工業団地・工場		20		2					1	2		25
住宅団地		3(1)										3(1)
ダム・堰		(1)		(1)								(2)
公有水面埋立		3		(2)	(1)				(1)			3(4)
発電所・電気工作物		1		(1)				(1)			(1)	1(3)
飛行場		1(2)										1(2)
レクリエーション施設		35		1	1							37
廃棄物処理施設		1		1(1)	1			1	(1)		1	5(2)
下水道終末処理施設		12		2	※2		1	1				18
その他		14			1							15
計		94(6)		7(5)	5(3)	2	1	2(1)	3(2)	2	1(1)	117(18)

注1 () 内は、国要綱・法等による処理件数（外数）

2 S52～H10年度は、国要綱・県要綱に基づく処理件数

3 H11年度以降は、法・条例に基づく処理件数。ただし、※はH11年度に県要綱に基づき処理した1件を含む。

岡山県環境影響評価技術審査委員会委員名簿

(平成19年4月1日現在)

氏 名	専 門 等	所 属 等
青 野 孝 昭	昆 虫	元倉敷市立自然史博物館長
赤 木 靖 春	環 境 化 学	加計学園専務理事
大 島 光 子	環 境 分 析	岡山大学理学部准教授
河 原 長 美	水 環 境 学	岡山大学大学院環境学研究科教授
角 南 重 夫	健 康 科 学	川崎医療福祉大学臨床栄養学科教授
根 岸 友 恵	化 学 物 質	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科准教授
波 田 善 夫	植 物	岡山理科大学副学長
森 生 枝	動 物	岡山県自然保護センター自然保護指導員
森 田 亜 紀	芸 術 学	倉敷芸術科学大学芸術学部教授
山 本 悦 世	考 古 学	岡山大学埋蔵文化財調査研究センター准教授

(任期) 平成17年4月1日～平成20年3月31日

<監視・指導>

事業者の事務所若しくは対象事業実施区域に立ち入り、対象事業の実施状況若しくは対象事業に係る環境影響評価、環境管理その他の手続等の実施状況を調査し、事業実施に伴う環境影響の回避・低減に一層努めるよう指導を行った。(平成18年度立入調査実施件数15件)

3 公害^(※)防止対策

公害の発生を防止するため、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例^(※)」などに基づく規制、公害防止計画の策定と推進、県南主要企業との公害防止協定の締結など、各種の公害防止施策を実施している。また、工場立地時における公害防止対策の指導、緑地の保全、工場における公害防止組織の整備の指導など、関連する施策を推進してきた。

今後とも、法令等による規制基準の遵守、徹底を図るほか、監視体制の充実により未然に環境汚染の防止に努める。さらに公害防止計画^(※)策定地域にあっては、引き続き、関係自治体と連携を図りながら、計画に基づく総合的な公害防止対策を実施するほか、公害防止協定の締結による地域の実態に応じた公害防止対策を推進することとしている。

(1) 公害防止計画

<公害防止計画策定地域の概要>

①岡山・倉敷地域公害防止計画

平成15年度から平成19年度までを計画期間とする第4次の「岡山・倉敷地域公害防止計画」を推進している。

この計画は、昭和46年度以来、倉敷市を対象とした「水島地域公害防止計画」及び昭和50年度以来の岡山市などを対象とした「岡山地域公害防止計画」の2つの公害防止計画を一本化したもので、対象地域としては、岡山市、倉敷市、玉野市及び早島町の3市1町となっている。

この地域では、汚染物質の排出の低減、排出総量の抑制などの公害防止に関連する諸施策を総合的に推進したことにより、長期的には改善の傾向が見られるものの、都市型公害の増大や廃棄物の適正処理の問題にみられるように公害が複雑・多様化してきている。

また、近年では山陽自動車道や国道2号などの幹線道路に起因する自動車交通公害、有害化学物質^(※)の使用による新たな環境汚染の問題、生活排水による都市内河川や児島湖の水質悪化など新たな環境問題への対応が緊急の課題となっている。

このような状況下のもと、産業活動に起因する公害防止対策を推進するとともに、ベンゼンによる大気汚染防止対策、自動車交通公害対策、都市内河川

及び児島湖の水質汚濁^(※)対策を主要課題として位置づけた公害防止計画に盛り込まれた諸施策を総合的に推進した。

②備後地域公害防止計画

平成16年度から平成20年度までを計画期間とする第7次の「備後地域公害防止計画」を推進している。

この地域では、昭和49年度を初年度として平成15年度まで6次にわたって計画が策定され、それに基づき公害の防止に関する諸施策を実施した結果、環境質の状況が改善してきたため、平成16年度の環境大臣の策定指示では、2市1町（広島県側）が計画地域から外れ、策定地域は、笠岡市、三原市、福山市の3市となっている。

しかし、浮遊粒子状物質^(※)及び光化学オキシダント^(※)による大気汚染^(※)、河川・海域における水質汚濁、自動車交通公害についてはさらに改善すべき問題が残されていることから、本計画で、自動車交通公害対策、備讃瀬戸の水質汚濁対策などを主要課題と位置づけ、公害防止計画に盛り込まれた諸施策を総合的に推進した。

<公害防止計画の推進・進行管理>

岡山・倉敷地域及び備後地域について、平成15年度、16年度にそれぞれ新計画が承認され、前計画に引き続き、事業者、県及び関係市町において総合的な公害防止に係る施策を講じている。特に、備後地域については広島県との県境地域であり広島県と連携を緊密にし、地域の総合的な公害防止対策を推進している。

なお、それぞれの地域における公害防止対策事業の進捗状況調査を毎年実施して公害防止計画の進行管理を行ってきた。

公害防止計画策定状況

地 域 名	地域の範囲	計画の期間	備 考
岡山・倉敷地域	岡 山 市 倉 敷 市 玉 野 市 早 島 町	昭和63～平成4年度（5か年） 平成5～9年度（5か年） 平成10～14年度（5か年） 平成15～19年度（5か年）	計画策定指示 昭和63年9月22日 計画承認 平成元年3月9日 計画策定指示 平成5年9月10日 計画承認 平成6年3月7日 計画策定指示 平成10年9月25日 計画承認 平成11年2月25日 計画策定指示 平成15年7月25日 計画承認 平成16年3月18日 (注) 次の地域を昭和63年度に統合した。 ●昭和46～62年度 水島地域公害防止計画 対象地域－倉敷市 ●昭和60～平成元年度 岡山地域公害防止計画 対象地域－岡山市、玉野市、旧瀬崎町 〔岡山地域公害防止計画は、昭和50～59年度の 間は岡山市、備前市及び旧瀬戸町を対象とし た「岡山・備前地域公害防止計画」であった。〕
		昭和49～53年度（5か年） 昭和54～58年度（5か年） 昭和59～63年度（5か年） (注) 井原市は平成10年度まで、また広島県側は現在2市 平成元～5年度（5か年） 平成6～10年度（5か年） 平成11～15年度（5か年） 平成16～20年度（5か年）	計画策定指示 昭和48年7月3日 計画承認 昭和49年12月27日 計画策定指示 昭和54年8月17日 計画承認 昭和55年3月18日 計画策定指示 昭和59年9月21日 計画承認 昭和60年3月8日 計画策定指示 平成元年9月8日 計画承認 平成2年3月13日 計画策定指示 平成6年9月20日 計画承認 平成7年3月13日 計画策定指示 平成11年10月15日 計画承認 平成12年2月24日 計画策定指示 平成16年10月8日 計画承認 平成17年3月17日

(2) 公害防止協定

<公害防止協定の締結>

県では、国の環境関係法令の規制基準を補完し、また、地域における公害防止対策を推進するため、企業と市町村との公害防止協定（環境保全協定）の締結を推進してきている。

締結に当たっては、原則的に市町村と企業が当事者となることとしているが、特にその影響が広域に及ぶと判断される大規模発生源を持つ企業、又は「鉱山保安法」、「電気事業法」等の規制を受け、知事権限が及ばない企業の内、必要と認めるものは、県も当事者に加わっている。

県が当事者となっているものは、倉敷市水島地域の企業等10企業（グループ）との10協定で、これらの公害防止協定に基づき、新增設計画の事前審査、指導を行うなど協定のフォローを行っている。

平成18年度には、水島地域の企業等との協議が50件あり、環境保全等について審査指導を行った上で、

これらの計画を了承している。

公害防止協定に基づく事前審査・指導件数の推移

年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
件数	26	47	38	47	18	24	52	49	25	50

<市町村に対する指導>

県では、市町村が独自に、地域住民から苦情のある工場や新規立地を行う企業と協定を締結する場合は、必要な指導を行っている。

県としては、昭和49年に定めた「企業立地に伴う環境保全指導マニュアル」（平成6年改訂）により協定のモデルを市町村に示しており、また、審査、協定への立会等について市町村から要望があるものについては、実態に即したきめ細かい協定を締結する

よう指導している。

また、市町村等の要望に応じ、企業誘致に伴う事前審査を行い、立地に当たって事前に環境保全上の配慮を求めていることとしている。

企業誘致に伴う指導件数の推移

年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
件数	7	0	8	0	5	4	5	11	10

(3) 公害苦情処理

＜公害苦情の処理体制＞

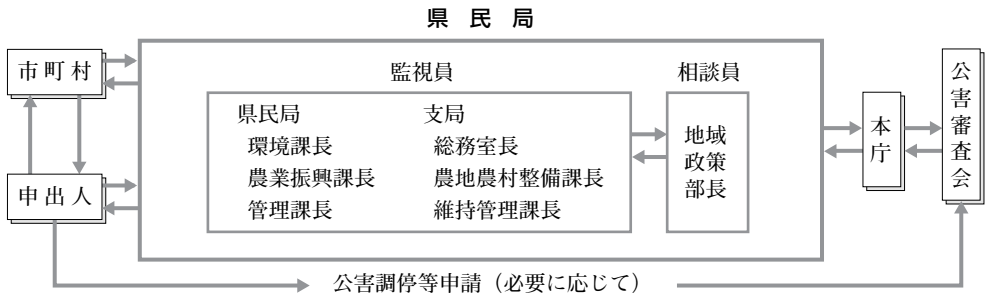
公害苦情については、市町村が第1次苦情処理機関となるが、2つ以上の市町村にまたがる場合や内

容が複雑で市町村において処理が困難である場合などは、県が処理することとしている。

苦情処理に当たっては、市町村等の関係機関と連携して処理を行うとともに、県に公害苦情相談員、公害監視員を設置し、適切な対応を図るようにしている。公害苦情相談員は、各部局に関係する問題や難処理事案について、調整し、解決を図るために、本庁関係課及び各県民局に配置している。（平成18年度10月現在13人）。公害監視員については、公害苦情相談員と協力して、県下各地で発生する公害を速やかに把握し、その対策を迅速かつ適正に推進するために、各県民局、支局に配置している（平成18年度10月現在27人）。

また、専門的調査・分析については、必要に応じ環境保健センター等に協力を求めている。

公害苦情処理のフローチャート



＜公害苦情件数＞

公害苦情の件数は、昭和50年をピークに減少傾向を示し、昭和59年ごろから多少の増減はあるもののほぼ横ばいとなっていたが、平成8年度から増加傾向に転じたが、その後平成15年度からは減少傾向を示している。

なお、全国の公害苦情件数も岡山県とほぼ同様の傾向を示している。

近年の公害苦情受付件数の推移

種類 年度	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	計
10年度	478	257	9	84	11	0	113	124	1,076
11年度	423	176	4	97	25	0	115	148	988
12年度	373	250	2	101	18	0	116	159	1,019
13年度	476	294	4	108	29	0	155	204	1,270
14年度	521	292	0	134	17	1	189	286	1,440
15年度	458	360	4	126	17	0	149	295	1,409
16年度	359	272	2	119	19	0	114	225	1,110
17年度	374	275	0	152	20	0	123	327	1,271
18年度	326	269	8	145	22	0	119	345	1,234

＜公害審査会＞

公害に関する紛争を解決するため、県では「公害紛争処理法」に基づき、「岡山県公害紛争処理条例」を昭和45年11月から施行しており、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う「岡山県公害審査会」を設けている。

近年の公害調停等申請件数の推移

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
件数	0	0	0	1	1	0	1

(4) 公害防止管理者(※)等

昭和46年に制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、産業公害の発生源となる工場内に公害防止組織を整備し、公害防止に万全を期すことを目的にしている。製造業、電気供給業、ガス供給業等に属し、一定規模以上の特定のばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音・振動(※)

発生施設等を設置している工場が、この法律の適用を受けることになる。

これらの工場を設置している事業者は、その規模に応じて、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者等を選任し、知事又は市町村長に届け出ることとなっている。

この知事への届出業務については、平成7年4月1日から地方振興局長（現 県民局長）へ事務委任されている。

4 環境教育(※)の推進

(1) こどもエコクラブ(※)活動

「こどもエコクラブ」は、地球の環境や自然について楽しく学び、活動する子どもたちの・子どもたちによる・子どもたちのための環境保全活動クラブである。クラブは、数人から20人程度の小中学生のメンバーとサポーター（大人の指導者）により構成される。

県では、募集ポスターを市町村、県民局、教育事務所などへ掲示、ラジオや広報誌を利用したこどもエコクラブ会員の募集を行うとともに、各種の活動支援事業を実施している。

平成18年度は、11月25日に、建部町（当時）の「友愛の丘」等を舞台に「こどもエコクラブ交流会inたけべ」を開催し、環境保全の大切さを楽しく主体的に学ぶとともに、参加者間の活発な交流を図った。また、2月17日に岡山市、(社)岡山東法人会とのタイアップにより、県内のこどもエコクラブの日頃の活動を壁新聞にとりまとめ発表する「こどもエコクラブinおかやま活動発表会」を開催するなど積極的な活動の促進を図った。

こどもエコクラブの状況

年度	主な支援事業	クラブ数 (会員数)
13	・「こどもエコクラブ交流会inさえき」の開催 ・「こどもエコクラブINおかやま活動発表会」の開催 *岡山市、(社)岡山東法人会とのパートナーシップ事業	77クラブ (1,916人)
14	・「こどもエコクラブ交流会inエコフェスタ」の開催 ・「こどもエコクラブINおかやま活動発表会」の開催 *岡山市、(社)岡山東法人会とのパートナーシップ事業	103クラブ (2,121人)
15	・「こどもエコクラブ交流会inかさおか」の開催 ・「こどもエコクラブINおかやま活動発表会」の開催 *岡山市、(社)岡山東法人会とのパートナーシップ事業	74クラブ (1,710人)
16	・「こどもエコクラブ交流会inやなはら」の開催 ・「こどもエコクラブINおかやま活動発表会」の開催 *岡山市、(社)岡山東法人会とのパートナーシップ事業	103クラブ (2,434人)
17	・「こどもエコクラブ交流会inたかはし」の開催 ・「こどもエコクラブINおかやま活動発表会」の開催 *岡山市、倉敷市、(社)岡山東法人会とのパートナーシップ事業	81クラブ (2,321人)
18	・「こどもエコクラブ交流会inたけべ」の開催 ・「こどもエコクラブinおかやま活動発表会」の開催 *岡山市、(社)岡山東法人会とのパートナーシップ事業	99クラブ (3,226人)

(2) 環境学習エコツアー事業

環境問題に対する理解と環境保全意識の高揚、普及啓発を図るため、平成16年度から、資源循環を推進している先進企業や廃棄物処理施設等の環境関係施設を実際に見学体験する「環境学習エコツアー」を実施している。

(3) 環境学習リーダー養成講座

環境保全意識の醸成や環境学習リーダーの養成を図ることを目的として、平成18年度から「おかやま環境塾」を開催している。

平成18年度環境学習リーダー養成講座の実施状況

講座名	おかやま環境塾
テーマ	地域での環境保全活動等
実施期間	平成18年8月～平成18年12月
講座日数	5回（延べ5日）
開催場所	倉敷市内ほか
修了者数	37人

(4) 環境学習拠点施設

環境学習の拠点施設として、平成10年度末に、環境保健センターと自然保護センターを指定した。環境保健センターでは、学校や地域での環境学習を支援するため環境学習出前講座を、自然保護センターでは、各種の自然観察会や研修会を実施している。また、各施設とも環境学習資器材や図書の貸出を行っている。

(5) 環境月間(※)

1972年6月、ストックホルムで開催された「国連人間環境会議」(※)において、人類とその子孫のために人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標とし、その実現の意思を表明するため「人間環境宣言」が採択された。また、併せて6月5日を「世界環境デー」とすることが定められた。

わが国では、「環境基本法」により6月5日が「環境の日」と定められ、また6月1日から30日までの1か月

間を「環境月間」として、環境の保全についての関心と理解を深めるための各種行事が行われている。

本県でも、地域における環境問題についての理解と認識を深め、環境保全意識の一層の高揚と積極的な取組の推進を図ることを目的とした「環境セミナー」を県内3会場で開催したほか、低公害車キャラバン隊の派遣など様々な行事を行った。

(6) その他の普及啓発

地球温暖化など直面する環境問題の現状と認識を深め、環境にやさしいライフスタイルの確立を図るため、「エコフェスタおかやま2006」を開催した。

また、中学生を対象に、暮らしの中でできる地球温暖化防止や省資源・省エネ等をテーマとした作文コンクールを実施し、地球環境保全意識の高揚を図った。

さらに、環境関連ビデオの購入・貸出を行い、環境意識の普及啓発に努めた。

(7) 学校教育

学校教育では、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、地域の特色を生かした環境教育・学習を充実するとともに、児童生徒の発達段階に応じて、問題解決的な学習や体験的な学習を重視するように努めている。環境教育・学習の全般的な取組状況は、次のとおりである。

小学校では、各教科や、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、相互の関連を図りながら、環境の保全にかかわる内容を教育計画の中に位置付けている。また、水生生物による水質調査など、地域の自然と触れ合ったり、クリーン作戦への参加など、地域社会との連携を図ったりしながら、自然を大切にしようとする心情や態度を育てることを目指した教育を推進している学校もある。

中学校では、例えば「社会」において瀬戸内工業地域と環境との関係を取り上げた学習、「理科」において身の回りの水環境を調査研究する学習、「外国語」において地域の自然を英語で表現する学習などのように、身近な環境を取り入れた取組や各教科の特色を生かした取組を実践している学校がある。また、学級活動、生徒会活動等において環境保全活動への参加意識の向上を目指す取組も行っている。

高等学校では、普通科高校における「現代社会」

「理科総合A」「理科総合B」や、専門高校における工業科の「地球環境化学」、農業科の「課題研究」などのように、学科の特色を生かした教科・科目の指導において、環境問題やエネルギー問題への関心や理解を高める工夫をしている学校があるほか、環境問題をテーマにしたホームルーム活動、生徒会活動、身近な環境調査等を研究課題にした部活動など、特別活動等における取組も見られる。

＜環境教育に関する教員研修＞

①環境学習研修講座

県教育センターでは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員を対象に、環境及び環境問題に対する関心を高めるとともに、環境学習を推進する上での実践的指導力の向上を図ることを目的に研修講座を開催している。

平成18年度は、「博物館を利用した環境教育への取り組み方と身近な自然の学習」をテーマに実施した。

②経験年数別研修における環境教育に関する研修

新規採用教員を対象とする初任者研修では、岡山県自然保護センター等を会場として、自然観察を中心にした体験的な研修を行った。

また、教職6年目及び11年目の教員を対象とした教職経験者研修では、環境教育の進め方についての講義や実践発表、自分の学校及び学校周辺の素材を用いてどのような環境教育ができるのか研修を行った。

＜スーパーエンバイロメントハイスクール研究開発事業＞

廃棄物のリサイクル技術の研究・開発などに重点的に取り組む学校において、実践的な研究を行うとともに、各種啓発活動を実施するなど、環境問題を正しく理解し、環境保全に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図った。

《平成18年度指定校》

・津山工業高校

植栽による水質浄化の改善の研究や廃食用油を利用した石けん製造。

・笠岡工業高校

古紙及びシュレッターダストのコンクリート用軽量骨材への用途拡大の研究。

・倉敷工業高校

ペットボトルのリサイクル装置の研究及び改良。

・高松農業高校

家畜排泄物の処理プラントによるバイオガスを利用した循環型農業の推進等の研究。

＜エコハイスクール＞

森林保全やその機能に関する教育及び森林保全に必要な技術教育を総合的に行う学校をエコハイスクールに指定し、カリキュラムの開発、大学や研究機関との効果的な連携方策について研究を推進することにより、森林保全に従事する技術者や森林インストラクターなど、より高度な専門知識を持つ担い手の育成を図った。

《平成18年度指定校》

勝間田高校

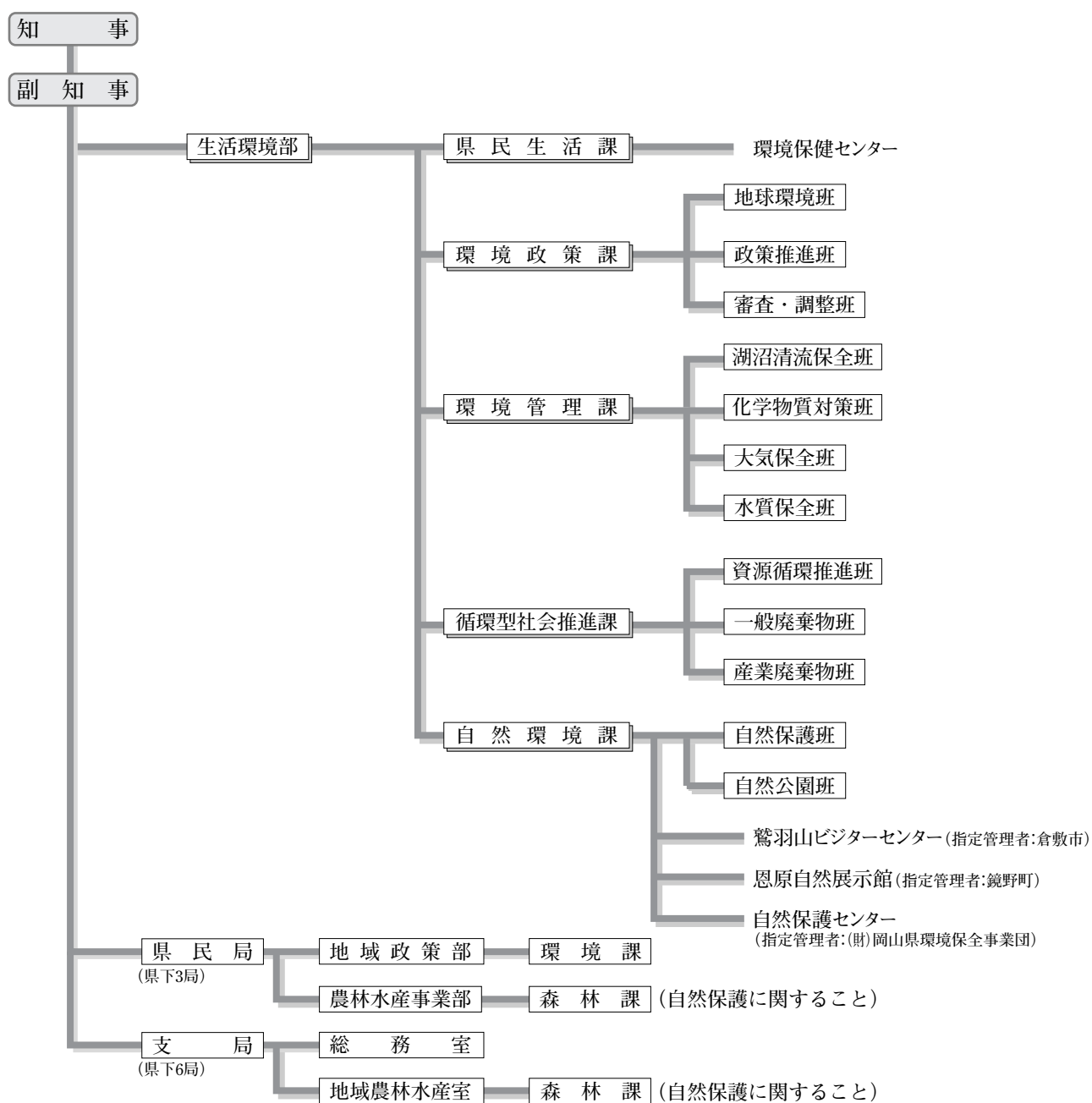
県民を対象とした環境学習の場としての演習林の活用（遊歩道、道標の整備）、小学生を対象とした「森林体験交流学习」の実施。

＜おかやま森と水の交流学习推進事業＞

森林の役割や意義等について認識を深めるために、中国山地の豊かな森林に源流を発する三大1級河川（旭川、吉井川、高梁川）の流域を学びの場として、流域の小学生による森林や水源等に関する様々な学習を行う。（平成16年度：旭川流域、17年度：吉井川流域、18年度：高梁川流域）

5 環境保全の推進体制等

(1) 環境保全行政組織（平成19年度）



(2) 環境審議会

「環境基本法」の規定に基づき、「岡山県環境審議会条例」を設け、「岡山県環境審議会」(*)を設置している。

環境審議会は、環境の保全に関し基本的な事項について調査審議するために設置されるもので、国においては中央環境審議会(*)が置かれている。

岡山県環境審議会は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員40人以内で構成され、景観部会、水質部会、大気部会、廃棄物対策部会の4部会が置かれており、必要に応じ専門の事項を調査審議している。

岡山県環境審議会委員名簿 (任期：平成18年9月1日～平成20年8月31日)

氏 名	所 属 部 会				所 属 等
	景 観	水 質	大 気	廃棄物対策	
今 井 麻紀子	○				(有)御園専務 (21世紀会)
住 吉 良 久	○				岡山県議会議員
渋谷 俊 彦	○				山陽学園短期大学教授
千葉 喬 三	○				岡山大学学長
永 富 舞 里	○				(有)祐之花建築プロデュース代表取締役
東 島 真 弓	○				岡山県立大学デザイン学部准教授
富士田 亮 子	○				岡山大学教育学部教授
青 山 勳		○			岡山大学資源生物科学研究所教授
沖 陽 子		○			岡山大学大学院環境学研究科教授
笠 原 賀代子		○			ノートルダム清心女子大学人間生活学部教授
河 原 長 美		○			岡山大学大学院環境学研究科教授
鈴木 茂 之		○			岡山大学大学院自然科学研究科准教授
飛 山 美 保		○			おもてまち法律事務所
山 本 正 司		○			国土交通省中国地方整備局環境調整官
大 島 光 子			○		岡山大学大学院自然科学研究科准教授
角 南 重 夫			○		川崎医科大学教授
高 橋 正 徳			○		岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授
谷 口 守			○		岡山大学大学院環境学研究科教授
中 桐 佐智子			○		吉備国際大学看護学科長・教授
根 岸 友 恵			○		岡山大学大学院医歯薬学総合研究科准教授
森 田 亜 紀			○		倉敷芸術科学大学教授
阿 部 宏 史				○	岡山大学大学院環境学研究科教授
井 頭 昭 子				○	吉備国際大学社会福祉学部非常勤講師
岡 本 輝代志				○	岡山商科大学商学部長・教授
高 瀬 喜与江				○	環境NGO「エコウェーブおかやま」代表
内 藤 はま子				○	環境カウンセラー
野 上 祐 作				○	岡山理科大学理学部教授
山 下 広 美				○	岡山県立大学保健福祉学部講師
合計28名	7	7	7	7	

※ 順序は、部会ごとに50音順である。

特別委員	所属等
忠 政 智登士	池田動物園副園長

(3) 自然環境保全審議会

「自然環境保全法」等の規定に基づき、「岡山県自然環境保全審議会条例」を設け、「岡山県自然環境保全審議会」を設置している。

自然環境保全審議会は、自然環境の保全に関する重要事項等を調査審議するために設置されているも

ので、学識経験のある者及び関係行政機関の職員で構成されており、現在23人。審議会の円滑な運営を図るため、自然保護部会、鳥獣部会、温泉部会の3部会を設置している。

(資料編 P186参照－審議会開催状況(平成18年度)掲載)

岡山県自然環境保全審議会委員名簿

(任期：平成18年8月1日～平成20年7月31日)

氏 名	所 属 部 会			所 属 ・ 職 業
	自 然	鳥 獣	温 泉	
青 野 孝 昭	○			元倉敷市立自然史博物館館長
栗 野 諭 美	○			岡山天文博物館館長
高 橋 正 徳	○			岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授
千 葉 喬 三	○			岡山大学学長
西 平 直 美	○			岡山県自然保護センター友の会幹事
田 村 省 二	○			環境省中国四国地方環境事務所統括自然保護企画官
波 田 善 夫	○			岡山理科大学副学長
真 鍋 恵 美	○			就実短期大学生活科学科教授
梅 川 博		○		(社)岡山県獺友会会長
大 森 礼 子		○		弁護士
関 充 利		○		岡山森林管理署長
高 橋 英 士		○		岡山県議会議員
忠 政 智登士		○		池田動物園副園長
藤 原 香代子		○		岡山県農業協同組合中央会生活福祉対策室長
丸 山 健 司		○		(財)日本野鳥の会岡山県支部長
宮 林 英 子		○		(財)日本鳥類保護連盟岡山県支部監事
吉 田 浩 子		○		川崎医療福祉大学医療福祉学部教授
石 井 美 江			○	岡山県薬剤師会理事
鈴 木 茂 之			○	岡山大学大学院自然科学研究科准教授
鈴 木 則 子			○	順正短期大学非常勤講師
竹 内 真 理			○	岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授
西 垣 誠			○	岡山大学大学院環境学研究科教授
野 口 信 行			○	前岡山県健康づくり財団理事・環境部長
合計23名	8	9	6	

※ 順序は、部会ごとに50音順である。

(4) 岡山県環境保健センター

岡山県環境保健センターは、環境、保健行政の基本を支える総合的試験研究機関として、環境保全と保健衛生に関する調査研究、試験検査、情報の提供・解析、研修・指導などを行っている。

(5) 岡山県環境保全基金(※)

地域に根ざした環境保全活動を展開し、潤いと安らぎのある快適な環境づくりを推進するため、基金の運用益収入を財源として、事業に活用することを目的に設立された。

基金の使途としては、環境保全普及啓発などのソフト事業の財源として活用され、平成18年度は4事業10,382千円を使用し、事業を展開した。

岡山県環境保全基金の状況

(単位：千円)

平成18年度末残高	うち累積寄附金
902,778	540,173

第2章 大気環境

1 大気環境の概況

硫黄酸化物^(※)の排出量は、規制の強化、発生源対策の実施など、様々な対策が講じられたことにより以前に比べて大きく減少した。二酸化硫黄濃度は昭和40年代をピークに著しく低下し、昭和60年ごろから横ばいで推移している。一方、窒素酸化物^(※)の排出量は自動車交通量の増加に伴い自動車からの排出ガスの割合が増大する傾向にあるが、二酸化窒素濃度は横ばいで推移している。また、浮遊粒子状物質^(※)濃度についても、年平均値は横ばいで推移している。

平成18年度の環境大気の測定結果では、二酸化硫黄については、長期的評価ではすべての測定局で環境基準^(※)を達成した。

二酸化窒素については、自動車排出ガス測定局1局（青江局）で環境基準を達成しなかった。

光化学オキシダント^(※)については、すべての測定局で環境基準を達成せず、情報は24回（10日）、注意報は11回（8日）発令された。

浮遊粒子状物質については、60測定局中、15測定局で環境基準を達成した。

一酸化炭素^(※)については、従前と同じくすべての測定局で環境基準を達成した。

また、環境基準の定められていない非メタン炭化水素については、久世局を除く14局で光化学オキシダント生成防止のための指針値の上限を超える日が出現した。（資料編 P101参照－環境基準掲載）

（1）二酸化硫黄（SO₂）濃度の状況

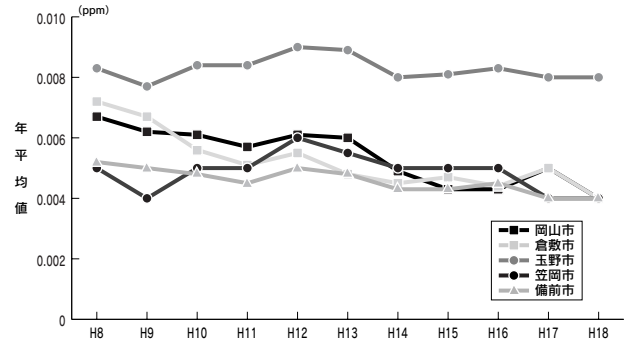
<環境基準の達成状況>

平成18年度の二酸化硫黄の長期的評価では前年度に続いてすべての測定局で環境基準を達成した。また、短期的評価においても、すべての測定局で環境基準を達成した。

<年平均値の経年変化>

過去10年間継続して測定を実施している測定局における年平均値の推移は図のとおりであり、近年は低下傾向である。

二酸化硫黄濃度の年平均値の推移（一般局）



（2）二酸化窒素（NO₂）濃度の状況

<環境基準の達成状況>

平成18年度の二酸化窒素の環境基準達成状況は次表のとおりであり、自動車排出ガス測定局の青江局（岡山市）で環境基準を達成しなかった。

環境基準のゾーン内（日平均値の年間98%値が0.04ppm^(※)～0.06ppm）にある測定局は4局であり、自動車排出ガス測定局である大高局（倉敷市）、大磯局（笠岡市）、伊部局（備前市）、長津局（早島町）であった。

二酸化窒素濃度の環境基準達成状況

区	分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
測定局	局数	58(46)	58(46)	60(48)	54(44)	57(46)
	達成局数	58(46)	57(46)	59(48)	53(44)	56(46)
	ゾーン内局数	11(4)	12(5)	11(4)	5(1)	4(0)
達成率	岡山県	100%	98.3%	98.3%	98.1%	98.2%
	全国	99.1%	99.9%	100.0%	99.9%	100.0%

注1 年間測定時間が6,000時間未満の局を除く。

2 () 内は、一般環境大気測定局に係るもので内数である。

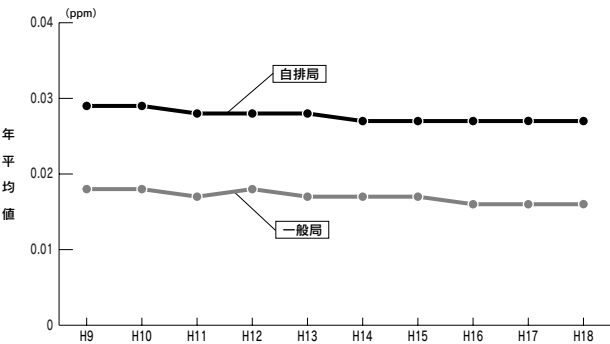
3 全国達成率は、一般環境大気測定局に係るものである。

<年平均値の経年変化>

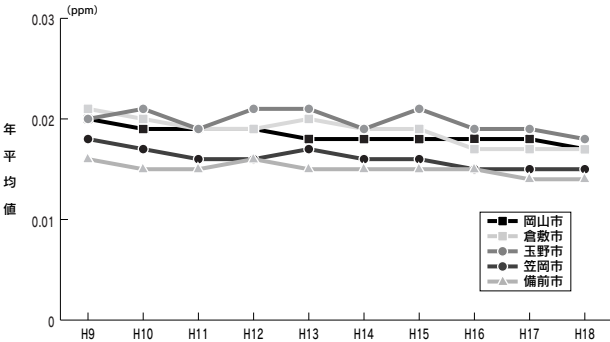
過去10年間継続して測定を実施している測定局における年平均値の推移は図-1のとおりであり、平成18年度は前年度と同様にほぼ横ばいで推移している。

また、地域別の一般環境大気測定局における年平均値の推移は図-2のとおりであり、平成18年度は前年度に比べて、横ばい又は減少していた。

図一：二酸化窒素濃度の年平均値の推移（一般局・自排局）



図二：二酸化窒素濃度の年平均値の推移（一般局）



＜環境濃度上位測定局＞

平成18年度における年平均値及び日平均値の年間98%値の上位局は次表のとおりであり、一般環境大気測定局では出石局（岡山市）が年平均値で最も高く、日比局（玉野市）が年間98%値で最も高かった。また、自動車排出ガス測定局では青江局（岡山市）が年平均値、日平均値の年間98%値ともに最も高かった。

二酸化窒素濃度の上位測定局

① 一般環境大気測定局

年 平 均 値			日平均値の年間98%値		
地 域	測 定 局	濃 度 (ppm)	地 域	測 定 局	濃 度 (ppm)
岡 山 市	出 石	0.022	玉 野 市	日 比	0.039
倉 敷 市	塩 生	0.020	岡 山 市	出 石	0.038
玉 野 市	日 比	0.020	倉 敷 市	塩 生	0.038
備 前 市	沖 浦	0.020	倉 敷 市	児 島	0.038
早 島 町	早 島	0.020	玉 野 市	宇 野	0.038
岡 山 市	南 輝	0.019	倉 敷 市	監視センター	0.037
倉 敷 市	春 日	0.019	倉 敷 市	春 日	0.037
倉 敷 市	豊 洲	0.019	倉 敷 市	松 江	0.037
倉 敷 市	児 島	0.019	早 島 町	早 島	0.036
玉 野 市	宇 野	0.019	倉 敷 市	豊 洲	0.035
浅 口 市	金 光	0.019	倉 敷 市	天 城	0.035
倉 敷 市	松 江	0.018	倉 敷 市	西 阿 知	0.035
倉 敷 市	連 島	0.018	倉 敷 市	玉 島	0.035
倉 敷 市	天 城	0.018	玉 野 市	向日比1丁目	0.035
倉 敷 市	西 阿 知	0.018	浅 口 市	金 光	0.035
倉 敷 市	玉 島	0.018			
玉 野 市	向日比1丁目	0.018			

② 自動車排出ガス測定局

年 平 均 値			日平均値の年間98%値		
地 域	測 定 局	濃 度 (ppm)	地 域	測 定 局	濃 度 (ppm)
岡 山 市	青 江	0.041	岡 山 市	青 江	0.063
早 島 町	長 津	0.034	早 島 町	長 津	0.055
備 前 市	伊 部	0.028	笠 岡 市	大 磯	0.047
笠 岡 市	大 磯	0.026	備 前 市	伊 部	0.045
倉 敷 市	駅 前	0.024	倉 敷 市	大 高	0.042
倉 敷 市	大 高	0.023	倉 敷 市	駅 前	0.039
岡 山 市	南 方	0.021	倉 敷 市	南 方	0.037
岡 山 市	西 祖	0.019	岡 山 市	西 祖	0.035
玉 野 市	用 吉	0.017	玉 野 市	用 吉	0.029
赤 磐 市	山 陽	0.015	赤 磐 市	山 陽	0.027

＜二酸化窒素の環境基準に基づく地域評価＞

二酸化窒素の環境基準に基づく地域区分別評価の推移は次表のとおりであり、すべてゾーン未満であった。

二酸化窒素の地域区分別評価

（一般環境大気測定局における日平均値の年間98%値上位3局の平均値）

（単位：ppm）

地 域	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
岡 山 市	0.040	0.040	0.040	0.034	0.035
倉 敷 市	0.040	0.041	0.039	0.036	0.038
玉 野 市	0.037	0.042	0.040	0.038	0.037
笠 岡 市	0.030	0.023	0.029	0.029	0.030
備 前 市	0.032	0.029	0.031	0.032	0.031

（3） 一酸化炭素（CO）濃度の状況

平成18年度の一酸化炭素の環境基準達成状況は、前年度に引き続いてすべての測定局で達成しており、環境濃度上位測定局の濃度水準は環境基準の概ね1／5以下で推移している。

（4） 光化学オキシダント（Ox）濃度の状況

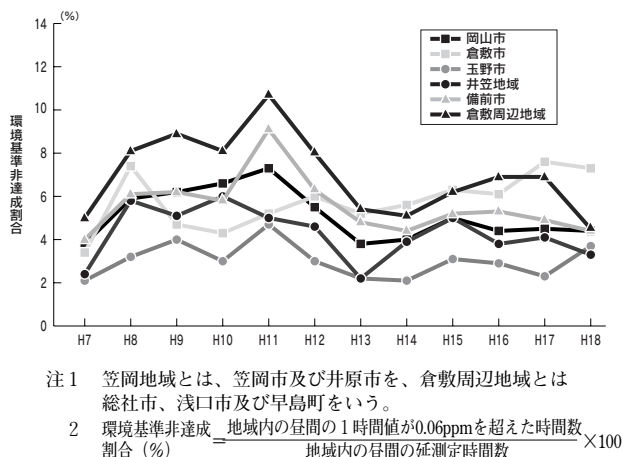
＜環境基準の達成状況＞

平成18年度の光化学オキシダントの環境基準達成状況は、県下すべての測定局で環境基準を達成しなかった。

一般環境大気測定局について、年間における昼間（5時～20時）の測定時間数に対する環境基準を達成していない（1時間値が0.06ppmを超える）時間数

の割合を地域別にみると、図のとおりであり、平成18年度は、前年度に比べて備前市、倉敷周辺地域において環境基準非達成割合が増加した。また、地域別の1局当たりの環境基準非達成時間数は、倉敷市が最も多かった。

光化学オキシダントの環境基準非達成状況（一般局）



<高濃度の出現状況>

大気汚染防止法第23条の規定によるオキシダントの緊急時（注意報）の発令基準である1時間値0.12ppm以上の地域別の延時間数は次表のとおりであった。

光化学オキシダント1時間値0.12ppm以上の延時間数

地 域	測 定 局 数	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
岡 山 市	8	0	0	0	0	9
倉 敷 市	14	9	0	8	0	65
玉 野 市	4	0	0	1	0	0
備 前 市	4	3	3	1	1	9
井 笠 地 域	4	4	0	1	0	1
倉 敷 周 辺 地 域	5	3	0	1	0	2
合 計	39	19	3	12	1	86

注）測定局数は一般環境大気測定局数（平成19年3月31日現在）

（5）浮遊粒子状物質（SPM）※ 濃度の状況

<環境基準の達成状況>

平成18年度の浮遊粒子状物質の環境基準達成状況（長期的評価）は、60測定局中15測定局で達成した。

短期的評価については、日平均値が0.10mg/m³を超えた測定局が1局、1時間値が0.20mg/m³を超え

た測定局が1局、全体で58局が環境基準を達成しなかった。

<年平均値の経年変化>

浮遊粒子状物質の測定を過去5年間継続して実施している測定局における年平均値の推移は図-1のとおりであり、ほぼ横ばいの状況にある。

また、地域別一般環境大気測定局における年平均値の推移は図-2のとおりであり、前年度に比べ、岡山市では増加傾向であり、その他の市ではほぼ横ばいであった。

図-1：浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移（一般局・自排局）

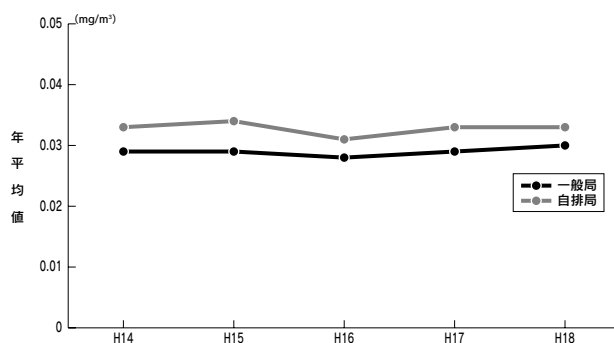
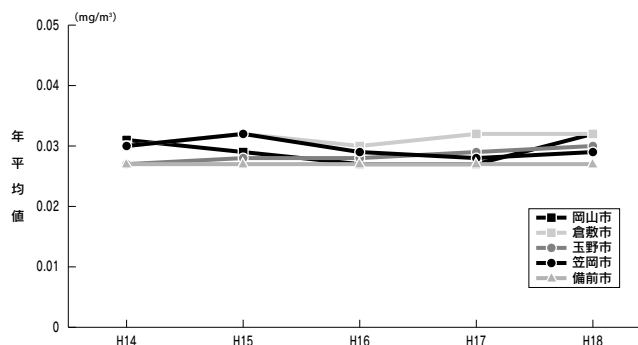


図-2：浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移（一般局）



（6）炭化水素（HC）濃度の状況

炭化水素については環境基準が定められていないが、光化学オキシダントの生成防止のための指標となる大気中の炭化水素濃度の指針値と対比すると、平成18年度は久世局を除く14局において、指針値の上限（0.31ppmC）を超える日が出現したが、年平均値はほぼ横ばいで推移している。

また、自動車排出ガス測定局は一般環境大気測定局に比べて年平均値がかなり高い傾向にある。

2 大気保全対策

(1) 大気環境の監視

<大気環境の常時監視>

大気汚染状況の監視は、環境基準の達成状況の把握、大気汚染防止対策の確立等のために不可欠で、大気保全行政の基盤をなすものであり、岡山県、岡山市及び倉敷市等関係5市は、県内70の測定局において大気汚染の状況を常時監視している。その内訳は、一般環境大気測定局56局、自動車排出ガス測定局11局、気象観測局1局、県センター（参考）1局及び倉敷市が有するコンテナ局（移動測定局）2局で、このうち70局が大気汚染監視テレメータシステムに接続されている。

このテレメータシステムは平成17年度に更新しており、テレメータシステムに接続された70測定局の測定結果は、テレメータ装置により1時間ごとに中央局（県、岡山市、倉敷市）に集められ、即時にデータ処理が行われるとともに、測定結果はインターネットに随時公表される。光化学オキシダントが高

濃度になった際には、県民への周知や工場等に対し大気汚染物質排出量の削減の要請など、緊急時の迅速な対応が可能となっている。

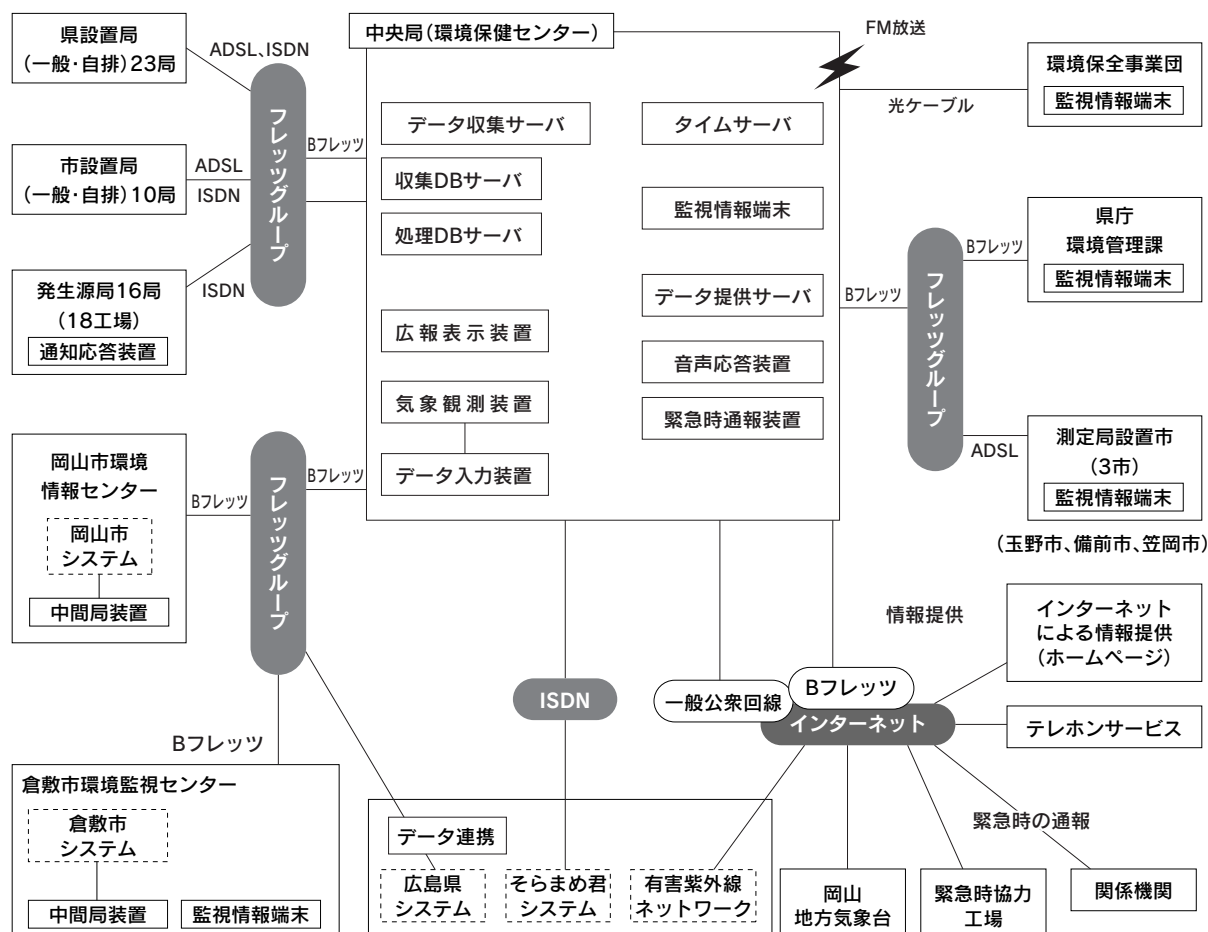
また、収集したデータは、瞬時に演算処理され、1時間ごとに測定結果がインターネットを介して一般に公表されている。

このシステムは、昭和48年10月に導入したもので、平成17年度に最新の通信・情報処理技術を取り入れて3回目の更新を行っている。今回の更新により、通信網のADSLへの切り替え、データ収集・処理の迅速化、インターネット等によるデータ配信及び緊急通報時の効率化が図られている。

また、大気環境自動測定機の高度化、効率化に対応して、逐次、測定機の整備、更新を行っている。

（資料編 P102参照－測定項目掲載）
（P104参照－監視網掲載）

大気汚染監視システムの概要



＜環境大気測定車による大気環境調査＞

大気の常時監視測定局を設置していない地域については、環境大気測定車により測定を実施している。平成18年度は吉備中央町で約10日間調査したところ、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素はいずれも環境基準のレベルを下回っていた。

＜大気汚染等情報システム＞

適切な大気保全対策を実施するために、大気汚染防止法等に基づき届出された施設を管理するとともに、工場や自動車等から排出される大気汚染物質排出量を的確に把握し、あわせて大気汚染の状況等との関連を解析する総合的なシステムを整備している。

その構成内容は、大気汚染防止法等届出データ管理・大気汚染物質排出量集計等の大気関連データ処理システム、大気シミュレーションシステム、地図情報システム、社会情報管理システムからなっている。

(2) 大気汚染緊急時対策

＜通年対策＞

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある事態が発生したときは、大気汚染防止法第23条及び岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱（昭和50年2月）に基づき、県南の8市1町に対し光化学オキシダント情報等を発令し、こうした事態の発生を周知するとともに、主要企業に対して大気汚染物質排出量の削減要請などを行い、人体被害及び農作物被害の未然防止に努めている。

なお、硫黄酸化物の情報・注意報については昭和56年度以降発令していない。

また、光化学オキシダント濃度は、依然として、全国ほとんどの地域で環境基準を超え、気象条件によっては注意報が発令される事態が生じていることから、今後とも、汚染状況の推移を的確に把握し、適切な対策を講じていく必要がある。

さらに、県際間の大気汚染防止対策について、隣接する香川県、広島県及び兵庫県との間で、それぞれ県際間の協力体制をとっている。

＜大気汚染防止夏期対策＞

光化学オキシダントが高濃度になりやすい夏期（5月10日～9月10日）には、岡山県大気汚染防止夏期対策本部（本部長：生活環境部担当副知事）を設置し、県南8市1町を中心として、光化学オキシダント汚染の未然防止に重点を置いた岡山県大気汚染防止夏期対策を実施している。

対策期間中は、緊急時協力工場に対し大気汚染物質削減の協力要請を行うとともに、自動車排出ガス低減のために、懸垂幕の掲示、ラジオスポット等により、マイカー使用自粛等の啓発を行った。

平成18年度は、オキシダント情報を24回（10日）発令し、オキシダント注意報を11回（8日）発令した。

平成17年度に比べ、発令回数は23回多く、発令日数は9日多く、過去10年間で最多となった。また平年との比較では、発令回数（過去10年間の平均値：16.3回）、発令日数（過去10年間の平均値：8.1日）ともに多かった。

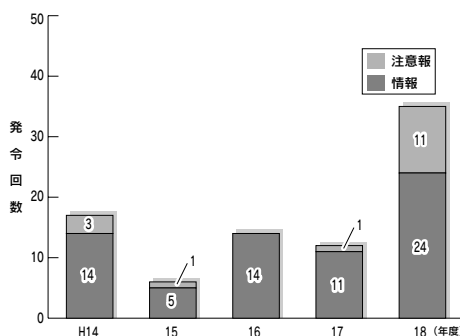
被害の発生については、昭和52年以降なかったが、18年度は26人の届出があった。農作物被害については、届出はなかった。

更に、平成18年度は、低公害車^(※)キャラバン隊によるパレード、県南の小学校でのふれあい体験、店舗での普及啓発資材の配布等を行い、工場からの大気汚染物質の排出抑制やマイカー使用自粛、アイドリング・ストップ^(※)運動等の大気汚染防止の普及啓発を行った。

＜主な普及啓発＞

- ・低公害車キャラバン隊のパレード及びキャンペーン（平成18年6月6日、参加車両7台）
- ・低公害車ふれあい体験（夏期対策期間中 県南小学校8校）

光化学オキシダント情報・注意報発令状況（過去5年）



(3) 工場・事業場の大気規制

<大気汚染防止法等に基づく規制>

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設については、硫黄酸化物、ばいじん(※)及び有害物質(窒素酸化物、カドミウム等の8物質)に関して規制を行い、粉じん発生施設については、一般粉じん及び特定粉じん(石綿)(※)に関して規制を行っている。

また、吹付け石綿等を使用した建築物等の解体作業の特定粉じん(石綿)及びベンゼン等3物質を排出する指定物質排出施設の有害大気汚染物質などに関して規制を行っている。

さらに、大気汚染防止法の適用を受けないばい煙・粉じん発生施設及び有害ガス発生施設等については、岡山県環境への負荷の低減に関する条例により、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質及び有害ガスに関して規制を行っている。

このほか、倉敷市水島地区の大規模工場に対しては、県及び倉敷市が公害防止協定等に基づく行政指導により、窒素酸化物の総量規制を実施するなど、法令を補完する形で排出抑制対策を行っている。

<硫黄酸化物対策>

①排出規制

硫黄酸化物の排出規制については、法に基づいて施設単位の排出基準及び工場単位の総量規制が実施されている。

施設単位の排出基準による規制は、K値規制と呼ばれ、地域ごとに定められた定数Kの値(Kの値が小さいほど厳しい)に応じて硫黄酸化物排出量の許容限度が定められている。Kの値は、昭和43年度以降昭和51年度の第8次基準改定に至るまで段階的に強化されている。本県については、3.5～17.5の5ランクとして地域ごとのK値が設定されている。なお、倉敷市水島地区において昭和49年4月1日以降に設置される施設については、大気汚染防止法第3条第3項の規定による特別排出基準としてK値1.75が適用される。また、ベンガラ製造の用に供する焙焼炉については、岡山県環境への負荷の低減に関する条例で県下一律にK値17.5を設定している。

[K値]

3.5(倉敷市(旧倉敷市区域)、備前市(旧備前市区域))、6.0(岡山市(旧岡山市区域))、6.42(笠岡市)、13.0(玉野市)、17.5(その他の地域)

大気汚染防止法では、工場又は事業場が集合している地域で、施設単位の排出基準のみでは環境基準の確保が困難であると認められる地域を総量規制地域として指定することとしている。本県では、倉敷市及び備前市が硫黄酸化物に係る総量規制地域として指定され、昭和53年3月31日から燃料・原料使用能力が0.5kℓ/h以上の工場、事業場については総量規制、0.5kℓ/h未満の工場、事業場については燃料使用規制(使用燃料中の硫黄含有率規制)が行われている。地域別の1時間当たりの硫黄酸化物排出許容総量は倉敷市水島地区約2,226Nm³、水島地区以外の地区約291Nm³、備前市片上地区約85Nm³、三石地区約21Nm³である。

また、笠岡市については、広島県との協議に基づいて、昭和52年5月6日に笠岡・福山地域の地区別硫黄酸化物排出許容量(笠岡市243Nm³/H、福山市2,139Nm³/H)を設定し、昭和53年度当初から総量管理を実施している。

②硫黄酸化物排出低減対策

法令等に基づく排出規制及び排出抑制指導により、脱硫された重油の使用などの低硫黄燃料や低硫黄原料(鉄鉱石、コークス等)の使用などの燃・原料対策、及び排ガス中の硫黄酸化物を除去する排煙脱硫装置の設置など、硫黄酸化物対策が着実に進められた。これにより、県下の硫黄酸化物の排出量は法令の規定が十分に整備される前の昭和48年度と比較して、昭和53年度で約28%となり、その後も逐次減少し、近年は約10数%の水準となるなど、大幅に低下し、その後横ばいで推移している。

<窒素酸化物対策>

①排出規制

窒素酸化物の排出規制については、大気汚染防止法に基づいて、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに、排出基準(濃度)として定められており、昭和48年の第1次規制から昭和58年の第5次規制まで順次、対象施設の拡大と排出基準の強化がなされてきている。この後も、ディーゼル機関、ガスタービン等の窒素酸化物の排出量が多い施設について、新たにばい煙発生施設に追加されるとともに排出基準が設定されている。これらの排出基準は、全県一律に適用される。

ピクリン酸製造施設のうち反応施設及び金属の表面処理施設については、岡山県環境への負荷の低減に関する条例で規制基準（濃度）を設定している。

工場単位の総量規制については、本県には大気汚染防止法に基づく総量規制地域は指定されていない。

倉敷市については、大規模な工場が立地することから、昭和49年度以降県及び市において公害防止協定等による行政指導により、主要な工場に対して暫定的な排出抑制指導を行ってきた。しかし、昭和53年7月に二酸化窒素に係る環境基準が改定されたことなどを契機に、昭和56年6月に県独自の対策として「倉敷地域窒素酸化物総量削減計画」を策定し、昭和60年度当初に水島地区の大規模工場等が達成すべき窒素酸化物の排出許容総量を、1時間当たり約2,900Nm³と設定している。これに基づいて、主要工場においては、年次的な排出量削減計画を作成し、所期の計画どおり達成し、現在に至っている。

また、笠岡市については、広島県との協議に基づいて、昭和56年2月24日に笠岡・福山地域の地区別窒素酸化物排出許容量（笠岡市：337Nm³/H、福山市：2,427Nm³/H）を設定し、昭和60年度末から総量管理を実施している。

②窒素酸化物排出低減対策

法令等に基づく排出規制及び排出抑制指導により、脱窒された重油の使用やガス燃料などの良質燃料や低窒素原料（コークス等）の使用などの燃・原料対策、低NO_x燃焼技術（二段燃焼法、排ガス再循環、低NO_xバーナー等）、排ガス中の窒素酸化物を除去する排煙脱硝装置（乾式接触還元法、無触媒脱硝法）の設置など、窒素酸化物対策が着実に進められた。これにより、県下の窒素酸化物の排出量は、環境基準が設定された昭和53年度の値と比較してみると、昭和60年度で約76%と減少し、その後はほぼ横ばい傾向にある。

<ばいじん及び粉じん対策>

浮遊粒子状物質の発生源は、工場などの産業活動に関係するもののほか、自動車排出ガスやタイヤの巻き上げなど自動車の運行に伴うものや、土壌粒子の舞い上がりなどの自然現象、さらには大気汚染物質の大気中での反応生成物によるものがあるとされている。これらの内、工場・事業場から発生するものについては、大気汚染防止法に基づき、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する物質を「ばいじん」と

して、物の破碎、選別その他の機械的処理などに伴い発生する物質を「粉じん」として規制されている。

ばいじんについては、施設の種類及び規模ごとに排出基準（濃度）が定められており、さらに、施設が密集し汚染の著しい地域においては、新設の施設に対して、より厳しい特別排出基準が定められている。本県においては、倉敷市水島地区に設置される施設に特別排出基準が適用されるほか、昭和46年6月23日以前に設置された施設については、県条例による上乘せ基準が適用される。なお、法の排出基準については、昭和57年度に大幅な改定強化が行われ、さらに、平成10年には廃棄物焼却炉のばいじんの基準が強化された。また、小規模なベンガラ製造の用に供する焙焼炉について、岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき規制基準を設定している。

法令等に基づく排出規制により、ばいじんの発生源対策として、良質燃料への転換、適切な燃焼管理などのほか、集じん装置（電気集じん機、バグフィルタ、スクラバー等）の設置が進められた。

一般粉じん（「粉じん」の内「特定粉じん」（石綿以外のもの）については、大気汚染防止法により堆積場、コンベアなどの一般粉じん発生施設の構造、使用及び管理に関する基準が定められ、散水、施設の密閉化、集じん装置の設置などの対策が行われているほか、岡山県環境への負荷の低減に関する条例においても、セメントサイロ等に対して法と同様に管理基準を定めている。

特定粉じん（石綿）については、大気汚染防止法により、特定粉じん発生施設を設置している工場・事業場の敷地境界における規制基準が定められているとともに、特定粉じん排出等作業における作業基準が定められている。

<有害物質対策>

大気汚染防止法において、有害物質としてカドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の8種類の物質が定められ、排出基準（濃度）が有害物質の種類及びばい煙発生施設の種類ごとに定められている。

大気汚染防止法の対象とならない小規模な施設については、岡山県環境への負荷の低減に関する条例により有害物質の種類及び施設の種類ごとに規制基準を定めている。

また、倉敷市水島地区において石油コンビナート

が形成されており、大気汚染防止法の規制対象とならない有害ガスの排出規制を実施する必要があったため、昭和48年度から公害防止条例（現：岡山県環境への負荷の低減に関する条例）により有害ガスに係る特定施設を定め、10種類の有害ガス（ホルムアルデヒド、シアン、塩化ビニル、ベンゼン等）について規制基準（濃度）を設定している。

（４）工場・事業場の審査、指導

＜ばい煙発生施設等の設置状況＞

平成18年度末における大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づくばい煙発生施設等の設置状況は、表－１、表－２のとおりである。

表－１：大気汚染防止法に基づく施設の所管別・法区分別内訳

区分 所管	ばい煙発生施設		V O C 排出施設		一般粉じん発生施設		特定粉じん発生施設		合 計	
	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数
岡山県	629	1,308	10	17	101	595	0	0	740	1,920
岡山市	435	1,056	10	41	43	194	0	0	488	1,291
倉敷市	349	1,399	13	60	20	1,546	0	0	382	3,005
合 計	1,413	3,763	33	118	164	2,335	0	0	1,610	6,216

表－２：岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づくばい煙発生施設等の設置状況

区分 所管	ばい煙発生施設		粉 じ ん 発生施設		有害ガス発生施設		合 計	
	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数
岡 山 県	24	52	61	137	139	1,291	224	1,480
岡 山 市	2	2	22	50	98	471	122	523
倉 敷 市	7	23	20	57	66	925	93	1,005
合 計	33	77	103	244	303	2,662	439	3,008

＜届出の状況＞

平成18年度における、法令に基づくばい煙発生施設等の届出の状況は次表のとおりである。

（資料編 P107参照－関連データ掲載）

ばい煙発生施設等の届出状況

法 令	設置届	変更届	その他届	計
大 気 汚 染 防 止 法	76	16	209	301
岡山県環境への負荷の低減に関する条例	227	13	79	319
合 計	303	29	304	620

注）岡山市及び倉敷市の処理件数は除く。

＜煙道排ガスの常時監視＞

岡山市、倉敷市及び玉野市に立地する主要18工場について、大気汚染監視テレメータシステムのサブシステムである発生源監視テレメータシステムによるばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物）量の常時監視を行っており、法又は公害防止協定等に基づく総量規制値の遵守について確認している。

また、発生源監視テレメータシステムに接続されているばい煙（SOx、NOx）自動測定機（SOx測定機61、NOx測定機61）の精度検査については、事業者からの自主検査報告により正常に作動していることの指導を行っている。

発生源監視テレメータシステムによる監視対象工場

地 域	工 場 名
倉 敷 市	新日本石油精製、ジャパンエナジー、中国電力（水島）、中国電力（玉島）、三菱化学、JFEスチール、瀬戸内共同火力、旭化成ケミカルズ、日清オイリオ、三菱瓦斯化学、東京製鉄、ベトロコックス、クラレ倉敷（玉島）
岡 山 市	クラレ（岡山）、テイカ、日本エスクリン工業
玉 野 市	パンパシフィック・カップパー、日比共同製錬

＜監視・指導＞

大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、ばい煙発生施設等を設置する工場、事業場の立入検査を実施し、ばい煙発生施設等の設置状況、排ガス自主検査結果を確認し、排ガス処理施設の適正な管理、適切な燃料の使用等の指導を行っている。特に、新規に設置された施設や規模の比較的大きい施設等へ重点的に立入検査を実施している。

立入検査に合わせて使用燃料の抜き取り検査を行い、燃料中の硫黄含有率を分析するほか、煙道排ガスに含まれるばいじん、窒素酸化物等の濃度検査を実施するなど、排出基準の遵守状況を確認している。

なお、検査の結果、排出基準違反等が確認された場合は、当該事業者には違反内容を通知し、その原因について事情聴取するとともに、原因の究明及び改善対策の報告を求めた上で、改善後の状況を確認するなど、厳正な指導を行っている。

立入検査等の実施件数（平成18年度）

項 目		件 数
延立入検査事業所数		270
(内 訳)法	ばい煙発生施設	126
	V O C 排出施設	12
	一般粉じん発生施設	26
	特定粉じん発生施設	3
	特定粉じん排出等作業	76
条例	ばい煙発生施設	2
	粉じん発生施設	5
	有害ガス発生施設	20
延検査施設数		635
(内 訳)法	ばい煙発生施設	265
	V O C 排出施設	13
	一般粉じん発生施設	152
	特定粉じん発生施設	9
	特定粉じん排出等作業	94
条例	ばい煙発生施設	10
	粉じん発生施設	18
	有害ガス発生施設	74
実 測 検 査	ば い じ ん	16
	窒 素 酸 化 物	30
	塩 化 水 素	5
	特 定 粉 じ ん	0
	燃 料 中 の 硫 黄 含 有 率	45
	有 害 ガ ス	2
合 計		98

ばい煙発生施設の指導の実施件数（平成18年度）

指 導 内 容	件 数
排出基準の遵守	1
使用燃料中の硫黄分の低減	3
そ の 他	0
合 計	4

粉じん発生施設の指導の実施件数（平成18年度）

指 導 内 容	件 数
管理基準の遵守	0
そ の 他	0
合 計	0

（５）自動車排出ガス対策

＜自動車排出ガス対策の推進＞

近年の自動車交通量の増加に伴い、自動車排出ガスによる大気汚染が一部の地域で顕在化しており、自動車排出ガス対策が重要な課題となっている。特に、国道2号沿道の青江測定局（岡山市）においては、二酸化窒素の環境基準が達成されていない状況である。このため、環境基本計画において、自動車公害対策を重点プロジェクトに位置づけ、自動車に関わり深い17団体で構成する「岡山県自動車公害対策プロジェクト推進会議」を設立し、県民、事業者、

行政が一体的に取り組む組織作りを行い、自動車公害防止手法の検討、アイドリング・ストップ運動等の実践活動を実施している。（第1章、1、(2)参照）

また、岡山県環境への負荷の低減に関する条例により、低公害車の使用に努める等自動車排出ガスの負荷の低減のための取組を義務付けるとともに、不要なアイドリングを禁止する規定を定めた。（平成14年10月1日施行）

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の削減を目的として、この条例に基づく粒子状物質削減規定を、平成17年4月1日に施行した。

これにより、特定事業者は、粒子状物質削減に係る年次計画書及び実施状況報告書の提出を行うこととした。

＜低公害車の導入と普及啓発＞

自動車排出ガスについては、昭和48年度以降、法の規制強化が行われ、自動車構造の改善等により大気汚染物質の排出量が大幅に削減されてきているが、中でも、対策の遅れていたディーゼル自動車の規制が順次強化されている状況であり、今後は、最新規制適合車に可能な限り早く代替することが必要である。

また、低公害車（電気自動車[※]）、ハイブリッド自動車[※]、天然ガス自動車[※]、燃料電池自動車[※]、メタノール自動車[※]及び低燃費かつ低排出ガス自動車）の普及は自動車公害問題の解決を図る上で極めて有効であり、各自動車メーカーにおいては排出ガス低減のための技術開発や、低価格化による普及の拡大に向けて、積極的な取組が行われている。

県においても、低公害車の普及を推進するため、ハイブリッド車及び天然ガス自動車を率先して導入しているほか、マイカーの使用自粛、アイドリング・ストップのPR等（大気汚染防止夏期対策を参照）を行うなど、自動車の上手な使い方を含めた普及啓発を行っている。

県内の低公害車導入状況

（H19年3月末現在）

車 種 別	県 内 全 体	公 用 車	
		県	市町村
電 気	2	0	2
ハイブリッド	5,425	37	67
天 然 ガ ス 等	256	3	1
低 燃 費 か つ 低 排 出 ガ ス	233,148	504	809
合 計	238,831	544	879

※数字は低公害車保有台数調査及び中国運輸局統計による
注）天然ガス等にはLPG貨物を含む

3 アスベスト(※)対策

＜岡山県アスベスト対策協議会の運営＞

平成17年7月に設置した行政機関の対策連絡会議（県、労働局、地方環境事務所、岡山市、倉敷市等で構成）に建設業協会や医師会など民間団体を加えた「岡山県アスベスト対策協議会」を平成18年1月に設立し、アスベスト対策を総合的に推進している。

岡山県アスベスト対策協議会（平成18年1月27日設置）
＜構成＞

議長：副知事
構成員：県（生活環境部、保健福祉部、産業労働部、土木部、教育庁、警察本部）
国（岡山労働局、中国四国地方環境事務所）
市町村（市長会、町村会、岡山市、倉敷市、玉野市）

関係団体：10団体
建設団体（建設業協会、建築士会）
商工団体（商工会議所連合会、商工会連合会等）
廃棄物団体（産業廃棄物協会）
医療・労災団体（医師会、病院協会、労災病院等）

＜事務局＞岡山県生活環境部環境管理課
＜所掌事務＞アスベストの飛散による被害防止、情報提供、相談窓口の整備等
＜平成18年度における取組状況＞
開催年月日 平成18年5月18日、10月19日
内 容 18年度事業の決定、「大気汚染防止法」等の改正の周知、石綿救済法の申請・認定状況等

＜飛散防止対策＞

アスベスト製品を取り扱う工場・事業場の敷地境界における大気中のアスベスト濃度の測定を実施した。測定結果は表－1のとおり、検出されなかった。
また、一般大気環境中のアスベスト濃度について、県内14地点において測定調査を行った。測定結果は、表－2のとおりであった。

表－1：特定粉じん発生施設のアスベスト濃度（平成18年度）

所 管	所 在 地	濃 度（本／ℓ）
県	玉野市玉原	不検出

敷地境界規制基準：10本／ℓ

表－2：一般大気環境のアスベスト濃度（平成18年度）

調査場所	濃度（本／ℓ）	調査場所	濃度（本／ℓ）
岡山市青江	不検出	玉野市和田	不検出
岡山市大供	不検出	笠岡市六番町	不検出
岡山市庭瀬	不検出	笠岡市笠岡	不検出
岡山市柏谷	不検出	新見市高尾	不検出
岡山市足守	不検出	新見市新見	不検出
岡山市君津	不検出	備前市東片上	不検出
倉敷市福田町古新田	不検出	備前市西片上	不検出
倉敷市松江	不検出	早島町早島	不検出
津山市山下	不検出	早島町前潟	不検出
津山市椿高下	不検出	吉備中央町吉川	不検出
玉野市玉	不検出	吉備中央町吉川	不検出

＜啓発＞

県民の不安を解消するため、県民相談の実施や、アスベスト専用サイトの開設、新聞への折込み広告等によるアスベストに関する情報提供を行うとともに、パンフレットや、講習会の開催により事業者に関係法令遵守を指導している。

平成18年度に実施した普及啓発事業等

- ・相談窓口の設置 70箇所
- ・研修会の開催 6回開催
- ・国への要望等 平成18年7月6日に実施したほか、全国知事会及び中国地方知事会でも実施
- ・県民への広報 新聞、ラジオ、広報誌等により広報や啓発に努めた。
新聞折込チラシ 平成18年12月17日（日）朝刊で全戸配布

＜吹付けアスベスト使用状況調査（補足調査）の実施＞

県有建築物及び市町村有建築物について、使用状況調査（補足調査）を実施した。

第3章 水環境

1 水環境の概況

(1) 河川及び海域の状況

県下には、豊かな水量を誇る高梁川、旭川、吉井川の三大河川をはじめとする大小数多くの河川があり、さらに清流といわれる河川も数多く存在しているが、都市近郊を流れる中小河川などでは、汚濁が進行した状態が継続している。

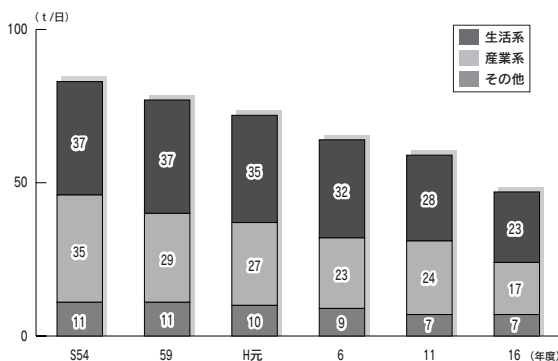
瀬戸内海は、東京湾や伊勢湾と同様に閉鎖性が強く、陸域と海洋の両方からの影響を受けやすく、汚濁も顕在化しやすい海域で、「水質汚濁^(※)防止法」や「瀬戸内海環境保全特別措置法」等に基づく工場・事業場に対する排水規制や下水道等の整備により、一定の汚濁負荷の削減が図られてきたが、水質は横ばいの状況である。

<水質汚濁の主な原因>

河川等の公共用水域^(※)における水質汚濁の原因となる汚濁物質の発生源は、工場・事業場などの産業系、一般家庭の生活系及び山林・農地などの自然系に大別される。これら発生源から排出される汚濁物質が、河川などが本来持っている浄化能力を超えて流入したときに水質汚濁が発生する。

化学的酸素要求量（COD）^(※)等の発生負荷量は、水質汚濁防止法等による規制や指導などの結果、産業系が減少し、都市化の進展による人口の集中や生活様式の変化などにより、生活系の占める割合が最大となっている。

CODの発生負荷量の推移



<環境基準の達成状況>

水質汚濁に係る環境基準については、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）があり、それぞれの項目について基準値が設けられている。

健康項目については、カドミウム等26項目あり、全国一律の基準値が定められている。

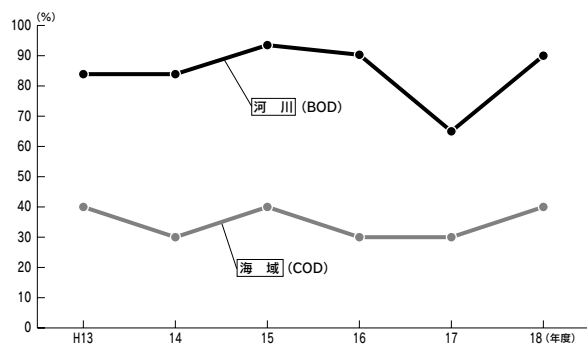
また、生活環境項目については、河川・湖沼・海域別に利用目的に応じた「水域類型」が設定されており、その類型ごとに水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）^(※)等の基準項目と基準値が定められている。

（資料編 P110参照—環境基準掲載）

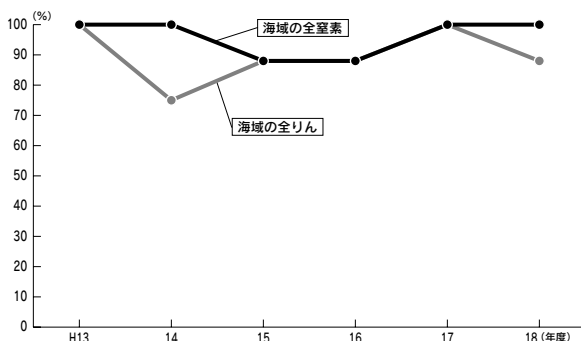
平成18年度における環境基準の達成状況を見ると、健康項目は、前年度と同様、河川及び海域全てで達成した。河川のBODは、31水域のうち28水域で達成した。達成率は90%で、渇水の影響のあった前年度の65%から25ポイント上回り、16年度以前の状況に回復した。海域のCODは、10水域のうち4水域で達成し、全窒素及び全りんは、1水域の全りんを除き達成した。

また、環境基準に準ずる要監視項目については、ウランが海域9地点で国の指針値を超過したが、この原因として自然由来が考えられるので、今後も水質監視を継続するとともに知見の収集に努めることとしている。

河川のBOD、海域のCODの環境基準達成率の経年変化



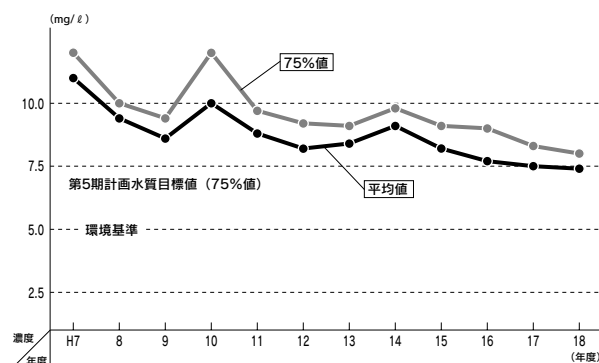
海域の全窒素、全りん的环境基準達成率の経年変化



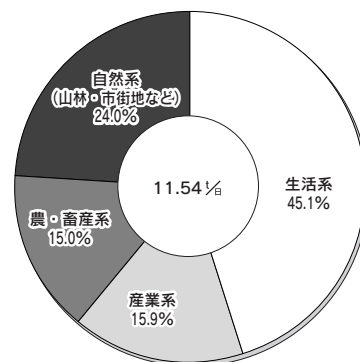
児島湖の水質の経年変化

年 度	S60	H2	7	12	14	15	16	17	18
COD(75%値)	10	10	12	9.2	9.8	9.1	9.0	8.3	8.0
COD(平均値)	10	10	11	8.2	9.1	8.2	7.7	7.5	7.4
全窒素(〃)	1.9	1.8	2.0	1.6	1.3	1.3	1.5	1.3	1.3
全りん(〃)	0.20	0.24	0.20	0.19	0.19	0.19	0.21	0.20	0.21

児島湖水質経年変化 (COD)



児島湖の平成17年度発生源別COD発生負荷量



(2) 児島湖の状況

児島湖は、沿岸農用地の干害、塩害を一掃するとともに、低湿地の排水強化及び干拓堤防の安全を確保するため、国営児島湾沿岸農業水利(締切堤防)事業により、児島湾を締め切ってできた人造湖である。

締切堤防建設工事は、農林省(現農林水産省)により昭和26年2月に着手され、昭和37年3月に完成した。

児島湖には、笹ヶ瀬川、倉敷川、鴨川の3つの二級河川が流れ込んでおり、その流域は、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、早島町及び吉備中央町の6市町にわたっている。

児島湖は閉鎖性水域^(※)であるため、元来、富栄養化^(※)や汚濁が進行しやすい特性を持っている上に、流域の都市化や生活様式の変化などにより水質が悪化し、その改善が求められており、平成18年度に策定した湖沼水質保全計画(第5期)に基づき各種対策を実施しているところである。

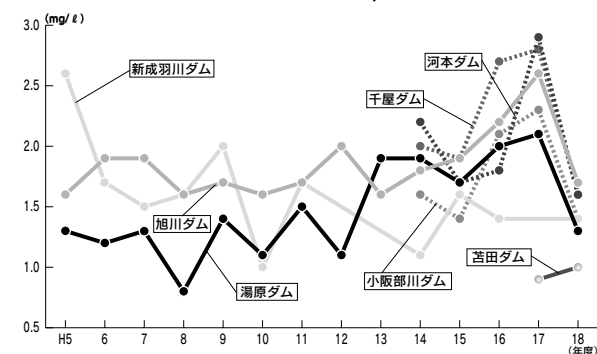
平成18年度の測定結果は、CODが8.0mg/ℓと過去最低の濃度となり、依然として環境基準(5.0mg/ℓ)は上回っているものの改善傾向にある。なお、健康項目については、4地点で164検体について測定した結果、4地点とも環境基準を達成していた。

(3) ダム湖の状況

旭川ダム、湯原ダム、新成羽川ダム、千屋ダムなどのダム湖においては、富栄養化が原因となって、ある種のプランクトンが異常に増殖して水面の色を変えてしまう現象(アオコ^(※)、淡水赤潮、水の華と呼ばれる)が確認されることがある。

こうしたアオコ等は、水にカビ臭をつけたり毒性物質を生産するものがあるため、各ダム湖管理者及び周辺市町村では、定期的な監視や水質調査、曝気装置の運転等により、発生抑制と利水被害の防止に努めている。

ダム湖水質経年変化（BOD：75%値）



（４）地下水の状況

地下水は、水質が良好で比較的安定しており、水温の変化が少なく容易で安価に利用できることから、飲用はもとより農業用水や工業用水など、身近にある貴重な水資源として広く活用されている。また、湧水や伏流水として河川の源にもなっている。

しかしながら、近年、新たな化学物質による地下水汚染が懸念されるようになったため、平成元年の水質汚濁防止法の一部改正により、カドミウム等11種類の健康項目について評価基準が設定（平成5年の改正により23種類）されるとともに、常時監視することが義務付けられた。平成9年3月には、これらの物質について環境基本法に基づき「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が設定され、さらに平成11年2月には、3項目が追加され、全26項目に基準値が定められている。

平成18年度に県下70地点で測定した結果によると、概況調査（56地点、1,034項目）により、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」及び「ふっ素」が、それぞれ2地点で環境基準を超過した。

周辺調査の結果、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」については、測定井戸と同一敷地内における農地への施肥による局所的汚染と推定され、「ふっ素」については自然由来と推定された。

また、要監視項目は2地点で測定し、1地点で全マングンを検出（指針値に適合）したが、他はすべて不検出であった。

また、過去の概況調査等により確認された汚染の継続的なモニタリングとして実施する定期モニタリング調査（14地点、122項目）においては、環境基準を達成したのは、4地点であり、10地点では環境基準が未達成であった。

環境基準を超過している項目は、事業場由来のテトラクロロエチレン、自然由来のひ素及びふっ素、

生活由来の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の計4項目であった。

今後も引き続き関係機関と協力して水質測定を行うとともに、知見の収集に努めることとしている。

（資料編 P120参照－測定結果掲載）

（５）有害化学物質（※）等の状況

有害化学物質は、石油化学産業や先端技術産業など様々な分野における使用の拡大などのほか、ゴルフ場等での農薬の使用などに伴って環境中に排出されており、環境汚染が懸念されている。

このため、有害化学物質について各種の環境調査を実施し、これらによる汚染の実態把握に努めている。

＜ゴルフ場周辺水質調査＞

ゴルフ場で使用される農薬が河川等へ及ぼす影響を把握し、必要な対策を講ずるため、昭和63年度から、ゴルフ場の排水口及びゴルフ場下流の河川において、環境省が「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値」を定めている農薬のうち40種類について調査を実施している。

平成18年度は、岡山市及び倉敷市の実施分を除く県下20ゴルフ場の排水口20地点とゴルフ場下流の河川6地点で40種類の農薬について調査した結果、ゴルフ場の排水口においては13ゴルフ場の排水口13地点で、フルトラニル等9種類の農薬が検出されたが、いずれも暫定指導指針値以下であった。なお、河川については、6地点中5地点でイソプロチオラン等3種類の農薬が検出されたが、いずれも指針値等と比べて十分低い値であった。

（資料編 P122参照）

2 水質保全対策

(1) 環境水質の監視

環境水質の監視については、水質汚濁防止法の規定に基づく公共用水域及び地下水の水質汚濁の常時監視のほか、海水浴場の水質検査や水質汚濁事象に関する水質調査などを行い、その実態把握に努めるとともに、必要な対策を実施している。

＜公共用水域の常時監視＞

公共用水域については、水質汚濁防止法に基づいて作成した測定計画により、岡山県及び国土交通省並びに政令市である岡山市及び倉敷市が分担して常時監視している。

平成18年度に実施した測定地点数及び測定項目は、次のとおりである。

調査水域数及び調査担当機関別調査地点数

水 域 分	調 査 対 象 水 域 数	調 査 地 点 数				
		岡山県	国 土 交通省	岡山市	倉敷市	計
河 川	41	51	15	13	4	83
湖 沼	1	—	—	4	—	4
海 域	10	35	—	13	21	69
計	52	86	15	30	25	156

測定項目

健 康 項 目	カドミウム等の重金属類、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物及びシマジン等の農薬類等26項目
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）等10項目
要 監 視 項 目	クロロホルム、トルエン、ニッケル等29項目
特 殊 項 目	銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、総クロムの4項目
そ の 他 項 目	栄養塩類、塩素量等4項目

＜地下水の常時監視＞

地下水については、水質汚濁防止法に基づいて作成した測定計画により、岡山県及び国土交通省並びに政令市である岡山市及び倉敷市が分担して常時監視している。

平成18年度に実施した測定地点数及び測定項目は、次のとおりである。

調査担当機関別調査地点数

調 査 機 関 名		岡山県	国 土 交通省	岡山市	倉敷市	計
調 査 地 点 数	概 況 調 査	40	4	6	6	56
	定期モニタリング調査	5	1	4	4	14

測定項目

区 分	項 目
健 康 項 目	カドミウム等の重金属類、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物及びシマジン等の農薬類等26項目
要 監 視 項 目	クロロホルム、トルエン、ニッケル等27項目

＜海水浴場の水質検査＞

水浴の適否を確認するため、主要海水浴場を対象に、関係市の協力を得て、毎年海水浴場開設前（5月上旬～6月上旬）及び開設中（7月中旬～8月上旬）に水質検査を実施している。

平成18年度は、15の海水浴場を対象にCOD、ふん便性大腸菌群数、透明度及び油膜の有無について検査を行った結果、いずれの海水浴場も水浴上問題ないことが確認された。また、同時にO-157の検査を実施したが、すべての海水浴場で検出されなかった。（資料編 P124参照）

＜水質汚濁事象の発生状況＞

平成18年度に発生した突発的な水質汚濁事故等は68件で、水質検査等を迅速かつ適切に実施し、対応した。

水質汚濁事象の発生状況

（環境管理課調べ）

区 分	発生件数	備 考
魚のへい死	16(0)	病気4件、酸欠1件、pH1件、その他1件、不明9件
油の流出	40(1)	
そ の 他	12(0)	白濁水等の流出、河川水の濁り
計	68(1)	

注）（ ）内は報道発表した件数（再掲）

＜広域総合水質調査＞

瀬戸内海における水質汚濁の深刻化、広域化に対処するため、総合的な水質汚濁防止対策を実施しているが、その効果を把握するために、環境省の委託を受けて関係府県が一斉に瀬戸内海の水質汚濁の実態調査を行っている。

- ・調査場所：8地点
- ・調査回数：年4回
- ・調査項目：水温、塩分、色相、透明度、pH、DO、COD、全窒素、全りん、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、りん酸態りん、クロロフィルa、プランクトン

(2) 工場・事業場の排水規制

＜水質汚濁防止法による規制＞

水質汚濁防止法では、汚水・廃液を排出する施設（特定施設）を定め、特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）に届出の義務を課し、排出水の濃度等について基準を定めて規制している。

国の定めた排水基準（一律排水基準）では、人の健康に被害を及ぼすおそれがある「有害物質」と、生活環境に被害を及ぼすおそれがある「生活環境項目」に区分されており、有害物質については、カドミウム、シアン等27項目がすべての特定事業場に適用され、生活環境項目については、pH、COD、SS等15項目が日平均排水量50m³以上の特定事業場に適用されている。

（資料編 P125参照－特定事業場数掲載）

＜上乗せ排水基準条例による規制＞

水質汚濁防止法では、都道府県の実情に応じ、条例により国が定めた排水基準（一律排水基準）よりも厳しい基準（上乗せ排水基準）を定めることができるとされている。本県では、全県を対象に日最大排水量が50m³以上の事業場に対してCOD等により厳しい排水基準を設定するとともに、生コンクリート製造業など19業種については、日最大排水量が50m³未満の事業場に対しても基準を設けて規制している。

また、児島湖が昭和60年12月に「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼に指定されたことから、児島湖流域内の特定事業場については、昭和62年3月、旅館、試験研究機関など18業種（日最大排水量が50m³以上のもの）について上乗せ排水基準を設定している。

さらに、児島湖流域内の特定事業場については、平成4年4月から、日最大排水量が50m³未満の事業場に対し油分等の規制を強化するとともに、日平均排水量が20m³以上の小規模な特定事業場の内、78業種を新たに規制対象とした。また平成5年4月から、日平均排水量が20m³以上の特定事業場に対して、窒素及びりんの上乗せ排水基準が適用されている。

＜瀬戸内海環境保全特別措置法による規制＞

瀬戸内海環境保全特別措置法では、日最大排水量が50m³以上である特定事業場が特定施設を設置（変更）する場合は、環境影響事前評価を実施し、許可申請を行うことになっている。特に、汚濁負荷

量が増加する場合には、詳細な環境影響事前評価を実施することとなっており、本県では、汚濁負荷量の削減を図るため高度処理の導入など、適正な施設整備について指導している。

（資料編 P125参照－特定施設の許可件数掲載）

＜湖沼水質保全特別措置法による規制＞

児島湖が湖沼水質保全特別措置法による指定湖沼に指定されたことに伴い、湖沼特定事業場（日平均排水量が50m³以上）は、COD、窒素及びりんに係る汚濁負荷量規制基準が適用される。また、小規模畜舎などにも、指定施設として届出が義務付けられるとともに、構造及び使用の方法に関する基準が適用される。

＜岡山県環境への負荷の低減に関する条例（環境負荷低減条例）による規制＞

岡山県環境への負荷の低減に関する条例では、全県を対象に、水質汚濁防止法で規制されていない業種の内、比較的汚濁負荷量の多い12種類を対象に特定施設を指定し、規制基準を設けて規制している。

また、児島湖流域内の事業場については、水質汚濁防止法の規制対象規模未満のもの内、飲食店など8種類の施設を特定施設に別途指定している。

さらに、同条例では産業型公害への規制に加え、土壌及び地下水の浄化対策の推進や廃食用油の公共用水域への排出の禁止等を内容に盛り込んでいる。

（資料編 P125参照－特定事業場数掲載）

(3) 工場・事業場の審査、指導

＜届出及び許可の状況＞

平成18年度における特定施設の設置などに関する水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び環境負荷低減条例に基づく届出又は許可の状況は、次のとおりである。

特定施設の設置等の届出等状況（岡山県所管分）

	設 置	変 更	その他	計
水 質 汚 濁 防 止 法	43	20	124	187
瀬戸内海環境保全特別措置法	21	17	52	90
環 境 負 荷 低 減 条 例	0	0	6	6

＜監視、指導＞

水質汚濁防止法及び環境負荷低減条例に基づく特定事業場等を対象に立入検査を実施し、特定施設の設置状況の確認、排水処理施設の適正な維持管理の指導を行っている。特に、日最大排水量が50m³以上の特定事業場については、重点的に立入検査を実施している。

また、排水基準が適用される特定事業場については、立入検査に合わせて排水検査による排水基準監視を行っている。さらに、総量規制基準が適用される特定事業場（日平均排水量が50m³以上）については、汚濁負荷量測定状況の報告を求めるとともに、自動測定装置の設置が義務付けられている事業場（日平均排水量が400m³以上）については、現地に立ち入り、総量規制基準の遵守状況を監視している。

なお、立入検査の結果、排水基準の違反などが確認された場合は、当該事業場に違反内容を通知し、その原因について責任者から事情聴取するとともに、原因の究明及び改善対策について報告を求め、今後違反を起こすことのないよう厳重に指導している。さらに、改善後の内容を確認するため、排水検査等を実施している。

工場・事業場の排水基準監視結果（平成18年度）（岡山県所管分）

区 分	対 象 事業場数	延べ採水 事業場数	延べ違反 事業場数
水 質 汚 濁 防 止 法	1,343	494	37
環 境 負 荷 低 減 条 例	5	2	2
合 計	1,348	496	39

（４） 有害化学物質対策

水質汚濁に係る有害化学物質については、シアン、カドミウム等26項目について環境基準が設定されているほか、クロロホルム、トルエン等27項目が要監視項目に指定されている。そのほかにも、未規制の有害化学物質が数多くあり、これらによる環境汚染が懸念されている。

このため、水質汚濁防止法に基づき実施している公共用水域等の監視や工場・事業場の発生源監視に加え、ゴルフ場などから排出される農薬の調査を実施している。さらに、環境省の委託などを受けて、各種の有害化学物質について環境調査を実施し、これら有害化学物による汚染の実態把握に努めている。

（５） ダム湖の水質保全対策

ダム湖における富栄養化防止を図るため、旭川、湯原の各ダム湖を含む「旭川上・中流域水質浄化対策推進協議会」と、新成羽川ダム湖を含む「成羽川流域水質浄化対策推進協議会」を平成5年7月に設立し、流域の市町村等が一体となって浄化対策を推進している。

（６） 生活排水対策

＜生活排水対策重点地域の指定等＞

水質汚濁防止法の規定により、知事は、環境基準が確保されていない等、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認められる地域を、生活排水対策重点地域に指定しなければならないとされている。

本県では、これまでに児島湖流域をはじめとして重点地域の指定を行っている。

・生活排水対策重点地域の指定の状況（市町村名は当時）

平成3年度…岡山市

平成4年度…倉敷市

平成5年度…玉野市、総社市、灘崎町、井原市

平成6年度…湯原町、川上村、八束村、中和村

＜普及啓発事業＞

普及啓発資材の作成・配布などにより、生活排水対策について県民に広く普及啓発を行った。

平成18年度における実績は、次のとおりである。

・普及啓発資材の作成・配布

クリーンネット ……………1,000個

＜生活排水対策推進事業＞

生活排水対策を推進するため、平成14年度から市町村等が実施する廃食用油燃料化施設設置事業等に対して補助を行っている。

- ・平成14年度 廃食用油燃料化施設設置
…玉野市、大佐町 各1ヶ所
回収車両の整備
…大佐町 1台
- ・平成15年度 廃食用油燃料化施設設置及び回収車両の整備
…岡山県中部環境施設組合

		1ヶ所・1台
・平成16年度	廃食用油燃料化施設設置	
	…倉敷市	1ヶ所
・平成17年度	回収車両の整備	
	…玉野市、矢掛町	各1台
・平成18年度	廃食用油燃料化施設設置及び回収車 両の整備	
	…美作市	1ヶ所・1台
	廃食用油燃料化施設の改良	
	…倉敷市	1ヶ所

3 瀬戸内海的环境保全対策

(1) 総量規制の実施

瀬戸内海におけるCOD、窒素及びりんの第6次総量削減基本方針に定められた削減目標量を達成するため、平成21年度を目標年度とした第6次の総量削減計画を平成19年度に策定した。

計画の主な内容及び削減目標量は、次のとおりである。

- ・発生源（生活排水、産業排水、その他排水）別に目標量を定める。
- ・生活排水対策として下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽^(※)等の整備の促進を図る。
- ・産業排水対策として工場・事業場に対する総量規制基準の設定等、汚濁負荷量削減のための総合的な対策を推進する。
- ・生態系に配慮し、「人工海浜、干潟等の造成、保全」等を推進する。

発生源別の汚濁負荷量の現状と削減目標量

①COD

(単位：t/日)

区 分	岡 山 県							瀬戸内海全域
	S54年度における量	S59年度における量	H11年度における量	H16年度における量	H11年度における量	H16年度における量	削減目標量H21年度	削減目標量H21年度
生活排水	39	36	35	32	28	23	19	237
産業排水	68	29	27	23	24	17	17	247
そ の 他	12	11	10	9	7	7	7	53
合 計	119	76	72	64	59	47	43	537

②窒素

(単位：t/日)

区 分	岡 山 県			瀬戸内海全域
	H11年度における量	H16年度における量	削減目標量H21年度	削減目標量H21年度
生活排水	13	11	10	152
産業排水	24	10	10	116
そ の 他	24	22	22	197
合 計	61	43	42	465

③りん

(単位：t/日)

区 分	岡 山 県			瀬戸内海全域
	H11年度における量	H16年度における量	削減目標量H21年度	削減目標量H21年度
生活排水	1.3	1.1	1.0	11.6
産業排水	1.4	0.8	0.8	7.7
そ の 他	0.7	0.6	0.6	10.2
合 計	3.4	2.5	2.4	29.5

(2) 富栄養化^(※) 防止対策

瀬戸内海では、産業や人口の集中による栄養塩類などの流入に伴って藻類が大量に増殖するという富栄養化の状況を呈している。富栄養化現象の一つである赤潮^(※)の発生は、岡山県海域においては少ないが、瀬戸内海全体では毎年100件程度発生しており、広域的な取組が必要となっている。

そのため、工場・事業場における窒素及びりんの排出実態の把握並びに窒素・りんの調査及び削減指導を行っており、平成18年度については、78事業場を対象に調査を行い、全窒素検査を150検体、全りん検査を150検体実施した。

(3) 自然海浜の保全等

自然海浜は、海水浴、潮干狩りなどの海洋性レクリエーションの場や地域住民の憩いの場として多くの人びとに利用され、県民の健康で文化的な生活を保護するために必要不可欠なものとなっているが、近年の各種開発の進展に伴い減少する傾向にある。

このため、できるだけその利用に好適な状態で保全されるよう、「自然海浜保全地区条例」に基づき地区指定を行い、看板の設置や海浜の清掃作業などの環境美化活動を通じ、県民に海浜の保全の必要性について周知徹底を図っている。

また、埋立の協議に当たっては、「瀬戸内海の埋立は厳に抑制すべき」との考え方を基本として、埋立申請の審査を厳重に実施するとともに、やむを得ず埋立を承認する場合については、人工干潟の造成など代替措置を指導している。

(資料編 P126参照－保全地区指定状況掲載)

4 児島湖の環境保全対策

(1) 湖沼水質保全計画に基づく水質保全対策

児島湖は、昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼の指定を受けて以来、5年ごとに策定する湖沼水質保全計画に基づき、国、県、市町、県民、事業者等が一体となり、下水道や合併処理浄化槽の整備等の生活排水対策、湖底のしゅんせつ、水生植物の適正管理、アダプト推進事業などハード・ソフト両面にわたる対策を総合的かつ計画的に実施している。

第5期計画の初年度となる平成18年度の水質は、COD $8.0\text{mg}/\ell$ 、全窒素 $1.3\text{mg}/\ell$ 、全りん $0.21\text{mg}/\ell$ で、環境基準はいずれも達成しなかったものの、COD、全窒素については、近年、ゆるやかな改善傾向にある。

(2) 児島湖環境保全条例の施行

児島湖流域の環境保全に関し、県、市町、住民及び事業者の責務を明らかにするとともに、児島湖流域の良好な環境を維持し、回復し、及び創造することを目的とした児島湖環境保全条例を平成3年に制定している。この条例に基づき、生活排水対策や工場、事業場の排水対策等の水質保全、水辺環境の整備、普及啓発等の総合的な環境保全を推進している。

(3) 普及啓発事業

児島湖流域の環境保全を推進していくことを目的として、毎年9月を「児島湖流域環境保全推進月間」と定め、国、県、市町及び民間団体などが一体となり、流域住民の理解と協力のもとに各種行事を実施している。

平成18年度に実施した主な月間行事は、次のとおりである。

□ 児島湖流域環境保全フェア

小・中学生を対象とした児島湖流域環境保全推進ポスターコンクールの入賞者の表彰式、街頭キャンペーン（平成18年9月1日開催、約70人参加）及びポスター・パネル展（平成18年9月1～5日開催）を行った。

□ 児島湖流域清掃大作戦

9月3日（日）、児島湖流域11か所で約3,800人の参加を得て、一斉清掃を行った。

□ 児島湖クリーンアップキャンペーン

新聞、テレビ、ラジオ等を通じて、県民への啓発活動を行った。（平成18年9月）

□ ポスター、パンフレットの作成・配布

ポスター1,000枚、パンフレット3,000冊を作成し啓発資材として活用した。

(4) 浄化用水導入事業

児島湖の水質改善のため、用水路に水量の少ない非かんがい期に、農作物などに被害を及ぼさないよう配慮しながら、旭川から旭川合同用水路、高梁川から十二箇郷用水路とハヶ郷合同用水路を通して、浄化用水（清水）の導入（ $48\text{万m}^3/\text{日}$ ）を行った。

(5) ヨシ原管理事業

枯れたヨシは水中沈下により汚濁原因となるため、児島湖畔に自生しているヨシ原約 $10,000\text{m}^2$ の刈り取りを行った。

(6) 児島湖畔環境保全アダプト推進事業

児島湖の環境保全を推進するため、平成14年度から児島湖畔環境保全アダプト推進事業として、湖畔の清掃美化活動等を行う住民等の18団体に対し、関係市町とともに支援を行った。

活動団体一覧

市町	団 体 名	活 動 範 囲
岡 山 市	皆の衆会	笹ヶ瀬川河川敷
	NPO法人グリーンパートナーおかやま	郡公園周辺湖岸
	岡山児島湖クラブ	松尾港周辺湖岸
	五番川フラワーロード	藤田五番川
	灘崎町消費生活問題研究協議会	北七区湖岸
	岡山県立興陽高等学校ボランティアバンク	妹尾川
	財団法人岡山環境保全事業団	妹尾川
	株式会社クラレ岡山事業所	締切堤防遊歩道
	LAKE KEEPERS	七区排水機場周辺
	岡山児島湖クラブ灘崎グループ	七区貯水池湖岸周辺
玉 野 市	Clean's	児島湖流域下水道浄化センター周辺湖岸
	玉野市消費生活問題研究協議会	八浜中学校前湖岸
	岡山県立玉野光南高等学校生徒会	児島湖ふれあい野鳥親水公園周辺湖岸
	奥・池の内公民館協議会	天神川
	老人クラブ 千寿会	天神川
	特定非営利活動法人 ウエルネス	児島湖流域下水道浄化センター周辺湖岸
	岡山県立津山工業高等学校生徒会	児島湖流域下水道浄化センター周辺湖岸
	見石ニュータウン自治会	見石地区湖岸

(7) 児島湖協働研究事業

児島湖の水環境の改善に係る研究テーマを県内の大学から募集し、3テーマについての研究を、県環境保健センターと大学との協働により取り組んだ。

(8) 児島湖環境学習支援事業

児島湖の環境保全意識の高揚を図るため、次代を担う児童・生徒を対象として、児島湖をフィールドとした環境学習会を、NPOとの協働で実施した。(年2回)

(9) ユスリカ対策事業

児島湖周辺に大発生するユスリカ対策として、関係市へ誘蛾灯の設置(6基)費用に対し補助する(補助率1/2)とともに、大学へのユスリカ調査・研究の委託や、関係機関で構成するユスリカ問題情報交換会を開催した。

(10) 児島湖水辺環境整備基本計画の推進

平成8年度に、児島湖を中心にその周辺を含めた一帯を自然豊かな県民の憩い楽しむ場とするため、「児島湖水辺環境整備基本計画」を策定し、護岸整備や親水公園の整備などその実現に努めている。

(11) 児島湖流域水質保全基金(児島湖クリーン基金)

流域住民の水質浄化意識の高揚を図るとともに、地域特性に応じたきめ細かな水質浄化実践活動を支援していくことを目的として、「財団法人児島湖流域水質保全基金」(児島湖クリーン基金)を設立している。平成元年から3ヶ年で基金を造成し、その運用益で普及啓発事業や水質浄化対策を推進するための助成事業などを実施している。

平成18年度は、マスメディアを通じた普及啓発を行った。また、環境美化推進実践活動など29件に対し合計1,550,029円を助成した。

児島湖流域水質保全基金造成状況(平成18年度)

(単位：千円)

県出捐金	流域市町出捐金	募 金 等	合 計
100,000	80,000	56,630	236,630

5 清流保全対策

県では、清流保全のための長期的かつ総合的な取組の方向を体系的に示し、県民、事業者及び行政が一体となって、地域にふさわしい清流保全対策を積極的に推進するため、「岡山県清流保全総合指針」（おかやま清流ガイドライン）を平成9年3月に策定し、インターネット等を通じ、普及啓発に努めるとともに、行政、県民、事業者が一体となった実践活動への取組や清流保全教育への支援を推進している。

<清流保全実践活動の促進>

① 清流保全総合バンクの運営

清流や環境を守る活動団体のネットワーク化を図るとともに、団体や人に関する情報等を蓄積し、発信するため、平成11年3月に設立した清流保全総合バンクの運営を図った。（「人」16名、「団体」69団体）

<清流保全教育の支援>

① 岡山発・環境教育支援事業

小学校高学年を対象とした清流保全のための副読本「守り育てよう！わたしたちの川」（22,200部）を作成し、県下の全小学校に配布した。

② 清流保全研究助成

中学校及び高等学校のクラブ活動、サークル、研究会等が取り組む清流保全に係る調査、研究及び啓発活動に対し指導・助成を行った。

平成18年度は、10校に対し助成を行った。

③ 身近な川健康診断

小学校5年生を対象に、県下20か所で水生生物の調査や水質検査等を行い、清流保全意識の高揚を図った。

④ 海と川の交流環境学習事業

瀬戸内海や河川の清流を県民共有の貴重な財産として次世代に継承していくため、児童、生徒を対象とした環境学習会をNPOとの協働で開催し、健全な水循環について理解を深め、広域的な水環境保全に必要な知識及び実践活動の習得を図った。

平成18年度は、真庭郡新庄村及び、備前市日生町の2会場で開催し、計90名の参加があった。

第4章 有害化学物質

1 ダイオキシン類(※)対策

(1) 概 要

ダイオキシン類は、人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、ダイオキシン類による環境の汚染の防止やその除去等を行うため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めた「ダイオキシン類対策特別措置法」（以下「ダイオキシン法」という。）が平成11年7月16日に公布され、平成12年1月15日に施行された。

このため、ダイオキシン法に基づく常時監視に係る環境調査を平成12年度から本格的に実施するとともに、ダイオキシン法に基づく工場・事業場に対する指導・監視を行った。

(2) 環境調査

＜環境基準＞

ダイオキシン法に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が次のとおり定められている。

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/ℓ 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下

- 備考1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性に換算した値である。
- 2 1pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラムである。
- 3 TEQはダイオキシン類の毒性を評価する単位。ダイオキシン類は種類によって毒性が大きく異なるので、ダイオキシン類の中で最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して評価したものである。
- 4 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値である。
- 5 土壌にあっては、調査指標(250pg-TEQ/g)以上の場合には、必要な調査を実施する。

＜環境調査結果＞

ダイオキシン法に基づき、県、岡山市、倉敷市、国土交通省及び環境省が平成18年度に実施した環境中におけるダイオキシン類による汚染状況の調査結果の概要は、次のとおりである。

(資料編 P127参照－詳細データ掲載)

調査主体別の調査地点数

環境媒体	調 査 地 点 数					
	岡山県	岡山市	倉敷市	国土交通省	環境省	計
大 気	9	2	2	—	1	14
公共用水域水質	31	13	15	3	—	62
公共用水域底質	20	13	15	3	—	51
地 下 水 質	40	6	2	—	—	48
土 壌	40	10	8	—	—	58

調査結果の概要

環境媒体	調 査 地点数	平均値	濃度範囲	環境基準	単 位
大 気	14	0.041	0.019 ～ 0.073	0.6以下	pg-TEQ/m ³
公共用水域水質	62	0.13	0.045 ～ 0.66	1 以下	pg-TEQ/ℓ
公共用水域底質	51	6.0	0.10 ～ 45	150 以下	pg-TEQ/g
地 下 水 質	48	0.069	0.018 ～ 0.28	1 以下	pg-TEQ/ℓ
土 壌	58	0.24	0.00049 ～ 2.5	1,000 以下	pg-TEQ/g

備考 大気における濃度範囲の数値は、各地点の年4回の調査結果の平均値である。

調査結果の評価

環境媒体	評 価
大 気	調査地点14地点すべてにおいて環境基準を達成した。
公 共 用 水域水質	調査地点62地点すべてにおいて環境基準を達成した。
公 共 用 水域底質	調査地点51地点すべてにおいて環境基準を達成した。
地下水質	調査地点48地点すべてにおいて環境基準を達成した。
土 壌	調査地点58地点すべてにおいて環境基準を達成した。

(3) 発生源対策

＜特定施設等の設置状況＞

ダイオキシン法の規制対象となる特定施設を設置する事業者は、届出を行う必要があるが、届出がなされた平成18年度末の特定施設等の状況は、次のとおりである。

特定施設等の設置状況

区 分		事業所数	特定施設数		
			新 設	既 設	新設+既設
大気基準適用施設	アルミニウム合金製造施設	1	1	2	3
	廃棄物焼却炉	104	23	113	136
	小 計	105	24	115	139
水質基準対象施設	アセチレン洗浄施設	1	0	1	1
	廃棄物焼却炉に係る施設	18	3	26	29
	下水道終末処理施設	1	0	1	1
	小 計	20	3	28	31
合 計		125	27	143	170

備考1 「新設」とは、ダイオキシン法施行日（平成12年1月15日）以降に設置された施設をいい、「既設」とは、ダイオキシン法施行日前に設置されている施設及びダイオキシン法施行後特定施設に追加された施設であって法の適用日前に設置されている施設をいう。

2 「事業所数」は、1事業所で複数の種類の特定施設を設置しているものがあるため、小計及び合計が一致しない。

3 岡山市及び倉敷市の区域に設置される特定施設は含まない。

立入検査の実施件数（平成18年度）

区 分		事業所数	特定施設数
大気基準適用施設	アルミニウム合金製造施設	1	3
	廃棄物焼却炉	83	92
	計	84	95
水質基準対象施設	アセチレン洗浄施設	0	0
	廃棄物焼却炉に係る施設	5	10
	下水道終末処理施設	0	0
	計	5	10
合 計		89	105

備考1 「事業所数」は、1事業所で複数の種類の特定施設を設置しているものがある。

2 岡山市及び倉敷市の区域に設置される特定施設は含まない。

<監視・指導>

ダイオキシン法に基づき、特定施設を設置する工場又は事業場の立入検査を実施し、特定施設の設置及び使用の状況、発生ガス及び汚水等の処理状況等を確認するとともに、ダイオキシン類に係る自主測定結果を確認する等、特定施設及び処理施設の適正な管理及び運転、排出ガス及び排出水に係る排出基準の遵守等について指導した。

また、立入検査の結果、排出基準の不適合等不適正な実態が確認された場合には、その原因について事情を聴取するとともに、原因の究明及び改善対策の報告を求めた上で、改善後の状況を確認する等、厳正な指導を行うこととしているが、平成18年度には、該当施設はなかった。

ダイオキシン法においては、特定施設の設置者は、ダイオキシン類に係る自主測定を実施し、その結果を県に報告することとされ、さらに県は、その結果を公表することとされていることから、当該測定の実施及び結果の報告について、各種届出時、立入検査時等あらゆる機会をとらえ、また、必要に応じ文書でも指導を行う等、徹底を行った。

2 有害大気汚染物質対策

(1) 概 要

大気汚染防止法が平成8年5月に改正され、有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握することが地方自治体の責務とされた（平成9年4月1日施行）。また、平成9年1月、大気汚染防止法に基づき、ベンゼン、トリクロロエチレン^(※)及びテトラクロロエチレンを指定物質（有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するため、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質）に指定し、指定物質排出施設を定めるとともに、同年2月には指定物質抑制基準及び環境基本法第16条に基づく環境基準が設定された。（ベンゼン：0.003mg/m³以下、トリクロロエチレン：0.2mg/m³以下、テトラクロロエチレン：0.2mg/m³以下）

なお、平成13年4月にはジクロロメタンに係る環境基準、平成15年9月にはアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物に係る指針値（環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値）が設定された。さらに平成18年12月には、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンに係る指針値が設定された。（ジクロロメタン：0.15mg/m³以下、アクリロニトリル：2μg/m³以下、塩化ビニルモノマー：10μg/m³以下、水銀：0.04μgHg/m³以下、ニッケル化合物：0.025μgNi/m³以下、クロロホルム18μg/m³以下、1,2-ジクロロエタン1.6μg/m³以下、1,3-ブタジエン2.5μg/m³以下）

(2) 環境調査

岡山県内の有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するため、岡山市及び倉敷市等と連携して県下12地点においてアクリロニトリル、ベンゼン等19物質を対象に環境調査を実施した。

その結果、ジクロロメタン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについては、年12回測定を実施した12地点すべてにおいて環境基準を達成した。

一方、ベンゼンについては、年12回測定を実施した12地点中11地点で環境基準を達成したが、調査開始以降、継続して環境基準値を超過している松江大気測定局においては、平成18年度においても環境基

準を未達成であった。

（資料編 P133参照）

(3) 発生源対策

ベンゼンについては、倉敷市水島地区において環境基準値の超過が継続していることから、平成14年10月に同地区を岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、「ベンゼン等の大気中への排出又は飛散に伴う環境への負荷が著しいと認められる地域」に指定し、ベンゼンの製造・使用を行う事業者に対して、排出施設設置の届出、削減計画の作成、排出抑制対策の実施などを義務付けており、倉敷市と連携し、関係事業者及び関係団体に対し指導を行うことなどにより、一層の排出抑制対策の推進を図った。なお、指定地域内においてベンゼン排出施設を設置する事業所からの平成18年度のベンゼン排出量は16.041t/年であり、平成17年度の17.274t/年に比べ1.233t/年減少した。

また、平成18年度には、有害大気汚染物質のうち、重金属類5物質について、環境大気濃度との関係を把握する目的で金属精錬業の事業所を対象として、排出実態調査を実施した。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づくベンゼン等排出施設の届出状況（平成18年度末）

ベンゼン等排出施設	施設数
ベンゼン製造施設	12
化学物質等製造施設	23
貯蔵施設	70
出荷施設	5
蒸留施設	19
コークス炉	11
合計	140

3 特定化学物質対策（PRTR^(※)）

現在、製造等が行われている化学物質は、非常に種類が多く、人の健康や生態系への影響に関して十分な科学的知見を整備するためには、きわめて長い時間と膨大な費用を要するため、規制を中心とした従来の法律による対応には限界があることが指摘されてきた。このような状況を踏まえ、化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中に排出されたかを把握・集計し、公表する仕組み（PRTR制度）を定めた「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）が平成11年7月に公布され、平成14年度から本格施行された。

PRTR法では、一定の要件を満たす事業者は、毎年度自らが取り扱った化学物質の前年度における環境中への排出量等を把握し、県を経由して、国に届け出ることとなっており、平成18年度においては、平成17年度の化学物質の排出量等について、全国で40,823事業所、岡山県内では923事業所（岡山・倉敷市分を含む）から届出があった。

岡山県では、届出された化学物質の排出量等について物質別、地域別等で詳細に集計し、その結果をホームページ、冊子等で公表することなどにより、事業者による化学物質の自主管理の促進を図った。

集計結果の概要は、次のとおりである。

県民局・支局別の届出排出量等の概要

局名	届出事業所数	届出物質数	届出排出量 (t/年)	届 出 排 出 量 の 多 い 物 質
備前県民局	312 ^{※1}	128	1,950	トルエン、キシレン、砒素及びその無機化合物
東 備 支 局	74	55	336	エチレングリコール、フェノール、ジクロロメタン（塩化メチレン）
備中県民局	242 ^{※2}	121	2,986	キシレン、トルエン、エチルベンゼン
井 笠 支 局	76	65	1,243	トルエン、クロロエタン、ジクロロメタン（塩化メチレン）
高 梁 支 局	22	42	86	ジクロロメタン（塩化メチレン）、トリクロロエチレン、キシレン
新 見 支 局	25	37	1	トルエン、ベンゼン、亜鉛の水溶性化合物
美作県民局	82	51	150	トルエン、ジクロロメタン（塩化メチレン）、トリクロロエチレン
真 庭 支 局	30	38	23	トルエン、ジクロロメタン（塩化メチレン）、HCFC-225
勝 英 支 局	60	75	160	トルエン、ジクロロメタン（塩化メチレン）、キシレン
県 全 体	923	177	6,974	

備考 四捨五入により表内の数値と合計が一致しないことがある。

※1 岡山市届出分250事業所分含む

※2 倉敷市届出分194事業所分含む

PRTR集計概要

	岡山県（全国順位：％）	全 国
届出事業所数	923（17位：2.3％）	40,823
届出排出量（t/年）：(a)	6,934（16位：2.7％）	258,677
届出移動量（t/年）：(b)	11,242（6位：4.9％）	230,956
届出排出・移動量（t/年）：(a)+(b)	18,176（10位：3.7％）	489,633
届出外排出量（推計値）(t/年）：(c)	5,748（22位：1.6％）	348,119
合計排出量（t/年）：(a)+(c)	12,682（17位：2.1％）	606,796

備考 四捨五入により表内の数値と合計が一致しないことがある。

物質別排出量の概要

順位	物 質 名	排出量 (t/年)	内 訳	
			届出排出 量(t/年)	届出外排出 量(推計値：t/年)
1	トルエン	3,955	2,612	1,343
2	キシレン	2,965	1,710	1,255
3	エチルベンゼン	791	468	323
4	ジクロロメタン (塩化メチレン)	449	428	21
5	ポリ（オキシエチレン）＝ アルキルエーテル	420	8	412
上位5物質の合計		8,580	5,226	3,354
その他の物質		4,102	1,708	2,394
合 計		12,682	6,934	5,748

備考 四捨五入により表内の数値と合計が一致しないことがある。

4 環境ホルモン(※)調査

近年、化学物質等の使用の増大に伴って、内分泌攪乱作用（いわゆる環境ホルモン）の疑いがある化学物質が水環境中から検出されていることから、これらの化学物質の公共用水域における存在状況を把握するため、平成11年度から環境調査を実施している。

平成18年度は、24物質（群）を対象に、22地点（河川18地点、湖沼1地点、海域3地点）で、調査を実施した。

水質調査ではビスフェノールA等13物質が、底質調査ではベンゾ(a)ピレン等18物質が検出された。

化学物質による内分泌攪乱作用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、評価を行える状況にはないが、今回の調査結果は、全国調査結果の範囲内であった。

なお、環境省が、魚類に対する内分泌攪乱作用があるとしているノニルフェノール、4-オクチルフェノール、ビスフェノールA及びDDTについては、今回の調査結果は、いずれも、魚類への内分泌攪乱作用がないとされている水質濃度（ノニルフェノール：0.608 $\mu\text{g}/\ell$ 以下、4-オクチルフェノール：0.992 $\mu\text{g}/\ell$ 以下、ビスフェノールA：24.7 $\mu\text{g}/\ell$ 以下、DDT：0.0145 $\mu\text{g}/\ell$ 以下）であった。

また、県では、平成13年度に整備を行った超微量化学物質分析施設の活用等による調査体制の充実や調査の継続によりデータの蓄積を図るとともに、新たな知見の収集に努め、環境リスク低減のための対応を検討していくこととしている。

（資料編 P134参照－詳細データ掲載）

5 化学物質環境調査

化学物質による環境汚染を未然に防止するための基礎資料を得るため、昭和51年度から国の委託を受けて、分析精度等、環境調査に求められる分析法が確立されていない物質の分析法開発及び環境中における化学物質の濃度レベルの把握等の調査を実施している。

平成18年度は、POPs（残留性有機汚染物質）等36種類の化学物質について水島沖の海域の水質、底質及び魚類における残留状況、蓄積状況等の調査を実施するとともに、農薬であるフェンバレレート及びエスフェンバレレートのLC/MS分析法等の開発調査を実施した。

なお、調査結果については、国において取りまとめている。

第5章 騒音・振動・悪臭

1 騒音(※)・振動(※)の状況

騒音や振動は、悪臭と同様に「感覚公害」といわれ、物的被害を生ずることはまれで、多くの場合は心理的、精神的な影響が主体となっており、その影響範囲も発生源の近隣地域となっている。特に騒音については、工場騒音からピアノ、ペットなどの近隣騒音(※)まで、その発生源も多種多様である。

平成18年度、市町村によせられた苦情は、騒音に係るものが150件、振動に係るものが20件であり、発生源の内訳は、図-1及び図-2のとおりで、騒音、振動とも、工場・事業場、建設作業、道路交通に関するものが主体となっている。

また、「騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度」が平成12年3月に改正されたのに伴い指定地域の区域区分等の変更を行い平成12年4月から施行している。

(資料編 P139参照—環境基準等掲載)

図-1：騒音苦情の状況

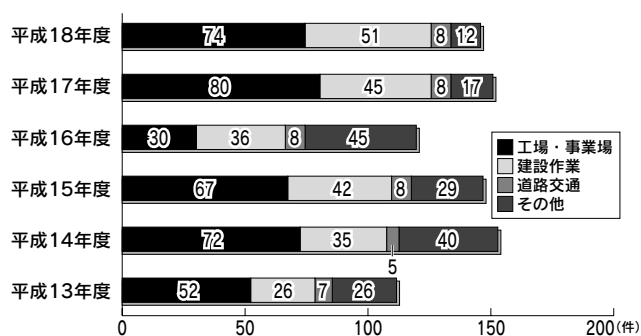
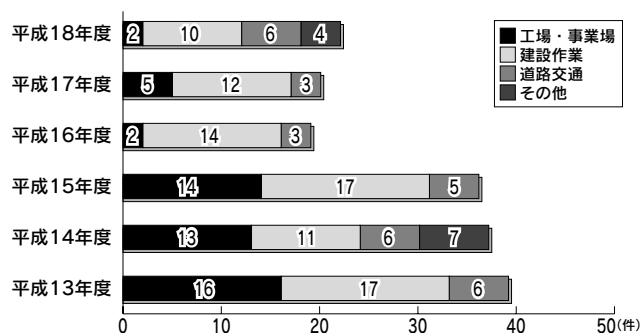


図-2：振動苦情の状況



(1) 一般環境騒音・振動の状況

騒音規制法・振動規制法では、市町村長は規制地域内の騒音・振動の大きさを測定することとされている。また、市町村長は、規制地域内において、自動車騒音や道路交通振動が一定の限度(要請限度(※))を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認める場合は、県公安委員会に対し道路交通規制の要請や、道路管理者に対し道路構造の改善等の意見を述べるなどができることとされている。

平成18年度の一般地域における環境騒音の測定結果は、図-3のとおりである。すべての時間帯で環境基準が達成されている割合は90.9%であった。

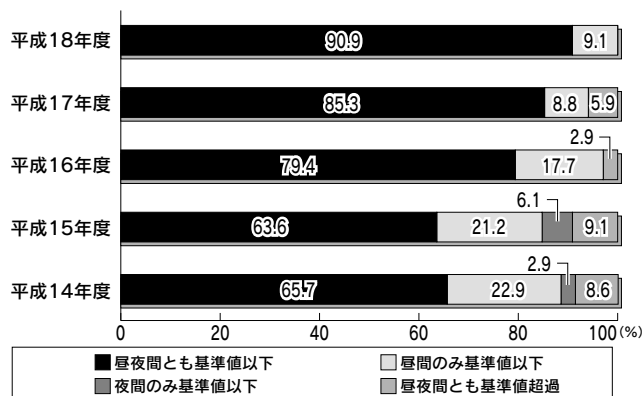
道路に面する地域の騒音測定は、点的評価として48地点で行い、結果は図-4のとおりである。すべての時間帯で環境基準が達成されている割合は60.4%であった。

また、平成18年度は、面的評価を16地点で行った。

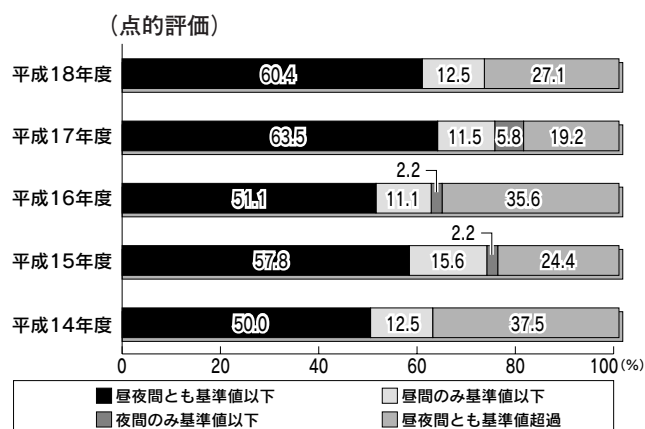
道路交通振動については、9地点で測定を行ったが、全ての地点で要請限度を超過していなかった。

(資料編 P142参照—測定結果掲載)

図-3：一般地域の騒音環境基準達成状況



図一4：道路に面する地域の騒音環境基準達成状況



(2) 新幹線鉄道騒音・振動^(※)の状況

新幹線鉄道では、騒音については環境基準が定められており、振動については新幹線鉄道振動指針値(70デシベル)が設けられている。

平成18年度の測定結果では、騒音については測定地点9か所のうち7か所で環境基準を超えており、振動についてはすべて指針値以下であった。

在来線鉄道については、平成7年12月、新設又は大規模改良に際して騒音対策の指針が示されている。瀬戸大橋の列車騒音については、倉敷市が監視測定を行っているが、平成18年度の結果では努力目標(80dB)以下であった。

(資料編 P144参照－測定結果掲載)

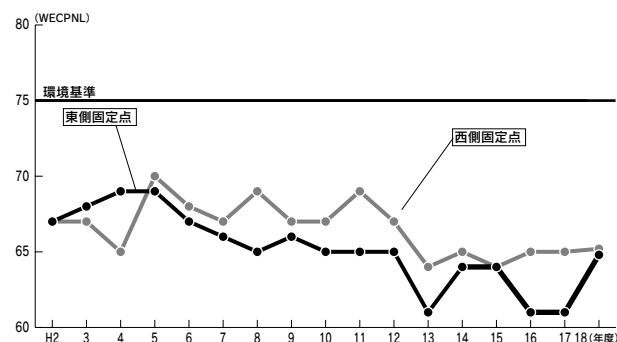
(3) 航空機騒音^(※)の状況

岡山空港周辺地域に環境基準の類型あてはめを行っている。

空港の東側及び西側に設定した測定点における環境基準達成状況は図のとおりであり、環境基準は達成維持されている。

(資料編 P145参照－測定結果掲載)

航空機騒音の環境基準達成状況



2 工場・事業場の騒音・振動対策

＜規制地域の指定＞

騒音規制法、振動規制法により、知事が指定する地域（規制地域）において特定施設を設置する工場・事業場に対し、騒音、振動の規制基準が設けられている。

平成19年4月1日現在の規制地域は、騒音が22市町、振動が22市町である。また、平成18年度末での規制対象工場・事業場数は、騒音関係が3,218（特定施設数29,213）、振動関係が2,083（特定施設数18,985）である。

建設作業については、規制地域において施工される特定建設作業に対し、改善基準が定められている。平成18年度に届出のあった特定建設作業は、騒音関係が521件、振動関係が258件であった。

（資料編 P146参照－規制地域等掲載）

＜立入検査等＞

工場・事業場や建設作業に対する立入検査などの規制業務は、騒音規制法及び振動規制法に基づき、市町村が所管している。

市町村長は、工場・事業場から発生する騒音、振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告などの措置をすることができるとされている。平成18年度の立入検査は、騒音関係が23件、振動関係が2件であり、改善勧告などの法的措置はなかった。

また、建設作業に伴う騒音・振動についても、工場・事業場と同様な規制が設けられている。平成18年度の立入検査は、騒音関係が18件、振動関係が1件であり、改善勧告などの法的措置はなかった。

＜研修会の開催＞

騒音、振動をはじめとして複雑多様化している生活環境問題に第一義的に対処している市町村職員及び県の窓口である県民局・支局職員を対象に、「環境対策研修会」を開催し、生活公害に関する専門知識の研修を行っている。

平成18年度は、前期に法規制の説明を中心に、後期に騒音及び振動の測定実習を中心とした研修会を開催した。

3 交通騒音・振動対策

(1) 道路交通騒音・振動

<自動車騒音の常時監視>

騒音規制法では、自動車騒音の常時監視（環境基準）については、県知事（中核市にあっては中核市の長）が測定することとされている。

平成18年度は、環境基準値の達成状況を把握するため16地点での面的評価及び48地点での点的評価を行った。

<関係者への要請等>

騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域における自動車騒音及び道路交通振動について、市町村長は、一定の限度（要請限度）を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合、県公安委員会に対し交通規制、道路管理者に対し道路構造の改善の要請等ができることとされている。

平成18年度は、自動車騒音及び道路交通振動について、道路管理者及び県公安委員会に対する要請等はなかった。

(2) 新幹線鉄道騒音・振動等

新幹線鉄道騒音・振動については、沿線市町とともに、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策指針値」の達成状況の調査を行っている。

平成18年度は、県が4地点、岡山市が2地点、倉敷市が3地点の計9地点で測定を行い、環境基準を超過する地点について、JR西日本に対し適切な対策を講ずるよう要請した。

なお、昭和63年に開業した瀬戸大橋の列車騒音については、JR四国が騒音の自主管理、騒音低減化等の対策を推進していくこととしていることから、これらの対策の実施及び努力目標（橋梁部80dB）の遵守状況を確認するため、倉敷市が監視測定を行っている。

(3) 航空機騒音

航空機騒音については、岡山空港周辺地域において、「航空機騒音に係る環境基準」の達成状況等の調査を行っている。

平成18年度は、あてはめ地域内の2地点（固定点）及びあてはめ地域周辺の2地点（移動点）において測定調査を行った。

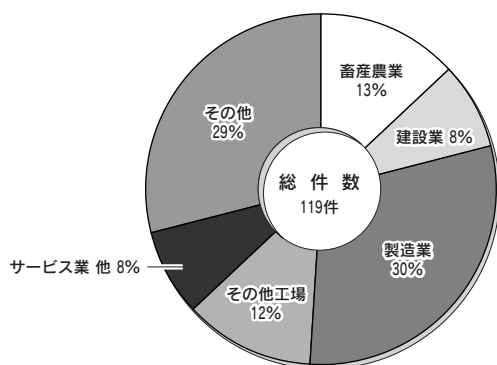
4 悪臭の防止

(1) 悪臭(※)の状況

悪臭は、「感覚公害」といわれ、物的被害を生ずることはまれである。多くの場合は心理的、精神的な影響が主体となっており、その発生源は工場・事業場から家庭生活まで多種多様となっている。

平成18年度は、市町村に寄せられた悪臭に係る苦情は119件であり、発生源の内訳は、図のとおりである。

平成18年度悪臭苦情件数



(2) 悪臭対策

<規制地域の指定>

工場・事業場から発生する悪臭は「悪臭防止法」に基づき、知事が指定する地域（指定地域）において悪臭原因物（悪臭の原因となる物質を含む気体または水）の排出が規制されている。

規制地域については、「特定悪臭物質」の濃度規制を行う地域と「臭気指数(※)」による規制を行う地域があり、市町村長の意向を踏まえて順次拡大を図り、現在までにそれぞれ21市町、4市町が指定されている（4市町は両方の規制地域あり）。

（資料編 P156参照－規制地域及び規制基準掲載）

<嗅覚測定法による規制（臭気指数規制）>

平成7年の悪臭防止法の改正により、従来の特定悪臭物質（22物質）の濃度を規制する方法に加えて、人の嗅覚を用いて悪臭を測定する方法による規制方式（臭気指数規制）が導入された。これにより、物質濃度規制では十分対応できなかった複合臭の問題や、悪臭の原因となる多種多様な未規制物質への実効性のある対応が可能となった。

今後の臭気指数による規制方式の指定の拡大に向けて、環境省主催の研修会への参加や市町村担当職員を対象とした説明会の開催などを行った。

<立入検査等>

悪臭防止法では、工場・事業場から排出される悪臭が規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認められる場合、市町村長は、当該工場・事業場に対し改善勧告などを行うことができる。とされている。

平成18年度、規制地域の市町村長が、工場・事業場に対して行った立入検査は63件であり、このうち測定を行ったものは26件であった。

また、行政指導を行ったものが45件で、改善勧告（命令）はなかった。

<研修会の開催>

悪臭をはじめとして複雑多様化している生活環境問題に第一義的に対処している市町村職員及び県の窓口である県民局、支局職員を対象に、「環境対策研修会」を開催し、生活公害に関する専門知識の研修を行っている。

平成18年度は、前期に法規制及び県条例の概要の説明を中心とした研修会を開催した。

第6章 廃棄物・リサイクル

1 循環型社会^(※)の構築

大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルが定着し、ごみの処理量は年々増加するとともに質的にも多様化してきている。一方、最終処分場^(※)等の廃棄物処理施設は地域住民の理解が得られにくく、その建設が困難となってきた。

この結果、ごみ処理コストの高騰や不法投棄の増加など、廃棄物対策は大きな社会問題となっており、この問題を抜本的に解決するためには、従来のごみ処理中心の対策から、生産、流通、消費、処理といったそれぞれの段階での発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル^(※)）を行う循環型社会を構築することが不可欠となっている。

こうした中、国においては、循環型社会形成推進基本法をはじめとして、各種リサイクル関連法を整備してきている。

本県としても、このような中で循環型社会の構築を具体的に早期に実現するため、岡山県循環型社会形成推進条例^(※)を制定した。（平成14年4月1日施行（一部平成14年10月1日施行））

この条例では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位、県民、事業者、県の役割や岡山県エコ製品の認定など県として具体的に取り組む施策などを定めている。

（1）循環型社会形成推進条例の施行

<循環資源有効利用推進事業>

県内で排出される廃棄物の大半を占める汚泥、鉍さい、燃え殻・ばいじんの排出抑制等のための指針「ごみゼロガイドライン」の実効を促進するため、学識経験者や関連業界代表からなる循環資源有効利用研究会でその課題やリサイクル技術等を調査・検討し、資源化推進の基本的方向をとりまとめた。

<グリーン調達の推進>

県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「グリーン調達ガイドライン」に基づき、全庁的（教育庁、警察本部を含む。）に、グリー

ン調達を推進した。

（資料編 P160参照－調達実績掲載）

<再生品使用促進事業>

リサイクル製品の需要を喚起するため、「岡山県再生品の使用促進に関する指針^(※)」の周知徹底を図るとともに、「岡山県エコ製品」^(※)の認定及びPR事業を実施した。

（資料編 P160参照－認定状況掲載）

<環境にやさしい企業づくり事業>

環境にやさしい企業づくりを促進するため、平成16年2月に創設した「岡山エコ事業所認定制度」により、再生品の使用・販売の促進及びゼロエミッション等に積極的に取り組んでいる211事業所（平成19年9月30日現在）を認定した。

（資料編 P165参照－認定状況掲載）

<循環資源情報提供システム整備事業>

循環資源に関する県内の情報を網羅したデータベース機能と情報の受発信機能を有するシステムを構築し、岡山県循環資源総合情報支援センターから情報提供を行った。

（2）おかやま・もったいない運動の推進

ごみの発生抑制やリサイクル活動は、行政だけでなく事業者、県民が一体となって推進する必要がある。3Rについて県民の意識改革と実践行動を促すため、「もったいない」をキーワードとして、「もったいないフォーラム」をはじめとした各種イベントの開催やPR活動など、全県的な「おかやま・もったいない運動」を展開している。さらに、平成11年に設置した「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」において、再生品の利用促進、「マイバッグ持参運動」など、減量化・リサイクルの一層の促進を図る事業を実施している。（第1章、1、(2)参照）

(3) 各種リサイクル法の推進

＜容器包装リサイクル法^(※)の推進＞

平成7年6月16日に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が公布、平成9年4月1日から本格施行され、平成12年4月1日からは、完全施行されている。

この法律は、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力、市町村が収集、事業者が再商品化（リサイクル）を実施し、それぞれの責任分担に基づき、リサイクルを推進するものである。

県としては、市町村が作成した第4期の計画（平成18年度～22年度）を取りまとめ、分別収集促進計画を策定し、市町村における体制整備等を助言等している。

（資料編 P169参照－分別収集データ掲載）

＜家電リサイクル法の推進＞

平成10年6月5日に「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が公布、平成13年4月1日から施行されている。

この法律は、家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の家電4品目について、消費者（排出者）には廃棄の際に収集運搬料金とリサイクル料金の支払い、小売業者には引き取り、製造業者等（製造業者、輸入業者）には再商品化等（リサイクル）を義務付けており、それぞれの役割分担に基づき、廃家電のリサイクルを推進するものである。

この法律の運用は経済産業省が行っているところであり、県としては、パンフレットの配布等により県民へ制度の周知徹底を図るとともに、市町村に対して廃家電の不法投棄対策等について助言等している。

＜建設リサイクル法の推進＞

建築物等の分別解体と解体物等のリサイクルを促進するため、平成12年5月31日に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が公布され、平成14年5月30日から全面施行された。

県は、平成14年3月に「岡山県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」を策定し、平成22年度の再資源化等率の目標を、コンクリート塊100%、建設発生木材95%、アスファルト・コンクリート塊100%と定めた。

また、建設リサイクル法に基づく分別解体・再資源化等の実施状況の把握及び周知を目的に環境部局・土木部局合同で県下一斉パトロールを実施した。

＜自動車リサイクル法の推進＞

全国的に最終処分場の残存容量が逼迫している中で、使用済自動車の処理過程で発生するシュレッターダストの処分費用が高騰し、従来、有価物として流れていた使用済自動車の逆有償化現象が起り、不法投棄等不適正処理が増加する懸念が生じている。

そのため、国は、使用済自動車から発生する廃棄物のリサイクルシステムを構築することを目的として、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」を平成14年7月12日に公布し、平成17年1月1日から全面施行されている。県としては、各種広報媒体を活用してリサイクルシステムの周知徹底を図るとともに、解体業、引取業等の許可・登録事務、立入検査等を実施した。

平成19年3月末の登録・許可の状況は次表のとおりである。

自動車リサイクル法登録・許可業者の状況

区 分		平成18年度末 登録・許可業者
登 録	引 取 業 者	749
	フロン類回収業者	221
許 可	解 体 業 者	60
	破 砕 業 者	13
合 計		1,043

注）岡山市・倉敷市内分の登録・許可業者は除く

(4) 岡山エコタウンプランの策定、推進

「岡山エコタウン^(※)プラン」は、「岡山県循環型社会形成推進条例」の実行行動計画（アクションプラン）となる基本構想であるとともに、環境ビジネスを地域産業の基軸とし、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するために、平成15年度に策定したものである。当プランは、平成16年3月29日に、経済産業省・環境省の承認を受けた。

第1期のハード事業として支援した「木質系廃棄物の炭化技術によるリサイクル施設」及び「倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設」が平成17年4月から稼働した。

2 一般廃棄物^(※)の状況と対策

(1) 一般廃棄物の状況

ごみの排出量は平成3年度以降ほぼ横ばいの状態にあったが、平成13年度以降漸増傾向にある。

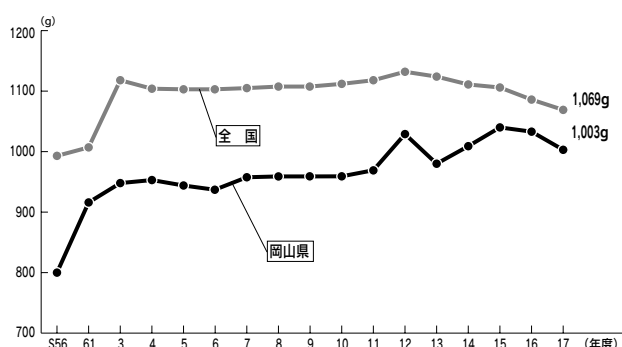
埋立処分量は漸減傾向から、平成12年度に一時的に増加したが、平成13年度以降は再び減少傾向にある。

資源化量は、平成13年度に一時的に減少したがその後は漸増傾向にある。

平成17年度の総排出量のうち、市町村による処理が99.9%、自家処理が0.1%となっている。市町村処理の内訳は、直接焼却が85.8%（1,685t/日）、直接埋立が3.5%（69t/日）、資源化等が10.6%（209t/日）となっている。

（資料編 P171参照—詳細データ掲載）

1人1日当たりのごみ排出量



<ごみ処理施設の状況>

焼却施設は平成18年度末では28施設が稼働しており、合計処理能力は2,846t/日、粗大ごみ処理施設は10施設が稼働中で合計処理能力は342t/日となっている。

また、再生利用施設として、リサイクルセンター、リサイクルプラザ等11施設が稼働中で、合計処理能力は131.9t/日となっている。

最終処分地施設は平成18年度末で30施設が稼働しており、合計埋立面積は375,254m²、合計埋立容量は2,563,935m³となっている。

また、平成17年度末の残存容量は約127万m³で、今後、新たな最終処分場が整備されないと仮定すれば約13.2年で満杯となることが予想される。

（資料編 P173参照—施設一覧掲載）

<ごみ処理の状況>

ごみ処理の方法は、直接焼却、直接埋立、資源化等及び自家処理に大別できる。

ごみ排出量及び処理状況

年度		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
区分											
総人口 (人)		1,957,650	1,960,958	1,962,464	1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676	1,962,175	1,961,498	1,958,589
総排出量 (t/日)		1,914	1,887	1,886	1,903	2,021	1,923	1,980	2,041	2,026	1,965
市町村処理量 (t/日)		1,826	1,826	1,860	1,886	2,012	1,914	1,966	2,031	2,025	1,964
	直接焼却 (t/日)	1,442	1,450	1,484	1,530	1,591	1,622	1,662	1,737	1,735	1,685
	資源化等 (t/日)	194	208	204	208	243	200	220	219	208	209
	直接埋立 (t/日)	190	168	172	148	178	91	84	75	82	69
自家処理量 (t/日)		88	61	26	17	9	10	14	11	1	1
資源化量 (t/日)		100	124	139	150	178	151	186	198	186	377
集団回収量 (t/日)		138	147	153	161	167	172	172	165	169	173
焼却量 (t/日)		1,463	1,469	1,501	1,548	1,615	1,645	1,666	1,761	1,758	1,709
最終処分量 (t/日)		463	428	416	389	434	323	296	293	303	214

※総排出量＝市町村処理量（収集量＋直接搬入量）＋自家処理量

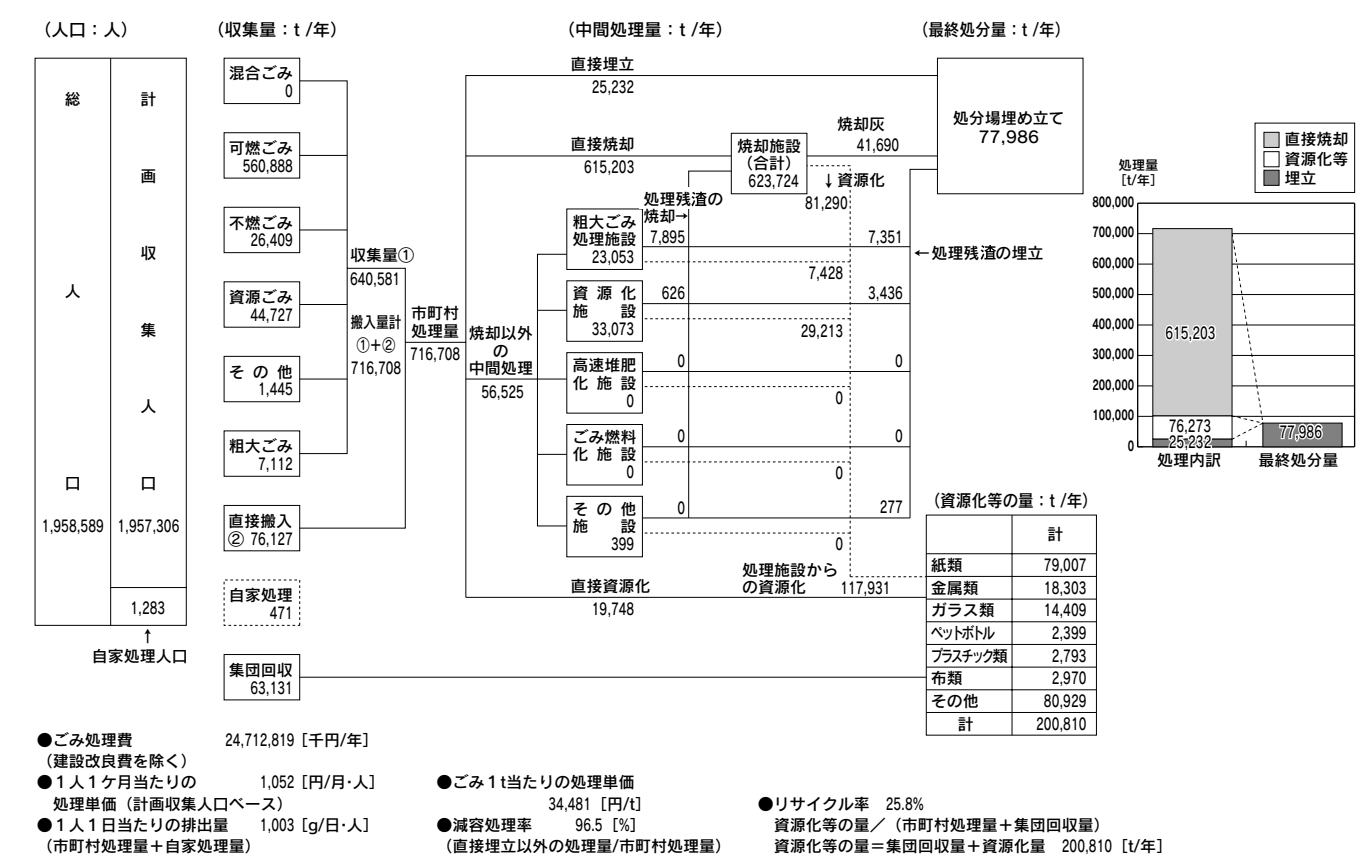
※資源化等は、粗大ごみ処理施設や資源化施設での中間処理等をいう

※資源化量は、市町村が資源化施設で資源化する量をいい、集団回収量は、住民団体等が自ら回収する資源の量をいう

※焼却量は、直接焼却量及び中間処理残さの焼却量をいう

※最終処分量は、直接埋立量並びに焼却残さ及び中間処理残さの埋立量をいう

岡山県におけるごみ処理フローシート（平成17年度）



<リサイクルの推進状況>

廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、今後の循環型社会形成に向けた廃棄物、リサイクル対策に関する行政の基本的方向を定めた「第2次岡山県廃棄物処理計画」を平成18年度に策定している。この計画では、最終年度である平成22年度にはリサイクル率を24%としている。

なお、リサイクル率とは、市町村で資源化された量（137,679t）と町内会などの集団回収で資源化された量（63,131t）の合計（200,810t）を市町村処理量と集団回収量の合計（779,839t）で割った値（25.8%）である。

注）（ ）内は平成17年度における値である。

リサイクル率の推移

区分	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
リサイクル率(%)	12.3	13.7	14.5	15.2	15.9	15.5	16.7	16.5	16.2	25.8

分別収集の状況（平成18年度末）

区分	市町村名	区分	市町村名
18種分別	美作市、西栗倉村	11種分別	
17種分別	新見市、早島町	10種分別	玉野市、高梁市、和気町、吉備中央町
16種分別	笠岡市、勝央町、奈義町	9種分別	津山市
15種分別	総社市、矢掛町	8種分別	美咲町
14種分別	岡山市、倉敷市	7種分別	備前市、久米南町
13種分別	瀬戸内市、真庭市、浅口市、里庄町、新庄村	6種分別	赤磐市
12種分別	井原市	5種分別	鏡野町

注）地域によって分別数が異なる場合には、主たる分別数を記載した。

<し尿の処理状況>

し尿及び浄化槽汚泥の処理方法は、し尿処理施設、下水道投入に大別される。

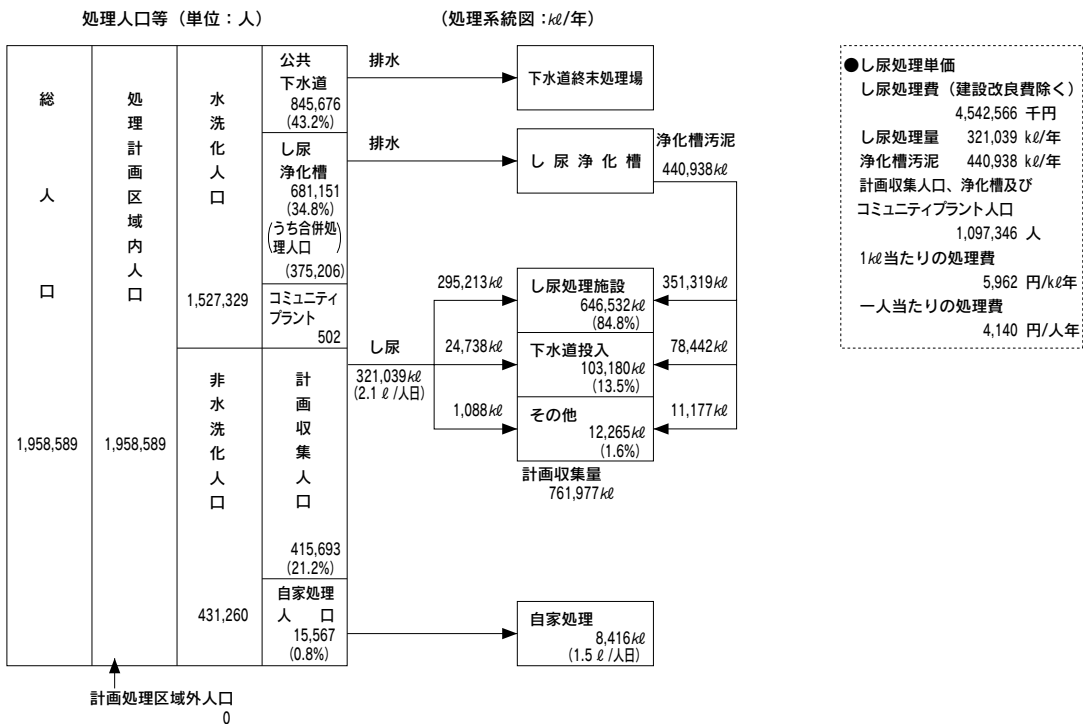
平成17年度の総排出量のうち98.9%（762千 $\text{k}\ell$ ）が市町村で処理されており、自家処理が1.1%（8千 $\text{k}\ell$ ）となっている。市町村処理の内訳は、し尿処理施設での処理が84.8%（647千 $\text{k}\ell$ ）、下水道投入が13.5%（103千 $\text{k}\ell$ ）、その他が1.6%（12千 $\text{k}\ell$ ）となっている。

平成18年度末現在で稼働中のし尿処理施設は、22施設となっている。

し尿・浄化槽汚泥の排出量は、下水道の整備が年々進む一方、合併処理浄化槽の設置に伴う汚泥が増加しているため、収集処理量は横ばいである。なお、平成17年度におけるし尿の排出量は321千 $\text{k}\ell$ で、1人1日当たりの排出量は2.1 ℓ である。

（資料編 P178参照－詳細データ掲載）

岡山県におけるし尿処理の状況（平成17年度実績）



<浄化槽の状況>

浄化槽の設置基数は、平成18年度末現在で約19万8千基である。内訳は、単独処理浄化槽が約55%で、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽が約45%となっている。

化槽法の改正により、すべて合併処理浄化槽である。

また、平成18年度末における生活排水の污水处理人口普及率は、下水道が52.3%、集落排水が2.0%、合併処理浄化槽等が17.8%となっている。

平成18年度に新設された約5千基の浄化槽は、浄

浄化槽の設置状況

年 度	13	14	15	16	17	18
単 独 処 理 浄 化 槽	141,001	137,357	134,416	129,960	117,021	108,818
合 併 処 理 浄 化 槽	68,494	73,912	79,221	83,017	87,003	89,106
計（基）	209,495	211,269	213,637	212,977	204,024	197,924

(2) 一般廃棄物の適正処理対策

近年の生活水準の向上などにより、廃棄物の質の多様化は著しいものがあり、施設整備及び能率アップの必要性が高まっている。加えて、昭和50年代に施設整備を行った施設が更新時期を迎えている。

このため、市町村が効率的な清掃事業の実施に努めるとともに、一般廃棄物の適正な処理が行えるよう助言及び技術的支援を行っている。また、一般廃棄物の減量を図るため、住民の自主的な活動を推進している。

さらに、平成18年度に策定した「新岡山県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村の「一般廃棄物処理計画」を見直し、計画的な施設整備を行うよう助言等を行っている。

また、平成9年6月に改正された廃棄物処理法等の遵守及び平成9年1月に国が示した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に沿った対策や、平成10年3月に指摘された不適正処分場の適正閉鎖と新たな処分場の確保等の対策を徹底するよう助言等を行っている。

(資料編 P179参照ーダイオキシン類測定結果掲載)

＜一般廃棄物処理施設の立入検査＞

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を指導するため、平成18年度は、ごみ処理施設15件、再生利用

施設4件、し尿処理施設8件、埋立処分地施設9件の立入検査を実施した。

＜浄化槽の適正な設置と管理＞

浄化槽の機能を維持するためには、適正な設置と定期的な保守点検等が必要である。

平成18年度末における浄化槽保守点検業者等は、浄化槽工事業者が738業者、浄化槽保守点検業者が37業者、浄化槽清掃業者が37業者となっており、これらの業者を対象に、「浄化槽法」、「浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例」等関係法令の周知徹底及び技術指導を行っている。

また、県は浄化槽法に基づく指定検査機関として、(社)岡山環境検査センター、(社)倉敷環境検査センター及び(財)岡山県健康づくり財団の3機関を指定し、水質検査を実施している。平成18年度では、7条検査は100%、11条検査は約78%の実施率となっており、検査結果に基づく改善指導を行っている。

また、法定検査で不適と判定された浄化槽及び新設浄化槽を対象に、適正な管理や使用方法を指導するための立入検査等を実施している。平成18年度は、339基の浄化槽の立入検査を実施した。

(資料編 P180参照ー浄化槽保守点検業者等登録状況掲載)

浄化槽法定検査結果

区分 年度	7条検査 11条検査	適 正		おおむね適正		不 適 正	
		件	%	件	%	件	%
14	6,721	5,144	76.5	1,471	21.9	106	1.6
	159,164	108,489	68.2	44,469	27.9	6,206	3.9
15	5,851	4,437	75.8	1,279	21.9	135	2.3
	158,569	108,413	68.4	43,954	27.7	6,202	3.9
16	5,948	4,542	76.4	1,294	21.8	112	1.9
	159,243	110,894	69.6	42,217	26.5	6,132	3.9
17	5,902	4,699	79.6	1,116	18.9	87	1.5
	159,923	116,616	72.9	37,503	23.5	5,804	3.6
18	5,148	4,049	78.7	1,033	20.1	66	1.3
	159,933	118,588	74.1	35,726	22.3	5619	3.5

＜浄化槽設置促進事業＞

浄化槽は、今や、下水道や集落排水施設とともに、市町村における生活排水対策の柱となっている。

このため、国においては、昭和62年度から浄化槽の設置に対する国庫補助制度（浄化槽設置整備事業）

を創設し、さらに平成17年度からは、循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の制度を創設し、その普及を図っている。また、本県においても、昭和63年度に国に準じて補助金を交付する制

度を創設しており、現在までに66,012基に対して補助を行っている。さらに、新見市、真庭市、高梁市、美作市及び新庄村においては、浄化槽市町村整備推進事業に取り組み、市町村自らが設置者となり面的な整備を図っている。

浄化槽設置整備事業の実施状況

(単位：千円)

年 度	市 町 村 数	設 置 基 数	総事業費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金
S62~H15	59	55,408	37,335,624	10,092,329	9,464,477
16	29	3,888	1,750,199	523,462	457,027
17	24	3,537	1,551,725	520,663	403,683
18	20	3,179	1,418,222	413,931	354,849
合 計		66,012	42,055,770	11,550,385	10,680,036

3 産業廃棄物^(※)の状況と対策

(1) 産業廃棄物の状況

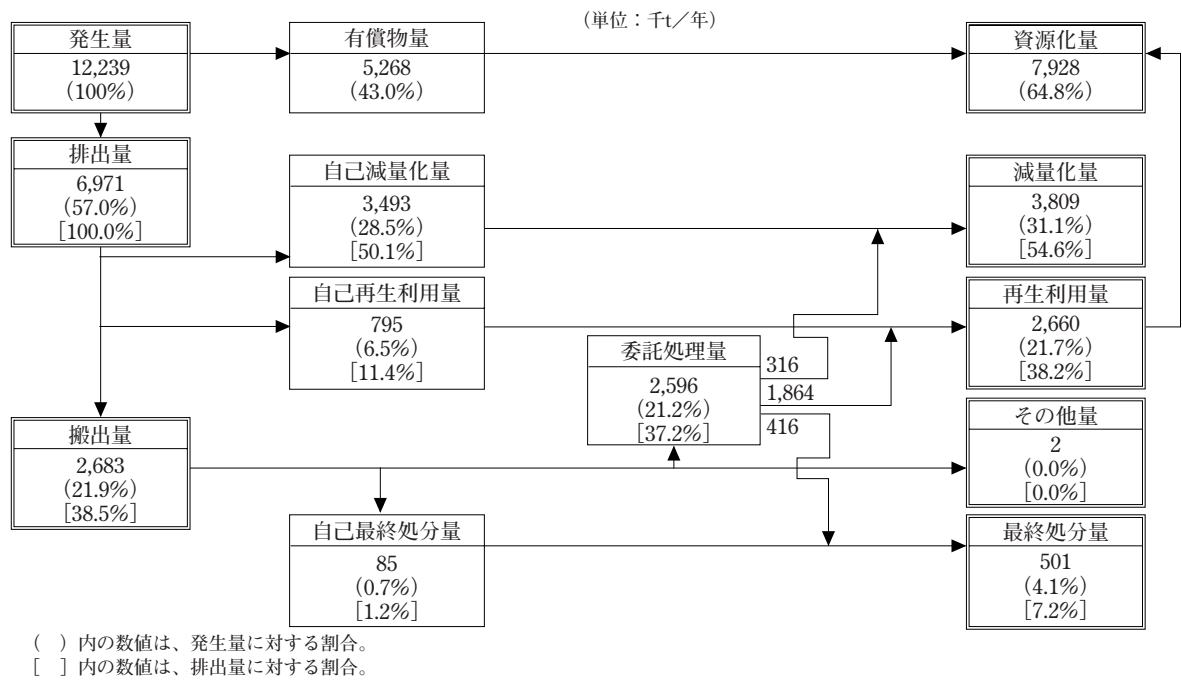
社会経済の発展に伴い、事業活動により排出される産業廃棄物の発生量が增大し、質的にも多様化している。平成18年度に実施した「岡山県産業廃棄物ミニ実態調査」によると、平成17年度の県内総発生量は、1,224万トン／年で、前回調査の平成16年度の総発生量に比べると1.5万トン／年（0.1%）の増加となっているが、産業廃棄物の資源化が進み、最終処分量は50万トン／年で、前回調査に比較し、1万トン（1.8%）の減少となっている。

このことは、排出事業者の適正処理意識の高揚や

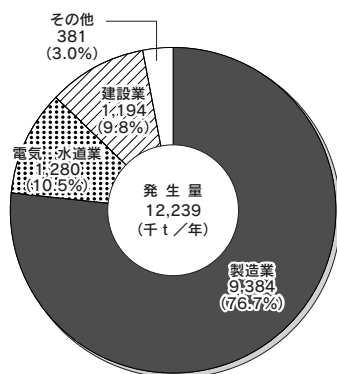
処理・リサイクル技術が着実に進展していることを意味するものであるが、一方依然として不法投棄や野焼きなどの不適正処理も多くみられる。また、廃棄物を適正に処理するために必要な最終処分場等の処理施設は、住民の不安や不信感の高まりを背景として、確保がますます困難となっているとともに、適正処理が困難な産業廃棄物の増大、産業廃棄物の広域的な移動などの問題が生じてきているなど、産業廃棄物を取り巻く状況はきわめて深刻である。

（資料編 P181参照－岡山県産業廃棄物実態調査掲載）

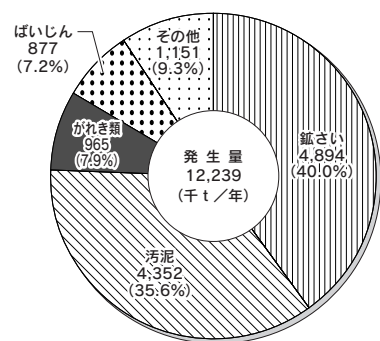
産業廃棄物の発生及び処理状況の概要（平成17年度）



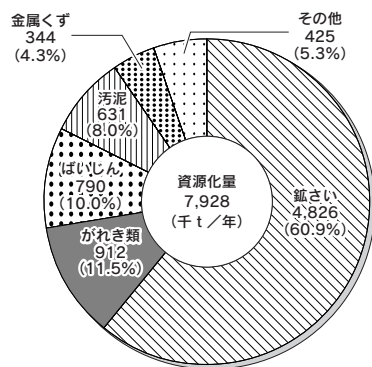
産業廃棄物の業種別発生量（平成17年度）



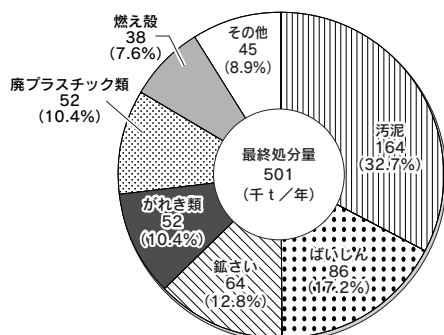
産業廃棄物の種類別発生量（平成17年度）



産業廃棄物の種類別資源化量（平成17年度）



産業廃棄物の種類別最終処分量（平成17年度）



＜産業廃棄物処理業の許可等＞

産業廃棄物の処理は、排出者が自ら実施することが原則であるが、自ら実施できない場合には、産業廃棄物処理業の許可を得た業者に委託することができる。これら産業廃棄物処理業者の許可に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき厳正な審査を行っている。

平成19年3月末の許可状況は次表のとおりである。

産業廃棄物処理業の許可状況

産業廃棄物処理業の種類別			平成18年度末 許可業者数
産業廃棄物	収 集 運 搬 業		2,488 (208)
	処 分 業	中 間 処 理	138 (5)
		最 終 処 分	6 (0)
		中間処理・最終処分	6 (0)
	計		2,638 (213)
特別管理産業廃棄物	収 集 運 搬 業		298 (40)
	処 分 業	中 間 処 理	4 (1)
		最 終 処 分	1 (0)
		中間処理・最終処分	0 (0)
	計		303 (41)
総 計			2,941 (254)

注1 () は平成18年度の新規許可件数

2 岡山市、倉敷市内分の許可業者は除く

＜産業廃棄物処理施設の状況＞

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、知事の設置許可を受けている産業廃棄物処理施設は、次表のとおりである。

なお、平成10年6月に施行された改正法においては、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覧、関係市町村長の意見の聴取等の許可手続が規定されており、この手続を厳正に運用し、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされた施設の設置を進めていく。

産業廃棄物処理施設の状況

施設の区分	施設の種類	平成18年度末 施設数
中間処理施設	汚泥の脱水施設	18
	汚泥の乾燥施設	7
	汚泥の焼却施設	2
	廃油の油水分離施設	2
	廃油の焼却施設	2
	廃プラスチック類の破碎施設	12
	廃プラスチック類の焼却施設	4
	木くず、がれき類の破碎施設	90
	コンクリート固型化施設	1
	産業廃棄物の焼却施設	13
	小計	151
最終処分場	安定型処分場	13
	管理型処分場	11
	小計	24
合	計	175

注) 岡山市、倉敷市内の施設は除く

＜産業廃棄物の最終（埋立）処分＞

県内で発生する産業廃棄物の最終（埋立）処分量は、実態調査を実施した昭和58年度1,660千t、平成4年度1,880千t、平成9年度1,498千t、平成12年度1,005千t、平成16年度510千tとなっており、中間処理による減量化・再（生）利用が進んできているが、なお、一層促進する必要がある。

＜多量排出事業者の状況＞

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、平成13年度から産業（特別管理）廃棄物の多量排出事業者に、産業（特別管理）廃棄物処理計画の提出が義務付けられた。

平成18年度の提出状況は、次のとおりである。

産業廃棄物処理計画	97件
特別管理産業廃棄物処理計画	20件

＜(財)岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場＞

第三セクターとして設立された(財)岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場は、昭和54年に営業を開始して以来28年を経過し、平成18年度末における埋立処分累計は16,917千tとなっている。

また、昭和58年度から平成10年度までは、下水道汚泥などのコンクリート固化処理、平成11年度からは、下水道汚泥、廃プラスチック類の焼却処理による中間処理事業を実施しており、県下の産業廃棄物適正処理体制の中核的な存在である。

(財)岡山県環境保全事業団の最終処分場の概要

処分場の位置	倉敷市水島川崎1丁目地先
埋立面積	962,580m ²
埋立容量	12,691,000m ³
埋立開始	昭和54年4月
建設費	13,740百万円

(財)岡山県環境保全事業団の中間処理及び最終処分の状況

(単位：千t)

年度	S54～H12	13	14	15	16	17	18	累計
中間処理量	530.60	52.34	52.37	62.65	70.55	74.47	70.74	913.72
最終処分量	15,642	164	225	197	216	235	238	16,917

注) 四捨五入のため年度計と累計は一致しない

(2) 産業廃棄物の適正処理対策

産業廃棄物は、事業者がその処理責任に基づき適正処理することが原則となっており、あらゆる機会を通じてこの原則を徹底させるよう努めている。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成14年3月に「岡山県廃棄物処理計画」を、平成19年3月に「第2次岡山県廃棄物処理計画」を策定している。この計画は、広くパブリックコメントを求めたうえ、「岡山県環境審議会廃棄物対策部会」において検討のうえ策定したもので、基本的な施策として、①排出者(事業者)責任の徹底・強化、②排出抑制と循環的利用の推進、③適正処理の推進、④廃棄物処理施設の計画的な整備の促進、⑤廃棄物情報の共有化と相互理解を定めており、この施策に沿って対策を進めている。

(資料編 P181参照—第2次岡山県廃棄物処理計画掲載)

＜処理業者の育成・指導＞

処理業者の産業廃棄物の適正処理に関する認識は

向上してきているが、一部の者による不法投棄や委託基準違反などの不適正処理の事例もあり、このような行為が産業廃棄物処理に対する住民の不信感を招いている状況にある。

このため、講習会や立入検査を実施するとともに、関係業界団体などと協力し、処理業者の適正処理意識の向上や処理技術の向上を図っていく。

平成18年度において、不法投棄や不適正な保管などを防止するため、産業廃棄物排出事業者835件、処理業者585件の立入検査を実施し、適正処理について指導するとともに、違反業者に対しては厳正に対応し、特に悪質な業者について4業者を許可取消し処分とし、1業者を30日間の営業停止処分とした。

＜不法投棄等不適正処理の防止＞

平成15年度に導入した産業廃棄物処理税の税収を活用し、不法投棄等の不適正処理に対処するため、産業廃棄物監視指導員(9名)の配置、夜間・休日の監視業務の民間委託、不法投棄監視員(152名)の委嘱、不法投棄110番の設置、不法投棄監視カメラの各県民局への配置、不法投棄等発見通報協定の締結等の監視体制強化事業を実施するとともに、リーフレット配布及びラジオスポット等による啓発事業を推進した。

平成18年度においては、民間委託による監視出動は311回、不法投棄監視員による環境パトロールは3,829回、不法投棄110番及び発見通報協定締結先の通報等は78件で、また小型航空機による監視を4回、産業廃棄物運搬車両の路上検問を2回(延べ6ヶ所)実施した。併せて、市町村が実施する不法投棄監視、不法投棄防止対策事業などに対する助成(13市町村)を行った。

不法投棄等を発見した場合及び通報があった場合には、県民局、支局等が市町村と連携して速やかに現場調査等を行い、違反者に対して撤去等の指導を行っている。

不法投棄等発見通報協定の締結状況

締結年月日	発見通報協定締結先
平成15年5月30日	岡山県農業協同組合 岡山県森林組合連合会 中国電力(株)岡山支社
平成15年12月17日	岡山県石油商業組合
平成16年8月23日	(社)岡山県トラック協会
平成17年7月7日	(社)岡山県タクシー協会
平成18年7月24日	(社)岡山県バス協会

＜電子マニフェストの普及促進＞

産業廃棄物の処理に関する情報の合理化・透明化や不適正処理の防止に効果のある電子マニフェストシステムの普及を推進するため、平成18年度から電子マニフェスト普及促進事業を行っており、平成18年度は県内4ヵ所で説明会を実施し、27事業者システムへの加入費等の助成を行った。

＜発生量の抑制と減量化・資源化＞

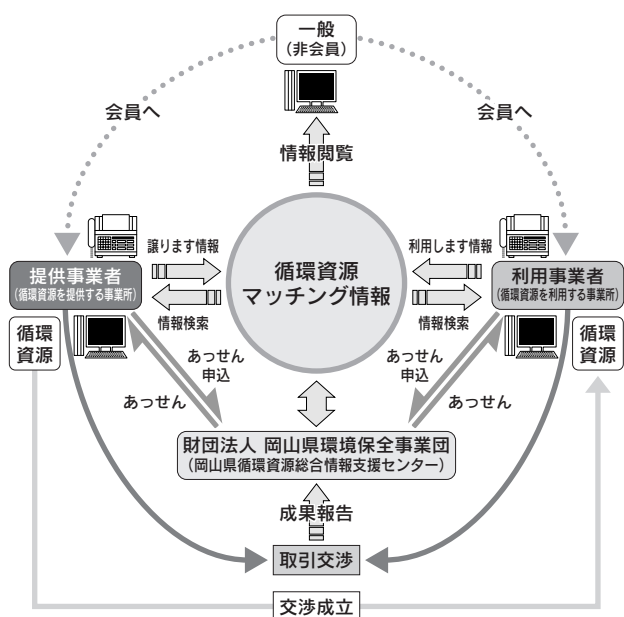
平成18年度に実施した「岡山県産業廃棄物ミニ実態調査」によると、平成17年度における産業廃棄物の総発生量は、平成16年度に比べ0.1%増加しているが、資源化が進み、最終処分量は2%減少している。

今後とも排出事業者に対し、廃棄物発生量の抑制と減量化・資源化に向けた取組をより一層促していく。

具体的な対策としては、多量排出事業者への指導の徹底や、岡山県循環型社会形成推進条例（平成13年度制定）に基づき策定された多量排出循環資源の排出抑制等に関する指針「ごみゼロガイドライン」の関係者への周知徹底を図っていく。

また、循環資源の利用促進を図ることを目的に、従来、書類で行っていた「廃棄物交換情報制度」に替わり、インターネットによる「循環資源マッチングシステム」を整備し、平成18年度から実施している。このシステムは、事業活動に伴って生じる循環資源を提供する事業者と、利用する事業者をマッチング（あっせん）することにより、循環資源の有効活用を図るものである。

循環資源マッチングシステムの流れ



循環資源マッチングシステムによる紹介・あっせん状況

年 度	紹介・斡旋	取引成立
S62～H12	216件	20件
13	27件	0件
14	10件	1件
15	37件	2件
16	154件	12件
17	133件	12件
18	54件	13件

※S62～H17までは廃棄物交換情報制度によるもの

＜産業廃棄物の広域移動の対策＞

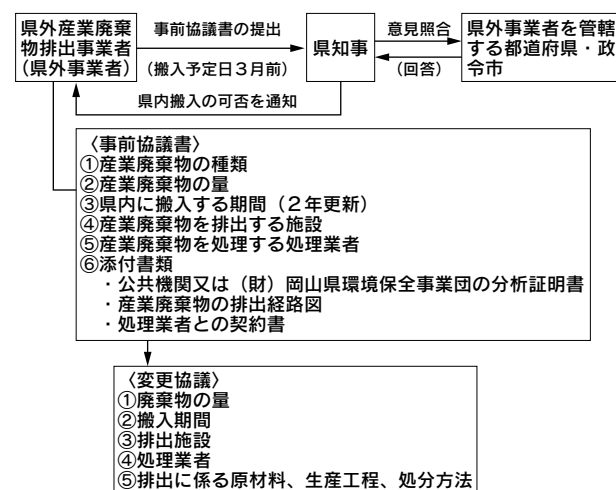
産業廃棄物の県内への搬入については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」（昭和52年岡山県規則第61号）に基づき、県内に持ち込む3か月前までに県外の排出事業者から知事に事前協議を行う制度を設けているとともに、搬入できる期間は2年間（更新可）としている。

事前協議に当たっては、廃棄物の種類、処理量、排出施設等を申請させるとともに、公的な測定機関等による有害物質等の分析証明書を添付させ、安全性などの確認を行っているところであり、今後とも厳正な運用を図っていく。

事前協議件数は、次のとおりとなっている。

年度	平成11	12	13	14	15	16	17	18
件数	608	568	798	663	689	506	754	724

事前協議制度



＜苦情処理＞

産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理に関する苦情処理件数は次のとおりであり、関係機関と協力し、苦情の解決に努めている。

主な苦情内容は、不法投棄、野外焼却、大気汚染、水質汚濁などである。

年 度	平成11	12	13	14	15	16	17	18
苦情処理件数	213	286	210	263	192	157	195	190

(3) 公共関与産業廃棄物処分場建設の推進

産業廃棄物の最終処分場は、施設に対する住民の不安などから民間での設置が困難となっている。このため、安全面や環境保全などに万全を期したモデル的な処分場の整備を公共関与で進めていくこととし、その整備場所を現在の（財）岡山県環境保全事業団水島処分場に隣接する泊地とすることを設置検討委員会の検討結果を踏まえて決定した。

平成18年度は、事業主体である（財）岡山県環境保全事業団と連携し、公有水面埋立免許の他、各種法令手続き等の支援を行い最終処分場建設工事に着手したところである。

(4) 焼却施設のダイオキシン対策

ダイオキシン類については、焼却施設からの発生が大部分を占めるといわれている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則の改正（平成9年12月施行）に伴う規制強化に対応し、基準の遵守、ダイオキシン類の測定の実施などについて、焼却炉の設置者に対し強力に指導している。

なお、平成18年度末現在で稼働中の施設は、10施設であるが、ダイオキシン類の排出濃度の自主測定の結果、基準（処理能力により1～10ng-TEQ/m³）を超えた施設はなかった。

（資料編 P185参照－測定状況掲載）

(5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理対策

平成13年7月15日に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、高圧トランス、コンデンサ等ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業者は、その保管状況等について毎年度の届出が義務づけられたため、法の周知徹底を図るとともに届出指導を行った。

また、これらのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、平成13年11月1日に環境大臣の認可を受けた「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画」に基づき、日本環境安全事業株式会社（旧：環境事業団）が北九州市若松区響灘地区に処理施設を建設したところである。今後、岡山県の区域内に存するポリ塩化ビフェニル廃棄物が処理され

る予定であるが、それまでの間は排出事業者において、適正に保管することが義務づけられており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正保管等を指導した。

平成18年度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管等届出状況

届出事業場数	401事業場
--------	--------

種 類	保 管	使 用
高 圧 ト ラ ン ス	73台	18台
低 圧 ト ラ ン ス	2台	0台
高 圧 コ ン デ ン サ	1,149台	132台
低 圧 コ ン デ ン サ	1,151台	0台
安 定 器	10,184個	882個
ポリ塩化ビフェニル	33.08kg	0kg
P C B を 含 む 油	5,575.9kg、1,578L、8本	0kg
ウ エ ス	58.4kg	0kg
そ の 他 機 器	143台	29台
そ の 他	2個、1組、40kg	0kg

(6) 岡山県産業廃棄物処理税(※)

循環型社会の形成を目指し、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理を促進するため、平成15年4月1日から産業廃棄物処理税（法定外目的税）を導入している。

税収は、「意識の改革」、「産業活動の支援」、「適正処理の推進等」、「環境インフラの整備」を4つの柱として、循環型社会の形成推進に資する事業に活用している。これまで、環境教育等の推進、ごみ減量化対策の推進、リサイクル製品等の利用促進、不法投棄の早期発見・未然防止等の面で大きな役割を果たしている。

なお、平成19年3月末現在、本県を含め26道府県が産業廃棄物税を導入している。

第7章 自然環境

1 自然環境の保全

かけがえのない郷土の自然や生態系を守るため、先人の知恵を受け継ぎつつ、適正な利用を図り、自然との共生を確保しながらそれを後世に引き継いでいくことは、現代に生きる我々の重要な責務といえる。

国においては、平成7年に、生物と共生し、生物の多様性を確保するという観点から、生物多様性^(※)国家戦略を策定し、さらに平成14年には、これを見直した新・生物多様性国家戦略を策定している。

本県では、昭和46年に「岡山県自然保護条例」を制定し、これに基づき昭和47年から「自然保護基本計画」を策定し、自然環境の保全に努めてきたところであるが、自然環境をとりまく諸情勢の変化に対応すべく、新たに10か年計画として、平成13年3月に新しい自然保護基本計画を策定し、「人と自然の共生関係の構築」を目標として自然環境の保全に係る諸施策を推進している。

(資料編 P186—自然保護基礎調査の実績掲載)

(1) 県自然環境保全地域等の指定拡大と整備

岡山県自然保護条例に基づき、優れた自然の地域などを県自然環境保全地域等に指定し、その保護に努めている。

現在までに、「県自然環境保全地域」として、天然林や野生動物の生息地など優れた自然の地域(面積10ha以上)を3地域、「環境緑地保護地域」として、都市周辺の良い生活環境を形成する緑地の地域(面積5ha以上)を2地域、「郷土自然保護地域」として、自然と一体となって郷土色豊かな風土を形成し、県民に親しまれている地域(面積2ha以上)を37地域、また「郷土記念物」として、樹木及び地質鉱物で、県民に親しまれているもの又は由緒あるものを39件指定している。

県自然環境保全地域などに指定した地域については、解説板や案内板を設置することとしている。

また、自然公園^(※)や県自然環境保全地域などに生育する貴重な巨樹・老樹・名木のうち、緊急に保

護対策の必要な樹木に対しては、病虫害予防事業を実施することとし、事業実施市町村に対し補助を行っている。

(資料編 P187参照—県自然環境保全地域等の指定状況及び保護対策対象樹木掲載)

<大規模天然林の保全>

真庭郡新庄村の毛無山一帯は、100年生前後のブナを中心とする天然林が広がり、県下でも貴重な森林であるとともに、多様な植生、希少な動物及び昆虫の生息地であり、学術的にも貴重な存在である。

県では、この森林を保護するため約264haを公有化(平成5年度約191ha、7年度約3ha、14年度約70ha)し、保全に努めている。

<自然保護のための土地の公有化>

自然公園や自然環境保全地域などに指定されている地域等、自然保護上、特に重要な地域の公有化を行っている。

(資料編 P188参照)

(2) 自然と調和した開発指導

無秩序な開発を防止し、開発と自然環境保全との調和を図るため、岡山県自然保護条例に基づき、工場敷地やゴルフ場の造成などの大規模な開発(10ha以上)に際しては、県、市町村、事業者との間で自然保護協定を締結し、現存植生の保全や改変地の緑化などについて指導を行っている。

また、10ha未満の開発については、市町村と事業者において協定を締結するよう要請している。

平成18年度末現在で、自然保護協定の締結実績は、ゴルフ場48件、住宅団地19件、別荘団地4件、工場敷地9件、その他(総合的レジャー団地等)10件の合計90件である。

(3) 自然保護思想の普及等

かけがえのない郷土の自然を後世に伝えていくためには、何よりも県民一人ひとりが自然の重要性を認識し、その保全への理解を深め、実践をすることが重要である。このため、自然保護センターの活用を図るとともに、自然保護推進員等のボランティアによる活動を通じて、自然保護思想の普及啓発に努めている。

また、平成14年度には、「おかやまの自然百選」のホームページを開設し、県内の優れた自然107件をPRするとともに自然の保護と適切な利用促進を呼びかけている。

＜岡山県自然保護センター＞

自然を観察し、自然のしくみを学ぶ場として多くの人に利用していただき、また、自然保護に関する普及啓発、指導者の育成、研究調査、情報の収集・提供を行う機関として、平成3年11月、和気郡和気町（旧佐伯町）に開設した。

各種自然観察会、一般研修会をはじめ、指導者やボランティアを対象とした研修会を開催するほか、要請に応じ、講師の派遣を行っている。

さらに環境学習指導者養成講座を開設し、保全活動ができる人材の育成に努めている。

- ・定例観察会（昆虫、野草、野鳥の観察等）
- ・環境学習指導者養成講座
- ・講師派遣
- ・「自然保護センターだより」の発行
- ・自然保護センター友の会の育成
- ・特別天然記念物タンチョウの飼育・増殖（平成18年度末現在50羽）
- ・傷病鳥獣の保護
- ・入場者 23,077人（平成18年度）
- ・管理形態

指定管理者：（財）岡山県環境保全事業団（平成19年度～21年度）

＜鷺羽山ビジターセンター＞

鷺羽山山頂の一角に「鷺羽山ビジターセンター」を設置している。この施設は、瀬戸内海国立公園指定50周年記念事業及び瀬戸大橋架橋記念事業の一環として整備したもので、昭和60年7月に開館し、瀬戸内の歴史や自然の仕組みに関する展示、解説を行っている。

また、平成9年度には同センターに併設してボランティアルームを建設し、ボランティア活動を助長し、施設の利用促進に努めている。

- ・入館者 12,781人（平成18年度）
- ・管理形態
- 指定管理者：倉敷市（平成18年度～20年度）

(4) 希少野生動植物の保護

岡山県は豊かで多様な自然環境に恵まれているため、多様な野生生物が生息・生育しているが、近年、様々な人間活動の影響を受けて、多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕しており、その多様性を維持することが重要な課題となっている。

このため、平成15年3月に岡山県版レッドデータブックを発刊し、環境アセスメントの審査や、開発行為と自然保護との調整を図る上での基礎資料として、また、野生生物の保護対策を講じる上での基礎資料として活用している。

また、平成15年12月に岡山県希少野生動植物保護条例を制定し、特に保護を図る必要のあるものは、捕獲等を規制するとともに、県民等と協働して保護を図るなど、自然環境保全意識の高揚に努めている。

指定希少野生動植物の指定状況

種別	指定希少野生動植物名	指定年月日
動物	フサヒゲルリカミキリ	平成16年7月16日
植物	マルバノキ（ベニマンサク）	
	ミズアオイ	平成17年8月26日
	エヒメアヤメ	

（資料編 P188参照－「岡山県版レッドデータブック」選定種のカテゴリー別集計表掲載）

(5) 外来生物対策の推進

今日、本来の生息・生育地以外の場所から人為によって意図的・非意図的に導入された「外来生物」の侵入が、地域固有の生物相や生態系に深刻な影響を及ぼしている。

こうしたことから、平成17年6月に「特定外来生物^(※)による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法^(※)）が施行され、生態系、人の生

命・身体、農林水産業に悪影響を及ぼすもの、及ぼすおそれのある侵略的な外来生物を、特定外来生物として指定し、飼育、販売、輸入などを規制するとともに、野外での防除などを行って被害防止を目指すこととなった。

県では、法律の施行に伴い、外来生物対策について、県民の正しい理解と協力を得るために普及啓発に努めている。

2 自然公園等の保護と利用

(1) 自然公園^(※)の指定

自然は、一度破壊されれば復旧することが極めて困難なものであり、できる限り自然のままの姿を存続させなければならない。特に、すぐれた風景地は天与の宝ともいふべきものであり、こうしたすばらしい自然の保護と適正な利用を図るため、自然公園法及び岡山県立自然公園条例により、国立・国定公園、県立自然公園の指定を行っている。

全国では、国立公園28地域、国定公園55地域、県立自然公園309地域が指定されており、これらの合計面積は国土面積の14%を占めている。

本県には、国立公園2地域、国定公園1地域、県立自然公園7地域があり、その面積は県土面積の11%を占めている。こうした自然公園は、自然の風景地の保護に資するとともに、自然系環境学習や野外レクリエーションの場として重要な役割を果たしている。
(資料編 P189参照―自然公園の許可申請、届出件数一覧) 表掲載

<国立公園>

国立公園は、わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地で、環境大臣が指定する。

①瀬戸内海国立公園

わが国最初の国立公園の一つとして昭和9年に指定されたものであり、内海多島海という特異な景観を形成している。

本県の公園区域は、日生諸島、笠岡諸島等の島々、夕立受山、牛窓、貝殻山、金甲山、十禅寺山、渋川海岸、王子が岳、由加山、鷺羽山、通仙園、御嶽山等の展望の優れた陸地部並びに海面区域である。

②大山隠岐国立公園

昭和38年に大山国立公園が拡張された際に、蒜山地区と三瓶山、島根半島、隠岐島を区域編入し、大山隠岐国立公園となった。また平成14年3月に、毛無山、宝仏山地域が新たに編入された。

本県の公園区域は、トロイデ型火山地形の蒜山三座とその山麓の高原、三平山、朝鍋鷺ヶ山、郷原及び新庄村の毛無山一帯である。皆ヶ山のふもとには休暇村蒜山高原があり、家族連れで気軽に利用できるレクリエーションセンターとしてにぎわっている。

<国定公園>

国定公園は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地で、都道府県の申し出により環境大臣が指定する。

氷ノ山後山那岐山国定公園

岡山、鳥取、兵庫の3県境に位置し、東中国山地を代表する山岳景観を主体とする公園である。この公園は、ブナやミズナラなどの天然林を訪ねる登山、高原のスキーとキャンプ、溪谷と滝のハイキングなど、四季を通じて変化に富むレクリエーションの場となっている。

本県の公園区域は、後山山系、那岐山系、袴ヶ山、大ヶ山、黒岩高原、恩原高原の地域からなっている。とりわけ後山山系は、若杉、日名倉山、後山を含む山岳からなり、特に後山は県下最高峰(1,345m)を誇り、修験道の霊山として広く知られている。

また、平成3年7月には「恩原自然展示館」を開館し、恩原の自然などを解説した施設として一般の利用に供している。

<県立自然公園>

県立自然公園は、国立、国定公園に次ぐ優れた自然の風景地で、県知事が指定する。

①高梁川上流県立自然公園

高梁川上流部の阿哲台地一帯と、高梁川支流の成羽川流域に広がるカルスト地形を中心とする地域及び学術参考保護林に指定されている臥牛山等からなっている。

この公園の主要な地点としては、井倉溪、井倉洞、満奇洞、羅生門、備中松山城と臥牛山、羽山溪、磐窟溪と磐窟洞、大賀デッケン、神野台、弥高山、穴門山神社の社叢、天神峽等がある。

②吉備史跡県立自然公園

岡山市、倉敷市及び総社市に広がり、いわゆる吉備高原の南端部に位置している。この公園区域には、古墳を中心とする埋蔵文化財をはじめ、吉備津神社、吉備津彦神社、高松城跡、高松最上稲荷、鬼ノ城遺跡、岩屋寺、井山宝福寺などの歴史的な優れた郷土景観を有する地域が多い。

なお、昭和53年12月には、吉備中山の南部地域を編入し、平成18年3月には、鬼ノ城一帯を特別地域に指定している。

③湯原奥津県立自然公園

旭川上流の湯原ダム湖を中心とする一帯と吉井川上流の奥津溪を中心とする一帯からなり、1,000m級の山岳と深い溪谷を特徴とする地域である。主要景観としては、湯原ダム湖、山乗溪谷、津黒高原、奥津溪、神庭の滝等がある。

また、本県の代表的な温泉地である湯原温泉、奥津温泉がある。

④吉備路風土記の丘県立自然公園

吉備地方の埋蔵文化財を中心とする文化的遺跡が集積している地域であり、備中国分寺、国分尼寺跡、こうもり塚古墳、造山古墳などは、その代表的なものである。特に備中国分寺は、なだらかな松林を背景にした田園風景の中に、五重塔とともに、いにしえの姿をそのままにとどめており、吉備路のシンボルとなっている。

⑤備作山地県立自然公園

高梁川と旭川の源流部に当たる花見山や二子山等の標高1,000m級の山岳地域、野原スキー場や千屋スキー場のある高原地域、さらに御洞の滝を中心とした山麓部の溪流などからなっている。この地域は、登山、ハイキング、スキーなど年間を通じて野外レクリエーションの場として利用されている。

⑥吉備清流県立自然公園

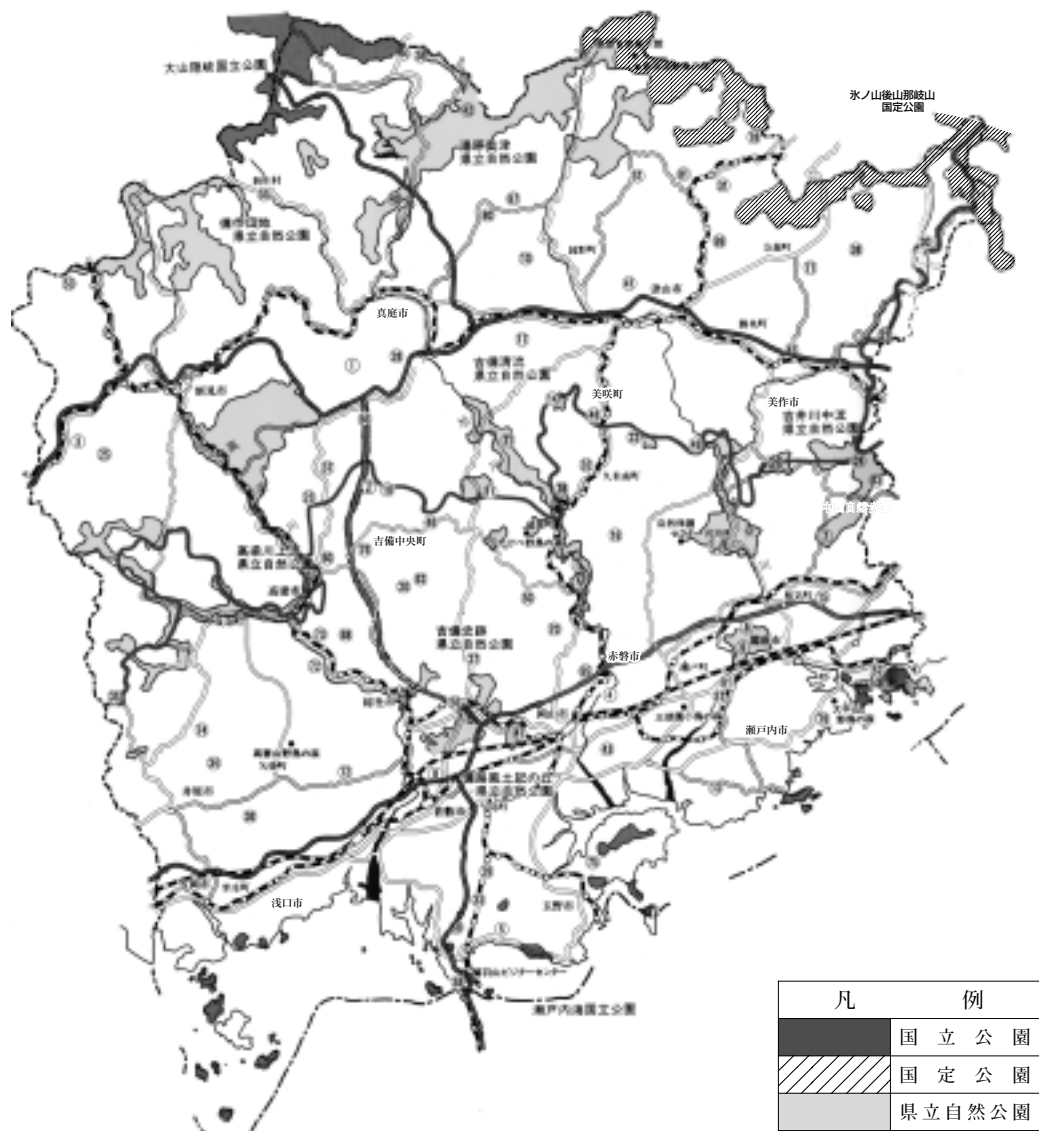
旭川中流域の旭川ダム、宇甘溪の溪谷と円城、両山寺等の吉備高原地域からなっている。この地域は、古くから文化が開け、志呂神社、円城寺、両山寺などの神社仏閣が多数あり、特に円城一帯では、優れたふさと景観が見られる。

また、宇甘溪は、県南の代表的なモミジの名所である。

⑦吉井川中流県立自然公園

吉井川中流域を中心に、吉備高原東部地域の真木山、八塔寺、和意谷の自然林、大滝山等の地域からなっている。この地域には、本県の自然保護思想普及のための中心施設である自然保護センター、山上仏教の面影を今に伝える本山寺、長福寺、国指定史跡の池田家の墓所、県下で最初に指定された八塔寺ふるさと村などがあり、河川景観、人文景観、文化財などが多くある優れた地域となっている。

自然公園・県自然環境保全地域等位置図

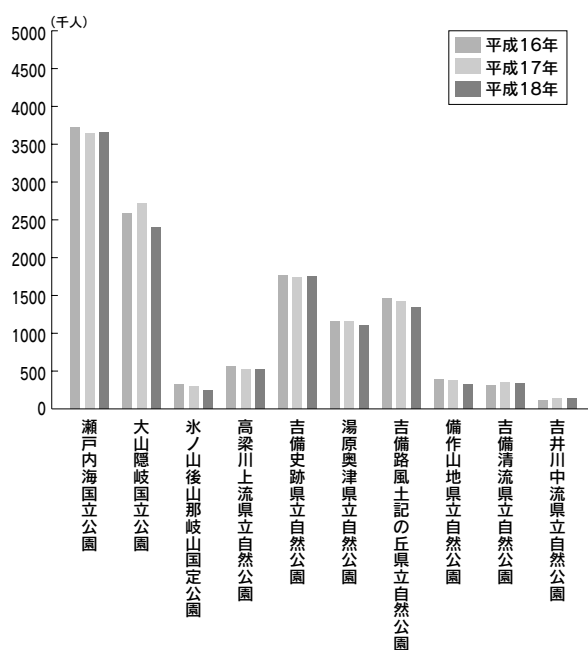


①	塩滝県自然環境保全地域	②②	波多	〃	④③	郷土記念物・曹源寺の松並木	⑥④	〃	龍頭のアテツマンサク		
②	大平山・権現山	〃	②③	祇園山	〃	④④	〃	畝の松並木	⑥⑤	〃	金山八幡宮の社叢
③	鯉が窪	〃	②④	八塔寺	〃	④⑤	〃	笠懸の森	⑥⑥	〃	宮地天神社の社叢
④	竜の口環境緑地保護地域	②⑤	荒戸山	〃	④⑥	〃	加茂総社宮の社叢	⑥⑦	〃	布施神社の社叢	
⑤	田の口	〃	②⑥	真木山	〃	④⑦	〃	吉備津の松並木	⑥⑧	〃	御前神社の樹林
⑥	大滝山郷土自然保護地域	②⑦	大井宮山	〃	④⑧	〃	西幸神社の社叢	⑥⑨	〃	山形八幡神社の森	
⑦	和意谷	〃	②⑧	木山	〃	④⑨	〃	宗形神社の社叢	⑦①	〃	徳蔵神社の樹林
⑧	浅原	〃	②⑨	新熊野・蟻峰山	〃	⑤①	〃	九谷の樹林	⑦②	〃	四之宮八幡の森
⑨	熊山・奥吉原	〃	③①	大原神社	〃	⑤②	〃	岩屋の森	⑦③	〃	水内八幡の森
⑩	檜山	〃	③②	矢筈山	〃	⑤③	〃	高良八幡の森	⑦④	〃	高間熊野神社の森
⑪	化気	〃	③③	仏教寺	〃	⑤④	〃	野原の松並木	⑦⑤	〃	星尾神社の社叢
⑫	箭田	〃	③④	稗田八幡宮	〃	⑤⑤	〃	かしらの森	⑦⑥	〃	両児山の樹林
⑬	安仁神社	〃	③⑤	千手院	〃	⑤⑥	〃	がいせん桜	⑦⑦	〃	大村寺のクロマツ
⑭	両山寺	〃	③⑥	高原	〃	⑤⑦	〃	矢喰の岩	⑦⑧	〃	皆木のマンサク
⑮	松尾山	〃	③⑦	甲弩神社	〃	⑤⑧	〃	福岡城跡の丘	⑦⑨	〃	物見神社の社叢
⑯	布都美	〃	③⑧	高岡神社	〃	⑤⑨	〃	柳田八幡の森	⑧①	〃	善福寺のツバキ
⑰	幻住寺	〃	③⑨	梶並神社	〃	⑥①	〃	下津井祇園神社の社叢	⑧②	〃	神田神社の社叢
⑱	三樹山	〃	③⑩	東湿原	〃	⑥②	〃	津川のタブノキ	⑧③	〃	宝蔵寺の森
⑲	天福寺	〃	④①	天狗の森	〃	⑥③	〃	天王社刀剣の森			
⑳	具足山	〃	④②	中山神社の社叢	〃	⑥④	〃	吉川八幡の森			
㉑	恵龍山	〃	④③	津黒	〃	⑥⑤	〃	滝谷神社の樹林			

岡山県の自然公園

公園別	名称	面積	県土面積に対する割合	指定年月日
国立公園	瀬戸内海	4,963ha	0.70%	S 9. 3. 16
	大山隠岐	6,534	0.92	S 38. 4. 10
	小計	11,497	1.62	
国定公園	氷ノ山後山那岐山	15,024	2.11	S 44. 4. 10
県立自然公園	高梁川上流	13,478	1.90	S 41. 3. 25
	吉備史跡	2,524	0.35	S 41. 3. 25
	湯原奥津	16,537	2.33	S 45. 5. 1
	吉備路風土記の丘	888	0.12	S 47. 1. 11
	備作山地	8,176	1.15	S 54. 12. 25
	吉備清流	4,428	0.62	S 58. 3. 29
	吉井川中流	8,112	1.14	H 3. 3. 30
	小計	54,143	7.61	
自然公園合計		80,664	11.34	

自然公園利用者数



(2) 自然公園の保護と管理

<各種行為の規制>

自然公園の保護の適正化を図るために、自然公園法、県立自然公園条例に基づき特別保護地区及び特別地域を指定し、一定の行為を許可制としている。また、普通地域での特定の行為に対しては事前届出制とし、その保全を図っている。

これらの管理については、国立公園は原則として国が行うこととなっており、環境省の出先機関として「中国四国地方環境事務所」（岡山市桑田町）が設置されている。国立、国定公園内では、ボランティアの自然公園指導員（51人）が、環境省の委嘱を受けて主要地域での指導に当たっている。

また、国立公園の法定受託事務及び国定公園や県立自然公園は、所轄県民局が管理に当たっている。

<自然公園内違反行為防止対策>

自然公園内における無断開発などの違反行為を防止するため、県、市町村自然公園担当職員等の研修会を開催するとともに、自然公園指導員、自然保護推進員等のボランティア団体などとの積極的な情報交換に努めている。

<国立公園清掃活動事業>

国、県、市町村及び関係諸団体が協力し、国立公園の主要利用地域のうち、特に重点的に美化清掃を行う必要のある地域で清掃活動事業を実施している。

自然公園内の規制の概要

行 為 の 内 容	特別地域	普 通 地 域
工作物の新築、改築、増築	許 可	届 出（一定基準以上）
木竹の伐採	許 可	—
鉱物の掘採、土石の採取	許 可	届 出
河川、湖沼等の水位、水量の増減	許 可	届 出 （特別地域内へ影響を 及ぼす場合）
広告物等の掲出、設置、工作物等への表示	許 可	届 出
水面の埋め立て、干拓	許 可	届 出
土地の開墾、形状変更	許 可	届 出
環境大臣が指定する物の屋外への集積、貯蔵	許 可	—
環境大臣が指定する動物の捕獲、卵の採取等	許 可	—
環境大臣が指定する植物の採取、損傷	許 可	—
屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更	許 可	—

本県では、瀬戸内海国立公園の主要な利用地域である倉敷市の鷺羽山、由加山一帯の地域と玉野市の渋川海岸、十禅寺山、王子が岳一帯の地域について、地元の美化清掃活動を実施する団体「倉敷玉野地域国立公園美化推進協議会」に対し、昭和56年度から事業費の一部を補助し、美化清掃活動を実施している。

(3) 中国自然歩道

自然公園をはじめ、高原や溪流などの景勝地、あるいは文化財などの人文景観を有機的に結び、中国地方を一周する長距離の自然歩道である「中国自然歩道」は全長が1,900kmあるが、このうち岡山県内ルートは11市町村を通っており、その距離は約320kmである。昭和52年度から整備を始め、昭和58年3月に完成している。

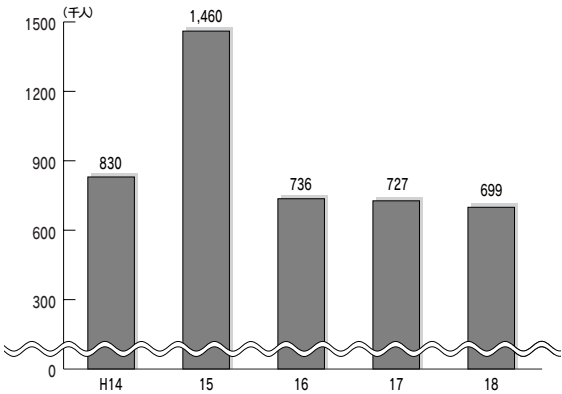
また、平成18年4月には、既存ルートの高梁市の「高梁美しい森」から倉敷市の「鷺羽山ビジターセンター」までの約140kmを延長して四国自然歩道に至るルートが追加指定され、平成18年度から20年度までの3カ年の計画で整備を進めている。

中国自然歩道の利用希望者には、パンフレットを配布しており、利用者の好みに合ったルート選別に供している。

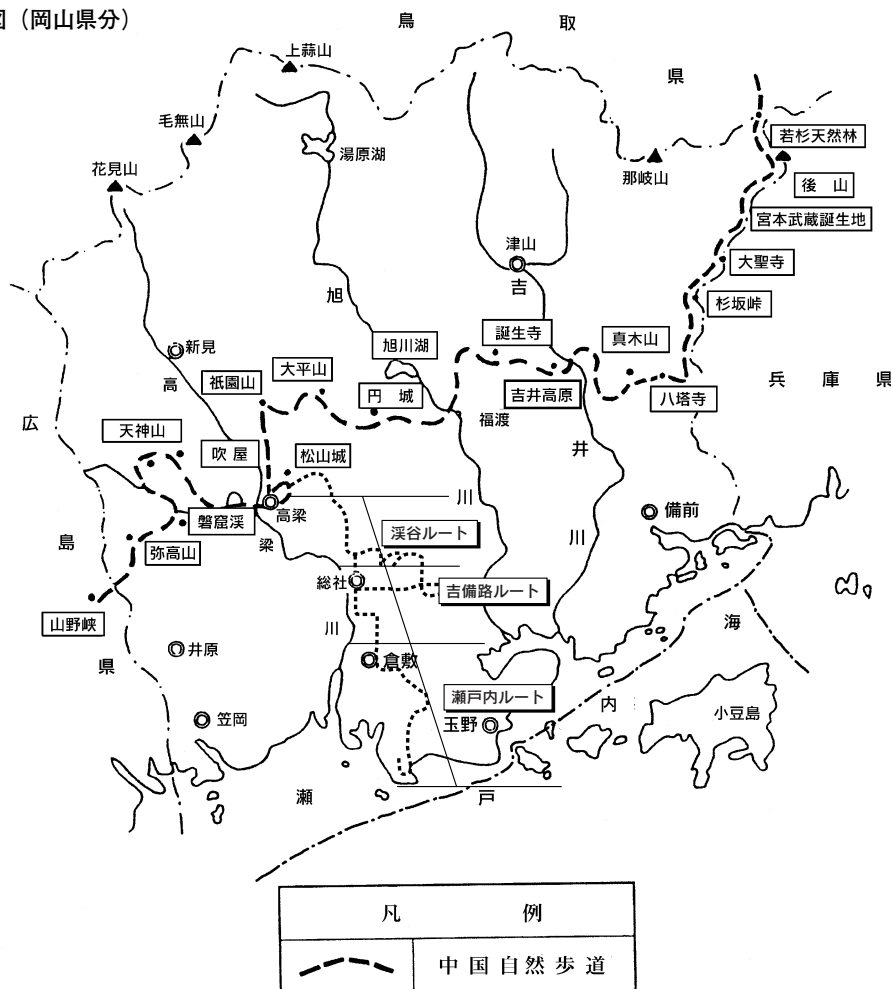
また、毎年10月を「全国・自然歩道を歩こう月間」とし、歩くことを通じて自然とのふれあいを深めていくことを目的に「自然歩道を歩こう大会」が全国各地で実施されている。

（資料編 P190参照—中国自然歩道岡山県ルートの興味地点等掲載）

中国自然歩道利用状況



中国自然歩道路線図（岡山県分）



（４）自然公園等の施設整備

自然公園は、優れた自然景観を保護する一方、これを健全な野外レクリエーション活動や自然教育の場として活用することを目的としている。このため、自然公園の利用施設として、園地、キャンプ場、休憩所、遊歩道などの整備を進めている。

＜国定公園等整備＞

国定公園及び長距離自然歩道の施設の整備を環境省の交付金を受けて県が実施するもので、平成18年度は次の事業を実施した。

自然環境整備交付金事業

場 所	英田郡西栗倉村大茅地内 (氷ノ山後山那岐山国定公園) ほか
事業概要	自然歩道整備 1 式 公衆便所 2 棟
事業費	110,000千円

＜自然公園施設整備＞

自然公園の公園計画に基づく施設の整備について、岡山県自然公園等施設整備事業補助金交付要綱に基づき、事業を実施する市町村に対して県が補助金を交付するもので、平成18年度は、次の事業を実施した。

実施市町村	総社市
事業概要	公衆便所1棟
事業費	17,780千円（補助率1/2以内）

＜自然共生型地域づくり事業＞

広く行政・県民等にビオトープ^(※)について周知を図り、ビオトープづくりを定着させていくため次のセミナーを開催した。

日 時	平成18年10月29日（日）
場 所	コンベックス岡山
内 容	・基調講演 ・事例発表
参加者	100名

(5) 温泉の保護と利用

温泉は、天然資源として極めて重要なものであり、古くから保養、療養に広く利用されてきている。岡山県には、特に美作三湯として有名な3つの温泉地があるが、そのほかにも多くの泉源がある。平成18年度末現在、県内の温泉ゆう出泉源数は215か所（うち利用数116か所）あり、平成18年度における温泉利用施設の宿泊者数は約95万人にのぼるなど、その温度、泉質に応じた利用がなされている。

温泉は、温泉地の発達や乱掘によりゆう出量が減少又は枯渇する場合があるので、貴重な資源である温泉を保護し、その利用の適正を図る必要がある。このため、温泉法に基づき、その掘削、増掘、動力装置などについての指導、許可を行っている。

3 野生鳥獣の保護と狩猟

人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を図るためには、長期的な見地から計画性のある鳥獣保護施策を積極的に推進することが必要であり、法律の規定により、平成18年度に「第10次岡山県鳥獣保護事業計画」（平成19年度～平成23年度）を策定し、この計画に基づいて鳥獣保護行政を推進している。

また、ツキノワグマ保護管理計画を策定し、絶滅が危惧されるツキノワグマの捕獲を禁止する一方、農林水産業被害が深刻化しているニホンジカ及びイノシシについても保護管理計画を策定し、狩猟期間を延長するなど、人と野生鳥獣との共生を基本とした保護管理対策を強力に推進している。

(1) 鳥獣保護思想の啓発

野生鳥獣の保護は、一般県民の参加による理解と協力が必要であり、鳥獣保護団体の育成指導を行うとともに、愛鳥週間^(※)には「野鳥保護のつどい」を開催するなど、保護思想の普及啓発に積極的に取り組んでいる。

県内組織として日本鳥類保護連盟岡山県支部があり、野鳥の会も県下の8地域で結成されている。

また、傷ついた野生鳥獣の保護看護のため、県内3か所の施設を鳥獣保護センターとして指定し、救護活動を実施している。

鳥獣保護センター

名 称	岡山県自然保護センター	(株)池田動物園	津山市鶴山公園動物園
所在地	和気郡和気町	岡山市京山	津山市山下

<愛鳥週間行事>

5月10日から16日までの愛鳥週間を中心に、次の行事を積極的に展開し、愛鳥思想の普及を図っている。

①岡山野鳥保護のつどい

日本鳥類保護連盟岡山県支部との共催により行っており、平成18年5月13日に倉敷市（旧真備町）市場の真備美しい森で開催した。

②県下各地探鳥会

各県民局・支局で探鳥会などの愛鳥行事を行い、野鳥に対する認識を深め、自然に親しむ気運を醸成する。平成18年度は、全県で約300名の参加を得た。

③愛鳥ポスターの募集

県下の小・中・高等学校の児童、生徒から愛鳥に関するポスターの募集を行い、制作過程を通じて、愛鳥思想の高揚を図る。平成18年度は、830点の応募があり、その内24点を入賞作品と決定した。

<鳥獣生息状況調査>

野生鳥獣の保護管理対策の基礎資料とするため、生息分布調査や希少鳥獣の生息調査などを毎年実施している。

- ・鳥獣保護管理対策調査
 - 鳥獣生息分布調査
 - ガン・カモ科鳥類一斉調査
 - カワウ生息状況調査
- ・狩猟対策基礎調査
 - 放鳥効果測定調査

<鳥獣保護区等の指定>

野生鳥獣の保護繁殖、狩猟の危険防止などのため、鳥獣保護区等を指定するとともに、食餌木の植栽により、野生鳥獣の生息環境の整備を図っている。

鳥獣保護区等の指定状況（平成18年度末）

区 分	箇所数	面積 (ha)
鳥 獣 保 護 区	69	28,948
(特 別 保 護 地 区)	(11)	(1,220)
国 指 定 鳥 獣 保 護 区	1	662
休 猟 区	5	10,230
銃 猟 禁 止 区 域	53	29,538
計	128	69,378

食餌木の植栽状況

年度	15	16	17	18
区分				
箇 所	4	5	4	5
本 数	819	744	650	756

(2) 狩猟の適正化

狩猟は、厳しい法規制の下に許されている。このため、特に人身事故の絶滅、法令違反の絶無、マナーの確立を重点目標として指導するとともに、狩猟の維持を図るため、計画的に放鳥を行っている。

＜狩猟免許試験及び更新検査＞

狩猟免許を受けようとする者に対して、狩猟免許試験及び更新検査を実施し、狩猟免許状を交付している。

(資料編 P191参照－狩猟免許者の推移掲載)

＜狩猟者登録＞

法定猟具を使用して狩猟を行う者に対して、厳正な審査を行い狩猟者登録証を交付している。

(資料編 P191参照－狩猟者登録数の推移掲載)

＜キジの放鳥＞

鳥獣保護区、休猟区等にキジの増殖を図るため、放鳥を実施している。

キジ放鳥状況

(単位：羽)

年 度	16	17	18
120 日 齢	1,200	1,200	1,200
成 鳥	2,250	2,400	2,400

＜指導、取締り＞

司法警察員（24人）及び鳥獣保護員（89人）などの鳥獣行政関係職員を中心に、人身事故の絶滅、法令の遵守、マナーの確立を目標として、狩猟者に適正な狩猟の指導を行うとともに、狩猟者の法令違反、密猟者及び違法飼育者の取締りを実施している。

(3) 野生鳥獣による被害対策

農林水産物に被害を及ぼす鳥獣については、迅速かつ適確に駆除するため、捕獲許可の権限を知事から市町村長に委譲している。

権限委譲した捕獲対象種は、次のとおりである。
キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ノウサギ、イノシシ、ヌートリア（昭和56年度から）、ドバト、サル（昭和61年度から）、ヒヨドリ、タヌキ、シカ（平

成8年度から）、カワウ、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、トビ（平成18年度から）

(資料編 P191参照－鳥獣による農林水産業被害状況掲載)

＜有害鳥獣の捕獲＞

県下で広域的に生息し害性の強いヌートリア、局地的ではあるが特に害性の強いサルについて、捕獲補助金を交付している。

(資料編 P191参照－鳥獣捕獲数掲載)

ヌートリア、サル捕獲補助金交付状況

(単位：頭)

年度 区分	16	17	18	1 頭当たり 補 助 額
ヌートリア	1,994	1,503	1,844	500円以内
サ ル	119	52	73	7,000円以内

＜駆除班による駆除の推進＞

適正な駆除を行うとともに駆除効果を高めるため共同駆除を推進している。県下に結成されている駆除班に対し、活動奨励補助金（30,000円以内/班：18年度159班）、及び同活動実績加算補助金（20,000円以内/班：18年度81班）を市町村を通じて交付している。

＜有害獣捕獲柵の設置＞

イノシシ、シカ等の有害獣を捕獲し個体数を調整するため、平成11年度から捕獲柵の設置に対して助成をしている。

事業主体：市町村

事業対象：有害獣を確実に捕獲できる構造を有する柵

補 助 率：補助基本額（190千円）の1/3以内

有害獣捕獲柵設置状況

(単位：基)

年 度	16	17	18
捕 獲 柵 設 置 数 量	78	70	48

4 みどりの環境づくり

(1) 緑化の推進

本県では、平成13年3月に策定した「岡山県みどりの総合基本計画」に基づき、市町村をはじめ関係機関などと連携を密にしながら総合的な緑化推進を行っている。

<緑化運動の展開>

緑に対する意識の高揚を図るため、市町村をはじめ、(社)岡山県緑化推進協会など推進団体との連携により、県民総参加による運動を実施している。

毎年4月1日から5月31日の「春のみどりの月間」では、街頭募金や企業・団体などからの募金により緑化推進の協力を呼びかける緑の募金運動をはじめ、緑化運動ポスターコンクール、ふれあい森林浴などを実施している。

毎年10月1日から31日の「秋のみどりの月間」では、自然体験プログラム等を通じて、みどりについて学ぶため「岡山県みどりの大会」を開催している。

(2) 緑のボランティアの育成

<「みどりの少年隊」の育成>

21世紀を担う少年たちを対象に、緑の必要性や重要性についての普及啓発を図り、地域の緑化推進の先駆けとなる「みどりの少年隊」の育成及び新規少年隊の結成を促進している。

平成18年度末において、「みどりの少年隊」は44隊（岡山県緑の少年隊連絡協議会加入）が結成されている。

(資料編 P192参照―結成状況掲載)

第 8 章 地球環境

1 地球環境の状況

(1) 地球温暖化^(※)の状況

<二酸化炭素^(※)の排出状況>

大気中に微量に含まれる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などは、太陽から地球に降り注ぐ光（放射エネルギー）は素通しさせるが、暖まった地球から放射される熱（赤外線エネルギー）は吸収する性質を持っている。このように、地球を暖める性質を持つ気体を「温室効果ガス^(※)」と呼ぶ。この温室効果ガスの中でも、影響の度合いが最も大きいのが二酸化炭素である。

二酸化炭素は、主に化石燃料（石油、石炭等）の使用に伴って排出される。人間の活動が活発になるに従ってエネルギーの消費量は増大し、二酸化炭素排出量も増加を続けている。この結果、産業革命前は280ppm（ppmは容積比で百万分の1を表す単位）だったと考えられている大気中の二酸化炭素濃度は、平成17（2005）年には379ppmとなっている。

平成16（2004）年における世界全体の二酸化炭素排出量は、265億トンである。この内、日本はアメリカ、中国、ロシアに次いで第4位となる4.8%を排出しており、この4か国だけで世界全体の約半分を占める。

平成17年度（2005年度：環境省調査）の全国の二酸化炭素の排出量を部門別にみると、二酸化炭素の排出量の約35%を占める産業部門は、1990年度比で5.5%の減少、運輸部門は1990年度比で18.1%の増加、家庭部門は36.7%の増加、業務その他部門は44.6%の増加となっている。また、前年度と比べると、産業部門は2.4%の減少、運輸部門は1.8%の減少、家庭部門は4.0%の増加、業務その他部門は3.8%の増加となっている。この増減理由をみると、産業部門は農林水産業、建設業等非製造業からの排出量が大きく減少したこと、運輸部門は旅客からの排出量が増加したこと、家庭部門及び業務その他部門は、厳冬による暖房需要の増加等により電力消費等に伴う排出量が増加したことが主な要因である。

平成16年度（2004年度）の本県の温室効果ガス排出量は基準年度である平成2年度と比べて9.2%の

増加となっている。

温室効果ガス排出量の98.2%を占める二酸化炭素の排出量を部門別にみると、全県の77.1%を占める産業部門は、基準年度から6.2%の増加、運輸部門は、31.2%の増加、また、民生部門は、32.2%の増加となっている。

増減理由をみると、産業部門は、排出量の多い石油製品・石炭製品製造業や鉄鋼業の製造品出荷額が増加したことなど、運輸部門は、自動車保有台数が基準年度から33.0%増加したことなど、民生部門は、世帯数が基準年度から16.8%増加したことや、業務系施設の延べ床面積が基準年度から23.5%増加したことなどが、主な要因と考えられる。

平成16年度（2004年度）岡山県内の温室効果ガス排出量の状況
(単位：千t-CO₂)

区 分	基準年度 H2年度 (1990年度)	H15年度 (2003年度)	H16年度 (2004年度)	H2年度比 増減率 (%)	H15年度比 増減率 (%)	構成割合 (%)
エネルギー転換部門	619	499	476	-23.0	-4.6	0.9 (0.9)
産業部門	38,902	39,705	41,329	6.2	4.1	75.7 (77.1)
運輸部門	3,863	5,255	5,067	31.2	-3.6	9.3 (9.5)
民生部門	3,974	5,163	5,253	32.2	1.7	9.6 (9.8)
家庭	1,872	2,428	2,444	30.6	0.7	4.5 (4.6)
業務系	2,101	2,735	2,808	33.6	2.7	5.1 (5.2)
工業プロセス	864	705	684	-20.8	-2.9	1.3 (1.3)
廃棄物部門	467	852	796	70.4	-6.5	1.5 (1.5)
計	48,688	52,178	53,604	10.1	2.7	98.2(100.0)
メタン	635	455	441	-30.5	-2.9	0.8
一酸化二窒素	301	272	274	-9.1	0.8	0.5
代替フロン等	354	273	257	-27.4	-5.7	0.5
合 計	49,978	53,177	54,577	9.2	2.6	100.0
(参考) 全 国	1,261 百万t	1,358 百万t	1,355 百万t	7.4	-0.2	-

※() は、二酸化炭素の排出量に占める割合
四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。
基準年度欄の代替フロン等は平成7年度（1995年度）実績

<温暖化の影響>

地球の温暖化が進むと、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変

化により異常気象が頻発するおそれがあり、ひいては生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されている。

IPCC第4次評価報告書第1作業部会報告書によれば、過去100年間（1906～2005年）の地球の平均気温は0.74℃上昇しており、さらに、最近50年間（1956～2005年）の気温の上昇傾向は、過去100年間の傾向のほぼ2倍となっている。

また、今世紀末（2090～2099年）の平均気温上昇は、今後も化石燃料に依存しつつ高い経済成長を実現する社会では約4.0℃（2.4～6.4℃）にもなると予測されている。

（２）酸性雨^(※)の状況

酸性雨とは、化石燃料の燃焼に伴い、硫黄酸化物や窒素酸化物が環境大気中に放出され、これが上空で移動する間に酸化されて硫酸や硝酸となり、強い酸性を示す降雨又は乾いた粒子状物質として降下する現象をいう。

酸性の強さを示す尺度としては、通常pHが用いられる。pH7が中性で、数値が低いほど酸性が強くなる。ただし、雨水には空気中の二酸化炭素が溶け込んでおり、汚染物質が含まれていない場合でもpH5.6程度の酸性を示している。したがって、一般に酸性雨とはpH5.6以下のものを指している。

酸性雨は、土壌や水質を酸性化することにより、森林や湖沼の水生生物に悪影響を与えるとされている。また、歴史的な石造建造物や芸術作品などに対する被害も心配されている。

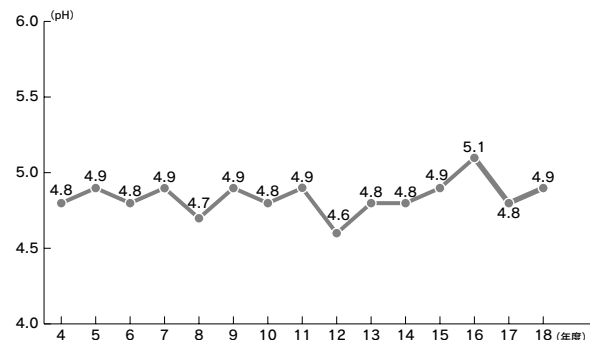
岡山県では、平成2年度から酸性雨の調査を行っており、平成18年度の調査結果については、次表のとおり各調査地点のpH年平均値は4.7～5.2の範囲であった。

なお、環境庁が実施した第3次酸性雨対策調査取りまとめ（平成5年度～平成9年度）における全国のpHの年平均値は4.6～5.2であった。

酸性雨の原因物質は、大気中を拡散し、国境や海洋を越えて移動するため、国内で一層の汚染物質の削減に努めるとともに、国際環境協力^(※)にも今後積極的に取り組んでいく必要がある。

（資料編 P193参照－詳細データ掲載）

県下の酸性雨の状況



平成18年度酸性雨調査結果(年平均値)

調 査 地 点	平成18年度 調査結果	過去の測定結果 (平成2年度～17年度)
備前県民局東備支局	4.9	4.5～5.3
備中県民局井笠支局	5.2	4.6～5.3
備中県民局新見支局	4.9	4.7～5.6
美作県民局	4.7	4.6～5.0
吉備高原都市	4.8	4.5～5.0

2 地球環境保全対策

(1) 地球温暖化防止対策の推進

<岡山県地球温暖化防止行動計画の推進>

地球温暖化対策を地域レベルで計画的・体系的に推進するため、県内の温室効果ガスの排出量の削減目標を設定するとともに、県としての地球温暖化対策の全体像を明らかにし、さらに、県民、事業者、行政が取り組むべき行動を示した岡山県地球温暖化防止行動計画を平成14年3月に策定した。

<計画の基本事項>

- ・対象物質 二酸化炭素、メタン、
一酸化二窒素、
代替フロン等（ハイドロフルオロ
カーボン、パーフルオロカーボ
ン、六ふっ化硫黄）
- ・基準年度 1990年
- ・目標年度 2010年
- ・温室効果ガス削減目標 6.5%

<岡山県省エネルギービジョン>

近年、本県の温室効果ガスの排出量は増加しており、その傾向は今後も継続するものと見込まれる。（第8章、1、(1) 参照）

こうした状況に対し、エネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制を図るため、県地球温暖化防止行動計画における省エネルギー分野の実施計画として、平成19年3月に「岡山県省エネルギービジョン」を策定した。本ビジョンに掲げた推進施策・重点プロジェクトを着実に実施して県民・事業者による自主的な省エネの取組を促進し、「省エネ型のライフスタイルの定着と社会システムの構築」を推進する。

<地球温暖化防止プロジェクト推進会議>

環境基本計画においても、地球温暖化防止対策は、重点プロジェクトのひとつに位置づけられており、県民、事業者、行政で構成される「地球温暖化防止プロジェクト推進会議」を設置し、エコライフ実践活動の推進や新&省エネルギー設備の導入等、各主体が一体となった取組の推進に努めた。（第1章、1、(2)参照）

<岡山県地球温暖化防止活動推進センター・岡山県地球温暖化防止活動推進員>

平成14年5月に、財団法人岡山県環境保全事業団を

地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化防止活動推進センターとして指定し、センターは、地球温暖化の現状と対策の重要性のPR等の普及啓発や地球温暖化防止活動推進員等の活動の支援等を行っている。

また、平成14年8月に、地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、推進員は、地域集会等を利用して、地球温暖化の現状などについて普及啓発、情報提供を行ったり、県、市町村、センターが実施する地球温暖化防止施策に協力している。

<エコパートナーシップおかやま>

県民、事業者、行政が、地球温暖化対策をはじめとする環境保全活動を協働して行うため、平成14年8月に、県民団体、事業者団体、行政等により構成される「エコパートナーシップおかやま」が設立され、地球温暖化防止活動や省資源・省エネルギー運動に取り組むとともに、それぞれの構成団体での自主的な実践活動を実施している。

平成18年度は、平成19年1月29日に、エコパートナーシップおかやま学習会が開催され、講演やエコ運動の実践講習が行われた。

<地球温暖化防止に係る普及啓発>

平成9（1997）年12月の地球温暖化防止京都会議（COP3）において採択された「京都議定書^(※)」が、平成17年2月に発効し、日本は、2008年から2012年の期間における温室効果ガス年平均排出量を基準年（1990年）比で6%削減することになっている。

政府は平成17年4月「京都議定書目標達成計画」を閣議決定し、京都議定書の6%削減達成のため各種温暖化対策に取り組んでいる。

本県でも、地球温暖化問題を広く県民に周知し、温暖化防止に対する意識の高揚を図るため、12月の「地球温暖化防止月間」を中心に、市町村、関係団体、地球温暖化防止活動推進員等と連携し普及啓発を行っている。

平成18年度は、「チーム・マイナス6%^(※)」国民運動が展開され、県でも夏の「クールビズ^(※)」、秋冬の「ウォームビズ^(※)」に県民運動として取り組んだ。

＜エコライフ実践活動の推進＞

地球温暖化を防止するためには、一人ひとりが、自動車や家電製品等の購入や使用に際し、環境に配慮すること（ライフスタイルを省エネルギー型・循環型に転換すること）により、二酸化炭素の排出量を削減することが重要であることから、環境家計簿^(※)「エコライフのすすめ」を配布するなど家庭やオフィス等でできる温暖化防止対策の普及を図っている。

また、地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動について、県民・事業者が自らの取組と目標を定め、実行する会員を募集、登録して、温暖化防止活動の普及を図っている「アースキーパーメンバーシップ制度^(※)」（平成14年9月創設）については、平成18年度末の会員数は5,900会員（県民版会員5,598、事業所版会員302）となっている。

平成18年度は、会員を対象に夏季において電気使用量の削減に取り組む「アースキーパー・サマーチャレンジ」の実施や、7月26日・27日に水島クリーンセンターの見学や体験エコ学習などを行う「アースキーパー親子学習会」を実施した。

＜太陽光発電の導入促進＞

環境に優しく「晴れの国おかやま」にふさわしい太陽エネルギーの導入促進を図るため、太陽光発電設備について、県有施設へ率先導入するとともに、一般県民に太陽光発電の普及啓発を図るため、NEDO（新エネルギー^(※)・産業技術総合開発機構）の補助制度を活用し、新エネルギー普及啓発イベントを開催した。（晴れの国！太陽エネルギー トーク&ミュージカル2月4日）

（2） 星空観察の実施

身近な星空の観察を通じ、大気環境や地球環境問題^(※)に対する関心や認識を深めてもらうため、関係市町村の協力を得て県民の参加を呼びかけ、昭和63年度から「スターウォッチング（星空継続観察）」を実施している。

平成18年度は、夏期はこと座、冬期はすばる星団の観察を実施し、6市町の13か所で延べ173人の参加を得た。

（3） フロン回収対策

オゾン層を破壊する特定フロン^(※)は、モントリオール議定書^(※)に基づき、我が国を含む先進国では1995年末までにその製造等が全廃されるとともに、その他のフロンについても順次規制が課せられているところである。

また、地球温暖化防止の観点からは、特定フロンだけでなく代替フロン^(※)も大気への放出を防ぎ、回収を推進する必要がある。

このため、家庭用の冷蔵庫及びエアコンについては、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、平成13年度から回収が開始された。

業務用冷凍空調機器及びカーエアコンについては、平成13年6月に制定された特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）に基づいて、平成14年度（業務用冷凍空調機器は平成14年4月、カーエアコンは同年10月）からフロン類^(※)の回収等が義務づけられた。

なお、カーエアコンについては平成17年1月1日から施行された使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づきフロン類の回収等が義務づけられている。

県では、ラジオ放送やパンフレットの配布、説明会の開催等によりフロン回収の必要性やフロン回収破壊法の内容を周知し、協力を呼びかけた。

なお、フロン回収破壊法に基づきフロン類の回収等を行う事業者は、同法に基づき知事の登録を受けなければならないが、平成19年3月末日現在の登録事業者数は、表-1のとおりである。

また、平成18年度のフロン類の回収量は、表-2のとおりである。

表-1：フロン回収破壊法に基づく登録事業者数

区 分	登録事業者	登録事業所
業務用冷凍空調機器関係	第一種フロン類回収業者	424 479

表-2：フロン類の回収量（平成18年度）

	業務用冷凍空調機器関係	
	回収台数（台）	回収量（t）
CFC	1,896	3.6
HCFC ^(※)	12,006	24.4
HFC ^(※)	2,189	5.9
計	16,091	33.9

3 国際環境協力(※)の推進

岡山県では、従来から岡山県環境保健センター等における研修員の受入れや職員の海外派遣等を実施し、これまでの公害対策等を通じて蓄積してきた環境保全に関する技術指導や、低農薬による有機野菜栽培技術の移転を図ってきた。

平成18年度は、インドから環境立案に関する技術を修得する研修員を受け入れるなど、地球環境保全の一助とした。

第9章 その他環境

1 放射線

(1) 独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターに係る環境保全協定の締結等

苫田郡鏡野町上斎原の人形峠には、独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターが立地し、ウランの製錬転換、濃縮等に関する研究開発が行われてきた。

県、鏡野町（当時の上斎原村）及び当時の動力炉・核燃料開発事業団（以下「動燃」という。）の三者は、昭和54年7月「動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所（現在の日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター）周辺環境保全等に関する協定書（環境保全協定）」を締結した。

県では、この環境保全協定に基づき、日本原子力研究開発機構に対し放射性物質等の放出の管理等を求めるとともに、昭和54年から日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺の環境を保全するため、環境放射線等の監視測定を行っている。

また、昭和63年8月に報道され問題となった捨石堆積場についても、当時の動燃に対して恒久対策を実施させるとともに、平成元年3月に捨石堆積場を環境保全協定の対象とする確認書を交わし、事業所周辺と同様に環境放射線等の監視測定を実施している。

この他、「回収ウラン転換実用化試験」について、県は「環境放射線等専門家会議」の意見を聴いたうえで、平成5年3月に了解し、これらの試験に関連して、回収ウラン中に含まれるプルトニウム等の監視測定も実施している。

さらに、鳥取県東郷鉾山方面地区から出たウラン残土（方面ウラン残土）について、日本原子力研究開発機構では、これをレンガに加工するため、平成18年8月に岡山県境付近の鳥取県三朝町木地山地内へ搬入した。これに先立ち、周辺環境保全に関する確認書を交わし、平成18年度から、残土保管場所及びレンガ加工場周辺の監視測定も実施している。

これらの監視測定の結果は、学識経験者で構成される「岡山県環境放射線等測定技術委員会」において詳細に検討され、次のとおり、事業所等の周辺は

平常な状態であるとされている。

<協定に基づく事前協議・事前指導>

環境保全協定第5条の規定に基づく、新增設の協議は、平成18年度には、1件あり、環境保全等について審査指導を行い、これらの計画を了承している。

事前審査・指導件数の推移

年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
件数	19	27	13	8	4	7	6	3	1

<事業所周辺の環境放射線等の監視測定>

日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺の監視測定については、鏡野町内の「人形峠」「赤和瀬」「天王」の3箇所の観測局で空間ガンマ線線量率等の連続測定を実施している。これらの観測局は岡山市の県環境保健センターとテレメータシステムで接続されており、常時監視がなされている。

また、大気、河川水、土壌等の各種試料についても採取、測定を実施している。

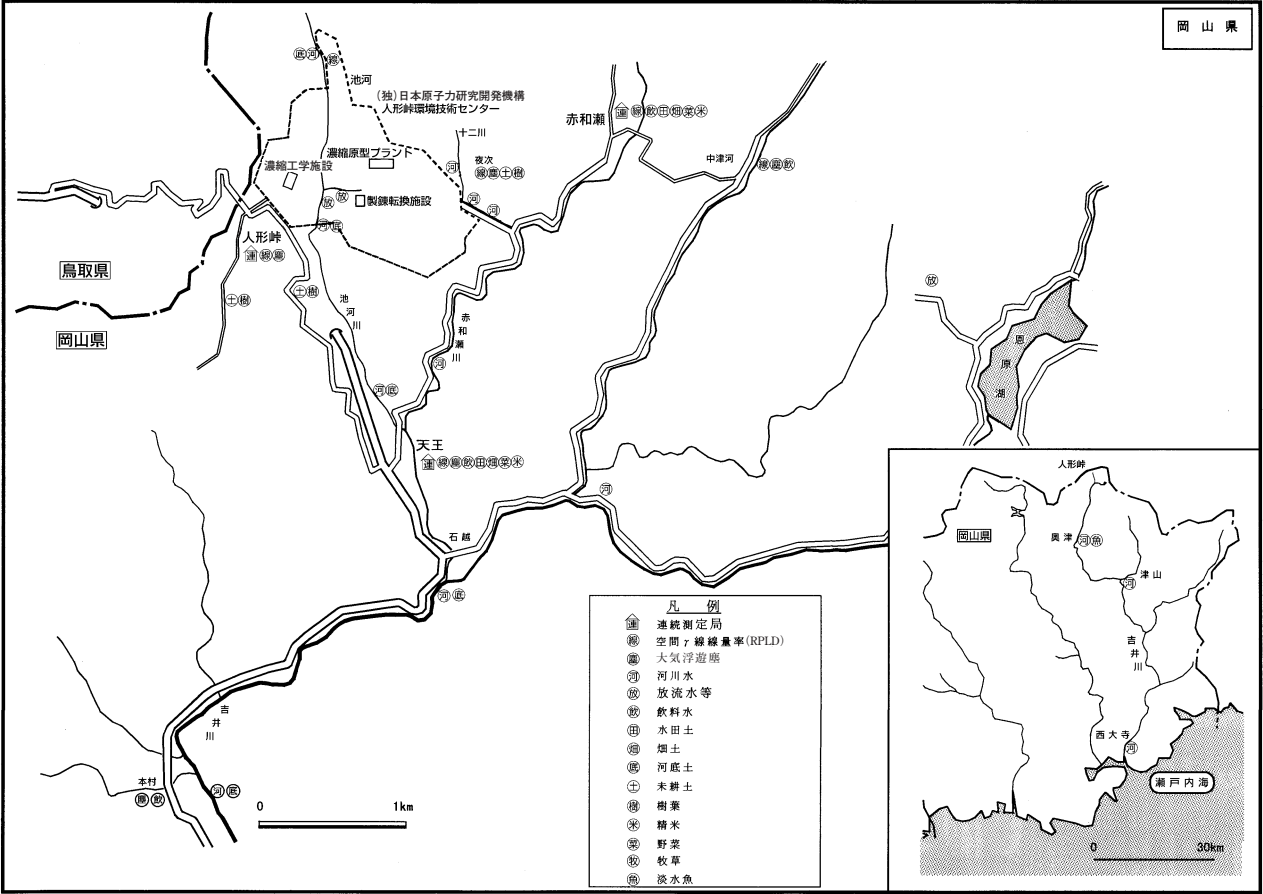
測定地点及び測定対象は図－1のとおりで、これらの測定の結果、空間ガンマ線線量率等管理目標値の設けられている項目はいずれも目標値以下であり、それ以外の項目については、従来とほぼ同じレベルで異常は認められなかった。

<中津河捨石堆積場周辺の監視測定>

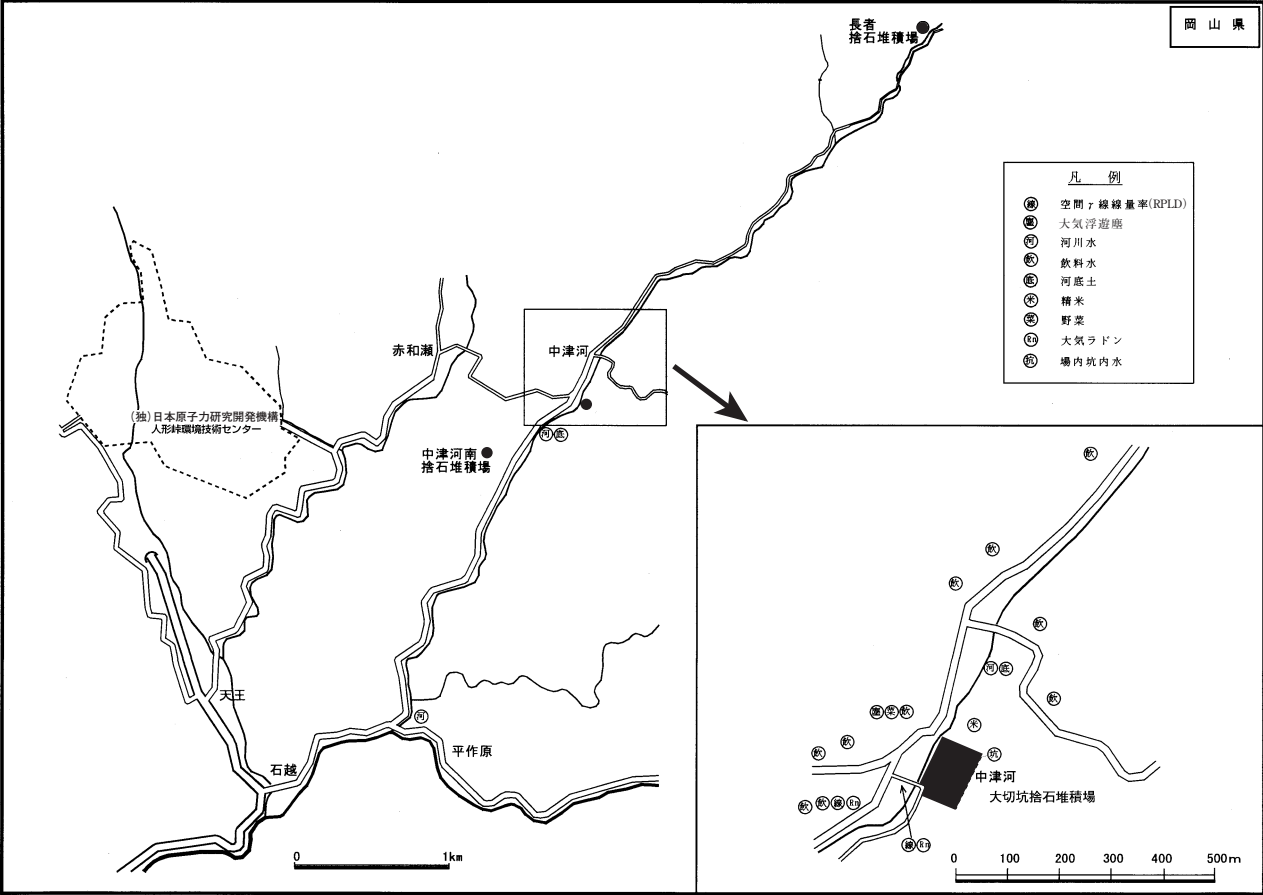
中津河捨石堆積場周辺の監視測定は、図－2に示す地点で行っている。

測定結果は、管理目標値の設けられている項目はいずれも目標値以下であり、それ以外の項目については、従来とほぼ同じレベルで異常は認められなかった。

図一：日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺の環境放射線等監視測定地点



図二：中津河捨石堆積場周辺の環境放射線等監視測定地点



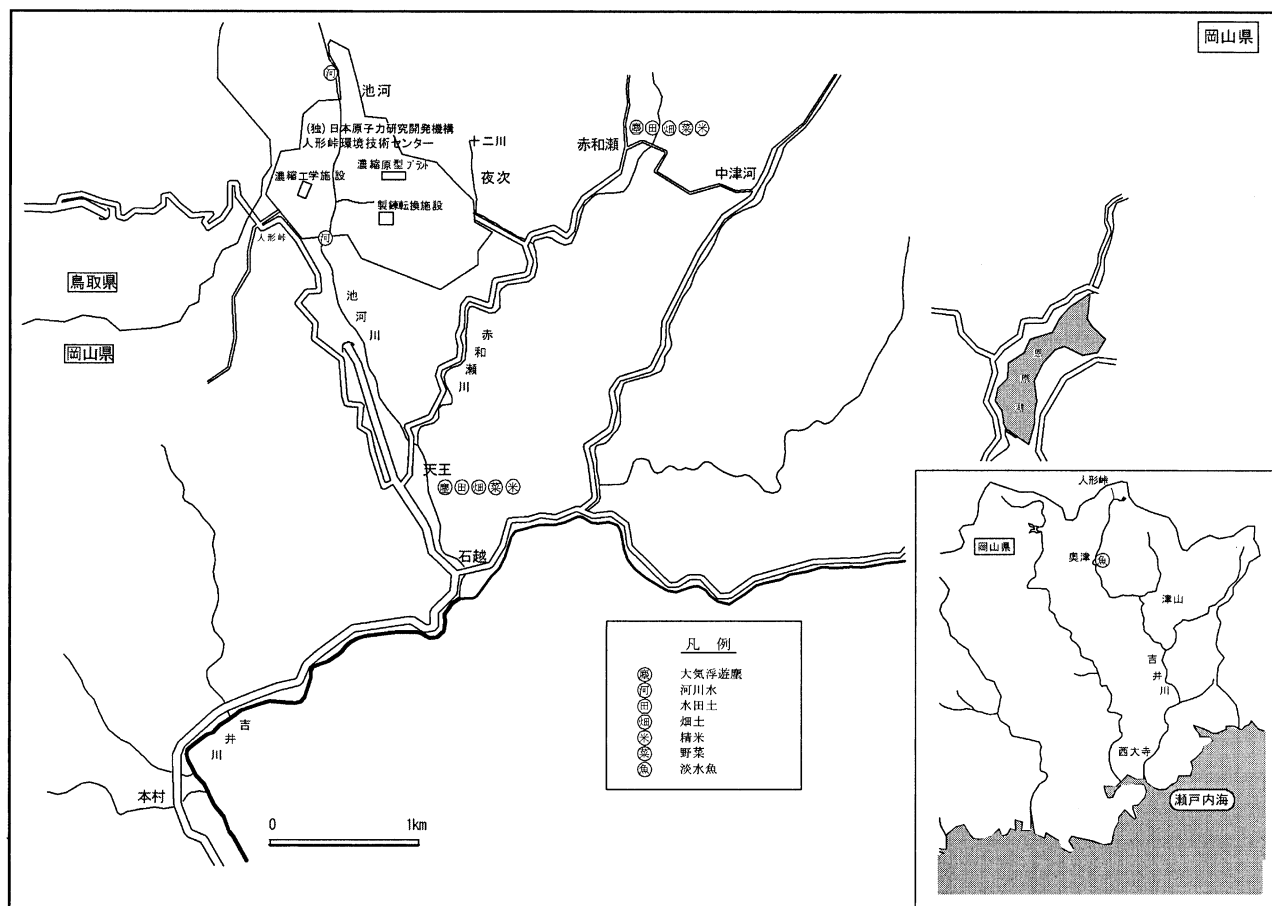
＜プルトニウム等に係る監視測定＞

回収ウランの製錬転換実用化試験実施に伴うプルトニウム等監視測定は図-3に示す地点で行っている。測定結果はいずれの核種項目でも文献による参考値の範囲内にあり異常は認められなかった。

なお、河川水及び土壌（畑土、水田土）からプル
トニウム（239+240）が検出されたが、これらのプ
ルトニウムはその検出レベル及びその同位体比から
過去に大気圏内で行われた核実験によるものである
と考えられている。

(資料編 P197参照－測定データ掲載)

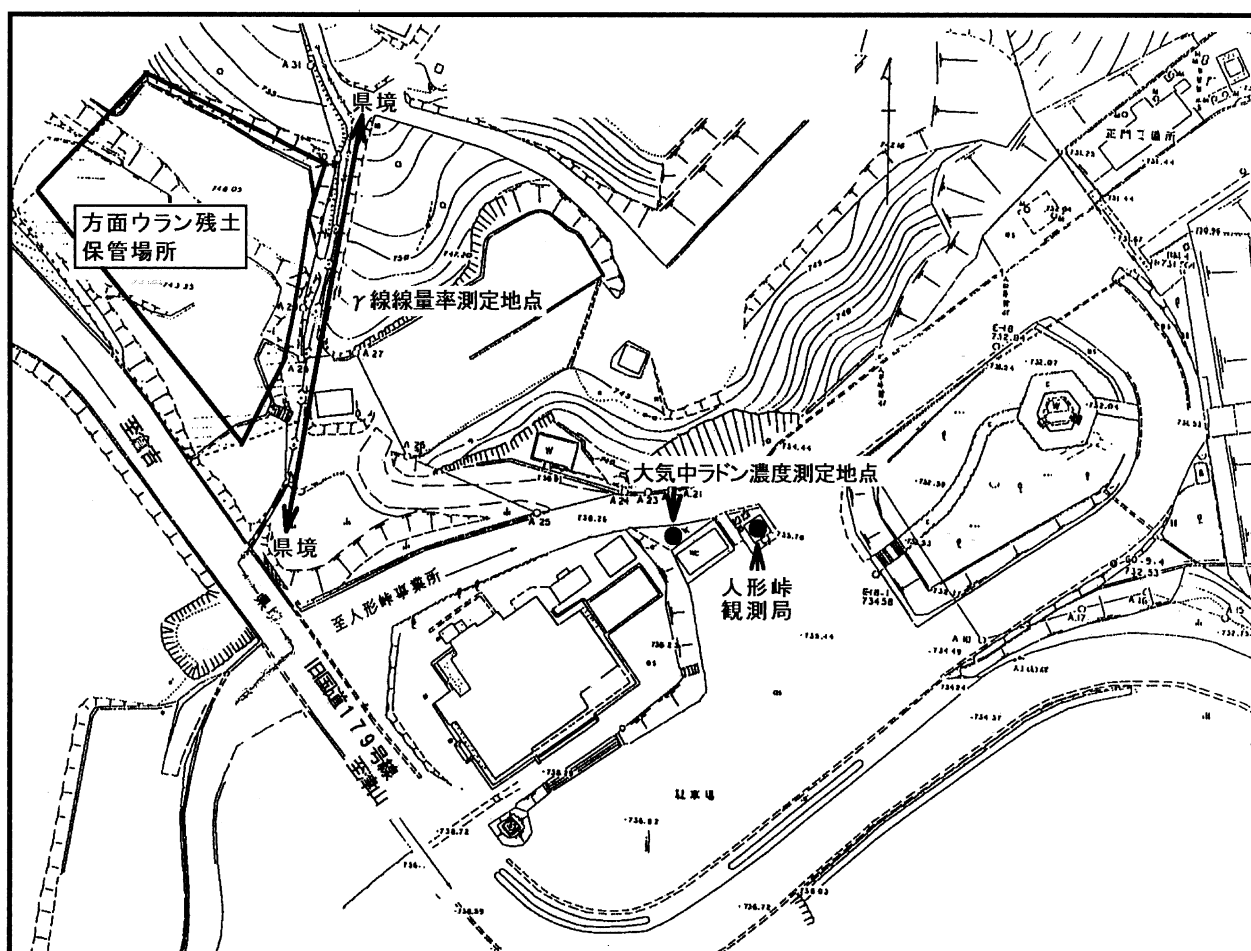
図-3：プルトニウム等の監視測定地点



＜レンガ加工場周辺の監視測定＞

レンガ加工場周辺の監視測定は、図－4に示す地点で行っている。測定の結果については、県内他地域の調査結果の範囲内であり、残土搬入中及び搬入後の測定結果は搬入前と比較してもほぼ同じレベルであり、異常は認められなかった。

図－4：レンガ製造等に係る監視測定地点



(2) 原子力と安全対策

日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターに関連して、原子力に関する正しい知識や安全対策等県の施策について広く県民に広報した。

主な内容は、次のとおりである。

- ・原子力の開発と安全に関するホームページの更新
- ・県民を対象にした人形峠施設見学会の開催
- ・人形峠アトムサイエンス館の原子力広報展示物の製作、維持
- ・環境監視のあらましに関するパンフレットの作成、配布

2 景観の保全と創造

私たちのふるさと岡山は、白砂青松の瀬戸内海や優美で緑あふれる山々など美しい自然に恵まれるとともに、吉備文化をはじめとする数多くの歴史的遺産や落ち着いたたたずまいを見せる街並みなど優れた景観を有している。

このような快適で文化の薫り高い岡山の景観を守り育て、さらに創造し、より優れたものとして次代に引き継いでいくため、昭和63年3月「岡山県景観条例」を制定し、条例に基づいて総合的な景観対策に取り組んでいる。

(1) 大規模行為の届出

景観条例に基づき、周囲の景観に大きな影響を与える大規模な建築物の新築などの大規模行為について、事前の届出を義務付けている。

県は、大規模行為と周囲の景観の調和を図るために定めた「大規模行為景観形成基準」により届出内容を審査し、必要に応じて届出者との協議を行い、また指導、助言を行うことを通じ、周囲との調和のとれた景観づくりを進めている。

平成18年度の届出件数は1,184件であった。

(資料編 P199参照)

(2) 景観モデル地区

県内にある多くの優れた景観を有する地域の中でも、特に県民に親しまれ県民の誇りとなる地域や、新たに優れた景観づくりを行うべき地域を「景観モデル地区」として指定している。現在までに「高梁地区」、「吉備高原都市地区」、「渋川・王子が岳地区」の3地区をモデル地区として指定している。

岡山県景観条例に基づく指定地区位置図



景観モデル地区の指定状況

名 称	市 町 村 名	面 積	指 定 年 月 日
高梁景観モデル地区	高梁市	580ha	平成2年1月9日
吉備高原都市景観モデル地区	吉備中央町	446ha	平成5年6月15日
		拡張後 509ha	平成8年3月8日拡張
		拡張後 697ha	平成9年7月25日拡張
渋川・王子が岳景観モデル地区	倉敷市・玉野市	556ha	平成6年7月29日

＜行為の届出＞

景観モデル地区内では、景観に影響を与えるおそれのある建築行為等について届出を受け、指導、助言を行うことを通じ、優れた景観づくりを進めている。
(平成18年度各モデル地区届出件数)

高梁景観モデル地区 3件
吉備高原都市モデル地区 12件
渋川・王子が丘モデル地区 1件

(資料編 P200参照)

(3) 背景・借景の保全

歴史的・文化的に優れた施設等の背景・借景を保全するため、「背景保全地区」として「後楽園地区」、「吹屋地区」、「閑谷地区」の3地区を平成4年6月2日に指定し、大規模行為の計画構想段階からの事前指導により、景観誘導を行っている。(前記(2)図参照)

なお、今までに事前指導申出があったのは主に後楽園地区で、吹屋地区・閑谷地区は、それぞれ1件ずつである。

(平成18年度申出件数)

後楽園地区 20件

(資料編 P200参照)

(4) アドバイザーの活用

望ましい景観づくりのため「景観対策推進アドバイザー制度」を設け、建築、造園、デザイン等に専門的な知識を有する者8人を委嘱し、大規模行為の指導等を行う上で必要がある場合にアドバイスを受けている。

(5) 市町村景観対策の推進

地域における景観づくりを積極的に推進するため、市町村景観条例の制定や景観形成基本方針の策定等、市町村の景観対策に対し指導・援助を行って

いる。現在までに、早島町、新庄村、鏡野町、勝央町の4町村で景観条例が制定されている。

市町村の景観条例制定状況

市町村名	名 称	制定等年月日	備 考
早島町	早島町景観条例	平成19年4月1日	制定
新庄村	新庄村景観保存条例	平成4年3月12日	全面改正※
鏡野町	鏡野町美しい町づくり条例	平成17年3月1日	制定
勝央町	勝央町市街地景観条例	平成3年12月16日	制定

※平成3月3月12日に定めた「新庄村景観保存条例」を全面改正したもの

(6) 普及啓発

景観に対する県民、事業者の意識の高揚を図るため、啓発用パンフレットを作成・配布している。

3 快適な環境の確保

県では、美観や清潔さを保持し、きれいで快適な環境を実現するために、「落書き」、「空き缶等の投棄」、「自動車等の放置」、「光害（ひかりがい）」の防止について定めた「岡山県快適な環境の確保に関する条例^(※)」を平成14年4月1日から施行している。

落書きに対する措置

- ・落書きを禁止し、違反者への罰則を規定。
5万円以下の罰金
- ・県管理の施設については消去を命令。

空き缶等の投棄に対する措置

空き缶等の投棄を禁止。

自動車等の放置に対する措置

- ・自動車等の放置を禁止。
- ・県が所有又は管理する土地へ放置された自動車等を迅速な手続きにより撤去し、所有者等へ処分費用等を請求。

光害の防止に関する措置

- ・屋外照明設置の際の光害防止を規定。
- ・屋外においてサーチライト等の投光器を、特定対象物を照射する目的以外で使用することを原則禁止。違反者に対する使用停止命令及び、命令違反者への罰則を規定。
5万円以下の過料

資 料 編 目 次

1 総合的環境保全関係	89
(1) 岡山県環境基本条例	89
(2) 平成18年度環境基本計画の進捗状況	94
(3) 環境保全委員会への提言及び 調査審議の状況	100
(4) 環境影響評価に関する処理状況	100
2 大気環境関係	101
(1) 大気汚染に係る環境基準	101
(2) 環境大気測定局測定項目一覧	102
(3) 大気環境監視網	104
(4) 環境基準の達成状況の推移 (%)	105
(5) オキシダント情報・注意報の発令日数	105
(6) オキシダント情報・注意報の発令回数	106
(7) 大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷 の低減に関する条例に基づく設置届出等 件数	107
(8) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設 及び粉じん発生施設の種別設置状況	107
(9) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例 に基づくばい煙発生施設等の設置状況	108
(10) 大気汚染防止法に基づく施設の所管別、 法区分別内訳	108
(11) 岡山県環境への負荷の低減に関する 条例に基づく施設の所管別内訳	109
3 水環境関係	110
(1) 水質の環境基準	110
(2) 県下水域の環境基準類型の指定概要図	114
(3) 水域区分別の環境基準達成状況	115
(4) 項目別の環境基準適合状況	115
(5) 環境基準点における水質の経年変化	116
(6) 地下水質の測定項目別検出状況	120
(7) 調査農薬別の検出状況	122
(8) 海水浴場の水質検査結果（開設前）	123
(9) 海水浴場位置図	124
(10) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	125
(11) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく 特定施設の許可申請等の件数	125
(12) 岡山県環境への負荷の低減に関する条 例に基づく特定事業場数	125
(13) 自然海浜保全地区指定状況	126
4 有害化学物質関係	127
(1) 平成18年度ダイオキシン類環境調査 結果	127
(2) 平成18年度有害大気汚染物質環境 調査結果	133
(3) 平成18年度環境ホルモン等 実態調査結果	134
5 騒音・振動・悪臭関係	139
(1) 騒音に係る環境基準	139
(2) 騒音に係る環境基準のあてはめ地域 （一般地域・道路に面する地域）	140
(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準と あてはめ地域	141
(4) 航空機騒音に係る環境基準とあてはめ 地域	141
(5) 一般地域（道路に面する地域を除く。）に おける騒音測定結果	142
(6) 道路に面する地域における 騒音測定結果	143
(7) 新幹線鉄道騒音・振動測定結果	144
(8) 瀬戸大橋線列車騒音（橋梁部）測定 結果（評価値）の推移	145
(9) 航空機騒音の測定結果	145
(10) 騒音規制法・振動規制法に基づく 指定地域と区域区分（自動車騒音に 係るものを除く）	146
(11) 騒音規制法・振動規制法に基づく 自動車騒音及び道路交通振動に係る 区域区分	149
(12) 平成18年度騒音規制法施行状況調査 （工場・事業場数）	151

(13) 平成18年度騒音規制法施行状況調査 (施設数)	152
(14) 平成18年度振動規制法施行状況調査 (工場・事業場数)	153
(15) 平成18年度振動規制法施行状況調査 (施設数)	154
(16) 工場・事業場に係る騒音・振動の 規制基準	155
(17) 特定建設作業に係る騒音・振動の 規制基準	155
(18) 要請限度(自動車騒音・道路交通振動の 規制)	155
(19) 悪臭防止法に基づく規制地域と区域の 区分	156
(20) 悪臭の規制基準	157

6 廃棄物・リサイクル関係160

(1) グリーン調達ガイドラインに基づく 平成18年度調達実績	160
(2) 岡山県エコ製品品目別認定件数	160
(3) 岡山県エコ製品事業所別一覧	161
(4) 岡山エコ事業所一覧	165
(5) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集 実施市町村(平成19年度計画) (第4期市町村分別収集計画による)	169
(6) 平成19年度の市町村別の分別収集見込み量 (計画)	170
(7) ごみ処理の推移	171
(8) ごみ処理の状況	171
(9) ごみ処理の有料化の状況	172
(10) 市町村(一部事務組合)の 一般廃棄物処理施設	173
(11) し尿処理の推移	178
(12) し尿処理の状況	178
(13) 市町村一般廃棄物焼却施設概要一覧表	179
(14) 浄化槽保守点検業の岡山県知事 登録状況	180
(15) 産業廃棄物の実態(平成17年度実績)	181
(16) 第2次岡山県廃棄物処理計画の概要	181
(17) 産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類 測定状況(平成18年度)	185

7 自然環境関係186

(1) 自然環境保全審議会開催状況 (平成18年度)	186
(2) 自然保護基礎調査の実績	186
(3) 県自然環境保全地域等の指定	187
(4) 保護対策対象樹木一覧表	187
(5) 公有化の状況	188
(6) 「岡山県版レッドデータブック」選定種の カテゴリー別集計表	188
(7) 自然公園の許可申請、届出件数一覧表	189
(8) 中国自然歩道岡山県ルートの興味地点	190
(9) 中国自然歩道の整備概要	191
(10) 狩猟免許者の推移	191
(11) 狩猟者登録数の推移	191
(12) 鳥獣による農林水産業被害状況	191
(13) 鳥獣捕獲数 (狩猟及び有害鳥獣捕獲)	191
(14) みどりの少年隊結成状況	192

8 地球環境関係193

酸性雨調査結果	193
---------------	-----

9 その他環境関係194

(1) (独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術 センター周辺に係る監視測定結果	194
(2) 中津河捨石堆積場周辺に係る 監視測定結果	196
(3) 回収ウラン転換実用化試験に係る プルトニウム監視測定結果	197
(4) レンガ製造等に係る周辺環境保全 確認書に基づく監視測定結果	198
(5) 管理目標値	199
(6) 岡山県景観条例に基づく届出等件数	199

10 環境関係年表201

11 環境用語の解説216

1 総合的環境保全関係

（1）岡山県環境基本条例

（平成8年10月1日 岡山県条例第30号）

目 次

第1章 総則（第1条―第8条）
第2章 環境の保全に関する基本的施策
第1節 施策の策定等に係る指針（第9条）
第2節 岡山県環境基本計画（第10条）
第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等（第11条―第22条）
第4節 地球環境保全及び国際協力の推進（第23条・第24条）
第3章 岡山県環境保全委員会への提言（第25条―第27条）
第4章 雑則（第28条）
附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、本県の恵まれた環境が県民共有の財産であることにかんがみ、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育

環境を含む。第9条第1号及び第13条第4項において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然との共生が確保されとともに持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行われなければならない。

3 地球環境保全（人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。第23条において同じ。）は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、市町村が実施する環境の保全に関する施策について支援又は協力するように努めなければならない。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業

活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努め、その保有する環境への負荷に関する情報を広く提供するとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（県民の責務）

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（岡山県環境白書）

第8条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにした岡山県環境白書を作成し、公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

第9条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全さ

れ、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第2節 岡山県環境基本計画

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民、事業者及び市町村の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定による岡山県環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に資する措置その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境影響評価の推進）

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、環境影響評価に関する手続等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第13条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 県は、自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 県は、採取、損傷その他の行為であって、保護することが必要な自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

（誘導的措置）

第14条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、負荷活動を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、その負荷活動を行う者に適正かつ公平な経済的な負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が必要である場合には、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進）

第15条 県は、環境の保全に関する公共施設及び公

共的施設の整備を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（快適な環境の創造）

第16条 県は、快適な環境を創造するため、優れた自然景観の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用等の推進）

第17条 県は、環境への負荷の低減を図るため、市町村、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

（環境の保全に関する教育、学習等）

第18条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）

第19条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（次条において「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第20条 県は、第18条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査及び研究の実施）

第21条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行うものとする。

（監視等の体制の整備）

第22条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第4節 地球環境保全及び国際協力の推進

（地球環境保全の推進）

第23条 県は、すべての日常生活及び事業活動において地球環境保全が積極的に推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

（国際協力の推進）

第24条 県は、環境の保全に関する技術の移転、研修の実施、情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 岡山県環境保全委員会への提言

（環境の保全に関する提言）

第25条 県民参加の下に環境の保全を図るため、次に掲げるものは、岡山県附属機関条例（昭和27年岡山県条例第92号）に基づく岡山県環境保全委員会（第27条において「委員会」という。）に対して、知事その他の県の執行機関及び公営企業管理者（以下この条及び第27条において「知事等」という。）の施策について、環境の保全に関する提言を行うことができる。

- 一 県内に住所を有する者
- 二 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 四 県内に存する学校に在学する者
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事等の施策に利害関係を有するもの

（適用除外）

第26条 次に掲げる事項に関する提言については、前条の規定は、適用しない。

- 一 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- 二 裁判所で係争中の事項又は行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき不服申立てを行っている事項

三 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づきあつせん、調停、仲裁又は裁定の申請を行っている事項

四 地方自治法（昭和22年法律第67号）第75条第1項の規定により監査の請求を行っている事項又は同法第242条第1項の規定により住民監査請求を行っている事項

五 地方自治法第124条の規定により岡山県議会に請願を行っている事項

六 その他法令（告示を含む。）の規定により意見の申立て等の手続を行っている事項（提言及び調査審議の手続）

第27条 第25条の規定による提言は、その趣旨及び理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。

2 委員会は、提言の内容が環境の保全に関するものと認められないこと等により提言についての調査審議を行わないこととしたときは、提言を行ったもの（以下この条において「提言者」という。）に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知には、理由を付さなければならない。

4 委員会は、提言についての調査審議を行うこととしたときは、その旨を知事等に通知しなければならない。

5 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、知事等若しくは提言者に対し説明若しくは必要な資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

6 委員会は、調査審議の結果、必要があると認めるときは、知事等に対し、施策の是正その他の措置を講ずべき旨の意見書を提出することができる。

7 知事等は、前項の意見書の提出を受けたときは、これを尊重しなければならない。

8 委員会は、提言者に対し、速やかに、書面により調査審議の結果を通知しなければならない。

9 委員会は、毎年、提言及び調査審議の状況を公表しなければならない。

第4章 雑 則

（規則への委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（関係条例の一部改正）

- 2 岡山県附属機関条例の一部を次のように改正する。

別表第一岡山県消費者苦情処理委員会の項の次に次のように加える。

岡山県環境保全委員会

岡山県環境基本条例（平成8年岡山県条例第30号）の規定による環境の保全に関する提言についての調査審議及び意見書の提出に関する事務

（２） 平成18年度環境基本計画の進捗状況

１ 計画目標毎の達成状況

① 空気をきれいに保ちます

計 画 目 標			18年度達成状況	評 価
大気汚染物質の環境基準を維持、又は達成維持する	二酸化硫黄		全測定局（52）で達成	達 成
	二酸化窒素		57測定局中56測定局で達成	目標を概ね達成している。
	一酸化炭素		全測定局（7）で達成	達 成
	光化学オキシダント		全測定局（37）で未達成	未達成
	浮遊粒子状物質		60測定局中15測定局で達成	今後とも監視を継続する。
	有害化学物質	ダイオキシン類	全測定地点（14）で達成	達 成
		ベンゼン等（4物質）	〈ベンゼン〉 12測定地点中11測定地点で達成 〈ベンゼンを除く3物質〉 全測定地点（12）で達成	濃度は低下傾向にあるが、一層の排出抑制対策が必要 達 成
大気汚染物質の排出削減	自動車からの排出削減		〈窒素酸化物排出量〉 H 6 年度より4.4%減少（H11年度調査結果）	低公害車の導入やエコドライブの推進等、排出量の削減対策を継続する。
	工場・事業場からの排出削減		〈硫黄酸化物排出量〉 15千トン／年（H14年度調査結果） 〈窒素酸化物排出量〉 38千トン／年（H14年度調査結果）	経済状況もあり、排出量は横ばい。今後とも排出量削減を指導する。

② 水をきれいに保ちます

計 画 目 標		18年度達成状況	評 価
水域における汚染物質ごとの環境基準を達成する	B O D (全河川)	31水域中28水域で達成	目標を概ね達成
	C O D (全海域、全湖沼)	〈海 域〉 10海域中 4 海域で達成 〈児島湖〉 未達成	・ 海域は、横ばい傾向 ・ 児島湖は、緩やかな改善傾向
水域における汚染物質ごとの環境基準を達成維持する	窒素・りん (全海域、全湖沼)	〈海 域〉 窒素：全海域（8）で達成 りん：8 海域中 7 海域で達成 〈児島湖〉 未達成	・ 海域は、概ね達成 ・ 児島湖は、改善傾向にあるが未達成
環境基準又は指導指針値を維持する	有害化学物質	健康項目 〈公共用水域〉 全地点（120）で達成 〈地 下 水〉 56地点中52地点で達成	・ 公共用水域は、達成 ・ 地下水は、概ね達成されているが、自然由来による超過が一部みられる。
		要監視項目 〈公共用水域〉 河川全地点（18）で達成 海域26地点中17地点で達成 〈地 下 水〉 全地点（2）で達成	・ 公共用水域は、概ね達成されているが、自然由来による超過が一部みられる。 ・ 地下水は、達成
環境基準を達成維持する	ダイオキシン類	全測定地点で達成 〈公共用水域〉 水質62地点、底質51地点 〈地 下 水〉 48地点	達 成
土壌汚染に係る環境基準を維持する		銅、カドミウム、ヒ素の3項目を 金剛川流域全地点（8）で達成	達 成
		ダイオキシン類は全測定地点（58） で達成	達 成
地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成維持する		56地点中52地点で達成（再掲）	目標は概ね達成されているが、自然由来による超過が一部みられる。

③ 静けさと快適な環境を保ちます

計 画 目 標		18年度達成状況	評 価
騒音の環境基準を達成維持又は維持する	一般騒音	〈一般地域〉 30地点中25地点で達成	達成率に大きな変化はみられず、依然として達成していない地点がある。
		〈道路に面する地域〉 48地点中30地点で達成	達成率に大きな変化はみられず、依然として達成していない地点がある。
	新幹線鉄道騒音	9 地点中 2 地点で達成	依然として達成率が低い。 継続的監視を続けるとともにJR西日本に適切な対策を要請する。
	航空機騒音	全地点（2）で達成	達 成
振動の要請限度等を超えないようにする	道路交通振動	全地点（9）で達成	達 成
	新幹線鉄道振動	全地点（9）で達成	達 成
美しく快適で安全な都市景観・まちづくりに取り組む		電線類地中化事業を5路線で実施	概ね達成
快適な生活環境を保全・創造する		・「岡山県快適な環境の確保に関する条例」の普及啓発 ・ボランティア団体等が行う落書き消去活動に対し助成（7団体） ・落書き消去活動の一層の活性化を図るため、消去活動に係る費用を県と市町村で1／2ずつ負担する、「岡山県落書き消去活動支援事業負担金」制度を創設	概ね達成

④ 循環型社会を構築します

計 画 目 標	18年度達成状況	評 価
一般廃棄物の排出量を1,828トン／日とする	1,965トン／日（H17年度） 対前年度 61トン／日の減	対前年度、減少がみられたものの、計画目標に及ばないため、さらなる排出抑制等が必要。
一般廃棄物の最終処分量を195トン／日とする	214トン／日（H17年度） 対前年度 89トン／日の減	対前年度、大きく減少したものの、計画目標に及ばないため、さらなるリサイクル推進等が必要。
産業廃棄物の発生量を10,774千トン／年とする	12,239千トン／年（H17年度推計値） 対前年度 15千トン／年の増	下水道の普及による汚泥の増加や、好景気による製造業の生産量の増加などの影響により発生量は増加しており、目標を達成できない見込み。
産業廃棄物の最終処分量を503千トン／年とする	501千トン／年（H17年度推計値） 対前年度 9千トン／年の減	建設業のがれき類や汚泥、製造業の汚泥や鉤さの資源化率が高くなったことなどにより最終処分量が減少し、目標を達成。

⑤ 豊かな自然を保ち、自然とのふれあいを確保します

計 画 目 標	18年度達成状況	評 価
自然公園の面積を県土の11%から全国平均の14%に近づける	県土の11%（80,664ha） 国 立 公 園 2地域 国 定 公 園 1地域 県立自然公園 7地域	達成率は依然として低く、指定拡大に向けた調査・調整が必要。
生物の多様性の確保、野生動植物との共生を図る	指定希少野生動植物4種を指定 保護専門員4名、保護巡視員59名 を委嘱 指定種：ミズアオイ、マルバノキ、 フサヒゲルリカミキリ、 エヒメアヤメ	地域の理解と協力を得ながら、希少種の保護を推進することができた。
自然とのふれあいの場を確保する	氷ノ山後山那岐山国定公園の園地、 中国自然歩道を整備	引き続き、利用しやすい施設の整備とPRが必要。
森林の減少を最小限にとどめ、緑の質の向上を図る	県内の森林面積 483,940ha（県土の68.0%）	森林面積は確保されており、人工林等の適切な整備も進んでいる。
県民一人当たりの都市公園面積を10.2㎡から20.0㎡にする	14.0㎡に拡大	目標に比べ、達成率は低い。

⑥ 地球環境を守ります

計 画 目 標	18年度達成状況	評 価
温室効果ガス排出量を1990年度比で6.5%削減する	基準年度比 9.2%の増 （H16年度実績）	一層の削減対策が必要

2 アクションプログラムの達成状況

※「達成率」＝（C－A）／（B－A）×100

① 環境パートナーシップ構築プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム				努 力 目 標 達 成 状 況			所管課
項 目	単位	計画時点(H13)A	努力目標(H22)B	平成17年度	平成18年度C	達成率（％）	
アダプト実施団体数	団体	145	612	756	835	147.8	
道 路	団体	130	300	304	318	110.6	道路整備課
河 川	団体	14	280	419	484	176.7	河 川 課
児島湖	団体	新規取組	12	17	18	150.0	環境管理課
海 岸	団体	1	20	16	15	73.7	港 湾 課
おかやま環境情報総合サイトのアクセス数	件／年	新規取組 (642,718)	300,000	63,649 (2,410,000)	30,537 (2,671,114)	890.4	環境政策課

※アダプト事業の対象として、上記の4つ（道路、河川、児島湖、海岸）に、H18年度から新たに公園が追加されている。（H18年度：1団体）

※おかやま環境情報総合サイトのアクセス数（ ）書き：環境関係課及び環境保健センターのホームページへのアクセス数

② 環境教育・環境学習推進プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム				努 力 目 標 達 成 状 況			所管課
項 目	単位	計画時点(H13)A	努力目標(H22)B	平成17年度	平成18年度C	達成率（％）	
環境学習リーダー数	人	157	300	305	317	111.9	環境政策課
水辺教室の開催地区数	地区	11	30	13	20	47.4	環境管理課
こどもエコクラブの会員数	人	2,100	2,500	2,321	3,226	281.5	環境政策課
緑の少年隊数	隊	85	100	50	42	▲286.7	自然環境課
環境教育研究指定校数	延べ校	2	4	21	28	1,300.0	指 導 課

③ 自動車公害対策プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム				努 力 目 標 達 成 状 況			所管課
項 目	単位	計画時点(H13)A	努力目標(H22)B	平成17年度	平成18年度C	達成率（％）	
公共交通機関一人当たり利用回数	回／年	55.1	100	53.2	未確定	▲4.2 (H17)	交通対策課
光ビーコン数 (光学式車両感知器数)	基	555	1,147	900	900	58.3	交通規制課
交通渋滞交差点数	カ所	50	36	36	31	135.7	道路建設課 道路整備課
低公害車導入台数	台	行政 64 民間 1,240 計 1,304	行政 500 民間 7,500 計 8,000	行政 105 民間 4,281 計 4,386	行政 107 民間 4,907 計 5,014	55.4	環境管理課
自動車の上手な使い方実践事業所	事業所	34	100	84	103	104.5	環境管理課

※低公害車とは、従来、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車の総称であったが、平成13年度に国が定めた「低公害車開発普及アクションプラン」においては、「低燃費かつ低排出ガス認定車」も低公害車に加えられており、これらを含めると、H17年度：201,645台、H18年度：233,831台となる。

④ 有害化学物質削減プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム				努 力 目 標 達 成 状 況			所管課
項 目	単位	計画時点(H13)A	努力目標(H22)B	平成17年度	平成18年度C	達成率（％）	
大気環境モニタリング地点数	地点	13	増加させる	14	14	－	環境管理課
大気環境モニタリング項目数	項目	19	21	19	19	0.0	環境管理課

⑤ 水環境保全プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム				努 力 目 標 達 成 状 況			所管課	
項 目		単位	計画時点(H13)A	努力目標(H22)B	平成17年度	平成18年度C		達成率（％）
清流保全	水源地域の整備	ha	2,800	5,365	4,537	4,924	82.8	治 山 課
	合併処理浄化槽の設置基数	基	47,791	70,220	63,780	67,252	86.8	循環型社会 推 進 課
	集落排水施設整備地区	地区	105	141	124	124	52.8	農村振興課
	公共下水道普及率	％	41.2	64.4	50.1	52.3	47.8	下 水 道 課
	おかやまの清流の選定	カ所	37	50	37	37	0.0	環境管理課
	ホタルの生息地箇所数	カ所	160	220	208	227	111.7	環境管理課
瀬戸内海	沿岸漁場整備開発事業による藻場（メバル生息適地）の造成	ha	883 (H 7)	980	907.01	930.85	49.3	水 産 課
	COD汚濁負荷量の削減	トン/日	59 (H11)	55	未確定	未確定	300.0 (H16)	環境管理課
	窒素汚濁負荷量の削減	トン/日	61 (H11)	59	未確定	未確定	900.0 (H16)	環境管理課
	りん汚濁負荷量の削減	トン/日	3.4 (H11)	3.2	未確定	未確定	450.0 (H16)	環境管理課
児島湖	COD水質目標	mg/ℓ	9.1	7.9	8.3	8.0	91.7	環境管理課
	合併処理浄化槽設置基数	基	14,235	19,000	18,361	19,400	108.4	環境管理課
	集落排水施設整備地区	集落	23	24	24	24	100.0	農村振興課
	湖内底泥のしゅんせつ	万 m³	148	230	187	187	47.6	耕 地 課
	児島湖浄化センターの下水処理量	m³/日	118,100	275,600	196,900	216,600	77.1	下 水 道 課
	水質浄化施設の設置	カ所	8	23	13	13	33.3	環境管理課
	水生植物の適正管理	千 m³	新規取組	24	37.1	47.1	196.3	環境管理課
	年間の導水	万 m³/日	37 (H12)	47	46.8	48.1	111.0	環境管理課
有害化学物質	公共用水域でのモニタリング地点数	地点	27	30	27	27	0.0	環境管理課
	公共用水域でのモニタリング項目数	項目	22	増加させる	29	29	—	環境管理課
	環境ホルモン調査地点数	地点	20	25	23	22	40.0	環境管理課
	環境ホルモン調査項目数	項目	24	25	24	24	0.0	環境管理課

⑥ 快適生活空間創造プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム				努 力 目 標 達 成 状 況			所管課
項 目	単位	計画時点(H13)A	努力目標(H22)B	平成17年度	平成18年度C	達成率(%)	
低騒音舗装道路延長 (2車線換算延長)	km	3.6	10.0	8.89	9.57	93.3	道路整備課
電線が地中化されている道 路延長（県管理道）	km	6.24	18.78	9.85	12.65	51.1	道路整備課

⑦ ごみゼロ社会プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム				努 力 目 標 達 成 状 況			所管課
項 目	単位	計画時点(H13)A	努力目標(H22)B	平成17年度	平成18年度C	達成率(%)	
一般廃棄物のリサイクル率	%	15.9 (H12)	34.3	25.8	未確定	53.8 (H17)	循環型社会 推 進 課
7 種分別実施市町村数	市町村	49	(29) 78	(28) 70	(25) 71	75.9	循環型社会 推 進 課
産業廃棄物の資源化・減量化率	%	91.3 (H12)	93.0	95.9 (推計値)	未確定	270.6 (H17)	循環型社会 推 進 課
ごみゼロガイドラインの策定(種別数)	種別	新規取組	4	4	4	100.0	循環型社会 推 進 課
再生品使用促進指針の策定(品目数)	品目	新規取組	150	166	166	110.7	循環型社会 推 進 課
岡山エコ製品の認定(品目数)	品目	新規取組	400	453	457	114.3	循環型社会 推 進 課
建設廃棄物の再利用率	%	83 (H12)	91	94	未確定	137.5 (H17)	技術管理課
建設発生土の再利用率	%	44 (H12)	90	79	未確定	76.1 (H17)	技術管理課
建設残土センター設置数	カ所	12	21 (1カ所/年程度)	12	12	0.0	技術管理課

※7種分別実施市町村数（ ）書き：市町村合併後の市町村数

⑧ 自然との共生プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム				努 力 目 標 達 成 状 況			所管課
項 目	単位	計画時点(H13)A	努力目標(H22)B	平成17年度	平成18年度C	達成率(%)	
自然公園面積	ha	80,663	100,000	80,664	80,664	0.0	自然環境課
自然保護条例による指定地区数	カ所	79	115	81	81	5.6	自然環境課
景観モデル地区数	カ所	3	6	3	3	0.0	環境政策課
田園環境整備マスタープランの策定市町村数	市町村	新規取組	(29) 77	(27) 66	(25) 66	(86.2) 85.7	耕 地 課
ビオトープ整備箇所数	箇所	5	15	6	6	10.0	自然環境課
自然公園内の施設整備数	施設	178	449	184	186	3.0	自然環境課
自然公園利用者数	万人	1,258	1,450	1,234	未確定	▲12.5 (H17)	自然環境課
長距離自然歩道の利用者数	万人	70	80	73	未確定	30.0 (H17)	自然環境課
多自然型護岸延長	m 増	—	46,000	18,251	19,388	42.1	河 川 課
出会いとふれあいの水辺づくりモデル事業	河川	3	17	12	12	64.3	河 川 課
緑の募金金額(年間)	万円	2,141	2,500	1,912	1,790	▲97.8	自然環境課
美しい森での記念植樹本数	万本増	—	12	9.3	12.1	100.8	林 政 課
環境保全保安林	地区	34	42	38	38	50.0	治 山 課
里山利用協定締結箇所数	箇所	新規取組	24	—	—	116.7 (H16)	林 政 課
都市公園面積(県民一人当たり)	m ²	10.2	20.0	13.9	14.0	38.8	都市計画課
道路緑化延長	km	137.5	172.5	155.6	158.6	60.3	道路建設課 道路整備課
学校の緑化(緑化率20%以上達成校数)	校	192	270	194	194	2.6	財 務 課

※田園環境整備マスタープランの策定市町村数（ ）書き：市町村合併後の市町村数
 里山利用協定締結箇所数：里山ふれあい創造事業がH16年度をもって事業終了

⑨ 地球温暖化防止プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム				努 力 目 標 達 成 状 況			所管課
項 目	単位	計画時点(H13)A	努力目標(H22)B	平成17年度	平成18年度C	達成率(%)	
アースキーパー メンバーシップ会員数	会員	新規取組	6,000	5,042	5,900	98.3	環境政策課
公共施設及び民間施設にお ける太陽光発電による総出 力電力	kW	504	1,500	3,488	5,301	481.6	環境政策課
小水力発電所設置数	カ所	13	15	15	15	100.0	企 業 局

(3) 環境保全委員会への提言及び調査審議の状況

提言件数・調査審議回数

H19年10月末現在

年 度	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
提 言 件 数	12	1	2	2	1	0	0	0	1	1
調査審議回数	3	(書面)	1	1	1	0	0	0	0	1

(4) 環境影響評価に関する処理状況

(平成18年度)

名 称	事業主体	事 業 目 的	事 業 概 要	処理状況	備 考
水島発電所1号機 改造計画	中国電力 株式会社	長期的なエネルギーの安定供給の確保と、二酸化炭素の排出源単位の削減、大気汚染物質などの環境負荷の低減を目的に、水島発電所1号機について、液化天然ガス（LNG）への燃料転換と、高効率のコンバインドサイクル発電方式の発電設備に改造を行うもの。	(計画地) 倉敷市潮通1丁目1番地 ○発電出力 改造後1号機 28.56万kw	(受理) H18. 1.10 (意見書) H18. 6. 1	法準備書
津山総合流通センター事業計画変更 (企業誘致計画の変更)	津山市 土地開発公 社	当初流通業務団地として要綱に基づき環境影響評価を実施し、平成9年12月に造成工事を竣工しているが、昨今の状況から、近年立地意向の見られる製造業を中心に誘致業種の拡大を図っていくこととし、再度、環境影響評価手続きを実施するもの。	(計画地) 津山市戸島他及び鏡野町布原他 ○全体面積 93.187ha 施設用地面積 44.775ha うち製造業用地面積 29.106ha	(受理) H18. 5. 2 (意見書) H18. 8.25	条例実施計画書
第3期神島産業廃棄物最終処分場事業	カミシマ 技 研 株式会社	第2期処分場に隣接した採石場跡地を、第3期産業廃棄物処分場として整備し、第2期処分場事業の継続事業として産業廃棄物の最終処分を行うもの。	(計画地) 笠岡市神島字銅山山地内 ○埋立面積 71,300m ² ○埋立容積 1,444,000m ³	(受理) H18.12.20 (意見書) H19. 3.14	条例準備書
(仮称)自家用第2 火力発電所第4号 発電設備設置事業	旭化成 ケミカルズ 株式会社	アスファルトを燃料としていた第2号発電設備を廃止し、新たにアスファルトからさらに溶剤で軽質分を取り出した残渣物であるSDAピッチを燃料とする第4号発電設備を設置するもの。	(計画地) 倉敷市児島塩生字新浜2767番地11 ○発電出力 5万kw ○排出ガス量 489,800Nm ³ /h	(受理) H19. 1.26 (意見書) H19. 3.14	条例実施計画書

2 大気環境関係

（1）大気汚染に係る環境基準

区 分	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間平均値が20ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

※ジクロロメタンについては、平成13年4月20日付で環境基準が設定された。

環境基準による大気汚染の評価に関する用語について

用 語	説 明
1時間値	1時間の平均濃度
1日平均値 (日平均値)	1日24時間の測定結果の平均値。ただし、1日のうち欠測が4時間を超えるときは、1日平均値に係る集計から除外している。
有効測定日数	1日の内20時間以上測定が行われた日数
年平均値	1年間に測定した1時間値の和を測定時間で除した値（1年間は平年で8,760時間）。ただし、年間測定6,000時間未満のものは参考にとどめている（1日平均値の2%除外値、1日平均値の年間98%値についても同じ）。
日平均値の 年間2%除外値	1年間に得られた1日平均値を整理し、高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の1日平均値があれば7日分）を除外した残りの最高1日平均値をいう。
日平均値の 年間98%値	1年間に得られた1日平均値を整理し、低い方から98%に相当する（365日分の1日平均値があれば358番目の）1日平均値
長期的評価	主として1年を単位とする平均的な評価で、地域における汚染の実態、推移を把握するもので、一般に環境基準の達成、非達成をいう場合は長期的評価を指す。地域の汚染の評価、規制を実施するための地域の指定等も長期的評価に基づいて行われ、また、総量規制を実施するためのシミュレーション調査でも、長期的評価を満足させることを目標として計算が行われることが多い。
短期的評価	1時間値、1日平均値について測定結果を環境基準に比較して行う評価方法で、時間ごと、日ごとの高濃度の出現をチェックするのに利用される。

（2） 環境大気測定局測定項目一覧

（平成19年3月31日現在）

市町	No.	測 定 局		測 定 項 目											
				SO ₂	SPM	CO	Ox	NO ₂ NO NO _x	NMHC CH ₄ THC	WV WD	温度 TEMP	湿度 HUM	日射 SUN	放射 収支	紫外線 A、B
岡山	1	興 除	市	○	○		○	○	○	○					
	2	江 並	市	○	○		○	○		○					
	3	出 石	市	○	○		○	○		○					
	4	南 輝	市	○	○		○	○		○	○		○	○	
	5	吉 備	市		○		○	○		○					
	6	南 方	市・自		○			○	○						
	7	西 大 寺	市	○	○		○	○		○					
	8	東 岡 山	市		○		○	○		○					
	9	五 明	市	○	○		○	○	○	○					
	10	西 祖	市・自		○			○	○	○					
	11	青 江	市・自		○	○		○	○	○					
	12	高 倉 山	市							○	○		○		
	計 12 局			6	11	1	8	11	5	11	2		2	1	
倉敷	13	監視センター	市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
	14	春 日	市	○	○		○	○		○					
	15	広 江	市	○	○					○					
	16	二 福	市	○											
	17	港 湾 局	市	○	○					○					
	18	松 江	市	○	○		○	○		○					
	19	呼 松	市	○	○										
	20	宇 野 津	市	○											
	21	塩 生	市	○	○		○	○		○					
	22	連 島	市	○	○		○	○		○					
	23	倉 敷 美 和	市	○	○	○	○	○	○	○					
	24	豊 洲	市	○				○		○					
	25	天 城	市	○	○		○	○		○					
	26	茶 屋 町	市	○	○		○	○		○					
	27	郷 内	市	○	○		○	○		○					
	28	駅 前	市・自			○		○	○						
	29	西 阿 知	市	○	○		○	○		○					
	30	玉 島	市	○	○		○	○		○					
	31	児 島	市	○	○		○	○		○					
	32	田 の 口	市	○											
	33	大 高	市・自		○	○		○		○					
	34	船 穂	市	○	○		○	○		○					
	35	真 備	市				○	○		○					
	36	西 坂	市・移		○	○		○		○					
	37	庄	市・移		○	○	○	○		○					
	計 25 局			20	19	5	15	19	3	20	1	1	1	1	
玉野	38	日 比	市	○	○		○	○		○					
	39	渋 川	県	○	○			○		○					
	40	宇 野	県	○	○		○	○		○					
	41	向 日 比 1	県	○	○		○	○		○					
	42	向 日 比 2	市	○	○					○					
	43	日 比 2	市	○	○					○					
	44	後 閑	市	○	○					○					
	45	用 吉	自	○	○	○	○	○	○	○					
	計 8 局			8	8	1	4	5	1	8					

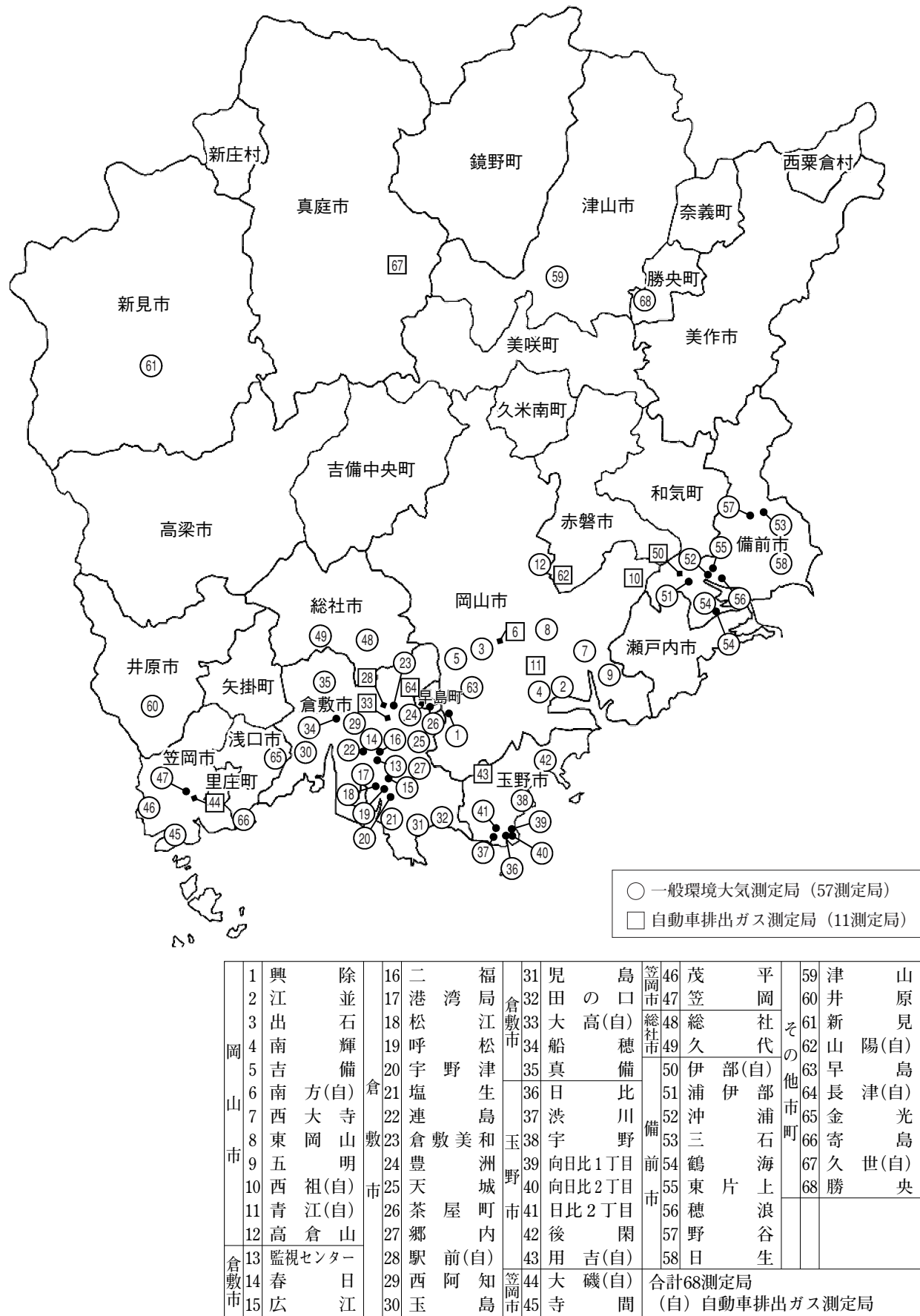
市町	No.	測 定 局		測 定 項 目											
				SO ₂	SPM	CO	Ox	NO ₂ NO NOx	NMHC CH ₄ THC	WV WD	温度 TEMP	湿度 HUM	日射 SUN	放射 収支	紫外線 A、B
笠岡	46	大 磯 県・自		○	○	○	○	○	○						
	47	寺 間 県		○	○			○		○					
	48	茂 平 県			○		○	○		○					
	49	笠 岡 市		○	○		○	○		○					
	計 4 局			3	4	1	3	4	1	3					
総社	50	総 社 県			○		○	○	○	○					
	51	久 代 県		○	○		○			○					
備前	52	伊 部 県・自			○			○	○						
	53	浦 伊 部 県			○		○	○		○					
	54	沖 浦 県		○	○		○	○		○					
	55	三 石 県		○	○		○	○		○					
	56	鶴 海 市		○	○			○		○					
	57	東 片 上 市		○	○			○		○					
	58	穂 浪 市		○	○			○		○					
	59	野 谷 市		○	○			○		○					
	60	日 生 県		○	○		○	○		○					
	計 9 局			7	9		4	9	1	8					
津山	61	津 山 県		○	○			○		○					
井原	62	井 原 県		○	○		○	○		○					
新見	63	新 見 県		○	○			○		○					
赤磐	64	山 陽 県・自		○	○			○	○	○					
早島	65	早 島 県		○	○		○	○		○					
	66	長 津 県・自			○			○	○	○					
浅口	67	金 光 県			○		○	○		○					
	68	寄 島 県		○	○		○	○		○					
真庭	69	久 世 県・自		○	○			○	○	○					
勝央	70	勝 央 県		○	○			○		○					
合 計 70 局				53	63	8	40	59	15	62	3	1	3	1	
岡山		県 セ ン タ ー 参								○	○	○	○	○	○

備考

SO ₂	二酸化硫黄
SPM	浮遊粒子状物質
CO	一酸化炭素
Ox	光化学オキシダント
NO ₂	二酸化窒素
NO	一酸化窒素
NOx	窒素酸化物
NMHC	非メタン炭化水素
CH ₄	メタン
THC	全炭化水素
WV	風速
WD	風向
県	県設置測定局
市	市設置測定局
自	自動車排出ガス測定局
移	移動測定局
気	気象観測局

(3) 大気環境監視網

環境大気測定局配置図



（４）環境基準の達成状況の推移（％）

二酸化硫黄	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
岡山県	100	100	100	100	100
全国	99.8	99.7	99.9	99.7	99.8

※一般環境大気測定局に係る結果のみ

二酸化窒素	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
岡山県	一般環境大気測定局	100	100	100	100
	自動車排出ガス測定局	100	91.7	91.7	90.0
全国	一般環境大気測定局	99.1	99.9	100	99.9
	自動車排出ガス測定局	83.5	85.7	89.2	91.3

光化学オキシダント	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全国	0.3	0.3	0.2	0.3	0.1

※一般環境大気測定局に係る結果のみ

浮遊粒子状物質	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
岡山県	一般環境大気測定局	22.0	98.4	92.3	100
	自動車排出ガス測定局	30.0	100	100	100
全国	一般環境大気測定局	52.6	92.8	98.5	96.4
	自動車排出ガス測定局	34.3	77.2	96.1	93.7

（５）オキシダント情報・注意報の発令日数

年度	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
情報	8	2	4	8	5	4	8	8	10	9
注意報	4	2	1	2	3	1	0	1	8	6
計	12	4	5	10	8	5	8	9	18	15

(6) オキシダント情報・注意報の発令回数

年度 地域		平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
岡 山 市	情 報	5	1	3	0	0	1	2	0	3	2
	注 意 報	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
	計	5	2	3	0	0	1	2	0	4	4
倉 敷 市	情 報	6	4	3	7	6	3	8	9	11	10
	注 意 報	1	0	1	2	0	0	0	0	7	4
	計	7	4	4	9	6	3	8	9	18	14
玉 野 市	情 報	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
	注 意 報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
笠 岡 市	情 報	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	注 意 報	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0
井 原 市	情 報	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0
	注 意 報	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	4	1	0	0	0	0
総 社 市	情 報	1	1	2	0	0	1	1	0	2	2
	注 意 報	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	計	2	1	2	0	0	1	1	0	3	2
備 前 市	情 報	1	0	0	1	1	0	0	0	2	1
	注 意 報	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0
	計	1	0	0	1	1	0	0	1	4	1
浅 口 市	情 報	—	—	—	—	—	—	—	—	1	4
	注 意 報	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	4
早 島 町	情 報	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0
	注 意 報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0
日 生 町	情 報	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
	注 意 報	0	0	0	0	1	1	0	0	—	—
	計	0	0	0	0	1	1	0	0	—	—
灘 崎 町	情 報	2	0	1	0	0	0	0	—	—	—
	注 意 報	0	1	0	0	0	0	0	—	—	—
	計	2	1	1	0	0	0	0	—	—	—
船 穂 町	情 報	0	2	1	0	1	0	1	1	—	—
	注 意 報	1	0	0	0	1	0	0	0	—	—
	計	1	2	1	0	2	0	1	1	—	—
金 光 町	情 報	0	0	0	0	2	0	0	1	—	—
	注 意 報	1	0	0	0	0	0	0	0	—	—
	計	1	0	0	0	2	0	0	1	—	—
寄 島 町	情 報	0	0	0	0	0	0	1	0	—	—
	注 意 報	3	2	0	0	0	0	0	0	—	—
	計	3	2	0	0	0	0	1	0	—	—
真 備 町	情 報	1	0	0	0	0	0	1	—	—	—
	注 意 報	1	0	0	0	0	0	0	—	—	—
	計	2	0	0	0	0	0	1	—	—	—
合 計	情 報	21	8	10	8	14	6	14	11	24	20
	注 意 報	10	4	1	2	3	1	0	1	11	7
	計	31	12	11	10	17	7	14	12	35	27

（7）大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく設置届出等件数

（平成18年度）

施 設 の 種 類		設置届	使用届	変更届	その他届	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	70	0	14	109	193
	VOC排出施設	2	11	2	1	16
	一般粉じん発生施設	4	0	0	6	10
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0
	小 計	76	11	16	116	219
県 条 例	ばい煙発生施設	2	0	0	0	2
	粉じん発生施設	0	0	0	13	13
	有害ガス発生施設	227	0	13	64	304
	小 計	227	0	13	79	319
合 計		303	11	29	195	538

注）岡山市及び倉敷市の処理件数は除く。

（8）大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設・揮発性有機化合物排出施設及び粉じん発生施設の種類別設置状況

（平成19年3月31日現在）

ばい煙発生施設数

一般粉じん発生施設数

施 設 種 類		施設数	(岡山市)	(倉敷市)	施 設 種 類		施設数	(岡山市)	(倉敷市)
1	ボイラー	963	588	551	1	コークス炉	0	0	13
2	ガス発生炉・ガス加熱炉	0	0	2	2	堆積場	99	28	58
3	焙焼炉・焼結炉・煅焼炉	1	10	11	3	コンベア	264	62	1,255
4	溶鉱炉・転炉・平炉	0	0	6	4	破砕機・摩砕機	161	74	81
5	金属溶解炉	21	26	44	5	ふるい	71	30	139
6	金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	44	21	168	合 計		595	194	1,546
7	石油加熱炉	16	0	237	揮発性有機化合物排出施設数				
8	触媒再生塔	0	0	0					
9	燃焼炉	0	0	6	施 設 種 類		施設数	(岡山市)	(倉敷市)
10	窯業焼成炉・溶融炉	55	5	6	1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	1	0	9
11	反応炉・直火炉	30	7	13	2	塗装施設	3	1	11
12	乾燥炉	71	62	70	3	塗装の用に供する乾燥施設	1	8	8
13	電気炉	2	0	12	4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	0	2	0
14	廃棄物焼却炉	72	44	57	5	接着の用に供する乾燥施設	4	8	7
15	銅・鉛・亜鉛の精錬用焙焼炉等	2	0	0	6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に限る）	0	0	0
16	乾燥施設（カドミウム系顔料等製造用）	0	0	0	7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に限る）	6	21	0
17	塩素急速冷却施設	0	0	0	8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	2	0	1
18	溶解槽（塩化第二鉄製造用）	0	0	0	9	ガソリン、原油、ナフサその他温度37.8度において蒸気圧が20キロボスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク	0	1	24
19	活性炭製造用反応炉	0	0	0	合 計		17	41	60
20	塩素・塩化水素反応施設等	1	0	36	揮発性有機化合物排出施設数				
21	電解炉（アルミ精錬用）	0	0	0					
22	磷酸質肥料等製造施設	0	0	0	施 設 種 類		施設数	(岡山市)	(倉敷市)
23	弗酸製造用施設	0	0	0	1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	1	0	9
24	トリポリ磷酸ナトリウム製造用施設	0	0	0	2	塗装施設	3	1	11
25	溶解炉（鉛の二次精錬用）	0	0	1	3	塗装の用に供する乾燥施設	1	8	8
26	溶解炉（鉛蓄電池製造用）	0	0	0	4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	0	2	0
27	鉛系顔料製造用溶解炉等	0	0	0	5	接着の用に供する乾燥施設	4	8	7
28	硝酸製造用施設	0	0	0	6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に限る）	0	0	0
29	コークス炉	0	0	13	7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に限る）	6	21	0
30	ガスタービン	1	49	15	8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	2	0	1
31	ディーゼル機関	29	239	150	9	ガソリン、原油、ナフサその他温度37.8度において蒸気圧が20キロボスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク	0	1	24
32	ガス機関	0	5	1	合 計		17	41	60
33	ガソリン機関	0	0	0	揮発性有機化合物排出施設数				
合 計		1,308	1,056	1,399					

注）（ ）内は、岡山市又は倉敷市所管の施設数で、外数である。

（9） 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づくばい煙発生施設等の設置状況

（平成19年 3 月31日現在）

ばい煙発生施設数					粉じん発生施設数				
施 設 種 類		施設数	(岡山市)	(倉敷市)	施 設 種 類		施設数	(岡山市)	(倉敷市)
1	ベンガラのばい焼炉	5	0	0	1	セメントサイロ	80	30	47
2	ガラス等の溶解炉	0	0	10	2	バッチャープラント	57	20	10
3	燐等の反応施設数	0	0	0	合 計		137	50	57
4	塩素等の反応施設等	3	0	0	有害ガス発生施設数				
5	燐等の反応施設等	1	0	0					
6	弗酸の凝縮施設等	0	0	0	施 設 種 類		施設数	(岡山市)	(倉敷市)
7	鉛の第2次精錬等の溶解炉	0	0	3	1	繊維製品の樹脂加工施設	7	5	11
8	鉛顔料の溶解炉等	0	0	0	2	木材等の蒸解施設	7	14	3
9	繊維製品の漂白施設	0	0	2	3	化学工業品等の反応施設	547	175	666
10	パルプ等の漂白施設	0	0	0	4	出版等のグラビア印刷施設	37	64	15
11	クレー粉の漂白施設	14	0	0	5	ゴム製品製造施設	174	89	34
12	メタキシレン抽出施設	0	0	2	6	鉄鋼等の鋳物製造施設	74	7	7
13	ピクリン酸の反応施設	12	0	0	7	金属製品等の表面処理施設	455	117	189
14	金属の表面処理施設	17	2	6	合 計		1,301	471	925
合 計		52	2	23	注) () 内は、岡山市及び倉敷市所管の施設数で、外数である。				

（10） 大気汚染防止法に基づく施設の所管別，法区分別内訳

（平成19年 4 月 1 日現在）

所管	ばい煙発生施設		VOC排出施設		一般粉じん発生施設		特定粉じん発生施設		合 計	
	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所	施設数	事業所数	施設数
備前県民局	87	190	1	2	11	81	0	0	99	273
東 備 支 局	92	221	0	0	35	133	0	0	127	354
備中県民局	52	137	1	1	11	69	0	0	64	207
井 笠 支 局	132	322	3	7	11	47	0	0	146	376
高 梁 支 局	29	52	0	0	6	23	0	0	35	75
新 見 支 局	27	50	0	0	1	10	0	0	28	60
美作県民局	101	127	3	3	11	89	0	0	115	219
真 庭 支 局	54	93	0	0	7	67	0	0	61	160
勝 英 支 局	55	116	2	4	8	76	0	0	65	196
小 計	629	1,308	10	17	101	595	0	0	740	1,920
岡 山 市	435	1,056	10	41	43	194	0	0	488	1,291
倉 敷 市	349	1,399	13	60	20	1,546	0	0	382	3,005
小 計	784	2,455	23	101	63	1,740	0	0	870	4,296
合 計	1,413	3,763	33	118	164	2,335	0	0	1,610	6,216

（11） 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく施設の所管別内訳

（平成19年3月31日現在）

区分 所管	ばい煙発生施設		粉じん発生施設		有害ガス発生施設		合 計	
	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数
備 前 県 民 局	3	16	6	14	40	429	49	459
東 備 支 局	15	30	8	17	0	0	23	47
備 中 県 民 局	2	2	4	6	15	30	21	38
井 笠 支 局	3	3	11	25	31	384	45	412
高 梁 支 局	1	1	5	11	6	54	12	66
新 見 支 局	0	0	4	7	4	14	8	21
美 作 県 民 局	0	0	11	26	18	135	29	161
真 庭 支 局	0	0	6	17	6	14	12	31
勝 英 支 局	0	0	6	14	19	241	25	255
小 計	24	52	61	137	139	1,301	224	1,490
岡 山 市	2	2	22	50	98	471	122	523
倉 敷 市	7	23	20	57	66	925	93	1,005
小 計	9	25	42	107	164	1,396	215	1,528
合 計	33	77	103	244	303	2,687	439	3,008

3 水環境関係

（1）水質の環境基準

（ア）人の健康の保護に関する環境基準及び環境基準超過状況

項 目	項目別 測定地点数	環境基準 超過地点数	環境基準
カドミウム	104（河川 52、湖沼 2、海域 50）	0	0.01mg／ℓ 以下
全シアン	〃	0	検出されないこと
鉛	〃	0	0.01mg／ℓ 以下
六価クロム	〃	0	0.05mg／ℓ 以下
ひ素	〃	0	0.01mg／ℓ 以下
総水銀	〃	0	0.0005mg／ℓ 以下
アルキル水銀	〃	0	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	〃	0	検出されないこと
トリクロロエチレン	〃	0	0.03mg／ℓ 以下
テトラクロロエチレン	〃	0	0.01mg／ℓ 以下
ジクロロメタン	〃	0	0.02mg／ℓ 以下
四塩化炭素	〃	0	0.002mg／ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	〃	0	0.004mg／ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	〃	0	0.02mg／ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04mg／ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	〃	0	1 mg／ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	〃	0	0.006mg／ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002mg／ℓ 以下
チウラム	〃	0	0.006mg／ℓ 以下
シマジン	〃	0	0.003mg／ℓ 以下
チオベンカルブ	〃	0	0.02mg／ℓ 以下
ベンゼン	〃	0	0.01mg／ℓ 以下
セレン	〃	0	0.01mg／ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	117（河川 63、湖沼 4、海域 50）	0	10mg／ℓ 以下
ふっ素	53（河川 51、湖沼 2）	0	0.8mg／ℓ 以下
ほう素	〃	0	1 mg／ℓ 以下

（参考）要監視項目及び指針値並びに指針値超過状況

項 目 名		項目別 測定地点数	指針値 超過地点数	指針値
人の健康の保護に関する項目	クロロホルム	27（河川 14、海域 13）	0	0.06mg/ℓ
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04mg/ℓ
	1,2-ジクロロプロパン	〃	0	0.06mg/ℓ
	p-ジクロロベンゼン	〃	0	0.2mg/ℓ
	イソキサチオン	〃	0	0.008mg/ℓ
	ダイアジノン	〃	0	0.005mg/ℓ
	フェニトロチオン（MEP）	〃	0	0.003mg/ℓ
	イソプロチオラン	〃	0	0.04mg/ℓ
	オキシ銅（有機銅）	〃	0	0.04mg/ℓ
	クロロタロニル（TPN）	〃	0	0.05mg/ℓ
	プロピザミド	〃	0	0.008mg/ℓ
	EPN	46（河川 18、湖沼 2、海域 26）	0	0.006mg/ℓ
	ジクロロボス（DDVP）	27（河川 14、海域 13）	0	0.008mg/ℓ
	フェノブカルブ（BPMC）	〃	0	0.03mg/ℓ
	イプロベンホス（IBP）	〃	0	0.008mg/ℓ
	クロルニトロフェン（CNP）	〃	（未検出）	指針値なし
	トルエン	〃	0	0.6mg/ℓ
	キシレン	〃	0	0.4mg/ℓ
	フタル酸ジエチルヘキシル	〃	0	0.06mg/ℓ
	ニッケル	〃	（未検出）	指針値なし
	モリブデン	〃	0	0.07mg/ℓ
	アンチモン	〃	0	0.02mg/ℓ
	塩化ビニルモノマー	〃	0	0.002mg/ℓ
	エピクロロヒドリン	〃	0	0.0004mg/ℓ
	1,4-ジオキサン	〃	0	0.05mg/ℓ
	全マンガン	〃	0	0.2mg/ℓ
	ウラン	〃	9	0.002mg/ℓ
る保水 項全生 目に生 関物 すの	クロロホルム（再掲）	27（河川 14、海域 13）	0	0.006～3 mg/ℓ
	フェノール	〃	0	0.01～2 mg/ℓ
	ホルムアルデヒド	〃	0	0.03～1 mg/ℓ

注）要監視項目及び指針値は、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（H 5. 3. 8）環境庁水質保全局長通知）において、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものとして示されたものであり、指針値は長期摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値で、一時的にある程度この値を超えるようなことがあっても直ちに健康上の問題に結びつくものではないとされている。

※ 塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、1,4-ジオキサン、全マンガン、ウランは、平成16年3月31日付け、環水企発第040331003号、環水土発第040331005号、環境省環境管理局水環境部長により追加された。

(イ) 生活環境の保全に関する環境基準

a 河 川

(a) 河川（湖沼を除く）

項目 類 型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

項目 類 型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全 垂 鉛
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下

(b) 湖 沼

項目 類 型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2・3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 り ん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全 亜 鉛
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下

b 海 域

項目 類 型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水質イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml 以下	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	検出されないこと
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	—

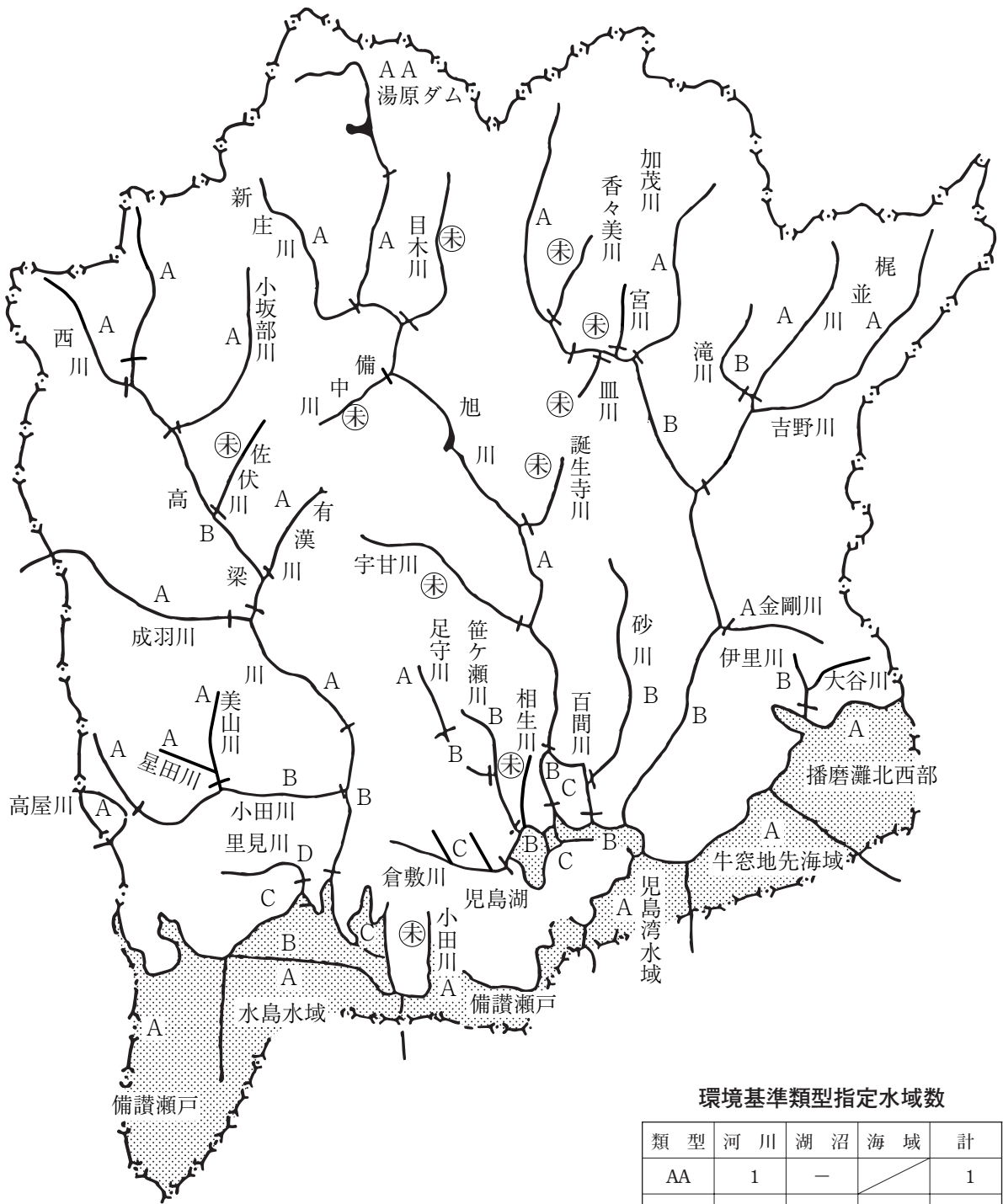
項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 り ん
I	自然環境保全 及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴 及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産 2 種 及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下

注）基準値は、日間平均値とする。

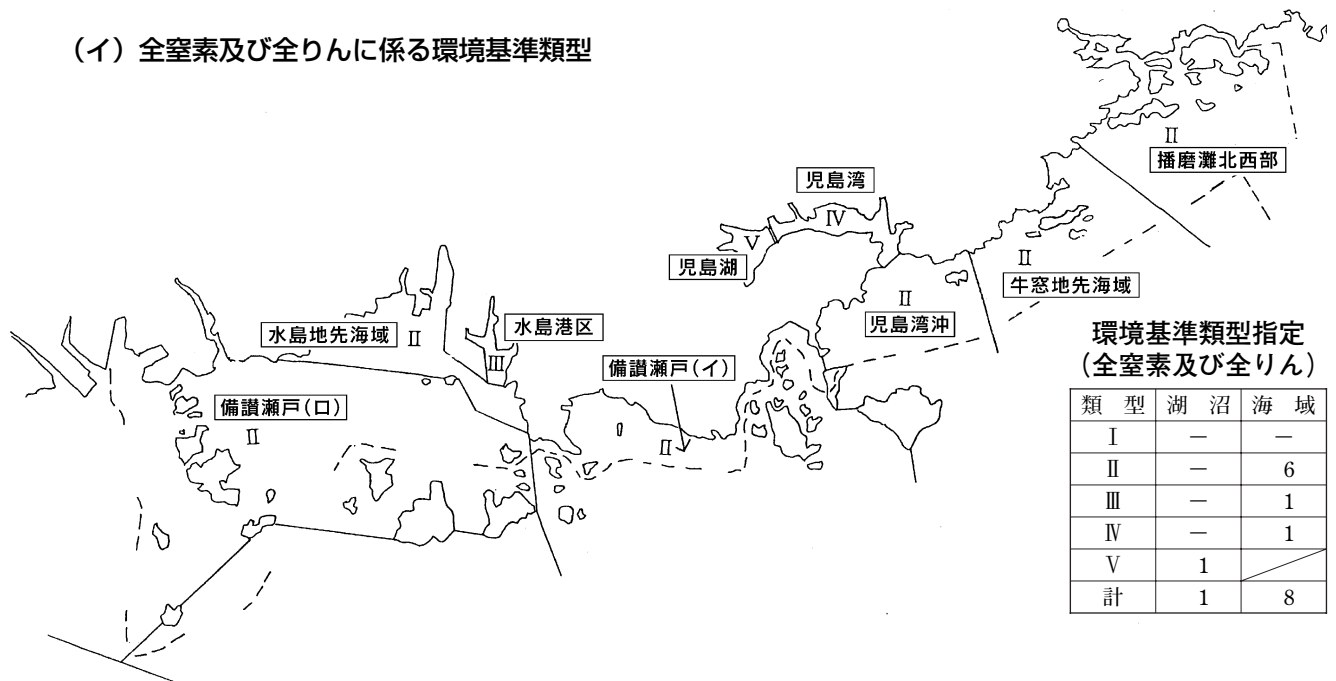
項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全 亜 鉛
生 物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ 以下

（2） 県下水域の環境基準類型の指定概要図

（ア） BOD又はCOD等に係る環境基準類型



（イ）全窒素及び全りんに係る環境基準類型



（3）水域区分別の環境基準達成状況

（ア）環境基準達成状況（BOD又はCOD）

(単位：%)

水域区分	14 年 度	15 年 度	16 年 度	17 年 度	18 年 度
河川(BOD)	83.9	93.5	90.3	64.5	90.3
湖沼(COD)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海域(COD)	30.0	40.0	30.0	30.0	40.0
全 体	69.0	78.6	73.8	54.8	76.2

注) 数値は、(環境基準を達成したあてはめ水域) / (総あてはめ水域) を示す。

（イ）環境基準達成状況（全窒素及び全りん）

(単位：%)

区 分		14 年 度	15 年 度	16 年 度	17 年 度	18 年 度
湖 沼	全 窒 素	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	全 り ん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海 域	全 窒 素	100.0	87.5	87.5	100.0	100.0
	全 り ん	75.0	87.5	87.5	100.0	87.5

注) 数値は、(環境基準を達成したあてはめ水域) / (総あてはめ水域) を示す。

（4）項目別の環境基準適合状況

(単位：%)

水域区分	項 目	14 年 度	15 年 度	16 年 度	17 年 度	18 年 度
河 川	pH	92.5	96.2	94.6	93.3	94.3
	BOD	86.2	91.4	90.0	82.0	90.8
	SS	99.4	98.7	99.0	99.5	99.8
	DO	96.1	97.2	98.1	93.4	97.7
湖 沼	pH	55.6	81.9	76.4	66.7	77.8
	COD	0.0	0.0	1.4	2.8	0.0
	SS	9.7	33.3	65.3	38.9	45.8
	DO	97.2	91.7	94.4	100.0	100.0
海 域	pH	96.7	93.7	94.9	89.9	92.6
	COD	65.4	47.8	40.6	43.8	49.8
	DO	75.9	78.7	80.3	80.9	78.6
	油分等	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 数値は、(環境基準に適合している検体数) / (総検体数) を示す。

（５）環境基準点における水質の経年変化

（ア）BOD、CODの測定結果

（河 川：31水域、33環境基準点）

水 域 名		地 点 名	市町村	水 質 (BOD：75%値) (mg／ℓ)						環境基準値 (mg／ℓ)	
				14年度	15年度	16年度	17年度	18年度			
高 梁 川 水 域	高 梁 川 上 流	一 中 橋	新見市	1.9	1.5	1.9	2.4	1.2	○	2以下	
	高 梁 川 中 流 ①	中 井 橋	高梁市	1.2	1.0	1.0	1.4	0.8	○	3以下	
	高 梁 川 中 流 ②	湛 井 堰	総社市	0.8	1.3	0.9	1.0	0.8	○	2以下	
	高 梁 川 下 流	霞 橋	倉敷市	2.4	1.5	1.6	1.5	1.6	○	3以下	
	西 川	布 原 橋	新見市	1.3	1.3	1.3	2.2	1.0	○	2以下	
	小 坂 部 川	巖 橋	新見市	1.5	1.7	1.6	2.6	1.4	○	2以下	
	有 漢 川	幡 見 橋	高梁市	1.3	1.0	0.8	1.6	1.2	○	2以下	
	成 羽 川	神 崎 橋	高梁市	1.3	1.0	1.0	1.2	1.2	○	2以下	
	小 田 川 上 流	猪 原 橋	井原市	0.9	1.0	0.7	0.8	1.0	○	2以下	
	小 田 川 下 流	福 松 橋	倉敷市	1.7	1.8	1.4	1.5	1.4	○	3以下	
	美 山 川	栄 橋	矢掛町	1.7	1.1	1.2	1.8	1.6	○	2以下	
	里 見 川	鴨方川合流点	浅口市	7.2	5.8	3.6	5.2	4.8	○	8以下	
旭 川 水 域	旭 川 上 流	湯 原 ダ ム	真庭市	1.9	1.7	2.0	2.1	1.3	×	1以下	
	旭 川 中 流	落 合 橋	真庭市	1.4	1.3	1.6	1.9	1.4	○	2以下	
		乙 井 手 堰	岡山市	0.7	0.8	0.7	0.9	0.7			
	旭 川 下 流	桜 橋	岡山市	1.3	0.9	0.7	1.1	0.7	○	3以下	
	新 庄 川	大 久 奈 橋	真庭市	1.4	1.1	1.3	1.5	0.9	○	2以下	
	百 間 川	清 内 橋	岡山市	4.1	4.2	2.7	3.7	3.9	○	5以下	
吉 井 川 水 域	砂 川	新 橋	岡山市	2.3	1.9	1.6	1.8	2.1	○	3以下	
	吉 井 川 上 流	嵯 峨 堰	津山市	1.2	1.3	1.6	2.3	1.3	○	3以下	
	吉 井 川 中 ・ 下 流	周 匝 大 橋	赤磐市	1.8	1.5	1.8	2.6	1.4			
		熊 山 橋	赤磐市	0.7	1.0	0.7	0.9	1.1			
	加 茂 川	加 茂 川 橋	津山市	1.3	1.3	1.5	2.7	1.5	○	2以下	
	梶 並 川	滝 村 堰	美作市	1.5	1.6	1.7	2.8	1.4	○	2以下	
	滝 川	三 星 橋	美作市	2.0	2.1	2.0	3.1	1.3	○	3以下	
笹 ヶ 瀬 川 水 域	吉 野 川	鷺 湯 橋	美作市	1.5	1.4	1.6	2.9	1.3	○	2以下	
	金 剛 川	宮 橋	和気町	0.6	0.6	<0.5	0.9	1.0	○	2以下	
	笹ヶ瀬川水域	笹 ヶ 瀬 川	笹 ヶ 瀬 橋	岡山市	5.0	4.8	3.8	4.9	3.2	×	3以下
		足 守 川 上 流	高 塚 橋	岡山市	1.6	1.5	1.6	1.4	1.6	○	2以下
		足 守 川 下 流	入 江 橋	岡山市	5.9	2.5	4.1	2.9	1.6	○	3以下
	倉敷川水域	倉 敷 川	倉 敷 川 橋	岡山市	5.2	4.4	4.4	4.8	3.9	○	5以下
	芦田川水域	高 屋 川	滝 山 堰	井原市	3.0	1.9	1.8	1.9	2.5	×	2以下
伊里川水域	伊 里 川	浜 の 川 橋	備前市	2.8	2.1	1.6	3.2	1.6	○	3以下	

- 備考 1 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ （その数が整数でない場合は直近上位の整数とする。）番目にくるデータを表わす。
- 2 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。
「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

（湖 沼：1水域、2環境基準点）

水 域 名		地 点 名	水 質 (COD：75%値) (mg／ℓ)					環境基準値 (mg／ℓ)	
			14年度	15年度	16年度	17年度	18年度		
児島湖 水 域	児 島 湖	湖 心	9.8	9.1	9.0	8.3	8.0	×	5以下
		樋 門	9.5	8.7	8.3	7.7	7.6		

（海 域：10水域、27環境基準点）

水 域 名		地 点 名	水 質 (COD：75%値) (mg／ℓ)						環境基準値 (mg／ℓ)
			14年度	15年度	16年度	17年度	18年度		
水 島	玉 島 港 区	玉 島 港 奥 部	5.6	5.9	6.4	5.1	4.1	○	8以下
	水 島 港 区	水 島 港 口 部	3.0	2.9	3.3	3.0	2.5	○	8以下
	水島地先海域（甲）	玉 島 港 沖 合	3.1	2.9	3.1	3.6	2.6	○	3以下
		上 水 島 北	2.9	2.7	2.7	2.8	2.5		
		濃 地 諸 島 東	2.3	2.4	2.6	2.8	2.2		
水島地先海域（乙）	網 代 諸 島 沖	2.5	2.7	2.9	2.6	2.6	×	2以下	
児 島 湾	児 島 湾 （ 甲 ）	同 和 鉦 業 沖	7.0	6.1	6.0	5.8	5.6	○	8以下
	児 島 湾 （ 乙 ）	旭 川 河 口 部	5.7	3.8	4.6	4.4	4.4	×	3以下
		吉 井 川 河 口 部	5.2	4.1	3.8	3.7	3.9		
		横 樋 沖	5.7	5.1	5.1	5.0	4.7		
		九 幡 沖	5.1	4.8	4.8	4.2	4.4		
		阿 津 沖	5.6	4.0	5.1	5.7	4.3		
		向 小 串 沖	3.7	4.1	4.4	3.9	3.3		
	児 島 湾 （ 丙 ）	別 荘 沖	3.9	3.7	3.8	3.8	2.7	×	2以下
		児 島 湾 口 沖	2.9	3.7	3.3	2.6	2.6		
		波 張 崎 南	1.9	2.4	2.6	2.6	2.6		
		出 崎 東 沖	2.5	2.4	2.7	2.8	2.8		
備 讃 瀬 戸	備 讃 瀬 戸	神 島 御 崎 沖	2.3	3.2	2.7	2.8	2.8	×	2以下
		青 佐 鼻 沖	2.8	2.8	2.9	2.7	3.2		
		北 木 島 布 越 崎 北	2.0	2.4	2.2	2.2	2.5		
		久 須 美 鼻 東	2.2	2.4	2.6	2.4	2.0		
		大 樋 島 北	1.6	2.2	2.1	1.8	2.1		
牛窓地先海域	牛 窓 地 先 海 域	錦 海 湾	2.2	2.7	2.6	2.6	2.7	×	2以下
		前 島 南 西	1.7	2.3	2.3	2.3	2.3		
播磨灘北西部	播 磨 灘 北 西 部	長 島 西 南 沖	2.2	2.6	2.6	2.3	2.5	×	2以下
		大 多 府 島 東 南 沖	1.9	2.8	2.9	2.4	2.7		
		鹿 久 居 島 東 沖	2.5	3.1	2.9	2.5	3.1		

- 備考 1 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ （その数が整数でない場合は直近上位の整数とする。）番目になるデータを表わす。
- 2 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。
「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(イ) 全窒素、全りんの測定結果

(1) 全窒素

水 域 名	地 点 名	全窒素 (年間平均値) (mg／ℓ)										環境基準値 (mg／ℓ)	
		14年度		15年度		16年度		17年度		18 年 度			
児 島 湖	湖 心	1.3		1.3		1.5		1.3		1.3		×	1 以下
	樋 門	1.2		1.3		1.5		1.2		1.2			
水 島 港 区	水島港口部	0.31	0.31	0.33	0.33	0.30	0.30	0.45	0.45	0.31	0.31	○	0.6以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.27	0.26	0.29	0.23	0.26	0.28	0.23	0.23	0.28	0.27	○	0.3以下
	上 水 島 北	0.28		0.24		0.32		0.22		0.29			
	濃地諸島東	0.24		0.17		0.25		0.23		0.24			
児 島 湾	九 幡 沖	0.50	0.46	0.56	0.52	0.67	0.62	0.48	0.45	0.50	0.45	○	1以下
	向 小 串 沖	0.42		0.47		0.57		0.41		0.39			
児 島 湾 沖	児島湾口沖	0.29	0.25	0.39	0.32	0.41	0.33	0.22	0.21	0.23	0.28	○	0.3以下
	出 崎 東 沖	0.25		0.29		0.30		0.23		0.30			
	銚 島 沖 合	0.20		0.29		0.29		0.19		0.31			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.20	0.20	0.15	0.18	0.22	0.23	0.20	0.19	0.23	0.23	○	0.3以下
	大 槌 島 北	0.19		0.21		0.24		0.17		0.22			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.27	0.25	0.17	0.22	0.26	0.26	0.21	0.21	0.25	0.26	○	0.3以下
	神島御崎沖	0.26		0.25		0.27		0.21		0.26			
	青 佐 鼻 沖	0.26		0.28		0.29		0.22		0.31			
	北木島布越崎北	0.19		0.18		0.20		0.19		0.21			
牛窓地先海域	錦 海 湾	0.20	0.20	0.21	0.20	0.21	0.22	0.18	0.18	0.21	0.21	○	0.3以下
	前 島 南 西	0.21		0.21		0.23		0.19		0.23			
	前 島 東 南	0.18		0.18		0.21		0.17		0.20			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.20	0.22	0.21	0.25	0.22	0.25	0.18	0.19	0.20	0.23	○	0.3以下
	大多府島東南沖	0.20		0.27		0.25		0.18		0.22			
	鹿久居島東沖	0.27		0.26		0.28		0.20		0.26			

備考) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。

「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(2) 全りん

水 域 名	地 点 名	全りん（年間平均値）（mg／ℓ）										環境基準値 （mg／ℓ）	
		14年度		15年度		16年度		17年度		18 年 度			
児 島 湖	湖 心	0.19		0.19		0.21		0.20		0.21		×	0.1以下
	樋 門	0.17		0.18		0.21		0.18		0.19			
水 島 港 区	水島港口部	0.029	0.029	0.027	0.027	0.031	0.031	0.031	0.031	0.031	0.031	○	0.05以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.027	0.026	0.025	0.024	0.032	0.030	0.029	0.028	0.032	0.030	○	0.03以下
	上 水 島 北	0.026		0.024		0.030		0.028		0.030			
	濃地諸島東	0.025		0.022		0.029		0.027		0.028			
児 島 湾	九 幡 沖	0.070	0.063	0.060	0.057	0.075	0.067	0.068	0.060	0.063	0.054	○	0.09以下
	向 小 串 沖	0.055		0.053		0.058		0.052		0.045			
児 島 湾 沖	児島湾口沖	0.040	0.032	0.043	0.037	0.045	0.039	0.028	0.027	0.026	0.033	×	0.03以下
	出 崎 東 沖	0.032		0.033		0.036		0.030		0.036			
	銚 島 沖 合	0.025		0.036		0.036		0.023		0.036			
備讃瀬戸（イ）	久須美鼻東	0.024	0.024	0.024	0.027	0.028	0.030	0.026	0.024	0.029	0.029	○	0.03以下
	大 槌 島 北	0.024		0.029		0.031		0.021		0.028			
備讃瀬戸（ロ）	網代諸島沖	0.022	0.027	0.023	0.029	0.029	0.029	0.024	0.023	0.027	0.030	○	0.03以下
	神島御崎沖	0.032		0.034		0.032		0.022		0.031			
	青 佐 鼻 沖	0.032		0.035		0.034		0.026		0.035			
	北木島布越崎北	0.022		0.023		0.021		0.020		0.026			
牛窓地先海域	錦 海 湾	0.032	0.031	0.028	0.027	0.029	0.028	0.026	0.025	0.028	0.028	○	0.03以下
	前 島 南 西	0.032		0.029		0.030		0.026		0.030			
	前 島 東 南	0.029		0.024		0.026		0.022		0.025			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.030	0.030	0.027	0.028	0.028	0.027	0.023	0.024	0.027	0.027	○	0.03以下
	大多府島東南沖	0.030		0.029		0.026		0.024		0.027			
	鹿久居島東沖	0.030		0.027		0.027		0.024		0.027			

備考) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。

「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(6) 地下水質の測定項目別検出状況

概況調査の測定結果

(単位:mg/ℓ)

番 号	調 査 地 点	用 途	調 査 機 関	要 監 視 項 目																												
				カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛	六 価 クロ ム	ひ 素	総 水 銀	ア ル キ ル 水 銀	ボ リ 塩 化 ビ フ エ ニ ル	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	1 ・ 2 -ジ ク ロ ロ エ タ ン	1 ・ 1 -ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	シ ー 1 ・ 2 -ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 ・ 1 ・ 1 -トリ ク ロ ロ エ タ ン	1 ・ 1 ・ 2 -トリ ク ロ ロ エ タ ン	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 ・ 3 -ジ ク ロ ロ ブ ロ ベ ン	チ ウ ラ ム	シ マ ジ ン	チ オ ベ ン カ ル ブ	ベ ン ゼ ン	セ レ ン	硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	ふ っ 素	ほ う 素	要 監 視 項 目		
1	玉野市木目	生活用水	県	0.01	nd	0.01	0.05	0.01	0.0005	nd	nd	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	1	0.006	0.03	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1			
2	玉野市田井	生活用水	県	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	0.002	3.4	0.48	0.18			
3	瀬戸内市忌久町	虫明生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd										
4	建部町川口	生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
5	備前市吉永町	福満生活用水	県	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	1.2	0.14	0.03			
6	備前市三石	生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
7	赤磐市上仁保	生活用水	県	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	6.0	nd	0.03			
8	赤磐市仁堀	生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
9	総社市西郡	その他の生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
10	総社市山田	生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
11	笠岡市西大戸	一般飲用	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
12	井原市笹賀町	一般飲用	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
13	井原市芳井町	吉井一般飲用	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
14	浅口市鶴が丁	六穀院一般飲用	県	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	7.8	nd	nd			nd
15	里庄町浜中	生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
16	高梁市備中町	長屋生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
17	高梁市川上町	七地一般飲用	県	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	3.5	nd	nd			nd
18	高梁市中井町	津々一般飲用	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
19	高梁市有瀬町	上有瀬一般飲用	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
20	新見市西の方	その他の生活用水	県	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	0.98	nd	nd			nd
21	新見市高尾	生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	0.0006	nd	nd	nd	nd											
22	新見市大佐永	富一般飲用	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
23	新見市神郷下	神代生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
24	新見市哲多町	矢戸生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
25	津山市草加	部生活用水	県	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	0.66	nd	nd			nd
26	津山市市宮	加場生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
27	津山市市尾	生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
28	鏡野町井坂	その他の生活用水	県	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	1.1	nd	nd			nd
29	鏡野町上齋	原一般飲用	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
30	久米南町全間	生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
31	美咲町宮山	生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
32	真庭市阿代	生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
33	真庭市若尾	一般飲用	県	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	1.4	nd	nd			nd
34	真庭市見尾	一般飲用	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
35	真庭市田原山	上一般飲用	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
36	真庭市針貫小川	一般飲用	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
37	美作市余野	一般飲用	県	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	3.6	nd	nd			nd
38	美作市鷺巣	生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
39	美作市海田	その他の生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
40	岡山市土居	生活用水	県									nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd											
41	岡山市金岡東町	その他の生活用水	国交省	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd				
42	岡山市金岡東町	その他の生活用水	国交省	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd				

(単位：mg/ℓ)

番 号	調 査 地 点	用 途	調 査 機 関	要 監 視 項 目																											
				カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛	六 価 ク ロ ム	ひ 素	総 水 銀	ア ル キ ル 水 銀	ボ リ 塩 化 ビ フ エ ニ ル	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	1 ・ 2 ― ジ ク ロ ロ エ タ ン	1 ・ 1 ― ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	シ ス ― 1 ・ 2 ― ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 ・ 1 ・ 1 ― トリ ク ロ ロ エ タ ン	1 ・ 1 ・ 2 ― トリ ク ロ ロ エ タ ン	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 ・ 3 ― ジ ク ロ ロ プロ ペン	チ ウ ラ ム	シ マ ジン	チ オ ベン カル ブ	ベ ン ゼ ン	セ レ ン	硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	ふ っ 素	ほ う 素		
43	岡山市	藤原西町	その他	国交省	0.01	nd	0.01	0.05	0.01	0.0005	nd	nd	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	1	0.006	0.03	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	
44	倉敷市	安部江	その他	国交省	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	0.22	nd	
45	岡山市	草ヶ部	生活用水	岡山市	nd	nd	0.006	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	0.0054	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	0.94	0.11	nd	
46	岡山市	橋原	生活用水	岡山市	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	0.19	nd	
47	岡山市	御津新庄	生活用水	岡山市	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	6.8	0.18	0.05	
48	岡山市	御津下田	生活用水	岡山市	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	0.82	0.87	nd	
49	岡山市	瀬崎町片岡	生活用水	岡山市	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	0.84	0.33	nd	
50	岡山市	瀬崎町奥迫川	生活用水	岡山市	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	1.9	0.14	nd	
51	倉敷市	白楽町	生活用水	倉敷市	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	0.89	0.18	nd	
52	倉敷市	中庄	生活用水	倉敷市	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	0.30	0.08	nd
53	倉敷市	連島町鶴新田	生活用水	倉敷市	nd	nd	nd	nd	0.010	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	20	0.10	1.5	0.71
54	倉敷市	児島上の町	生活用水	倉敷市	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	2.3	0.30	0.11	nd
55	倉敷市	玉島柏島	生活用水	倉敷市	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	12	0.10	0.10	nd
56	倉敷市	真備町箭田	生活用水	倉敷市	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	1.0	0.20	0.10	nd

定期モニタリング調査の測定結果

(単位：mg/ℓ)

番号	調査地点	用途	調査機関	カドミウム	全鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	ポリ塩化ビフェニル	ジクロロメタン	四塩化炭素	1，1－ジクロロエタン	1，1－ジクロロエチレン	シス－1，2－ジクロロエチレン	1，1，1－トリクロロエタン	1，1，2－トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1，3－ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	備考
1	高梁市	成羽町成羽	生活用水	県																								
2	笠岡市	吉浜	一般飲用	県																								
3	井原市	芳井町川相	生活用水	県																								
4	赤磐市	大屋	生活用水	県																								
5	岡山市	瀬戸町万富	生活用水	県																								
6	岡山市	藤原西町	その他	国交省																								
7	岡山市	野田	工業用水	岡山市																								
8	岡山市	日近	生活用水	岡山市																								
9	岡山市	西隆寺	生活用水	岡山市																								
10	岡山市	箕島	生活用水	岡山市																								
11	倉敷市	児島唐琴	生活用水	倉敷市																								
12	倉敷市	沖	生活用水	倉敷市																								
13	倉敷市	中帯江	生活用水	倉敷市																								
14	倉敷市	中島	生活用水	倉敷市																								

注) 項目の下欄は地下水環境基準値。 は、環境基準値を超過している検体。 ndは、不検出であることを示す。

(7) 調査農薬別の検出状況

(単位: mg/ℓ)

農薬の 種 類	調査農薬名	ゴルフ場排水 (20地点)			公共用水域 (6地点)		
		暫定指導 指針値	検出地点数	検出範囲	環境基準値 又は要監視 項目指針値	検出地点数	検出範囲
殺菌剤	イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	0.4	4	不検出～0.0002	0.04	5	不検出～0.0002
	イ プ ロ ジ オ ン	3	0	不検出	—	0	不検出
	エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04	0	不検出	—	0	不検出
	オ キ シ ン 銅 (有 機 銅)	0.4	0	不検出	0.04	0	不検出
	キ ャ プ タ ン	3	0	不検出	—	0	不検出
	ク ロ ロ タ ロ ニ ル (T P N)	0.4	0	不検出	0.05	0	不検出
	ク ロ ロ ネ ブ	0.5	0	不検出	—	0	不検出
	チ ウ ラ ム (チ ラ ム)	0.06	0	不検出	0.006	0	不検出
	ト ル ク ロ ホ ス メ チ ル	0.8	0	不検出	—	0	不検出
	フ ル ト ラ ニ ル	2	8	不検出～0.0017	—	0	不検出
	ペ ン シ ク ロ ン	0.4	4	不検出～0.0024	—	0	不検出
	メ タ ラ キ シ ル	0.5	1	不検出～0.0001	—	1	不検出～0.0001
	メ プ ロ ニ ル	1	0	不検出	—	0	不検出
	プ ロ ピ コ ナ ゴ ー ル	0.5	0	不検出	—	0	不検出
	ホ セ チ ル	23	0	不検出	—	0	不検出
殺虫剤	ア セ フ ェ ー ト	0.8	0	不検出	—	0	不検出
	イ ソ キ サ チ オ ン	0.08	0	不検出	0.008	0	不検出
	イ ソ フ ェ ン ホ ス	0.01	0	不検出	—	0	不検出
	エ ト フ ェ ン プ ロ ッ ク ス	0.8	0	不検出	—	0	不検出
	ク ロ ル ビ リ ホ ス	0.04	0	不検出	—	0	不検出
	ダ イ ア ジ ノ ン	0.05	0	不検出	0.005	1	不検出～0.0003
	ト リ ク ロ ル ホ ン (D E P)	0.3	0	不検出	—	0	不検出
	ピ リ ダ フ ェ ン チ オ ン	0.02	0	不検出	—	0	不検出
	フ ェ ニ ト ロ チ オ ン (M E P)	0.03	0	不検出	0.003	0	不検出
	チ オ ジ カ ル ブ	0.8	0	不検出	—	0	不検出
除草剤	ア シ ユ ラ ム	2	4	不検出～0.0016	—	0	不検出
	ジ チ オ ビ ル	0.08	0	不検出	—	0	不検出
	シ デ ユ ロ ン	3	3	不検出～0.0003	—	0	不検出
	シ マ ジ ン (C A T)	0.03	0	不検出	0.003	0	不検出
	テルブカルブ (M B P M C)	0.2	3	不検出～0.0015	—	0	不検出
	ト リ ク ロ ピ ル	0.06	0	不検出	—	0	不検出
	ナ プ ロ パ ミ ド	0.3	0	不検出	—	0	不検出
	ピ リ ブ チ カ ル ブ	0.2	0	不検出	—	0	不検出
	ブ タ ミ ホ ス	0.04	0	不検出	—	0	不検出
	プ ロ ピ ザ ミ ド	0.08	1	不検出～0.0001	0.008	0	不検出
	ペ ン ス リ ド (S A P)	1	0	不検出	—	0	不検出
	ペ ン デ ィ メ タ リ ン	0.5	0	不検出	—	0	不検出
	ペンフルラリン (ベスロジン)	0.8	0	不検出	—	0	不検出
	メ コ プ ロ ッ プ (M C P P)	0.05	1	不検出～0.0002	—	0	不検出
	メ チ ル ダ イ ム ロ ン	0.3	0	不検出	—	0	不検出

※「不検出」とは、検出下限値未満を示す。

（8）海水浴場の水質検査結果（開設前）

（平成18年度）

No	海水浴場名	所在地	調査機関	調査月日	水質判定	判定項目				（参考） O-157	海水浴場 開設期間
						ふん便性 大腸菌群数 (個/100mℓ)	油膜	化学的酸素 要求量COD (mg/ℓ)	透明度		
①	外輪	備前市日生町日	備前市	5/22、5/26	可 (水質B)	不検出	なし	3.0	1m以上	不検出	7/ 1～8/31
②	みやのした	備前市日	備前市	5/22、5/26	可 (水質B)	不検出	なし	2.9	1m以上	不検出	7/ 1～8/31
③	うし牛窓	瀬戸内市市	瀬戸内市	5/15、5/22	可 (水質B)	不検出	なし	2.3	1m以上	不検出	7/ 8～8/27
④	にし西脇	瀬戸内市市	瀬戸内市	5/15、5/22	可 (水質B)	不検出	なし	2.6	1m以上	不検出	7/ 8～8/27
⑤	ほう宝伝	岡山市宝伝	岡山市	5/ 8、5/15	適 (水質A A)	不検出	なし	1.5	1m以上	不検出	7/13～8/14
⑥	いぬ犬島	岡山市犬島	岡山市	5/ 8、5/15	適 (水質A A)	不検出	なし	1.9	1m以上	不検出	7/13～8/14
⑦	で出崎	玉野市沼	岡山県	5/23、5/29	可 (水質B)	不検出	なし	2.1	1m以上	不検出	7/13～8/20
⑧	しぶ渋川	玉野市渋川	玉野市	5/16、6/ 2	適 (水質A A)	不検出	なし	2.0	1m以上	不検出	6/25～8/27
⑨	む六口島	倉敷市下津井	倉敷市	5/ 8、5/15	適 (水質A A)	不検出	なし	1.9	1m以上	不検出	7/ 1～8/31
⑩	おお大浜	倉敷市大島	倉敷市	5/ 8、5/15	適 (水質A)	5	なし	1.8	1m以上	不検出	7/ 1～8/31
⑪	さみひがしはま 沙美東浜	倉敷市玉島黒崎	倉敷市	5/ 8、5/15	適 (水質A A)	不検出	なし	1.8	1m以上	不検出	7/ 1～8/31
⑫	さみにしはま 沙美西浜	倉敷市玉島黒崎	倉敷市	5/ 8、5/15	適 (水質A A)	不検出	なし	2.0	1m以上	不検出	7/ 1～8/31
⑬	しらいし 白石島	笠岡市白石島	笠岡市	5/12、5/24	可 (水質B)	不検出	なし	2.4	1m以上	不検出	7/ 2～8/31
⑭	きたぎしましもうら 北木島下浦	笠岡市北木島	笠岡市	5/12、5/24	可 (水質B)	不検出	なし	2.4	1m以上	不検出	7/ 9～8/31
⑮	まなべ 真鍋島	笠岡市真鍋島	笠岡市	5/12、5/24	可 (水質B)	不検出	なし	2.3	1m以上	不検出	7/ 2～8/31

水浴場水質 判定基準 (環境省)	適 (水質A A)	不検出	認められない	2.0以下	1m以上
	適 (水質A)	100個以下	認められない	2.0以下	1m以上
	可 (水質B)	400個以下	常時は認められない	5.0以下	1m～50cm
	可 (水質C)	1000個以下	常時は認められない	8.0以下	1m～50cm
	不適	1000個超過	常時認められる	8.0超過	50cm未満

（9） 海水浴場位置図



①	外 (頭輪島)	⑨	六口島
②	宮の (大多府島)	⑩	大浜
③	牛窓	⑪	沙美東浜
④	西脇	⑫	沙美西浜
⑤	宝伝	⑬	白石島
⑥	犬島	⑭	北木島下浦
⑦	出崎	⑮	真鍋島
⑧	渋川		

（10）水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

区 分 \ 年 度	平成14年	15	16	17	18
日平均排水量50m ³ 以上	844 (520)	843 (496)	822 (495)	830 (455)	812 (426)
日平均排水量50m ³ 未満	5,240 (3,309)	5,080 (3,319)	5,074 (3,275)	5,073 (3,097)	5,064 (3,038)
合 計	6,084 (3,829)	5,923 (3,815)	5,896 (3,770)	5,903 (3,552)	5,876 (3,564)

注）（ ）内は、岡山県所管分で内数

（11）瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可申請等の件数

区 分 \ 年 度	平成14年	15	16	17	18
法 第 5 条 （ 設 置 ）	14	16	18	23	21
法 第 8 条 （ 変 更 ）	18	23	26	18	17
届 出	49	63	58	72	52
合 計	81	102	102	113	90

注）倉敷市内の事業場は平成14年度から、市の所管となった。

（12）岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく特定事業場数

区 分 \ 年 度	平成14	15	16	17	18
規制基準の適用されるもの※	35 (14)	34 (12)	34 (9)	34 (8)	26 (5)
規制基準の適用されないもの	280 (131)	280 (132)	269 (127)	255 (114)	265 (112)
合 計	315 (145)	314 (144)	303 (136)	289 (122)	291 (117)

注）（ ）内は、岡山県所管分で内数

※）日最大排水量が50m³以上（児島湖流域については日平均排水量が20m³以上を含む。）の特定事業場

（13） 自然海浜保全地区指定状況

名 称	所 在 地	利用区分	整備事業	指定年月日
西脇自然海浜保全地区	瀬戸内市牛窓町鹿忍	海水浴・つり	公衆便所の設置 (昭和58年度)	昭和57.3.26
宝伝 〃	岡山市宝伝	〃	養浜事業（昭和57 年度）	〃
銚島 〃	玉野市番田	潮干狩り		〃
北木島楠 〃	笠岡市北木島町	海水浴・キャン プ・つり	公衆便所の設置 (昭和57年度)	〃
北木島西の浦 〃	〃	〃		〃
沙美東 〃	倉敷市玉島黒崎	海水浴・つり		昭和58.3.22
前泊海岸 〃	瀬戸内市邑久町福谷	つり・潮干狩り		〃
唐琴の浦 〃	倉敷市児島唐琴	海水浴・つり		昭和59.3.27
計 8 地 区	5 市	—	—	—

4 有害化学物質関係

(1) 平成18年度ダイオキシン類環境調査結果

① 大気

(単位: pg-TEQ/m³)

No.	調 査 地 点		春 期	夏 期	秋 期	冬 期	平 均 値	調査主体
	名 称	所 在 地						
1	玉野市立日比市民センター	玉野市日比	0.036	0.031	0.035	0.037	0.035	岡 山 県
2	岡山市瀬戸支所	岡山市瀬戸町	0.027	0.028	0.025	0.078	0.040	
3	総社大気測定局	総社市中央	0.027	0.015	0.027	0.066	0.034	
4	茂平大気測定局	笠岡市茂平	0.037	0.031	0.020	0.17	0.065	
5	備中県民局高梁支局	高梁市落合町	0.052	0.019	0.015	0.025	0.028	
6	新見大気測定局	新見市金谷	0.037	0.011	0.042	0.042	0.033	
7	真庭市役所久世支局	真庭市久世	0.019	0.015	0.014	0.029	0.019	
8	美作県民局	津山市山下	0.030	0.042	0.051	0.043	0.042	
9	県吉野寮	美作市三倉田	0.019	0.019	0.018	0.028	0.021	
10	南輝大気測定局	岡山市南輝	0.037	0.039	0.13	0.084	0.073	岡 山 市
11	吉備大気測定局	岡山市東花尻	0.039	0.017	0.026	0.050	0.033	
12	松江大気測定局	倉敷市松江	0.036	0.059	0.066	0.077	0.060	倉 敷 市
13	豊洲大気測定局	倉敷市西田	0.058	0.019	0.066	0.063	0.052	
14	倉敷美和大気測定局	倉敷市美和	0.039	0.032	0.032	0.033	0.034	環 境 省

備考 1 環境基準は、0.6pg-TEQ/m³以下(年間平均値)である。

2 試料は、いずれも1週間連続採取によるもので、調査時期は次表のとおりである。

No.	調 査 地 点	春 期	夏 期	秋 期	冬 期
1	玉野市立日比市民センター	H18. 5.16～23	H18. 8.21～28	H18.11.13～20	H19. 2.13～20
2	岡山市瀬戸支所	H18. 5.16～23	H18. 8.18～25	H18.11.13～20	H19. 2. 5～12
3	総社大気測定局	H18. 5.16～23	H18. 8.18～25	H18.11.10～17	H19. 2. 2～ 9
4	茂平大気測定局	H18. 5.16～23	H18. 8.18～25	H18.11.10～17	H19. 2. 2～ 9
5	備中県民局高梁支局	H18. 5.16～23	H18. 8.18～25	H18.11.10～17	H19. 2. 2～ 9
6	新見大気測定局	H18. 5.15～22	H18. 8.17～24	H18.11. 9～16	H19. 2. 1～ 8
7	真庭市役所久世支局	H18. 5.15～22	H18. 8.17～24	H18.11. 9～16	H19. 2. 1～ 8
8	美作県民局	H18. 5.15～22	H18. 8.17～24	H18.11. 9～16	H19. 2. 8～15
9	県吉野寮	H18. 5.15～22	H18. 8.17～24	H18.11. 9～16	H19. 2. 1～ 8
10	南輝大気測定局	H18. 5.11～18	H18. 8.10～17	H18.11.20～27	H19. 2. 5～12
11	吉備大気測定局	H18. 5.11～18	H18. 8.10～17	H18.11.20～27	H19. 2. 5～12
12	松江大気測定局	H18. 5.22～29	H18. 8.22～29	H18.11.15～22	H19. 2.16～23
13	豊洲大気測定局	H18. 5.22～29	H18. 8.22～29	H18.11.15～22	H19. 2.16～23
14	倉敷美和大気測定局	H18. 5.19～26	H18. 7.24～31	H18.10.23～30	H19. 1.29～ 2. 5

② 公共用水域

単位〔水質：pg-TEQ/ℓ〕
〔底質：pg-TEQ/g〕

No.	調 査 地 点			水 質		底 質		調査主体
	水 域 名		地 点 名	試料採取日	結 果	試料採取日	結 果	
1	高 梁 川 水 域	高梁川上流	一中橋	H18. 9. 5	0.072	—		岡 山 県
2		高梁川中流	中井橋	H18. 9.12	0.074	H18. 9.12	0.21	岡 山 県
3		高梁川下流	霞橋	H19. 1.12	0.088	H19. 1.12	0.30	国土交通省
4		西川	布原橋	H18. 9. 5	0.11	—		岡 山 県
5		小坂部川	巖橋	H18. 9. 5	0.087	—		岡 山 県
6		有漢川	幡見橋	H18. 9.12	0.073	—		岡 山 県
7		成羽川	神崎橋	H18. 9.12	0.26	H18. 9.12	0.28	岡 山 県
8		小田川上流	猪原橋	H18. 9.19	0.070	—		岡 山 県
9		美山川	栄橋	H18. 9.19	0.078	—		岡 山 県
10			里見川	鴨方川合流点	H18. 9.19	0.11	H18. 9.19	0.20
11	旭 川 水 域	旭川上流	湯原ダム	H18. 9.26	0.061	H18. 9.26	4.3	岡 山 県
12		旭川中流	落合橋	H18. 9.26	0.064	H18. 9.26	0.40	岡 山 県
13			乙井手堰	H19. 1.12	0.072	H19. 1.12	0.34	国土交通省
14		新庄川	大久奈橋	H18. 9.26	0.062	—		岡 山 県
15		砂川	新橋	H18.12. 1	0.12	H18.12. 1	0.24	岡 山 市
16	吉 井 川 水 域	吉井川上流	嵯峨堰	H18.10. 3	0.071	—		岡 山 県
17		吉井川中・下流	周匝大橋	H18.10. 3	0.11	H18.10. 3	0.63	岡 山 県
18			熊山橋	H19. 1.12	0.077	H19. 1.12	0.29	国土交通省
19		加茂川	加茂川橋	H18.10.10	0.072	—		岡 山 県
20		梶並川	滝村堰	H18.10.10	0.11	—		岡 山 県
21		滝川	三星橋	H18.10.10	0.12	H18.10.10	0.29	岡 山 県
22		吉野川	鷺湯橋	H18.10.11	0.075	—		岡 山 県
23	笹ヶ瀬川水	足守川上流	高塚橋	H18.12. 1	0.053	H18.12. 1	0.12	岡 山 市
24		足守川下流	入江橋	H18.12. 1	0.12	H18.12. 1	0.16	岡 山 市
25		笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	H18.11.17	0.13	H18.11.17	11	岡 山 市
26	倉 敷 川 水 域	倉敷川	入船橋	H18.12.18	0.077	H18.12.13	0.59	倉 敷 市
27			新田橋	H18.12.18	0.17	H18.12.13	11	倉 敷 市
28			下灘橋	H18.12.18	0.14	H18.12.13	45	倉 敷 市
29			粒栄橋	H18.12.18	0.25	H18.12.13	30	倉 敷 市
30			盛綱橋	H18.12.18	0.27	H18.12.13	3.5	倉 敷 市
31			稔橋	H18.11.17	0.30	H18.11.17	0.69	岡 山 市
32			倉敷川橋	H18.11.17	0.66	H18.11.17	16	岡 山 市
33			倉敷川及び妹尾川合流点	H18.11.24	0.31	H18.11.24	13	岡 山 市
34		吉岡川	粒江橋	H18.12.18	0.15	H18.12.13	5.2	倉 敷 市
35		六間川	桜橋	H18.12.18	0.27	H18.12.13	20	倉 敷 市
36		郷内川	新藤戸橋	H18.12.18	0.10	H18.12.13	1.2	倉 敷 市
37		妹尾川	妹尾川国道30号線下	H18.11.17	0.30	H18.11.17	13	岡 山 市
38		高屋川	滝山堰	H18. 9.19	0.11	H18. 9.19	0.20	岡 山 県
39	伊里川	浜の川橋	H18.10. 3	0.14	H18.10. 3	0.27	岡 山 県	
40	湖 沼	児島湖	湖心	H18.11.24	0.42	H18.11.24	0.72	岡 山 市
41			樋門	H18.11.24	0.57	H18.11.24	19	岡 山 市

No.	調 査 地 点		水 質		底 質		調査主体
	水 域 名	地 点 名	試料採取日	結 果	試料採取日	結 果	
42	玉島港区	玉島港奥部	H18.12.20	0.050	H18.12.20	14	倉 敷 市
43	水島港区	水島港口部	H18.12.20	0.052	H18.12.20	9.7	倉 敷 市
44	水島地先海域（甲）	玉島港沖合	H18.12.20	0.047	H18.12.20	5.2	倉 敷 市
45		上水島北	H18.12.20	0.045	H18.12.20	0.40	倉 敷 市
46		濃地諸島東	H18.12.20	0.045	H18.12.20	0.10	倉 敷 市
47	水島地先海域（乙）	網代諸島沖	H18.12.20	0.055	H18.12.20	0.42	倉 敷 市
48	児島湾（甲）	同和鉱業沖	H18.11.24	0.35	H18.11.24	9.4	岡 山 市
49	児島湾（乙）	横樋沖	H18.11.24	0.068	H18.11.24	7.6	岡 山 市
50		向小串沖	H18.11.24	0.055	H18.11.24	6.9	岡 山 市
51	児島湾（丙）	波張崎南	H18.10.17	0.059	H18.10.17	1.4	岡 山 県
52		出崎東沖	H18.10.17	0.062	H18.10.17	1.1	岡 山 県
53	備讃瀬戸	神島御崎沖	H18.10.24	0.087	H18.10.24	5.7	岡 山 県
54		青佐鼻沖	H18.10.24	0.075	H18.10.24	8.8	岡 山 県
55		北木島布越崎北	H18.10.24	0.060	H18.10.24	3.6	岡 山 県
56		久須美鼻東	H18.12.20	0.050	H18.12.20	0.63	倉 敷 市
57		大槌島北	H18.10.17	0.054	H18.10.17	0.21	岡 山 県
58	牛窓地先海域	錦海湾	H18.10.31	0.078	H18.10.31	7.7	岡 山 県
59		前島南西	H18.10.31	0.078	H18.10.31	7.8	岡 山 県
60	播磨灘北西部	長島西南沖	H18.10.31	0.069	H18.10.31	5.3	岡 山 県
61		大多府島東南沖	H18.10.31	0.062	H18.10.31	6.5	岡 山 県
62		鹿久居島東沖	H18.10.31	0.062	H18.10.31	4.3	岡 山 県

備考 1 水質の環境基準は、1 pg-TEQ/ℓ 以下（年間平均値）である。
2 底質の環境基準は、150pg-TEQ/g 以下である。

③ 地下水質

(単位：pg-TEQ/ℓ)

No.	調 査 地 点	試料採取日	結 果	調査主体
1	玉野市木目	H18. 9. 8	0.065	岡 山 県
2	玉野市田井	H18. 9.19	0.28	
3	瀬戸内市邑久町虫明	H18. 9. 8	0.065	
4	岡山市建部町川口	H18. 9.22	0.069	
5	備前市吉永町	H18. 9.21	0.069	
6	備前市三石	H18. 9.21	0.069	
7	赤磐市上仁保	H18. 9.21	0.068	
8	赤磐市仁堀東	H18. 9.21	0.065	
9	総社市西都	H18. 9. 8	0.065	
10	総社市山田	H18. 9. 8	0.066	
11	笠岡市西大戸	H18. 9. 6	0.084	
12	井原市笹賀町	H18. 9. 6	0.065	
13	井原市芳井町吉井	H18. 9. 6	0.066	
14	浅口市鴨方町六条院西	H18. 9. 6	0.067	
15	里庄町浜中	H18. 9. 6	0.067	
16	高梁市備中町長屋	H18. 9. 7	0.067	
17	高梁市川上町七地	H18. 9. 7	0.065	
18	高梁市中井町津々	H18. 9. 7	0.066	
19	高梁市有漢町上有漢	H18. 9.22	0.068	
20	新見市西方	H18. 9.12	0.071	
21	新見市高尾	H18. 9.12	0.066	
22	新見市大佐永富	H18. 9.12	0.069	
23	新見市神郷下神代	H18. 9.12	0.066	
24	新見市哲多町矢戸	H18. 9.12	0.065	
25	津山市草加部	H18. 9.15	0.068	
26	津山市市場	H18. 9.15	0.070	
27	津山市宮尾	H18. 9.15	0.24	
28	鏡野町井坂	H18. 9.14	0.069	
29	鏡野町上齊原	H18. 9.14	0.065	
30	久米南町全間	H18. 9.14	0.066	
31	美咲町宮山	H18. 9.15	0.067	
32	真庭市阿口	H18. 9.13	0.067	
33	真庭市若代	H18. 9.13	0.066	
34	真庭市見尾	H18. 9.13	0.065	
35	真庭市田原山上	H18. 9.13	0.067	
36	真庭市釘貫小川	H18. 9.13	0.066	
37	美作市余野	H18. 9.20	0.073	
38	美作市鷺巣	H18. 9.20	0.072	
39	美作市海田	H18. 9.20	0.073	
40	美作市土居	H18. 9.20	0.069	
41	岡山市草ヶ部	H18.10.30	0.034	岡 山 市
42	岡山市檜原	H18.10.30	0.019	
43	岡山市御津新庄	H18.10.30	0.020	
44	岡山市御津下田	H18.10.30	0.026	
45	岡山市灘崎町片岡	H18.10.30	0.025	
46	岡山市灘崎町奥迫川	H18.10.30	0.018	
47	倉敷市中庄	H18.12. 8	0.044	倉 敷 市
48	倉敷市児島上の町	H18.12. 8	0.043	

備考) 環境基準は、1 pg-TEQ/ℓ 以下 (年平均値) である。

④ 土壌

(単位: pg-TEQ/g)

No.	調 査 地 点		試料採取日	結 果	調査主体
	名 称	所 在 地			
1	玉野市立荘内中学校	玉野市木目1373	H18.10. 5	0.10	岡 山 県
2	玉野市立後閑小学校	玉野市後閑1421	H18.10. 5	0.24	
3	呂久町漁業協同組合西広場	瀬戸内市呂久町虫明2	H18.10. 5	2.5	
4	建部町総合スポーツセンター	岡山市建部町川口48	H18.10. 5	0.022	
5	備前市立吉永小学校	備前市吉永町吉永中61	H18.10.25	0.028	
6	三石運動公園	備前市三石31-1	H18.10.25	0.063	
7	赤磐市西山グラウンド	赤磐市西中215	H18.10.25	0.15	
8	石農村広場	赤磐市石390-18	H18.10.25	0.00099	
9	総社市立総社北小学校	総社市泉2-2	H18.11. 1	0.18	
10	西公民館山田分館駐車場	総社市山田205-1	H18.11. 1	0.30	
11	大井南仮設グラウンド	笠岡市大井南	H18.11. 8	0.044	
12	井原市立出部小学校	井原市上出部町235	H18.11. 8	0.058	
13	井原市立芳井小学校	井原市芳井町芳井4114-1	H18.11. 8	0.039	
14	天草公園内児童公園	浅口市鴨方町鴨方2244-3	H18.11. 8	0.087	
15	里庄町立里庄東小学校	里庄町里見6610	H18.11. 8	0.021	
16	高梁市立富家小学校	高梁市備中町長屋27-1	H18.11. 6	0.042	
17	川上公民館七地分館	高梁市川上町七地2113	H18.11. 6	0.14	
18	元高梁市立中井中学校跡地	高梁市中井町西方4848	H18.11. 6	0.10	
19	高梁市立有漢東小学校	高梁市有漢町上有漢8263	H18.11. 6	0.031	
20	新見市立上市公園	新見市上市440	H18.10.24	0.036	
21	新見保育所	新見市西方417-3	H18.10.24	0.018	
22	大佐グラウンド	新見市大佐小南473	H18.10.24	0.061	
23	新見市立神代小学校	新見市神郷下神代3571-1	H18.10.24	0.033	
24	新見市立萬歳小学校	新見市哲多町矢戸656	H18.10.24	0.00049	
25	高野川東公園	津山市河面1325-1	H18.10.11	0.031	
26	日本原工業団地公園	津山市新野東	H18.10.11	0.61	
27	赤岩公園	津山市くめ50-42	H18.10.16	0.033	
28	鏡野町立奥津中学校	鏡野町井坂231	H18.10.18	0.063	
29	国民宿舎いつき	鏡野町上齋原437-1	H18.10.16	1.2	
30	全間中央公民館	久米南町全間120-2	H18.10.16	0.61	
31	高比野神社	美咲町安井285	H18.10.16	0.14	
32	真庭市立阿口小学校	真庭市阿口2390	H18.10.18	0.024	
33	真庭市立富原小学校	真庭市若代1948	H18.10.18	0.032	
34	勝山美しい森	真庭市星山	H18.10.18	0.016	
35	真庭市立上田小学校	真庭市田原山上2138	H18.10.18	0.025	
36	真庭市立湯原小学校	真庭市久見70	H18.10.18	0.021	
37	美作市立勝田小学校	美作市真加部1366	H18.10.11	0.029	
38	圓福寺	美作市鷺巣787	H18.10.11	0.058	
39	美作市立豊田小学校	美作市北原491	H18.10.11	0.063	
40	旧作東町営野球場	美作市蓮花寺1320	H18.10.11	0.040	
41	遊園地	岡山市日近	H18.11.30	0.25	岡 山 市
42	遊園地	岡山市今保	H18.11.30	1.4	
43	遊園地	岡山市妹尾	H18.11.30	0.47	
44	公園	岡山市灘崎町植松	H18.11.17	0.39	
45	公園	岡山市津島西坂	H18.11.30	0.0046	
46	公園	岡山市今	H18.11.30	0.26	
47	公園	岡山市中井	H18.12. 1	0.47	
48	公園	岡山市原尾島	H18.12. 1	0.077	
49	遊園地	岡山市西大寺新	H18.12. 1	1.3	
50	遊園地	岡山市西大寺一宮	H18.12. 1	0.029	

No.	調 査 地 点		試料採取日	結 果	調査主体
	名 称	所 在 地			
51	中島小学校	倉敷市中島	H18.12.22	0.0019	倉 敷 市
52	葦高小学校	倉敷市笹沖	H18.12.22	0.12	
53	第四福田小学校	倉敷市北畝 3 丁目	H18.12.22	0.083	
54	連島神亀小学校	倉敷市神田 3 丁目	H18.12.22	0.17	
55	南浦小学校	倉敷市玉島黒崎	H18.12.22	0.15	
56	富田小学校	倉敷市玉島八島	H18.12.22	0.27	
57	緑が丘小学校	倉敷市児島	H18.12.22	0.41	
58	下津井西小学校	倉敷市下津井 1 丁目	H18.12.22	0.67	

備考) 環境基準は、1,000pg-TEQ/g以下である。

(2) 平成18年度有害大気汚染物質環境調査結果

(単位：μg/m³)

調査主体 調査地点 物質名	岡 山 県				岡 山 市		倉 敷 市				環 境 省		環境基準	指針値
	長 津 大気測定局	茂 平 大気測定局	美 作 県民局	玉野市立日比 市民センター	南 輝 大気測定局	吉 備 大気測定局	倉敷美和 大気測定局	松 江 大気測定局	春日 大気測定局	塩 生 大気測定局	乙島東 幼稚園	大 高 大気測定局		
アクリロニトリル	0.032	0.054	0.038	0.054	0.046	0.021	0.13	0.68	0.098	0.13	0.070	0.040		2以下
アセトアルデヒド	1.7	1.2	1.3	1.3	2.5	2.5	3.0	3.5	—	—	—	2.1		
塩化ビニルモノマー	0.045	0.044	0.020	0.054	0.041	0.025	0.058	0.54	0.17	0.13	0.036	0.057		10以下
クロロホルム	0.13	0.16	0.11	0.14	0.20	0.15	0.15	0.33	0.16	0.27	0.14	0.11		18以下
酸化エチレン	0.10	0.068	0.081	0.063	0.041	0.043	0.083	0.081	—	—	—	0.075		
1,2-ジクロロエタン	0.12	0.15	0.089	0.16	0.16	0.11	0.20	4.6	0.19	0.33	0.15	0.13		1.6以下
ジクロロメタン	0.86	0.86	2.4	0.68	1.9	1.3	1.1	1.1	1.0	0.97	1.1	1.0	150以下	
水銀及びその化合物	0.0022	0.0020	0.0016	0.0024	0.0019	0.0022	0.0023	0.0027	—	0.0024	—	0.0025		0.04以下
テトラクロロエチレン	0.091	0.012	0.072	0.10	0.11	0.11	0.14	0.59	0.13	0.18	0.22	0.14	200以下	
トリクロロエチレン	0.16	0.16	0.39	0.11	0.16	0.14	0.31	2.5	0.39	0.26	0.30	0.37	200以下	
ニッケル化合物	0.0041	0.0045	0.0022	0.0074	0.0030	0.0029	0.0034	0.021	—	0.0048	—	0.0064		0.025以下
ひ素及びその化合物	0.0026	0.0044	0.0016	0.016	0.0018	0.0016	0.0024	0.0037	—	—	—	0.0036		
1,3-ブタジエン	0.25	0.11	0.17	0.095	0.24	0.18	0.36	0.29	0.44	0.15	0.19	0.54		2.5以下
ベリリウム及びその化合物	0.000029	0.000035	0.000018	0.000036	0.000014	0.000015	0.000018	0.000034	—	—	—	0.000059		
ベンゼン	1.9	2.4	1.5	1.6	2.2	2.0	2.2	4.5	2.6	2.9	1.7	2.9	3以下	
ベンゾ（a）ピレン	0.00040	0.00057	0.00020	0.00027	0.00039	0.00040	0.00055	0.0018	—	—	—	0.00092		
ホルムアルデヒド	3.2	2.2	2.2	2.7	3.9	4.8	3.3	3.9	—	—	—	3.2		
マンガン及びその化合物	0.053	0.061	0.017	0.081	0.030	0.029	0.072	0.21	—	—	—	0.15		
クロム及びその化合物	0.0021	0.0028	0.00095	0.0033	0.0048	0.0037	0.0056	0.015	—	—	—	0.0079		

備考）毎月1回、連続24時間のサンプリングを行い、年12回の測定値から年間平均値を算出した。

（３）平成18年度環境ホルモン等実態調査結果

① 調査の目的

人や野生生物の内分泌作用を攪乱する化学物質（いわゆる環境ホルモン）及びその疑いのある物質について、その環境中の存在状況を把握していくことは、今後の調査研究や対策の検討を進めていく上で重要である。

このため、県では、平成11年度から公共用水域（水質及び底質）において調査を実施しているが、平成18年度の調査結果は、次のとおりであった。

② 調査概要

- ア 調査物質 別表1に示す24物質（群）
 イ 調査地点 別図に示す22地点（河川18地点、湖沼1地点、海域3地点）
 ウ 調査媒体 水質（22地点）、底質（10地点）
 エ 調査頻度 年1回（試料採取：平成18年10月2日～10月25日）
 オ 分析機関 岡山県環境保健センター

③ 調査結果の概要

調査を実施した24物質（群）のうち、次のとおり水質から13物質、底質から18物質が検出された。

物 質 名	水 質		底 質	
	検 出 地 点 数	濃 度 範 囲 ($\mu\text{g}/\ell$)	検 出 地 点 数	濃 度 範 囲 ($\mu\text{g}/\text{kg}$)
ポリ塩化ビフェニール類(PCB)	1	N.D.～0.0007	8	N.D.～24
ヘキサクロロベンゼン(HCB)	0	N.D.	6	N.D.～0.66
ヘキサクロロシクロヘキサン	11	N.D.～0.0036	7	N.D.～2.1
クロルデン	4	N.D.～0.0003	7	N.D.～3.0
ノナクロル	3	N.D.～0.0001	7	N.D.～2.2
D D T	0	N.D.	9	N.D.～0.44
D D E	3	N.D.～0.0001	9	N.D.～5.2
D D D	3	N.D.～0.0001	9	N.D.～2.4
C A T (シマジン)	2	N.D.～0.02	0	N.D.
トリブチルスズ	0	N.D.	6	N.D.～4.1
トリフェニルスズ	0	N.D.	2	N.D.～0.7
アルキルフェノール類	—	—	—	—
4-オクチルフェノール	0	N.D.	1	N.D.～29
ノニルフェノール	4	N.D.～0.16	4	N.D.～1400
ビスフェノールA	8	N.D.～0.29	2	N.D.～34
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	3	N.D.～0.3	7	N.D.～13,000
フタル酸ブチルベンジル	0	N.D.	1	N.D.～110
フタル酸ジ-n-ブチル	0	N.D.	6	N.D.～670
ベンゾ(a)ピレン	7	N.D.～0.0009	9	N.D.～80
ベンゾフェノン	10	N.D.～0.14	4	N.D.～3.6
17 β -エストラジオール	6	N.D.～0.001	10	N.D.～0.26

- 備考 1 「N.D.」とは、検出限界値未満のことである。
 2 地点別の調査結果は別表2、全国調査結果との比較は別表3のとおり。
 3 調査したが検出されなかった物質は次のとおり。
 NAC、マラチオン、フタル酸ジシクロヘキシル、ペルメトリン、エチニルエストラジオール

④ 評価等

化学物質による内分泌攪乱作用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、評価を行える状況にはないが、今回の調査結果は、環境省等が実施している全国調査結果の範囲内であった。

⑤ 今後の対応

県では、今後とも環境保健センターの超微量化学物質分析施設の活用等による調査体制の充実や対象物質や地点の見直しを行いつつ調査を継続することにより、データの蓄積を図るとともに、新たな知見の収集に努め、対応を検討していくこととしている。

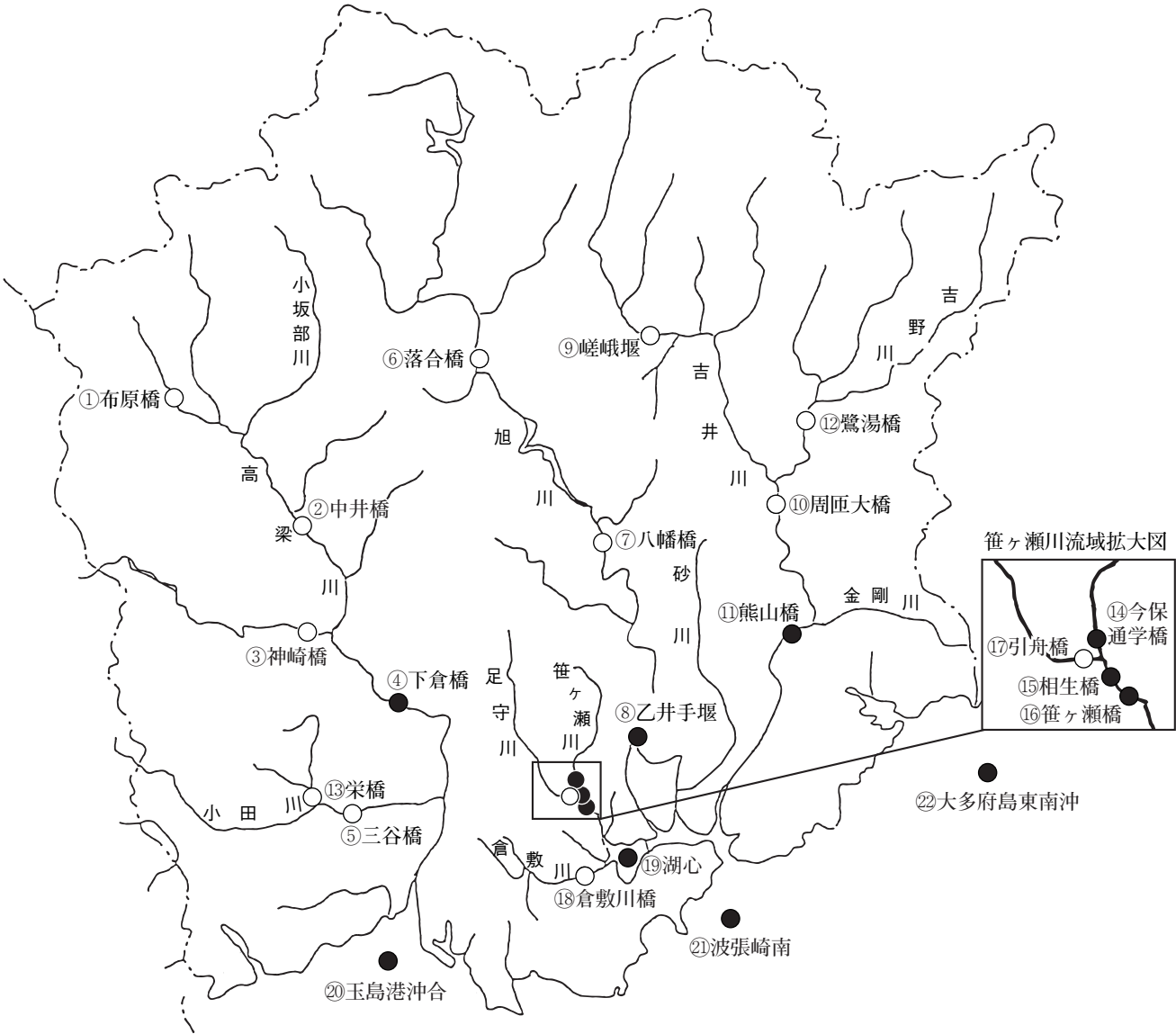
(参考)

- ・ 分析方法：「外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル（水質、底質、水生生物）」（平成10年10月環境庁水質保全局水質規制課）
- ・ μg （マイクログラム）：100万分の1グラム、0.000001g

別表1 平成18年度環境ホルモン等実態調査対象物質

No.	物質名	用途等
1	ポリ塩化ビフェニール類 (PCB)	熱媒体、ノンカーボン紙、電気製品
2	ヘキサクロロベンゼン (HCB)	殺菌剤、有機合成原料
3	CAT	除草剤
4	ヘキサクロロシクロヘキサン	殺虫剤
5	NAC	殺虫剤
6	クロルデン	殺虫剤
7	ノナクロル	殺虫剤
8	DDT	殺虫剤
9	DDE	殺虫剤 (DDTの代謝物)
10	DDD	殺虫剤 (DDTの代謝物)
11	馬拉チオン	殺虫剤
12	トリブチルスズ	船底塗料、漁網の防汚剤
13	トリフェニルスズ	船底塗料、漁網の防汚剤
14	アルキルフェノール類 (C5～C9) 4-n-ベンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール ノニルフェノール	界面活性剤の原料、分解生成物
15	ビスフェノールA	樹脂の原料
16	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑剤
17	フタル酸ブチルベンジル	プラスチックの可塑剤
18	フタル酸ジ-n-ブチル	プラスチックの可塑剤
19	フタル酸ジシクロヘキシル	プラスチックの可塑剤
20	ベンゾ (a) ピレン	非意図的生成物
21	ベンゾフェノン	医薬品合成原料
22	ペルメトリン	殺虫剤
23	17 β -エストラジオール	人畜由来の女性ホルモン
24	エチニルエストラジオール	合成女性ホルモン（経口避妊薬）

別図 平成18年度環境ホルモン等実態調査地点図



備考：○の地点は水質を測定、●の地点は水質及び底質を測定

①西川	：布原橋	⑨吉井川	：嵯峨堰	⑰足守川	：引舟橋
②高梁川	：中井橋	⑩吉井川	：周匝大橋	⑱倉敷川	：倉敷川橋
③成羽川	：神崎橋	⑪吉井川	：熊山橋	⑲児島湖	：湖心
④高梁川	：下倉橋	⑫吉野川	：鷺湯橋	⑳水島地先海域	：玉島港沖合
⑤小田川	：三谷橋	⑬美山川	：栄橋	㉑児島湾	：波張崎南
⑥旭川	：落合橋	⑭笹ヶ瀬川	：今保通学橋	㉒播磨灘北西部	：大多府島東南沖
⑦旭川	：八幡橋	⑮笹ヶ瀬川	：相生橋		
⑧旭川	：乙井手堰	⑯笹ヶ瀬川	：笹ヶ瀬橋		

別表 2 地点別の調査結果

地点番号		測定地点	水域名	採水年月日	天候	水質 (平成18年度)																				
						単位	μg/ℓ	μg/ℓ	μg/ℓ	μg/ℓ	μg/ℓ	μg/ℓ	μg/ℓ	μg/ℓ	μg/ℓ	μg/ℓ	μg/ℓ	μg/ℓ	μg/ℓ							
番号	物質名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
		ポリ塩化ビフェニル類	ヘキサクロベンゼン(HCB)	シマジン(CAT)	ヘキサクロシクロヘキサン	カルバリル(NAC)	クロルデコン	ノナク	D	D	D	マラチオン	トリアチルス(TBT)	トリフェニルスズ(TPST)	4-オクタチルフェニール	ビスフエノールA	フタル酸ブチルベンジル	フタル酸ベンゾエチルヘキシル	フタル酸ジ-n-ブチル	フタル酸ジシクロヘキシル	ベンゾ(a)ピレン	ベンゾ(f)アゾ	ペニンソフエノン	ベルメトリン	17β-エストロジオール	エチルエストラジオール
		0.0001	0.0002	0.01	0.0001	0.01	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.0001	0.001	0.01	0.001	0.001	
		検出限界値																								
		気温℃																								

備考) 「N.D.」とは、検出限界値未満のことである。

底質 (平成18年度)																			
地点番号	測定地点	水域名	採水年月日	天候	単位	位	μg/kg	μg/kg	μg/kg	μg/kg	μg/kg	μg/kg	μg/kg	μg/kg	μg/kg	μg/kg	μg/kg	μg/kg	μg/kg
4	下倉	橋高梁川	下流	H18.10.5	曇	23.5	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
8	乙井	堰旭川	下流	H18.10.19	晴	24.0	—	0.18	ND	0.66	ND	0.05	0.09	0.03	ND	ND	ND	ND	ND
11	熊山	橋吉井川	下流	H18.10.11	曇	23.5	21.0	ND	ND	0.02	0.01	0.01	0.09	0.07	0.01	ND	ND	ND	ND
14	今保	通学橋	征々瀬川	H18.10.25	曇	21.0	19.5	ND	ND	0.02	0.01	0.01	0.07	0.05	0.07	ND	ND	ND	ND
15	相生	橋征々瀬川	H18.10.25	晴	21.8	21.0	2.08	ND	ND	0.02	0.01	0.01	0.04	0.04	0.43	ND	ND	ND	ND
16	笹ヶ瀬	橋足守川	H18.10.25	曇	21.0	20.6	24.0	0.16	ND	0.02	0.01	0.01	0.04	0.04	0.43	ND	ND	ND	ND
19	湖心	心兒島	湖	H18.10.4	晴	26.0	24.2	7.85	0.04	0.03	0.01	0.01	0.09	0.13	0.69	ND	ND	ND	ND
20	玉島港	沖合	水島地先海城	H18.10.16	晴	25.0	23.5	6.49	0.03	0.03	0.02	0.02	0.21	0.22	0.19	ND	ND	ND	ND
21	波張	崎南	児島湾	H18.10.6	曇	22.8	26.3	1.42	0.02	0.02	ND	ND	0.01	0.05	0.04	ND	ND	ND	ND
22	大多府島	東南沖	播磨灘	西北部	H18.10.2	曇	20.8	25.6	9.61	0.08	0.03	0.13	0.40	0.29	ND	ND	ND	ND	ND

備考) 「N.D.」とは、検出限界値未満のことである。

別表3 全国調査結果との比較

(1) 水質

(単位: $\mu\text{g}/\ell$)

No.	化学物質名 (水質調査)	平成18年度岡山県調査			(参考) 全国調査結果		
		検出頻度	最大値	検出限界値	検出頻度	最大値	検出限界値
1	ポリ塩化ビフェニール類(PCB)	1/22	0.0007	0.0001	835/1,128	0.22	0.0000002
2	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	0/22	N.D.	0.0002	38/ 312	0.00018	0.000008
3	C A T	2/22	0.02	0.01	7/ 772	0.21	0.02
4	ヘキサクロロシクロヘキサン	11/22	0.0036	0.0001	38/ 312	0.0082	0.0000007
5	N A C	0/22	N.D.	0.01	11/ 772	0.39	0.01
6	クロルデン	4/22	0.0003	0.0001	38/ 312	0.0019	0.000002
7	ノナクロル	3/22	0.0003	0.0001	38/ 312	0.0011	0.0000002
8	D D T	0/22	N.D.	0.0001	38/ 312	0.00031	0.000002
9	D D E	3/22	0.0001	0.0001	38/ 312	0.00068	0.000002
10	D D D	3/22	0.0001	0.0001	38/ 312	0.00074	0.0000005
11	マラチオン	0/22	N.D.	0.01	9/ 797	0.32	0.01
12	トリブチルスズ	0/22	N.D.	0.003	82/1,090	0.090	0.001
13	トリフェニルスズ	0/22	N.D.	0.001	3/1,090	0.006	0.001
14	アルキルフェノール類 (C5~C9)						
	4-オクチルフェノール	0/22	N.D.	0.01	513/2,465	13	0.0026
	ノニルフェノール	4/22	0.16	0.03	837/2,526	21	0.01
15	ビスフェノールA	8/22	0.29	0.01	1,230/2,474	19	0.0028
16	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	3/22	0.3	0.2	692/2,135	9.9	0.1
17	フタル酸ブチルベンジル	0/22	N.D.	0.2	9/1,915	3.1	0.1
18	フタル酸ジ-n-ブチル	0/22	N.D.	0.2	232/2,345	16	0.1
19	フタル酸ジシクロヘキシル	0/22	N.D.	0.2	0/ 950	N.D.	0.1
20	ベンゾ(a)ピレン	7/22	0.0009	0.0004	14/1,137	0.07	0.01
21	ベンゾフェノン	10/22	0.14	0.001	174/1,246	0.84	0.01
22	ペルメトリン	0/22	N.D.	0.01	0/ 772	N.D.	0.01
23	17 β -エストラジオール	6/22	0.001	0.001	1,097/1,712	0.28	0.0001
24	エチニルエストラジオール	0/22	N.D.	0.001	26/ 662	0.0065	0.0001

(2) 底質

(単位: $\mu\text{g}/\text{kg}$)

No.	化学物質名 (底質調査)	平成18年度岡山県調査			(参考) 全国調査結果		
		検出頻度	最大値	検出限界値	検出頻度	最大値	検出限界値
1	ポリ塩化ビフェニール類(PCB)	8/10	24.0	0.05	518/575	2,200	0.0006
2	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	6/10	0.66	0.02	189/303	25	0.003
3	C A T	0/10	N.D.	10	0/114	N.D.	0.7
4	ヘキサクロロシクロヘキサン	7/10	2.1	0.01	189/303	53	0.0005
5	N A C	0/10	N.D.	10	0/109	N.D.	1
6	クロルデン	7/10	3.0	0.01	189/303	36	0.002
7	ノナクロル	7/10	2.2	0.01	189/303	23	0.0006
8	D D T	9/10	0.44	0.01	191/303	98	0.0005
9	D D E	9/10	5.2	0.01	192/303	150	0.0008
10	D D D	9/10	2.4	0.01	192/303	420	0.0005
11	マラチオン	0/10	N.D.	10	0/124	N.D.	1
12	トリブチルスズ	6/10	4.1	0.3	254/386	300	0.1
13	トリフェニルスズ	2/10	0.7	0.1	112/386	18	0.1
14	アルキルフェノール類 (C5~C9)						
	4-オクチルフェノール	1/10	29	2	157/461	170	1
	ノニルフェノール	4/10	1,400	20	278/464	12,000	3
15	ビスフェノールA	2/10	34	2	260/464	350	0.2
16	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	7/10	13,000	20	379/437	210,000	25
17	フタル酸ブチルベンジル	1/10	110	10	69/389	1,400	10
18	フタル酸ジ-n-ブチル	6/10	670	20	167/450	2,000	25
19	フタル酸ジシクロヘキシル	0/10	N.D.	10	10/323	170	10
20	ベンゾ(a)ピレン	9/10	80	0.2	452/602	3,800	1
21	ベンゾフェノン	4/10	3.6	0.4	94/398	29	1
22	ペルメトリン	0/10	N.D.	10	1/109	3	1
23	17 β -エストラジオール	10/10	0.26	0.005	325/384	16	0.0048
24	エチニルエストラジオール	0/10	N.D.	0.005	3/192	0.15	0.01

- 備考 1 「検出頻度」とは、検出地点数/調査地点数である。
2 「N.D.」とは、検出限界値未満のことである。
3 「全国調査結果」とは、平成10年度から平成17年度までに行われた環境省及び国土交通省の調査結果である。
また、調査結果が異性体ごとに区分されている場合は、最も濃度が高い異性体の濃度を表示している。
4 調査年度等によって検出限界値が異なる場合は、小さい方の値を表示している。

5 騒音・振動・悪臭関係

（1）騒音に係る環境基準

平成10年環境庁告示（平成11年4月から適用）

区 分		類 型 A A	類 型 A	類 型 B	類 型 C
環境基準	昼間	50デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下
	夜間	40デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下
	道路に面する地域	区分	2車線以上の車線を有する道路	2車線以上の車線を有する道路	車線を有する道路
		昼間	60デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下
		夜間	55デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下

時間区分：昼間 6：00～22：00、夜間22：00～6：00

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値を適用

昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間は45デシベル以下、夜間は40デシベル以下）によることができる。	

（2）騒音に係る環境基準のあてはめ地域（一般地域・道路に面する地域）

市町村名		あ て は め 地 域		
現 在	合併前	類 型 A	類 型 B	類 型 C
岡 山 市	岡 山 市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	瀬 崎 町	一低、一中高	一住、二住、用途以外	近商、準工
	瀬 戸 町	一低、一中高	一住、二住	近商、準工、工業
倉 敷 市	倉 敷 市	一低、二低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	船 穂 町	二中高	一住、二住	近商、準工、工業
	真 備 町	一中高	一住	近商、準工、工業
津 山 市	津 山 市	一低、二低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
玉 野 市	玉 野 市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
笠 岡 市	笠 岡 市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外（島しょ部を除く）	近商、商業、準工、工業
井 原 市	井 原 市	一低、一中高	一住、用途以外	近商、商業、準工、工業
総 社 市	総 社 市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	山 手 村		一住	
	清 音 村		一住	準工、工業
高 梁 市	高 梁 市	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
新 見 市	新 見 市	一低	一住、二住	近商、商業、準工、工業
備 前 市	備 前 市	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
赤 磐 市	山 陽 町	一低、一中高	一住、二住	近商、準工
	熊 山 町	一低	一住	近商、準工
真 庭 市	勝 山 町	一中高	一住	近商、準工
	落 合 町	一低	一住、二住	近商、準工、工業
	久 世 町	一低	一住	近商、準工、工業
美 作 市	美 作 町	一低、一中高	一住、二住	近商、商業、準工
浅 口 市	金 光 町	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、準工
和 気 町	和 気 町	一低、一中高	一住、二住	商業、準工
早 島 町	早 島 町	一低、一中高	一住、用途以外	近商、準工、工業
矢 掛 町	矢 掛 町	一中高、二中高	一住	近商、準工、工業
勝 央 町	勝 央 町	一低、二中高	一住、二住	近商、準工
吉備中央町	加 茂 川 町	一低、一中高		準工
	賀 陽 町	一低、一中高	一住、二住	商業、準工

備考 1 「用途」、「一低」、「二低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

※ 「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

（３） 新幹線鉄道騒音に係る環境基準とあてはめ地域

地域の類型	基準値	あてはめ地域
I	70デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域
II	75デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考）地域類型のあてはめをする地域は、岡山市、倉敷市等9市町の新幹線鉄道の軌道中心線より左右それぞれ300m（橋りょうに係る部分は400m）以内の地域

（４） 航空機騒音に係る環境基準とあてはめ地域

地域の類型	基準値	備考
I	70 以下	専ら住居の用に供される地域
II	75 以下	I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

注）基準値の単位はWECPNL

WECPNLとは

加重等価平均感覚騒音レベルと訳され、一般に「（航空機騒音の）うるささ指数」と呼ばれるもので、1機ごとの騒音レベルに時間帯ごとの飛行回数をウェイトづけして加味したものである。

地域の類型	あてはめ地域
II	岡山市のうち空港周辺の一部 おおむね滑走路延長方向に滑走路中心から東へ約4.0km、西へ約3.5km、滑走路中心線から左右それぞれ約400m以内の地域

(5) 一般地域（道路に面する地域を除く。）における騒音測定結果

(平成18年度)

番号	測 定 地 点	地域類型	用途地域	測定結果(dB)		適合状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡山市江並	C	11	55	45	○	○
2	岡山市小橋町	C	8	46	39	○	○
3	岡山市田中	A	4	46	38	○	○
4	岡山市灘崎町迫川	B	12	45	38	○	○
5	岡山市庭瀬	A	3	50	45	○	○
6	岡山市宮浦	B	12	49	46	○	×
7	岡山市若葉町	B	5	54	46	○	×
8	倉敷市船穂町船穂	A	4	46	39	○	○
9	倉敷市真備町有井	A	5	51	37	○	○
10	倉敷市真備町箭田	A	3	45	38	○	○
11	津山市神戸	A	1	54	43	○	○
12	津山市橋本町	C	8	49	38	○	○
13	津山市林田	A	1	52	43	○	○
14	津山市山北	A	4	51	41	○	○
15	笠岡市旭ヶ丘	A	3	45	40	○	○
16	笠岡市笠岡	B	5	50	45	○	○
17	笠岡市中央町	C	8	57	50	○	○
18	笠岡市富岡	A	4	49	45	○	○
19	笠岡市六番町	C	9	57	45	○	○
20	井原市井原町	B	5	43	33	○	○
21	井原市高屋町	C	10	48	41	○	○
22	井原市東江原町	C	10	53	48	○	○

備考) 類型：騒音に係る環境基準の類型

用途地域の区分：

- | | | |
|----------------|-----------|--------------|
| 1：第一種低層住居専用地域 | 5：第一種住居地域 | 9：商業地域 |
| 2：第二種低層住居専用地域 | 6：第二種住居地域 | 10：準工業地域 |
| 3：第一種中高層住居専用地域 | 7：準住居地域 | 11：工業地域 |
| 4：第二種中高層住居専用地域 | 8：近隣商業地域 | 12：用途地域以外の地域 |

環境基準との比較：適合 ○ 不適合 ×

（6）道路に面する地域における騒音測定結果

（平成18年度）

番号	測 定 地 点	対 象 道 路 名	地 域 地 型	用 途 地 域	車線数	近接空間	測定結果（dB）		適合状況	
							昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
1	岡山市青江	国道2号バイパス	C	7	6	○	73	72	×	×
2	岡山市国富	国道250号	C	8	4	○	71	68	×	×
3	岡山市中納言町	国道250号	C	8	4	○	71	69	×	×
4	岡山市赤坂本町	県道岡山玉野線	C	8	4	○	72	68	×	×
5	岡山市平井	県道岡山玉野線	B	6	6	○	71	66	×	×
6	岡山市瀬戸町瀬戸	県道西大寺山陽線	B	6	4	○	69	65	○	○
7	倉敷市生坂	山陽自動車道	B	12	8	○	66	62	○	○
8	倉敷市玉島道口	山陽自動車道	B	12	4	○	58	58	○	○
9	倉敷市中庄	山陽自動車道	C	11	4	○	60	55	○	○
10	倉敷市玉島阿賀崎	国道2号	C	11	2	○	61	62	○	○
11	倉敷市玉島八島	国道2号	C	11	4	○	64	62	○	○
12	倉敷市玉島乙島	国道429号	B	6	2	○	74	70	×	×
13	倉敷市玉島八島	県道新倉敷停車場線	B	6	2	○	65	60	○	○
14	倉敷市玉島柏台	県道水島港唐船線	B	12	2	○	71	68	×	×
15	倉敷市玉島八島	県道倉敷成羽線	A	1	2	○	67	59	○	○
16	倉敷市玉島	市道堀貫線	B	6	4	○	69	64	○	○
17	津山市小田中	中国自動車道	B	5	4	○	67	64	○	○
20	津山市川崎	国道53号	C	8	4	○	73	69	×	×
21	津山市二宮	国道53号バイパス	B	5	4	○	57	48	○	○
18	津山市二宮	国道179号	C	8	4	○	66	61	○	○
19	津山市西吉田	国道179号	A	3	2	○	72	67	×	×
22	津山市志戸部	県道大篠津山停留所線	A	3	2	○	69	60	○	○
23	津山市山北	県道小原船頭線	A	4	2	○	66	61	○	○
24	津山市高野本郷	市道1002号	B	5	2	×	67	61	×	×
25	玉野市迫間	県道梶ヶ原日比線	C	5	2	○	69	63	○	○
26	玉野市宇野	国道30号	C	4	4	○	65	57	○	○
27	玉野市用吉	国道30号	C	8	4	○	67	63	○	○
28	玉野市渋川	国道430号	C	4	2	○	69	62	○	○
29	玉野市八浜町八浜	県道岡山玉野線	B	3	2	○	70	68	○	×
30	笠岡市園井	山陽自動車道	B	12	4	○	54	54	○	○
31	笠岡市笠岡	国道2号	C	10	2	○	70	71	○	×
32	笠岡市用之江	県道井原福山港線	B	3	4	○	67	58	○	○
33	笠岡市笠岡	県道笠岡井原線	B	6	2	○	72	66	×	×
34	井原市井原町	国道313号	C	10	2	○	67	61	○	○
35	井原市高屋町	国道313号	C	10	2	○	69	68	○	×
36	井原市東江原	国道486号	B	5	2	○	69	66	○	×
37	井原市岩倉町	県道笠岡井原線	B	12	2	○	66	60	○	○
38	総社市北溝手	岡山自動車道	B	12	4	○	53	43	○	○
39	総社市総社	国道180号	B	12	2	○	67	65	○	○
40	総社市清音柿木	県道清音真金線	B	5	2	○	68	63	○	○
41	総社市三輪	県道倉敷総社線	B	5	2	○	60	52	○	○
42	高梁市鉄砲町	国道180号	C	8	4	○	69	64	○	○
43	備前市伊部	国道2号	B	5	2	○	73	75	×	×
44	浅口市金光町大谷	国道2号	C	10	2	○	69	69	○	×
45	真庭市久世	国道181号	C	10	2	○	64	60	○	○

番号	測 定 地 点	対 象 道 路 名	地 域 類 型	用 途 地 域	車線数	近接空間	測定結果（dB）		適合状況	
							昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
46	真庭市下市瀬	国道313号	C	10	2	○	67	61	○	○
47	早島町早島	国道2号	C	10	6	○	73	73	×	×
48	勝央町勝間田	国道179号	C	8	2	○	70	67	○	×

備考）類型：用途地域の区分：
1：第一種低層住居専用地域 5：第一種住居地域 9：商業地域
2：第二種低層住居専用地域 6：第二種住居地域 10：準工業地域
3：第一種中高層住居専用地域 7：準住居地域 11：工業地域
4：第二種中高層住居専用地域 8：近隣商業地域 12：用途地域以外の地域
近接空間の区分：幹線交通を担う道路に近接する空間に該当 ○ 該当しない ×
幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、県道及び（4車線以上の）市町村道
近接する空間の範囲：2車線以下は15m、3車線超は20m
環境基準との比較：適合 ○ 不適合 ×

(7) 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

(平成18年度)

番号	測 定 場 所	測定年月日	地域の 類 型	路 線 構 造	防音壁 の種類	騒音測定結果 (dB) 25m地点	振動測定結果 (dB) 25m地点
1	岡山市川入152	平成18年 7 月31日	I	高架	直 防	75	48
2	岡山市竹田	平成18年 7 月10日	I	高架	直 防	65	48
3	倉敷市上東1384-4	平成18年 4 月18日	I	高架	逆 L 型	73	58
4	倉敷市玉島道越526-7	平成18年10月12日	I	高架	直 防	71	52
5	倉敷市船穂2576-1	平成18年10月12日	I	高架	直 防	79	55
6	笠岡市有田3550-2	平成18年11月 7 日	I	高架	直 防	73	50
7	備前市伊部756-2	平成18年11月 6 日	I	盛土	直 防	72	54
8	備前市香登本592-3	平成18年11月 6 日	II	高架	直 防	70	55
9	浅口市鴨方町地頭上144-1	平成18年11月13日	I	高架	直 防	74	58

（８）瀬戸大橋線列車騒音（橋梁部）測定結果（評価値）の推移

No.	測定年月日	評価値 (デシベル)	測定目的
1	S 63. 4. 25～26	83～85	供用開始直後
2	S 63. 6. 21～22	82	深夜・早朝 4 本の列車減速効果の確認
3	S 63. 7. 1～2	80～83	ディーゼル特急 4 本の車両変更効果の確認
4	S 63. 10. 11～12	78～83	下面吸音板設置効果の確認
5	H 1. 7. 24～25	77～80	ディーゼル特急32本の減速効果の確認
6	H 1. 11. 29～30	76～80	努力目標遵守状況の確認
7	H 2. 3. 13～14	78～81	努力目標遵守状況の確認
8	H 2. 4. 23～24	77～82	車輪削正効果の確認
9	H 2. 12. 17～18	78～80	諸対策効果の確認
10	H 3. 6. 20～22	76～78	試験走行の監視
11	H 3. 7. 24～25	75～76	諸対策効果の再確認
12	H 3. 8. 26～27	75～76	速度復元に伴う試験走行の監視
13	H 3. 12. 16～17	77～79	速度復元後の監視
14	H 4. 7. 22～23	75～77	努力目標遵守状況の確認
15	H 5. 4. 22～23	77～78	努力目標遵守状況の確認
16	H 7. 5. 15～16	76～78	努力目標遵守状況の確認
17	H 9. 1. 21～22	75～76	努力目標遵守状況の確認
18	H 9. 12. 4～5	75～78	努力目標遵守状況の確認
19	H 10. 11. 2～3	74～76	努力目標遵守状況の確認
20	H 11. 10. 21～22	74～75	努力目標遵守状況の確認
21	H 12. 10. 27～28	75～77	努力目標遵守状況の確認
22	H 13. 11. 16～17	75～78	努力目標遵守状況の確認
23	H 14. 10. 25～26	73～75	努力目標遵守状況の確認
24	H 15. 10. 17～18	73～75	努力目標遵守状況の確認 新型マリナー導入の影響把握
25	H 16. 11. 5～6	74～77	努力目標遵守状況の確認
26	H 17. 10. 28～29	73～75	努力目標遵守状況の確認
27	H 18. 11. 17～18	74～76	努力目標遵守状況の確認

（９）航空機騒音の測定結果

ア 環境基準達成状況調査

(平成18年度)

測定地点	指定地域 内外の別	評価値 (WECPNL)	環境基準値 (WECPNL)
東側固定測定点 岡山市御津河内新田2867	内	65	75
西側固定測定点 岡山市日近1129-2		65	

イ 空港周辺の騒音調査

(平成18年度)

測定地点	指定地域 内外の別	評価値 (WECPNL)
岡山大学津高牧場 岡山市日応寺	外	70
岡山市少年自然の家 岡山市日応寺		66

(10) 騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域と区域区分（自動車騒音に係るものを除く）

(平成19年4月1日現在)

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
岡山市	岡山市	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	御津町		御津新庄, 御津矢原の各一部 (別図のとおり)	第2種区域・第4種区域以外	御津河内, 御津宇垣, 御津高津, 御津宇甘, 御津紙工, 御津伊田, 御津矢原の各一部 (別図のとおり)	御津新庄, 御津矢原の各一部 (別図のとおり)	第1種区域以外
	灘崎町	一低	一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工		一低, 一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工
	瀬戸町	一低	一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工		一低, 一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工, 工業
倉敷市	倉敷市	一低, 二低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 二低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	船穂町		二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工	工業	二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工, 工業
	真備町		一中高, 一住, 用途以外	近商, 準工	工業	一中高, 一住, 用途以外	近商, 準工, 工業
津山市	津山市	一低, 二低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 二低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	勝北町		第3種区域以外	都市計画区域		第2種区域以外	都市計画区域
	久米町			第4種区域以外	くめ		すべての区域
玉野市	玉野市	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
笠岡市	笠岡市	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外 (都市計画区域内に限る)	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外 (都市計画区域内に限る)	近商, 商業, 準工, 工業
井原市	井原市	一低	一中高, 一住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 一住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	芳井町			芳井町梶江, 芳井町吉井の各一部 (別図のとおり)			
総社市	総社市	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	山手村		一住, 用途以外			一住, 用途以外	
	清音村		一住, 用途以外	準工	工業	一住, 用途以外	準工, 工業
高梁市	高梁市	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工, 工業
新見市	新見市	一低	一住, 二住	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一住, 二住	近商, 商業, 準工, 工業
	神郷町		新郷下神代の一部 (別図のとおり)			新郷下神代の一部 (別図のとおり)	
備前市	備前市	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	日生町		日生町日生, 日生町寒河, 日生町大多府, 日生町寺山の各一部 (別図のとおり)	日生町日生, 日生町寒河の各一部 (別図のとおり)	日生町日生, 日生町寒河の各一部 (別図のとおり)	日生町日生, 日生町寒河, 日生町大多府, 日生町寺山の各一部 (別図のとおり)	日生町日生, 日生町寒河の各一部 (別図のとおり)

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
備前市	吉永町			吉永町金谷, 吉永町福満, 吉永町南方, 吉永町吉永中, 吉永町三股, 吉永町岩崎, 吉永町今崎, 吉永町神根本, 吉永町高田			吉永町金谷, 吉永町福満, 吉永町南方, 吉永町吉永中, 吉永町三股, 吉永町岩崎, 吉永町今崎, 吉永町神根本, 吉永町高田
瀬戸内市	邑久町		邑久町尾張, 邑久町山田庄, 邑久町福元, 邑久町百田, 邑久町下笠加の各一部(別図のとおり)	第2種区域・第4種区域以外	邑久町豆田, 邑久町福元, 邑久町福山, 邑久町上笠加, 邑久町下笠加の各一部(別図のとおり)	邑久町尾張, 邑久町山田庄, 邑久町福元, 邑久町百田, 邑久町下笠加の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
	長船町		長船町福岡, 長船町服部及び長船町長船の各一部(別図のとおり)	第2種区域以外		長船町福岡, 長船町服部及び長船町長船の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
	牛窓町		牛窓町長浜の一部(別図のとおり)	第2種区域以外		牛窓町長浜の一部(別図のとおり)	第1種区域以外
赤磐市	山陽町	一低	一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工		一低, 一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工
	赤坂町		第3種区域以外	町 苅田, 東軽部, 山口の各一部(別図のとおり)		第2種区域以外	町 苅田, 東軽部, 山口の各一部(別図のとおり)
	熊山町	一低	一住, 用途以外(都市計画区域内に限る)	近商, 準工		一低, 一住, 用途以外(都市計画区域内に限る)	近商, 準工
	吉井町		河原屋, 草生, 滝山, 黒本, 黒沢, 稲蒔, 光木, 塩木, 仁堀東, 仁堀中, 仁堀西, 合田, 中畑, 広戸の全域 周匝, 福田の各一部(別図のとおり)	周匝, 福田のうち第2種区域以外(別図のとおり)		河原屋, 草生, 滝山, 黒本, 黒沢, 稲蒔, 光木, 塩木, 仁堀東, 仁堀中, 仁堀西, 合田, 中畑, 広戸の全域 周匝, 福田の各一部(別図のとおり)	周匝, 福田のうち第1種区域以外(別図のとおり)
真庭市	北房町			宮地, 山田, 五名			
	勝山町		一中高, 一住	近商, 準工		一中高, 一住	近商, 準工
	落合町	一低	一住, 二住	近商, 準工	工業	一低, 一住, 二住	近商, 準工, 工業
	湯原町		都市計画区域			都市計画区域	
	久世町	一低	一住	近商, 準工	工業	一低, 一住	近商, 準工, 工業
美作市	勝田町		第3種区域以外	久賀の一部(別図のとおり)		第2種区域以外	久賀の一部(別図のとおり)
	美作町	一低	一中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工		一低, 一中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工
	作東町		第3種区域以外	宮原, 瀬戸, 土居, 竹田及び上福原の各一部(別図のとおり)		第2種区域以外	宮原, 瀬戸, 土居, 竹田及び上福原の各一部(別図のとおり)
浅口市	金光町	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工		一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工
	鴨方町		鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘, 鴨方町鴨方, 鴨方町六条院中, 鴨方町六条院東の各一部(別図のとおり)	第2種区域・第4種区域以外	六条院西の一部(別図のとおり)	鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘, 鴨方町鴨方, 鴨方町六条院中, 鴨方町六条院東の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
和気町	佐伯町		津瀬, 米沢, 佐伯, 父井原, 矢田部, 宇生, 田賀, 小坂, 加三方, 矢田, 塩田			津瀬, 米沢, 佐伯, 父井原, 矢田部, 宇生, 田賀, 小坂, 加三方, 矢田, 塩田	
	和気町	一低	一中高, 一住, 二住	商業, 準工, 用途以外		一低, 一中高, 一住, 二住	商業, 準工, 用途以外

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
早島町	早島町	一低	一中高, 一住, 用途以外	近商, 準工	工業	一低, 一中高, 一住, 用途以外	近商, 準工, 工業
矢掛町	矢掛町		一中高, 二中高, 一住	近商, 準工	工業	一中高, 二中高, 一住	近商, 準工, 工業
勝央町	勝央町	一低	二中高, 一住, 準住	近商, 準工		一低, 二中高, 一住, 準住	近商, 準工
久米南町	久米南町			下弓削, 下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺, 上神目の全域 別所, 山手の各一部 (別図のとおり)			下弓削, 下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺, 上神目の全域 別所, 山手の各一部 (別図のとおり)
美咲町	柵原町		第3種区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原, 吉ヶ原の各一部 (別図のとおり)		第2種区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原, 吉ヶ原の各一部 (別図のとおり)
吉備中央町	加茂川町	一低	一中高	準工		一低, 一中高	準工
	賀陽町	一低	一中高, 一住, 二住	商業, 準工		一低, 一中高, 一住, 二住	商業, 準工

備考 1 「用途」、「一低」、「二低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

3 別図は省略し、関係図面とともに岡山県生活環境部環境管理課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

※ 「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

(11) 騒音規制法・振動規制法に基づく自動車騒音及び道路交通振動に係る
区域区分

(平成19年4月1日現在)

市町村名		騒音規制法			振動規制法	
現在	合併前	a 区域	b 区域	c 区域	第1種区域	第2種区域
岡山市	岡山市	一低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	御津町		御津新庄, 御津矢原の各一部(別図のとおり)	b 区域以外	御津新庄, 御津矢原の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
	灘崎町	一低, 一中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 準工	一低, 一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工
	瀬戸町	一低, 一中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 準工, 工業	一低, 一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工, 工業
倉敷市	倉敷市	一低, 二低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 二低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	船穂町	二中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 準工, 工業	二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工, 工業
	真備町	一中高	一住, 用途以外	近商, 準工, 工業	一中高, 一住, 用途以外	近商, 準工, 工業
津山市	津山市	一低, 二低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 二低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	勝北町		c 区域以外	都市計画区域	第2種区域以外	都市計画区域
	久米町			すべての地域		すべての地域
玉野市	玉野市	一低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
笠岡市	笠岡市	一低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途以外(都市計画区域内に限る)	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外(都市計画区域内に限る)	近商, 商業, 準工, 工業
井原市	井原市	一低, 一中高	一住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 一住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	芳井町			芳井町梶江, 芳井町吉井の各一部(別図のとおり)		
総社市	総社市	一低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	山手村		一住, 用途以外		一住, 用途以外	
	清音村		一住, 用途以外	準工, 工業	一住, 用途以外	準工, 工業
高梁市	高梁市	一低, 一中高, 二中高	一住, 二住	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工, 工業
新見市	新見市	一低	一住, 二住	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一住, 二住	近商, 商業, 準工, 工業
	神郷町		神郷下神代の一部(別図のとおり)		神郷下神代の一部(別図のとおり)	
備前市	備前市	一低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	日生町		日生町日生, 日生町寒河, 日生町大多府, 日生町寺山の各一部(別図のとおり)	日生町日生, 日生町寒河の各一部(別図のとおり)	日生町日生, 日生町寒河, 日生町大多府, 日生町寺山の各一部(別図のとおり)	日生町日生, 日生町寒河の各一部(別図のとおり)
	吉永町			吉永町金谷, 吉永町福満, 吉永町南方, 吉永町吉永中, 吉永町三股, 吉永町岩崎, 吉永町今崎, 吉永町神根本, 吉永町高田		吉永町金谷, 吉永町福満, 吉永町南方, 吉永町吉永中, 吉永町三股, 吉永町岩崎, 吉永町今崎, 吉永町神根本, 吉永町高田
瀬戸内市	邑久町		邑久町尾張, 邑久町山田庄, 邑久町福元, 邑久町百田, 邑久町下笠加の各一部(別図のとおり)	b 区域以外	邑久町尾張, 邑久町山田庄, 邑久町福元, 邑久町百田, 邑久町下笠加の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
	長船町		長船町福岡, 長船町服部及び長船町長船の各一部(別図のとおり)	b 区域以外	長船町福岡, 長船町服部及び長船町長船の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外

市町村名		騒音規制法			振動規制法	
現在	合併前	a 区域	b 区域	c 区域	第1種区域	第2種区域
瀬戸内市	牛窓町		牛窓町長浜の各一部(別図のとおり)	b 区域以外	牛窓町長浜の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
赤磐市	山陽町	一低, 一中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 準工	一低, 一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工
	赤坂町		c 区域以外	町菟田, 東軽部, 山口の各一部(別図のとおり)	第2種区域以外	町菟田, 東軽部, 山口の各一部(別図のとおり)
	熊山町	一低	一住, 用途以外(都市計画区域内に限る)	近商, 準工	一低, 一住, 用途以外(都市計画区域内に限る)	近商, 準工
	吉井町		河原屋, 草生, 滝山, 黒本, 黒沢, 稲蒔, 光木, 塩木, 仁堀東, 仁堀中, 仁堀西, 合田, 中畑, 広戸の全域 周匝, 福田の各一部(別図のとおり)	周匝, 福田のうち b 区域以外(別図のとおり)	河原屋, 草生, 滝山, 黒本, 黒沢, 稲蒔, 光木, 塩木, 仁堀東, 仁堀中, 仁堀西, 合田, 中畑, 広戸の全域 周匝, 福田の各一部(別図のとおり)	周匝, 福田のうち第1種区域以外(別図のとおり)
真庭市	北房町			宮地, 山田, 五名		
	勝山町	一中高	一住	近商, 準工	一中高, 一住	近商, 準工
	落合町	一低	一住, 二住	近商, 準工, 工業	一低, 一住, 二住	近商, 準工, 工業
	湯原町		都市計画区域		都市計画区域	
	久世町	一低	一住	近商, 準工, 工業	一低, 一住	近商, 準工, 工業
美作市	勝田町		c 区域以外	久賀の一部(別図のとおり)	第2種区域以外	久賀の一部(別図のとおり)
	美作町	一低, 一中高	一住, 二住	近商, 商業, 準工	一低, 一中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工
	作東町		c 区域以外	宮原, 瀬戸, 土居, 竹田及び上福原の各一部(別図のとおり)	第2種区域以外	宮原, 瀬戸, 土居, 竹田及び上福原の各一部(別図のとおり)
浅口市	金光町	一低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 準工	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工
	鴨方町		鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘, 鴨方町鴨方, 鴨方町六条院中, 鴨方町六条院東の各一部(別図のとおり)	b 区域以外	鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘, 鴨方町鴨方, 鴨方町六条院中, 鴨方町六条院東の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
早島町	早島町	一低, 一中高	一住, 用途以外	近商, 準工, 工業	一低, 一中高, 一住, 用途以外	近商, 準工, 工業
和気町	佐伯町		津瀬, 米沢, 佐伯, 父井原, 矢田部, 宇生, 田賀, 小坂, 加三方, 矢田, 塩田		津瀬, 米沢, 佐伯, 父井原, 矢田部, 宇生, 田賀, 小坂, 加三方, 矢田, 塩田	
	和気町	一低, 一中高	一住, 二住, 用途以外	商業, 準工	一低, 一中高, 一住, 二住	商業, 準工, 用途以外
矢掛町	矢掛町	一中高, 二中高	一住	近商, 準工, 工業	一中高, 二中高, 一住	近商, 準工, 工業
勝央町	勝央町	一低, 二中高	一住, 準住	近商, 準工	一低, 二中高, 一住, 準住	近商, 準工
久米南町	久米南町			下弓削, 下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺, 上神目の全域 別所, 山手の各一部(別図のとおり)		下弓削, 下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺, 上神目の全域 別所, 山手の各一部(別図のとおり)
美咲町	柵原町		c 区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原, 吉ヶ原の各一部(別図のとおり)	第2種区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原, 吉ヶ原の各一部(別図のとおり)
吉備中央町	加茂川町	一低, 一中高		準工	一低, 一中高	準工
	賀陽町	一低, 一中高	一住, 二住	商業, 準工	一低, 一中高, 一住, 二住	商業, 準工

備考 1 「用途」、「一低」、「二低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」、「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

3 別図は省略し関係図面とともに岡山県生活環境部環境管理課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

※ 「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

（12）平成18年度騒音規制法施行状況調査（工場・事業場数）

（平成19年3月31日現在）

	金 属 加工機械	空 気 圧縮機等	土 石 用 破碎機等	織 機	建設用資材 製造機械	穀物用 製粉機	木材加工 機	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡 山 市	193	727	48	17	39	4	106	4	129	21	16	1,304
倉 敷 市	132	266	21	58	20	1	45	0	41	12	8	604
津 山 市	49	90	10	5	8	0	48	1	37	4	2	254
玉 野 市	37	46	2	11	5	2	17	0	9	1	0	130
笠 岡 市	18	33	8	14	3	1	10	0	8	2	1	98
井 原 市	26	34	2	149	1	0	11	1	2	3	0	229
総 社 市	47	54	15	12	13	1	12	0	9	4	4	171
高 梁 市	1	3	0	0	2	0	2	0	0	1	0	9
新 見 市	10	8	6	0	2	0	18	10	0	0	0	54
備 前 市	24	52	51	2	5	0	10	1	5	11	0	161
瀬戸内市	5	16	1	1	1	0	0	0	40	0	0	64
赤 磐 市	11	12	0	0	0	0	0	0	2	4	0	29
真 庭 市	2	7	0	0	2	0	1	0	0	2	1	15
美 作 市	12	4	1	0	1	0	0	0	2	0	0	20
浅 口 市	3	10	0	0	1	0	5	0	2	2	0	23
和 気 町	1	2	1	0	1	0	1	0	0	2	0	8
早 島 町	2	9	0	2	0	0	1	0	0	0	0	14
里 庄 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢 掛 町	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
新 庄 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡 野 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 央 町	3	4	1	0	1	0	2	0	1	0	1	13
奈 義 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西栗倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
美 咲 町	1	7	1	0	1	0	0	0	0	1	0	11
吉備中央町	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合 計	578	1,388	169	271	106	9	289	17	287	71	33	3,218

（13）平成18年度騒音規制法施行状況調査（施設数）

（平成19年3月31日現在）

	金 属 加工機械	空 気 圧縮機等	土 石 用 破碎機等	織 機	建設用資材 製造機械	穀物用 製粉機	木材加工 機	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡 山 市	963	5,499	361	1,408	56	70	341	14	813	334	59	9,918
倉 敷 市	671	1,988	102	3,630	24	3	127	0	177	113	30	6,865
津 山 市	483	855	28	112	19	0	222	10	105	174	7	2,015
玉 野 市	116	361	22	241	5	12	74	0	31	8	0	870
笠 岡 市	116	334	43	194	10	5	24	0	39	5	10	780
井 原 市	446	294	3	2,523	1	0	36	2	12	110	0	3,427
総 社 市	378	383	68	316	17	1	29	0	37	27	20	1,276
高 梁 市	14	35	0	0	3	0	7	0	0	13	0	72
新 見 市	29	80	104	0	3	0	39	28	0	0	0	283
備 前 市	111	1,400	628	34	7	0	94	2	9	19	0	2,304
瀬戸内市	13	359	2	4	2	0	0	0	50	0	0	430
赤 磐 市	161	84	0	0	0	0	0	0	30	65	0	340
真 庭 市	5	86	0	0	3	0	2	0	0	27	12	135
美 作 市	79	12	1	0	1	0	0	0	2	0	0	95
浅 口 市	20	59	0	0	2	0	21	0	9	44	0	155
和 気 町	7	12	1	0	1	0	4	0	0	10	0	35
早 島 町	3	23	0	4	0	0	2	0	0	0	0	32
里 庄 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢 掛 町	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
新 庄 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡 野 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 央 町	9	25	5	0	1	0	3	0	5	0	16	64
奈 義 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
美 咲 町	5	53	19	0	5	0	0	0	0	23	0	105
吉備中央町	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合 計	3,632	11,949	1,388	8,466	160	91	1,025	56	1,319	973	154	29,213

（14）平成18年度振動規制法施行状況調査（工場・事業場数）

（平成19年3月31日現在）

	金属加工 機 械	圧 縮 機	土 石 用 破碎機等	織 機	コンクリートブ ロックマシン等	木材加工 機 械	印刷機械	ロール機	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡 山 市	190	314	51	13	15	7	93	13	16	9	721
倉 敷 市	130	186	23	49	7	8	15	6	8	8	440
津 山 市	39	61	8	6	6	9	13	0	2	1	145
玉 野 市	37	27	2	11	5	5	1	0	2	0	90
笠 岡 市	12	19	10	19	1	2	6	0	2	1	72
井 原 市	26	35	1	177	0	4	1	0	3	0	247
総 社 市	39	19	13	5	4	0	4	0	4	3	91
高 梁 市	2	4	0	0	1	0	0	0	1	0	8
新 見 市	10	6	6	0	1	2	3	0	0	0	28
備 前 市	24	31	60	1	2	2	2	3	11	0	136
瀬戸内市	3	14	1	1	1	0	4	0	0	0	24
赤 磐 市	2	8	0	0	0	0	0	0	4	0	14
真 庭 市	1	2	0	0	1	0	0	0	2	0	6
美 作 市	7	2	1	0	1	0	2	0	0	0	13
浅 口 市	2	4	0	0	1	0	2	0	0	0	9
和 気 町	3	2	1	0	1	1	0	0	2	0	10
早 島 町	1	4	0	1	0	0	0	0	0	0	6
里 庄 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢 掛 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新 庄 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡 野 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 央 町	1	4	1	0	0	0	0	0	0	1	7
奈 義 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
美 咲 町	2	6	2	0	1	0	0	0	1	0	12
吉備中央町	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合 計	533	749	180	283	48	40	146	22	59	23	2,083

（15）平成18年度振動規制法施行状況調査（施設数）

（平成19年3月31日現在）

	金属加工 機 械	圧 縮 機	土 石 用 破碎機等	織 機	コンクリートブ ロックマシン等	木材加工 機 械	印刷機械	ロール機	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡 山 市	1,107	1,236	391	1,261	23	13	451	55	425	39	5,001
倉 敷 市	577	832	100	3,158	13	9	96	31	117	18	4,951
津 山 市	425	226	19	109	11	15	44	0	74	3	926
玉 野 市	116	125	22	226	5	8	7	0	10	0	519
笠 岡 市	108	260	62	224	5	2	14	1	41	9	726
井 原 市	462	209	2	2,785	0	5	12	0	118	0	3,593
総 社 市	357	143	71	239	10	0	11	0	27	15	873
高 梁 市	26	13	0	0	2	0	0	0	14	0	55
新 見 市	27	12	175	0	5	2	4	0	0	0	225
備 前 市	91	341	607	17	2	4	2	28	19	0	1,111
瀬戸内市	7	299	2	4	2	0	34	0	0	0	348
赤 磐 市	24	59	0	0	0	0	0	0	64	0	147
真 庭 市	8	138	0	0	2	0	0	0	18	0	166
美 作 市	48	2	1	0	1	0	2	0	0	0	54
浅 口 市	6	31	0	0	2	0	5	0	0	0	44
和 気 町	45	7	1	0	3	1	0	0	10	0	67
早 島 町	4	10	0	1	0	0	0	0	0	0	15
里 庄 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢 掛 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新 庄 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡 野 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 央 町	5	21	5	0	0	0	0	0	0	16	47
奈 義 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
美 咲 町	6	48	21	0	13	0	0	0	23	0	111
吉備中央町	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5
合 計	3,452	4,014	1,479	8,024	99	59	682	115	961	100	18,985

（16）工場・事業場に係る騒音・振動の規制基準

騒音	区 分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	昼 間	7：00～20：00	50デシベル	60デシベル	65デシベル	70デシベル
	朝・夕	5：00～7：00 20：00～22：00	45デシベル	50デシベル	60デシベル	65デシベル
	夜 間	22：00～5：00	40デシベル	45デシベル	50デシベル	55デシベル
振動	区 分		第1種区域		第2種区域	
	昼 間	7：00～20：00	60デシベル		65デシベル	
	夜 間	20：00～7：00	55デシベル		60デシベル	

注）学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内の基準は、5デシベルを減じた値とする。ただし、騒音の第1種区域は除く。

（17）特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

規制種別	区域の区分	騒 音	振 動
基準値	1号及び2号	85デシベル	75デシベル
作業時刻	1号	午後7時～午前7時の時間内でないこと。	
	2号	午後10時～午前6時の時間内でないこと。	
※1日当りの作業時間	1号	1日10時間を超えないこと。	
	2号	1日14時間を超えないこと。	
作業期間	1号及び2号	連続して6日を超えないこと。	
作業日	1号及び2号	日曜日その他の休日ではないこと。	

- 注 1 基準値を超えている場合、騒音、振動の防止の方法、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
- 2 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外の規定が設けられている。
- 3 2号区域とは、指定地域であって騒音の規制基準の区域の区分の第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域以外の区域をいい、1号区域とは、指定地域のうち2号区域以外をいう。

（18）要請限度（自動車騒音・道路交通振動の規制）

騒音	区 分		a 区域		b 区域		c 区域
			1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線以上
	昼 間	6：00～22：00	65デシベル	70デシベル	65デシベル	75デシベル	75デシベル
	夜 間	22：00～6：00	55デシベル	65デシベル	55デシベル	70デシベル	70デシベル
音	また、上記の区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度値を用います。						
	昼間：75デシベル						
	夜間：70デシベル						

- 注）騒音の評価手法は、等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）によるものとする。
- 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道とする。
- 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、次の範囲とする。
- 2車線以下の車線を有する道路の場合：道路の敷地境界から 15m
- 3車線以上の車線を有する道路の場合：〃 20m

振動	区 分		第1種区域	第2種区域
	昼 間	7：00～20：00	65デシベル	70デシベル
	夜 間	20：00～7：00	60デシベル	65デシベル

(19) 悪臭防止法に基づく規制地域と区域の区分

表 1 特定悪臭物質濃度規制に係る規制地域 (平成19年 4 月 1 日現在)

市町村名		特定悪臭物質濃度規制に係る規制地域	
現 在	合併前	第 1 種 区 域	第 2 種 区 域
岡 山 市	瀬 戸 町	用途地域	第 1 種区域以外の地域
倉 敷 市	倉 敷 市	用途地域	第 1 種区域以外の地域
倉 敷 市	船 穂 町	用途地域	第 1 種区域以外の地域
倉 敷 市	真 備 町	用途地域	第 1 種区域以外の地域
津 山 市	津 山 市	用途地域	第 1 種区域以外の地域
	勝 北 町		すべての地域
	久 米 町		すべての地域
玉 野 市	玉 野 市	用途地域	第 1 種区域以外の地域
笠 岡 市	笠 岡 市	用途地域	第 1 種区域以外の地域
井 原 市	井 原 市	用途地域	第 1 種区域以外の地域
総 社 市	総 社 市	用途地域	第 1 種区域以外の地域
	山 手 村	用途地域	第 1 種区域以外の地域
	清 音 村	用途地域	第 1 種区域以外の地域
新 見 市	新 見 市	用途地域	第 1 種区域以外の地域
	大 佐 町		すべての地域
	哲 西 町		すべての地域
備 前 市	備 前 市	用途地域、久々井、鶴海の各一部（別図のとおり）	第 1 種区域以外の地域
	日 生 町		すべての地域
	吉 永 町		すべての地域
瀬戸内市	牛 窓 町		すべての地域
	邑 久 町		すべての地域
	長 船 町		すべての地域
赤 磐 市	山 陽 町	用途地域	第 1 種区域以外の地域
	赤 坂 町		臭気指数規制地域以外の地域
	熊 山 町	用途地域	都市計画区域のうち第 1 種区域以外の地域
	吉 井 町		すべての地域
真 庭 市	勝 山 町	用途地域	第 1 種区域以外の地域
	久 世 町	用途地域	第 1 種区域以外の地域
美 作 市	勝 田 町		すべての地域
	美 作 町	用途地域	第 1 種区域以外の地域
	作 東 町		すべての地域
浅 口 市	金 光 町	用途地域	第 1 種区域以外の地域
	鴨 方 町		すべての地域
	寄 島 町		すべての地域
和 気 町	佐 伯 町		すべての地域
早 島 町	早 島 町	用途地域	第 1 種区域以外の地域
里 庄 町	里 庄 町		すべての地域
矢 掛 町	矢 掛 町	用途地域	
勝 央 町	勝 央 町	用途地域	
美 咲 町	中 央 町		すべての地域
吉 備 中 央 町	加茂川町	用途地域	
	賀 陽 町	用途地域	

※「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

表 2 臭気指数規制に係る規制地域 (平成19年 4 月 1 日現在)

市町村名		臭気指数規制に係る規制地域		
現 在	合併前	第 1 種 区 域	第 2 種 区 域	第 3 種 区 域
岡山市	岡山市	一低、一中高、二中高、一住、二住	近商、商業、準工	第 1 種区域、第 2 種区域以外の地域
	御津町			
	灘崎町			
赤磐市	赤磐市		坂辺、惣分、小原の各一部（別図のとおり）	
和気町	和気町	用途地域（準工業地域を除く）	第 1 種区域以外の地域	
美咲町	柵原町		すべての地域	

備考 1 「用途」、「一低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「近商」、「商業」及び「準工」とは、それぞれ都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域、第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいう。

2 別図は省略し、関係図面とともに岡山県生活環境部環境管理課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

※ 「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

（20）悪臭の規制基準

（ア）特定悪臭物質

① 敷地境界における規制基準

物 質 名	① 敷地境界の基準〔単位ppm〕		② 気体排出口 の 規 制	③ 排 出 水 中 の 規 制
	第 1 種 区 域	第 2 種 区 域		
ア ン モ ニ ア	1	2	○	
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002	0.004		○
硫 化 水 素	0.02	0.06	○	○
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05		○
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03		○
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005	0.02	○	
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.05	0.1		
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05	0.1	○	
ノ ル マ ル プ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.03	○	
イ ソ プ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02	0.07	○	
ノ ル マ ル パ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.02	○	
イ ソ パ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003	0.006	○	
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	4	○	
酢 酸 エ チ ル	3	7	○	
メ チ ル イ ソ プ チ ル ケ ト ン	1	3	○	
ト ル エ ン	10	30	○	
ス チ レ ン	0.4	0.8		
キ シ レ ン	1	2	○	
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.07		
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002		
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002		
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004		

② 気体排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により流量を算出したものとする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

- q 流量（単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立法メートル毎時）
 He 補正された排出口の高さ（単位 メートル）
 Cm 法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準値として定められた値（単位 百万分率）

なお、補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

③ 排出水中における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により、排出水中の濃度を算出したものとする。

$$CL_m = k \times C_m$$

- CL_m 排出水中の濃度（単位 1 リットルにつきミリグラム）

k 下表に掲げる特定悪臭物質及び当該事業場から敷地外へ排出される排出水の量ごとに定められた値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

C_m 法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

排出水量（m ³ /s）	メチルメルカプタン	硫 化 水 素	硫 化 メ チ ル	二 硫 化 メ チ ル
$Q \leq 0.001$	16	5.6	32	63
$0.001 < Q \leq 0.1$	3.4	1.2	6.9	14
$0.1 < Q$	0.71	0.26	1.4	2.9

メチルメルカプタンについては、上式により算出した排出水中の濃度の値が1 リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1 リットルにつき0.002ミリグラムとする。

(イ) 臭気指数

① 敷地境界における規制基準

市町村名		① 敷地境界における規制基準（臭気指数）		
現 在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域
岡 山 市	岡 山 市	12	15	18
	御 津 町			
	灘 崎 町			
赤 磐 市	赤 磐 市		13	
和 気 町	和 気 町	12	14	
美 咲 町	柵 原 町		14	

② 気体排出口における規制基準

次の式により臭気排出強度または臭気指数を算出したものとする。

(1) 排出口の実高さが15メートル以上の施設

- $$q_t = \frac{60 \times 10^A}{F_{max}}$$
$$A = \frac{L}{10} - 0.2255$$

q_t 排出ガスの臭気排出強度（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎分）

F_{max} 排出口からの風下における地上での臭気強度の最大値（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した秒毎立方メートル）

L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

(2) 排出口の実高さが15メートル未満の施設

- $$I = 10 \times \log C$$
$$C = K \times H_b^2 \times 10^B$$
$$B = \frac{L}{10}$$

I 排出ガスの臭気指数

K 次表に掲げる排出口の口径の区分ごとに定められた値

H_b 周辺最大建物の高さ（単位 メートル）

L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

なお、周辺最大建物の高さは、6.7メートル未満の場合は排出口の実高さ（単位　メートル）の値の1.5倍、6.7メートル以上10メートル未満の場合は10メートル及び10メートル以上であって排出口の実高さの値の1.5倍以上の場合は排出口の実高さの1.5倍とする。

排出口の口径（m）	$D < 0.6$	$0.6 \leq D < 0.9$	$0.9 \leq D$
K（1/㎡）	0.69	0.20	0.10

③ 排出水中における規制基準

次の式により、臭気指数を算出したものとする。

$$I_w = L + 16$$

I_w 排出水の臭気指数

L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

6 廃棄物・リサイクル関係

(1) グリーン調達ガイドラインに基づく平成18年度調達実績

区 分	特定調達品目	調達目標	単位	平成18年度			H17年度 実績（％）	増減 （％）
				全調達量	特定調達品目量	実績（％）		
紙類	紙類	100%	千円	130,216	130,208	99.9	99.9	0
文具類	文具類			203,054	202,868	99.9	99.9	0
機器類	机		件	3,247	3,247	100	100	0
	椅子			7,953	7,953	100	100	0
	棚			834	834	100	100	0
制服等	制服			10,476	10,476	100	100	0
	作業服			9,237	9,237	100	99.9	0.1
資材	再生加熱アスファルト混合物			619	619	100	100	0
	再生骨材			1,122	1,122	100	100	0
	コンクリート 2次製品			920	920	100	100	0
OA機器	プリンタ、ファクシミリ			792	792	100	100	0
家電製品	冷蔵庫、エアコン			145	145	100	100	0
自動車	自動車（特殊車両を除く）			15	15	100	100	0
役務	印刷			4,407	4,406	99.9	99.9	0
	OA機器のリース			517	517	100	100	0
	自動車のリース			15	15	100	100	0
	イベント			7	7	100	100	0

(2) 岡山県エコ製品 品目別認定件数

（平成19年8月30日現在）

品 目		認定件数	備 考
文具類 2件	ひも	1	古紙を使用した紙ひも
	事務用封筒	1	古紙を使用した製品
制服等 94件	学生服関連	32	再生ペット樹脂を使用した製品
	作業服	44	再生ペット樹脂を使用した製品
	制服	17	再生ペット樹脂を使用した製品
	レインコート	1	再生ペット樹脂を使用した製品
資 材	再生加熱アスファルト混合物	33	道路の舗装用資材
	再生骨材	61	再生砕石（路盤用材、裏込用、基礎用）、再生砂（埋戻用、裏込用、基礎用）、再生割栗石
	コンクリート 2次製品	142	高炉スラグ等を使用した資材 ・ 落ちふた式U形側溝本体 18件 ・ 落ちふた式U形側溝ふた 19件 ・ 歩車道境界ブロック 11件 ・ 地先境界ブロック 11件 ・ 積みブロック 12件 ・ 鉄筋コンクリート芝台ブロック 10件 ・ 鉄筋コンクリート側溝ふた 11件 ・ 鉄筋コンクリート角フリューム 13件 ・ 鉄筋コンクリート等厚側溝 11件 ・ 鉄筋コンクリート水路用L型（勾配1：02型） 6件 ・ 鉄筋コンクリート水路用L型（直立型） 5件 ・ 鉄筋コンクリート大型フリューム 9件 ・ 鉄筋コンクリート組立水路 6件
	改良土	20	建設工事に伴い副次的に発生する建設発生土・建設汚泥を原材料として製造された資材
	再生処理土	5	建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥を原材料として製造された資材
	流動化処理土	1	建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥を原材料として製造された資材
	レディーミクストコンクリート	3	高炉スラグを使用した資材
	鉄鋼スラグ混入路盤材	1	上層路盤材
	S Fスラグ混入路盤材	1	路盤材
	景観用資材	10	木材（檜材）を使用した再生品（歩道用ブロック、プランター等）
	植生シート・マット	11	古紙、間伐材、再生ポリエチレンを使用した再生品
	緑化基盤材	22	樹皮等を使用した製品
	たい肥	4	樹皮等を使用した製品
	浄水ケーキ	2	工業用水浄水スラッジを使用した園芸用土
	擬木	4	再生プラスチック等を使用した再生品
	土壌改良材	1	高炉スラグを使用した製品

品 目		認定件数	備 考
資 材	有機質被覆材	5	樹皮、伐採木等を使用したマルチング材
	レンガ、ブロック等	6	焼成品1件：溶融スラグ、児島湖底泥等を使用したブロック 常温生成品5件（廃タイヤ再生品）：車止め、防草マット、透水性舗装材等
	木材・建築用等資材	1	台形集成材（間伐材使用）
334件	その他資材	1	フライアッシュ（石炭灰）を使用した浸食防止材
その他	その他紙製品	5	古紙を使用した家畜用敷料、吸液材、充填材（枕の中身）等
	食品用器具・容器包装	8	再生プラスチックを使用した再生品（食品トレー等）
	測量、境界杭	1	再生プラスチックを使用した再生品
	梱包材	2	ひも（再生プラスチック再生品）、段ボール・段ボール箱（古紙）
	防球ネット	1	再生ペット樹脂を使用した製品
	ブルーシート	1	再生ポリエチレンを使用した製品
	炭化製品	3	廃木材等を使用した製品（炭、床下調湿材）
	魚礁	1	餌料培養基質にかき殻を使用した魚礁
	視線誘導標	2	支柱に間伐材、廃タイヤを使用した視線誘導標等
	ベッドマットレス	1	再生ポリエステル樹脂を使用した製品
	畳	1	畳床に古紙、廃木材を使用した畳
	畳縁	2	再生ペット樹脂を使用した畳縁
	ごみ分別回収容器等	3	再生ペット樹脂を使用したごみ分別回収容器等
	ごみ袋等	4	再生プラスチックを使用したごみ袋等
35件			
計	177事業者	465	

(3) 岡山県エコ製品事業所別一覧

(平成19年2月20日現在)

区 分	事 業 者 名	件数	製造加工場 所 在 地	製 品	循環資源	
文具類	早瀬工業(株)	1	津山市	紙ひも	古紙	
	(株)明日絵	1	倉敷市	事務用封筒	古紙	
制服・作業服等	明石被服興業(株)	43	倉敷市	学生服、作業服等	再生ペット樹脂	
	大川被服(株)	9	倉敷市	作業服	〃	
	ヤマメン(株)	5	井原市	作業服	〃	
	倉敷製帽(株)	2	倉敷市	帽子	〃	
	興和商事(株)	7	真庭市	事務用制服、レインコート	〃	
	(株)サンアミ	4	倉敷市等	学生服	〃	
	(株)トンボ	9	玉野市等	事務用制服等	〃	
	備前商工(株)	3	岡山市	事務用制服	〃	
	富士ダルマ(株)	6	倉敷市	作業服	〃	
	オゴロ産業(株)	6	倉敷市	学生服等	〃	
	大林道路(株)備前アスファルト混合所	1	備前市	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊	
	(株)吉田組・大林道路(株)・蜂谷工業(株)JV 真庭アスコン	1	真庭市	〃	〃	
	(株)吉田組 岡山合材所	1	岡山市	〃	〃	
	日本道路(株)岡山合材センター	1	岡山市	〃	〃	
	日本道路(株)岡山中央合材センター	1	岡山市	〃	〃	
各 種 資 材	前田道路(株)倉敷合材工場	1	倉敷市	〃	〃	
	世紀東急工業(株)・鹿島道路(株)共同企業体倉敷アスコン	1	倉敷市	〃	〃	
	(株)NIPPOコーポレーション	3	笠岡市等	〃	〃	
	(株)西山組	1	赤磐市	〃	〃	
	岡山舗道(株)・(株)NIPPOコーポレーションJV	1	瀬戸内市	〃	〃	
	ニューロード(株)	1	倉敷市	〃	〃	
	杉岡建設(株)	1	新見市	〃	〃	
	大成ロテック(株)津山合材工場	1	津山市	〃	〃	
	山陽道路(株)	1	総社市	〃	〃	
	(株)ガイアートT・K岡山営業所	1	岡山市	〃	〃	
	東亜道路工業(株)・蜂谷工業(株)・国土道路(株) 共同企業体 吉備アスコン	1	岡山市	〃	〃	
	(株)まつもとコーポレーション美作合材所	1	美作市	〃	〃	
	岡山アスコン(株)	2	岡山市	〃	〃	
	日本道路(株)岡山合材センター	1	岡山市	〃	アスファルト・コンクリート塊 一般廃棄物溶融スラグ	
	東亜道路工業(株)・蜂谷工業(株)・国土道路(株)共同企業体 吉備アスコン	1	岡山市	〃	〃	
	岡山アスコン(株)	2	岡山市	〃	〃	
	(株)吉田組	1	岡山市	〃	〃	
	大林道路(株)備前アスファルト混合所	1	備前市	〃	〃	
	岡山舗道(株)・(株)NIPPOコーポレーションJV	1	瀬戸内市	〃	〃	
再生加熱 アスファルト 混合物						

資料編（6 廃棄物・リサイクル関係）

区 分	事 業 者 名	件数	製造加工場 所 在 地	製 品	循環資源	
各 種 資 材	再生加熱 アスファルト 混合物	日本道路(株)岡山中央合材センター	1 岡山市	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊、一般廃棄物溶融スラグ	
		山陽道路(株)総社ACセンター	1 総社市	〃	〃	
		前田道路(株)倉敷合材工場	1 倉敷市	〃	〃	
		ニューロード(株)	1 倉敷市	〃	〃	
	33件	世紀東急工業(株)・鹿島道路(株)共同企業体倉敷アスコン	1 倉敷市	〃	〃	
	再生骨材	木林勉	1 玉野市	再生砕石（RC-40）	コンクリート塊等	
		田村砕石工業(株)	1 岡山市	再生砕石（RC-30、40）、再生砂	〃	
		(有)御津砕石工業所	1 岡山市	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		第一建設(株)	1 岡山市	再生砕石（RC-40）	〃	
		(株)石原工務店	1 瀬戸内市	再生砕石（RC-40）、再生砂、再生割栗石	〃	
		大林道路(株)備前アスファルト混合所	1 備前市	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		(株)ヒオカ砕石礫業所	1 赤磐市	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		(株)岡建設	1 赤磐市	再生砕石（RC-40）	〃	
		丸紅産業(有)	1 赤磐市	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		(有)シバタ組	1 和気町	再生砕石（RC-40）	〃	
		(株)金池産業	1 総社市	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		新成建材(株)	1 総社市	再生砕石（RC-30、40）、再生砂	〃	
		吉田建材(株)	1 倉敷市	再生砕石（RC-30、40）、再生砂	〃	
		(株)松浦組	1 笠岡市	再生砕石（RC-30、40）、再生砂	〃	
		井原砕石(株)	1 井原市	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		(有)藤充建設工業	1 井原市	再生砕石（RC-30、40）、再生砂	〃	
		(株)三好組	1 矢掛町	再生砕石（RC-40）	〃	
		坂川建設礫業(株)	1 井原市	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		落合砕石(株)	1 真庭市	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		杉岡建設(株)	1 新見市	再生砕石（RC-40）	〃	
		(株)ガイアート・T・K新見再生骨材工場	1 新見市	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		(有)真庭環境クリエート	1 真庭市	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		大林道路(株)真庭アスファルト混合所	1 真庭市	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		竹藤建設(株)	1 真庭市	再生砕石（RC-30、40）、再生砂	〃	
		(株)ツヤマ殖産	1 真庭市	再生砕石（RC-40）	〃	
		(有)三谷建設	1 津山市	再生砕石（RC-30、40）	コンクリート塊等	
		(株)近藤組	1 津山市	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		(株)森脇興業	1 美咲町	再生砕石（RC-40）	〃	
		坂田砕石工業(株)	2 久米南町	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		杉山砕石工業(株)	1 久米南町	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		(株)加藤興業	1 久米南町	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		海邊建設(株)	1 津山市	再生砕石（RC-40）	〃	
		佐藤砕石販売(株)	1 勝央町	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		中野開発(株)	1 岡山市	再生砕石（RC-30、40）、再生砂	〃	
		(株)誠実興業	1 岡山市	再生砕石（RC-40）	〃	
		エヌエス日進(株)	1 岡山市	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		シー・シー・エス岡山(株)	1 岡山市	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		(株)ヨシハラ機工	1 岡山市	再生砕石（RC-30、40）、再生砂、再生割栗石	〃	
		南備建設(有)	1 岡山市	再生砕石（RC-30、40）、再生砂、再生割栗石	〃	
		(有)片岡久工務店	1 岡山市	再生砕石（RC-40）、再生砂	〃	
		藤クリーン(株)	1 岡山市	再生砕石（RC-30、40）、再生砂	〃	
		J F E ミネラル(株)倉敷製造所	1 倉敷市	再生砕石（RC-40）	〃	
		倉敷企業合資会社	1 倉敷市	再生砕石（RC-30、40）、再生砂、再生割栗石	〃	
		(株)トーヨー商事	1 倉敷市	再生砕石（RC-30、40）、再生砂、再生割栗石	〃	
		瀬戸興業(株)	1 倉敷市	再生砕石（RC-30、40）、再生砂、再生割栗石	〃	
		瀬戸内工業(株)	1 倉敷市	再生砕石（RC-30、40）、再生砂、再生割栗石	〃	
		前田道路(株)倉敷合材工場	1 倉敷市	再生砕石（RC-40）	〃	
		橋本産業(株)	1 倉敷市	再生砕石（RC-40）	〃	
		(有)第一砂利	1 倉敷市	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		山陽興産(株)	1 高梁市	再生砕石（RC-40）	〃	
		(株)石部商店	1 総社市	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		(株)西日本アチューマツトクリーン	1 岡山市	再生砕石（RC-40）、再生砂	建設汚泥再生処理の過程で生ずる再生骨材等	
		岡山県北部砕石事業協同組合	1 美作市	再生砕石（RC-30、40）	コンクリート塊等	
		備北砕石協同組合	1 吉備中央町	再生砕石（RC-30、40）	〃	
		(株)美頭興産	1 岡山市	再生砕石（RC-40）	〃	

区 分	事 業 者 名	件数	製造加工場 所 在 地	製 品	循環資源	
各 種 資 材	再生骨材	東洋碎石工業(株)	1 倉敷市	再生碎石 (RC-30、40)	コンクリート塊等	
		(有)フジ工業	1 玉野市	再生碎石 (RC-40)	〃	
		野田商事運輸(株)	1 高梁市	再生碎石 (RC-40)、 再生割栗石	〃	
		巴建設(株)	1 津山市	再生碎石 (RC-30、40)	〃	
	61件	南備建設(有)	1 岡山市	再生砂 (道路用溶融 スラグ骨材)	溶融スラグ	
	コンクリート 2次製品	ランデス(株)	17 真庭市	コンクリート2次製品	高炉スラグ細骨材	
		岡山県ブロック工業(株)	6 真庭市	〃	〃	
		岡山コンクリート工業(株)	29 赤磐市等	〃	〃	
		光陽コンクリート工業(株)	8 真庭市	〃	〃	
		(株)サイコン	9 岡山市	〃	〃	
		(有)笹岡コンクリート	1 津山市	〃	〃	
		山陽コンクリート工業(株)	7 備前市	〃	〃	
		大一コンクリート(株)	6 岡山市	〃	〃	
		大和クレス(株)	17 瀬戸内市等	〃	〃	
		日本興業(株)	7 総社市	〃	〃	
		丸栄西部コンクリート(株)	5 矢掛町	〃	〃	
		三星コンクリート(株)	6 岡山市	〃	〃	
		(株)光田建材店	6 岡山市	〃	〃	
		(有)吉井ブロック工業	1 赤磐市	〃	〃	
		(有)豊和コンクリート	3 和気町	〃	〃	
		(有)興和コンクリート	1 笠岡市	〃	〃	
		(有)長瀬ブロック工業所	5 美作市	〃	〃	
		松本興業(有)	1 高梁市	〃	〃	
		八王寺工業(株)	1 倉敷市	〃	戻り生コン	
		ヒカリブロック工業(株)	1 吉備中央町	〃	高炉スラグ細骨材	
	142件	三栄コンクリート工業(株)	5 新見市	〃	〃	
	改良土	南備建設(有)	1 岡山市	改良土	建設発生土	
		(株)暁工業	1 岡山市	〃	〃	
		中野開発(株)	1 岡山市	〃	建設発生土、建設汚泥	
		(有)片岡久工務店	1 岡山市	〃	建設発生土	
		(有)東部リサイクルセンター	1 岡山市	〃	〃	
		(株)ヨシハラ機工	1 岡山市	〃	建設発生土、建設汚泥	
		(株)ヒオカ碎石鉱業所	1 岡山市	〃	建設発生土	
		(株)竹内組	1 岡山市	〃	〃	
		(株)トヨー商事	1 倉敷市	〃	建設発生土、建設汚泥	
		(有)ワールド吉備路	1 総社市	〃	建設発生土	
		(株)松浦組	2 笠岡市等	〃	建設発生土、建設汚泥	
		(株)アートコーポレーション	1 岡山市	〃	建設発生土	
		新力(株)	1 岡山市	〃	〃	
		(株)松田組	1 倉敷市	〃	〃	
		矢吹海運(有)	1 岡山市	〃	〃	
		田村碎石工業(株)	1 岡山市	〃	〃	
		東洋建設工業(株)	1 倉敷市	〃	〃	
		森泉建設(株)	1 岡山市	〃	〃	
	20件	(株)近藤建運	1 倉敷市	〃	〃	
	再生処理土	(株)太陽マテリアル	1 岡山市	再生処理土	建設汚泥	
		(株)アートコーポレーション	1 岡山市	〃	〃	
		(株)アートコーポレーション	1 岡山市	〃 (移動式施設にて製造)	〃	
		藤クリーン(株)	1 岡山市	〃	〃	
	5件	(株)西日本アチューマツトクリーン	1 岡山市	〃	〃	
	流動化処理土 1件	(株)西日本アチューマツトクリーン	1 岡山市	流動化処理土	建設汚泥	
	レディーミクストコ ンクリート 3件	ヒカリコンクリート(株)	3 岡山市	レディーミクストコ ンクリート	高炉スラグ細骨材	
	その他資材	J F E ミネラル(株)倉敷製造所	1 倉敷市	鉄鋼スラグ混入路盤材	高炉スラグ細骨材	
		大手開発(株)	1 倉敷市	S F スラグ混入路盤材	S F スラグ	
		ランデス(株)	10 真庭市	異種用資材 (歩道等ブロック、プランター等)	ヒノキ木片	
		日本植生(株)	11 津山市	植生シート、マット	木くず、再生プラスチック等	
		タマタイ産業(株)	3 岡山市	パーク堆肥等	樹皮等	
		(有)白滝有機産業	1 美作市	たい肥	食品残さ、剪定枝等	
		岡山県企業局	1 倉敷市	浄水ケーキ (園芸用土)	浄水スラッジ	
		岡山県南部水道企業団	1 倉敷市	浄水ケーキ (園芸用土)	浄水スラッジ	
		東快産業(株)	4 岡山市	擬木等	再生プラスチック、木くず	
		米田産業(株)	1 備前市	土壌改良材	高炉スラグ細骨材等	
		(株)日本資源開発社	1 岡山市	有機質被覆材	樹皮等	
		タマタイ産業(株)	4 岡山市	有機質被覆材	樹皮等	
		(株)セラテクノ備前工場	1 備前市	ブロック	児島湖底泥等	
		倉敷化工(株)	1 倉敷市	透水性舗装材	タイヤ等	

資料編（6 廃棄物・リサイクル関係）

区 分	事 業 者 名	件数	製造加工場 所 在 地	製 品	循環資源	
各 種 資 材	その他資材					
	岡山弁柄工業(株)	1	和気町	透水性舗装材	タイヤ等	
	日進ゴム(株)	3	岡山市	防草マット等	タイヤ	
	津山国産材加工協同組合	1	津山市	台形集成材	間伐材	
	(株)富士テック	1	勝央町	浸食防止材	フライアッシュ（石炭灰）	
	栄輝工管(株)	1	岡山市	緑化基盤材	樹皮、食品汚泥	
	オゴー開発(株)	1	岡山市	〃	〃	
	日特建設(株)岡山営業所	1	岡山市	〃	〃	
	東興建設(株)岡山営業所	1	倉敷市	〃	〃	
	不二道路工業(株)	1	倉敷市	〃	〃	
	中村建設(株)	1	高梁市	〃	〃	
	(株)森産業	1	高梁市	〃	〃	
	松尾工業(株)	1	岡山市	〃	樹皮等	
	山陽ロード工業(株)	1	津山市	〃	樹皮、食品汚泥	
	日本植生(株)	1	津山市	〃	〃	
	藤田興業(株)	1	岡山市	〃	樹皮等	
	(株)田村工務店	1	美作市	〃	〃	
	(株)佐野組	1	高梁市	〃	〃	
	アサヒ防災工事(株)	1	美咲町	〃	〃	
	山陽道路(株)	1	倉敷市	〃	伐採木	
	アマノ企業(株)岡山営業所	1	笠岡市	〃	〃	
	津山グリーン建設工業(株)	1	津山市	〃	〃	
	日本緑研(株)	1	美咲町	〃	〃	
	村上建設(株)	1	美咲町	〃	〃	
	(有)瀬戸内興商	1	久米南町	〃	〃	
	大王産業(株)	1	久米南町	〃	〃	
	(株)田中建設工業所	1	久米南町	〃	〃	
	69件					
	その他					
	明和製紙原料(株)	3	岡山市	家畜用敷料等	古紙	
	(株)城南エコテック	1	和気町	吸液材	古紙	
	(有)藤商	1	岡山市	充填材（枕の中身）	古紙	
	(株)エフピコ	1	笠岡市	食品トレイ	トレイ	
	(株)グリーンベスト	5	倉敷市	果物用容器包装	再生ポリエチレン樹脂	
	(株)リプロ	1	岡山市	境界杭	再生プラスチック	
	丸三化学工業(株)	1	倉敷市	梱包用バンド	再生プラスチック	
	(株)キョードー	1	岡山市	段ボール、段ボール箱	古紙	
	森下(株)	1	備前市	防球ネット	再生ペット樹脂	
	萩原工業(株)	1	倉敷市	ブルーシート	再生ポリエチレン	
	(株)日本リサイクルマネジメント	1	倉敷市	炭化製品	RDF（一般廃棄物固形燃料）	
	水島事業所					
	常裕パルプ工業(株)	2	倉敷市	成型燃料炭、床下調湿材	廃木材	
	海洋建設(株)	1	玉野市	魚礁	かき殻	
	山陽ロード工業(株)	1	津山市	視線誘導標	間伐材（支柱部分）	
	(株)タツシン	1	倉敷市	視線誘導標	廃タイヤ	
	(有)スウィート・ケア	1	倉敷市	ベッドマットレス	再生ポリエステル樹脂	
	(株)ライフネット難波	1	倉敷市	畳	古紙、廃木材	
	高田織物(株)	2	倉敷市	畳縁	再生ペット樹脂	
	森下(株)	3	備前市	分別回収容器等	再生ペット樹脂	
	(株)猿川	2	岡山市	ごみ袋	再生プラスチック	
	ワタナベ工業(株)	1	総社市	新聞雑誌整理袋	再生ポリエチレン樹脂	
	津山工業原料(株)	1	津山市	ごみ袋	再生ペット樹脂	
	35件					
	ダイセルノバフォーム(株)	2	津山市	果物用緩衝材	再生ポリエチレン樹脂	
計	177事業者	465				

(4) 岡山エコ事業所一覧

(平成19年9月30日現在)

区 分	事 業 所 名	所 在 地	取組みの概要
ゼロエミッション 事業所	1 明石被服興業(株)	倉敷市児島田の口	I S 0 14001の取得による環境 管理システムの構築、廃棄物の 排出抑制・再資源化の実施等
	2 (株)エフビコ 笠岡工場	笠岡市用之江	〃
	3 (株)岡山村田製作所	瀬戸内市邑久町福元	〃
	4 キリンビール(株) 岡山工場	岡山市瀬戸町万富	〃
	5 (株)クラレ 岡山事業所	岡山市海岸通	〃
	6 (株)クラレ 倉敷事業所(倉敷)	倉敷市酒津	〃
	7 (株)クラレ 倉敷事業所(玉島)	倉敷市玉島乙島	〃
	8 ゲンゼ(株) メンズ&キッズカンパニー久世工場	真庭市久世	〃
	9 サラヤ(株) 岡山営業所	岡山市下中野	〃
	10 サンケイ瀬戸内印刷(株) 岡山支店	岡山市妹尾	〃
	11 シャープタカヤ電子工業(株)	浅口郡里庄町里見	〃
	12 大正製薬(株) 岡山工場	勝田郡勝央町大平台	〃
	13 立花容器(株) 本社工場	倉敷市玉島	〃
	14 立花容器(株) 木製工場	倉敷市玉島	〃
	15 立花容器(株) 矢掛工場	小田郡矢掛町	〃
	16 中央化学(株) 岡山工場	美作市北山	〃
	17 中国セキスイ工業(株) ハイム岡山工場	岡山市古都宿	〃
	18 中国セキスイ工業(株) ツーユー九幡工場	岡山市九幡	〃
	19 中国電力(株) 流通事業本部 岡山電力所	岡山市福成	〃
	20 (株)永谷園 岡山工場	岡山市九幡	〃
	21 岡山大建工業(株)	岡山市海岸通	〃
	22 日本ペイント(株) 岡山工場	勝田郡勝央町大平台	〃
	23 平林金属(株) HIRAKINリサイクルファーム御津	岡山市御津高津	〃
	24 松下電器産業(株) 照明社 岡山工場	備前市友延	〃
	25 松下電器産業(株) パナソニックAVCネットワークス社 ネットワーク事業グループ 岡山工場	岡山市東平島	〃
	26 松下電器産業(株) パナソニックAVCネットワークス社 メディアビジネスユニット 津山工場	津山市草加部	〃
	27 水島工業株式会社	倉敷市水島	〃
	28 三菱自動車工業株式会社 水島製作所	倉敷市水島	〃
	29 矢崎部品(株) 新見工場	新見市西方	〃
	30 (株)湯山製作所 岡山工場	勝田郡奈義町	〃
	31 ローム・ワコーデバイス(株)本社	笠岡市富岡	〃
(31事業所) 一般事業所	1 アイサワ工業(株) 本店	岡山市表町	I S 0 14001の取得による環境 管理システムの構築、グリーン 調達の実施等
	2 明石被服興業(株)	倉敷市児島田の口	〃
	3 (有)浅田自動車	倉敷市児島	〃
	4 (株)エコビット	岡山市九幡	〃
	5 N E Cシステムテクノロジー(株) 岡山事業所	岡山市大内田	〃
	6 岡山日野自動車(株)本社及び岡山西支店	岡山市久米	〃
	7 (株)岡山村田製作所	瀬戸内市邑久町福元	〃
	8 (株)クラレ岡山事業所	岡山市海岸通	〃
	9 ゲンゼ(株) メンズ&キッズカンパニー久世工場	真庭市久世	〃
	10 (有)こうもと自動車	美作市朽木	〃
	11 サラヤ(株) 岡山営業所	岡山市下中野	〃
	12 山陽電研(株)	岡山市乙多見	〃
	13 シャープタカヤ電子工業(株)	浅口郡里庄町里見	〃
	14 生活協同組合おかやまコープ 藤田本部	岡山市藤田	〃
	15 生活協同組合おかやまコープ 本部(オルガ)	岡山市奉還町	〃
	16 (株)総社技術コンサルタント	総社市中央	〃

資料編 (6 廃棄物・リサイクル関係)

区 分	事 業 所 名	所 在 地	取組みの概要
一般事業所	17 大正製薬(株) 岡山工場	勝田郡勝央町大平台	I S O 14001の取得による環境管理システムの構築、グリーン調達の実施等
	18 大和ハウス工業(株) 岡山工場	赤磐市多賀	〃
	19 中国電力(株) 岡山支社	岡山市内山下	〃
	20 津山工業原料(株)本社	津山市草加部	〃
	21 津山自動車興業(株)	津山市瓜生原	〃
	22 日本植生(株) 本社	津山市高尾	〃
	23 日本植生(株) 東中国支店 岡山営業所	岡山市横井上	〃
	24 日本植生(株) 東中国支店 津山営業所	津山市高尾	〃
	25 日本ペイント(株) 岡山工場	勝田郡勝央町大平台	〃
	26 (株)北陽商会	新見市新見	〃
	27 松下電器産業(株) パナソニックAVCネットワークス社 ネットワーク事業グループ 岡山工場	岡山市東平島	〃
	28 松下電器産業(株) パナソニックAVCネットワークス社 メディアビジネスユニット 津山工場	津山市草加部	〃
	29 (有)真備自動車	倉敷市真備町	〃
	30 森六自動車(株)	新見市新見	〃
	31 (株)両備エネシス ガスカンパニー 豊浜ガス事業所	岡山市豊浜	〃
	32 (株)両備システムソリューションズ 本社	岡山市藤崎	〃
	33 両備ホールディングス(株) 両備ストアカンパニー 両備生鮮センター	岡山市藤田	〃
(33事業所)			
小 売 店	1 阿新農業協同組合 A コープあしん	新見市高尾	再生品の販売促進、容器包装の店頭回収、包装材の削減、レジ袋の削減等
	2 阿新農業協同組合 A コープいしが	新見市石蟹	〃
	3 阿新農業協同組合 A コープくさま	新見市草間	〃
	4 阿新農業協同組合 A コープてった	新見市哲多町本郷	〃
	5 阿新農業協同組合 A コープとよなが	新見市豊永佐伏	〃
	6 おかやまコープ コープ院庄	津山市院庄	〃
	7 おかやまコープ コープ大野辻	岡山市今	〃
	8 おかやまコープ コープ大福	岡山市大福	〃
	9 おかやまコープ コープ鴨方	浅口市鴨方町鴨方	〃
	10 おかやまコープ コープ北畝	倉敷市北畝	〃
	11 おかやまコープ コープ倉敷北	倉敷市宮前	〃
	12 おかやまコープ コープ西大寺	岡山市西大寺上	〃
	13 おかやまコープ コープ山陽	赤磐市下市	〃
	14 おかやまコープ コープ総社東	総社市総社	〃
	15 おかやまコープ コープ築港	岡山市築港元町	〃
	16 おかやまコープ コープ林田	津山市林田	〃
	17 おかやまコープ コープ東川原	岡山市東川原	〃
	18 キョーエイ 賀陽店	加賀郡吉備中央町上竹	〃
	19 キョーエイ 本店	高梁市栄町	〃
	20 キョーエイ 美袋店	総社市美袋	〃
	21 サンストア サンパーク新見店	新見市正田字橋ノ本	〃
	22 サンプラザ 食品館	真庭市垂水	〃
	23 J A つやま A コープ鏡野店	苫田郡鏡野町古川	〃
	24 ジャスコ イオン倉敷店	倉敷市水江	〃
	25 ジャスコ 岡山店	岡山市青江	〃
	26 ジャスコ 倉敷店	倉敷市笹沖	〃
	27 ジャスコ 津山店	津山市河辺	〃
	28 スーパータマヤ 宇野店	玉野市宇野	〃
	29 スーパータマヤ 東児店	玉野市東田井地	〃
	30 スーパータマヤ ニュータウン店	玉野市長尾	〃
	31 天満屋ハピータウン 久世店	真庭市久世	〃
	32 天満屋ハピータウン 岡南店	岡山市築港新町	〃
	33 天満屋ハピータウン 岡北店	岡山市中井町	〃
	34 天満屋ハピータウン 鴨方店	浅口市鴨方町六条院中	〃
	35 天満屋ハピータウン 児島店	倉敷市児島駅前	〃
	36 天満屋ハピータウン 西大寺店	岡山市西大寺南	〃
	37 天満屋ハピータウン 妹尾店	岡山市箕島	〃
	38 天満屋ハピータウン 玉野店	玉野市宇野	〃
	39 天満屋ハピータウン 原尾島店	岡山市原尾島	〃

区 分		事 業 所 名	所 在 地	取組みの概要
小 売 店	40	天満屋ハピータウン 円山店	岡山市円山	I S 0 14001の取得による環境管理システムの構築、グリーン調達の実施等
	41	天満屋ハピータウン リブ総社店	総社市門田	〃
	42	テンマヤハピーマート 江崎店	岡山市江崎	〃
	43	テンマヤハピーマート 老松店	倉敷市老松	〃
	44	テンマヤハピーマート 吉備津店	岡山市吉備津	〃
	45	テンマヤハピーマート 総社溝口店	総社市溝口	〃
	46	テンマヤハピーマート 西古松店	岡山市西古松西町	〃
	47	東久ストア 宇野店	玉野市宇野	〃
	48	東久ストア 上の町店	倉敷市児島上の町	〃
	49	東久ストア 菰池店	倉敷市菰池	〃
	50	東久ストア 中畦店	岡山市中畦	〃
	51	東久ストア 柳田店	倉敷市児島柳田町	〃
	52	ニシナ 矢掛小田店	小田郡矢掛町小田	〃
	53	ニシナ 小原店	津山市小原	〃
	54	ニシナ フードバスケット笠岡店	笠岡市富岡	〃
	55	ニシナ フードバスケット児島下の町店	倉敷市児島下の町	〃
	56	ニシナ フードバスケット西大寺店	岡山市広谷	〃
	57	ニシナ フードバスケット総社東店	総社市井手	〃
	58	ニシナ フードバスケット玉野長尾店	玉野市長尾	〃
	59	ニシナ フードバスケット連島中央店	倉敷市連島	〃
	60	ニシナ フードバスケット中島店	倉敷市中島	〃
	61	ニシナ フードバスケット中仙道店	岡山市中仙道	〃
	62	ニシナ フードバスケット南輝店	岡山市南輝	〃
	63	ニシナ フードバスケット西阿知店	倉敷市西阿知	〃
	64	ニシナ フードバスケット羽島店	倉敷市羽島	〃
	65	ニシナ フードバスケット堀南店	倉敷市堀南	〃
	66	ニシナ フードバスケット三門店	岡山市西崎	〃
	67	ニシナ フードバスケット水島北店	倉敷市北畝	〃
	68	ニシナ フードバスケット福島店	倉敷市福島	〃
	69	ニシナ フードバスケット真備店	倉敷市真備町川辺	〃
	70	ハピーズ 泉田店	岡山市泉田	〃
	71	ハピーズ 井原店	井原市西江原町	〃
	72	ハピーズ 岡山駅前店	岡山市駅前町	〃
	73	ハピーズ 卸センター店	岡山市問屋町	〃
	74	ハピーズ 笠岡美の浜店	笠岡市緑町	〃
	75	ハピーズ 岡輝店	岡山市奥田本町	〃
	76	ハピーマート 赤坂店	赤磐市町苅田	〃
	77	ハピーマート 足守店	岡山市足守	〃
	78	ハピーマート 小田中店	津山市小田中	〃
	79	ハピーマート 落合店	真庭市下方	〃
	80	ハピーマート 鏡野店	苫田郡鏡野町寺元	〃
	81	ハピーマート 笠岡吉田店	笠岡市吉田	〃
	82	ハピーマート 金川店	岡山市御津字垣	〃
	83	ハピーマート 亀甲店	久米郡美咲町原田	〃
	84	ハピーマート 京山店	岡山市谷万成	〃
	85	ハピーマート 国府市場店	岡山市国府市場	〃
	86	ハピーマート 勝央店	勝田郡勝央町岡	〃
	87	ハピーマート 建部店	岡山市建部町大田	〃
	88	ハピーマート 田の口店	倉敷市児島田の口	〃
	89	ハピーマート 西阿知店	倉敷市西阿知	〃
	90	ハピーマート 東一宮店	津山市東一宮	〃
	91	ハピーマート 弓削店	久米郡久米南町下弓削	〃
	92	ハピーマート 吉井店	赤磐市周匝	〃
	93	ハピーマート 和気店	和気郡和気町衣笠	〃
	94	ハピッシュ 山陽店	赤磐市沼田	〃
	95	ハピッシュ 志戸部店	津山市沼	〃
	96	ハピッシュ 高野店	津山市高野本郷	〃
	97	フレスタ 新見店	新見市高尾	〃
	98	ボルカ食品館	高梁市ボルカ通り	〃
	99	ボンエース 大佐店	新見市大佐小坂部	〃
	100	マックスバリュ 一宮店	岡山市櫛津	〃
	101	マックスバリュ 奥田南店	岡山市奥田南町	〃
	102	マックスバリュ 高松店	岡山市門前広田	〃
	103	マックスバリュ 備前店	備前市西片上	〃

資料編（6 廃棄物・リサイクル関係）

区 分		事 業 所 名	所 在 地	取組みの概要
小 売 店	104	マックスバリュ 桜が丘店	赤磐市桜が丘東	I S 0 14001の取得による環境管理システムの構築、グリーン調達の実施等
	105	マックスバリュ 和気店	和気郡和気町福富	〃
	106	マックスバリュ 連島店	倉敷市連島町	〃
	107	マックスバリュ 児島店	倉敷市児島	〃
	108	マックスバリュ 鴨方店	浅口市鴨方町鴨方	〃
	109	マックスバリュ 笠岡店	笠岡市入江	〃
	110	マツサカ 天城店	倉敷市藤戸町	〃
	111	マツサカ 岡南店	岡山市築港新町	〃
	112	マツサカ 金光店	浅口市金光町占見新田	〃
	113	マツサカ 新倉敷プラザ	倉敷市玉島爪崎西	〃
	114	マツサカ 新福店	岡山市新福	〃
	115	マツサカ 総社店	総社市中央	〃
	116	マツサカ 富井店	倉敷市上富井	〃
	117	マツサカ 平田店	倉敷市平田	〃
	118	マツサカ 船穂店	倉敷市船穂町船穂	〃
	119	マツサカ 真備プラザ	倉敷市真備町箭田	〃
	120	マツサカ 矢掛プラザ	小田郡矢掛町小林	〃
	121	マルイ イーランド店	津山市川崎	〃
	122	マルイ ウェストランド店	津山市二宮	〃
	123	マルイ 勝山店	真庭市三田	〃
	124	マルイ 志戸部店	津山市林田	〃
	125	マルイ 勝央店	勝田郡勝央町岡	〃
	126	マルイ 高野店	津山市高野山西	〃
	127	マルイ ノースランド店	津山市上河原	〃
	128	マルイ 本店	津山市元魚町	〃
	129	マルイ 湯郷店	美作市湯郷	〃
	130	丸大 プラザ店	新見市高尾	〃
	131	三井造船生活協同組合 荘内店	玉野市長尾	〃
	132	三井造船生活協同組合 田井店	玉野市田井	〃
	133	三井造船生活協同組合 日比店	玉野市御崎	〃
	134	三井造船生活協同組合 本部店	玉野市玉	〃
	135	三井造船生活協同組合 和田店	玉野市和田	〃
	136	リョービストア 伊福店	岡山市伊福町	〃
	137	リョービストア 連島店	倉敷市連島西之浦	〃
	138	リョービストア 富田店	倉敷市玉島八島	〃
	139	リョービプラッツ 泉田店	岡山市泉田	〃
	140	リョービプラッツ 雄町店	岡山市雄町	〃
	141	リョービプラッツ 西大寺店	岡山市西大寺上	〃
	142	リョービプラッツ 山南店	岡山市神崎町	〃
	143	リョービプラッツ 新倉敷店	倉敷市玉島	〃
	144	リョービプラッツ 玉島店	倉敷市玉島中央町	〃
	145	リョービプラッツ 灘崎店	岡山市灘崎町西紅陽台	〃
	146	リョービプラッツ 東連島店	倉敷市連島町連島	〃
	(147事業所) 147	リョービプラッツ 東山店	岡山市東山	〃
合計 211 事業所				

(5) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村 (平成19年度計画) (第4期市町村分別収集計画による)

(平成17年7月計画策定)

市町村【組合】 名	無色 ガラス	茶色 ガラス	その他 ガラス	その他 紙	PET	その他プラ		スチール	アルミ	段ボール	紙パック
							白色トレイ				
岡山市	○	○	○	○	○			○	○	○	○
倉敷市	○	○	○	○	○			○	○	○	○
津山市（旧津山市・旧加茂町・旧阿波村）	○	○	○		○	○		○	○	○	
玉野市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
笠岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
井原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総社市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
高梁市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
備前市（旧備前市）	○	○	○		○			○	○	○	○
（旧日生町）	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
瀬戸内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
赤磐市（旧山陽町・旧赤坂町）	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
真庭市（旧北房町・旧落合町）	○	○	○		○	○		○	○	○	○
（旧勝山町・旧久世町）	○	○	○		○	○		○	○	○	
（旧湯原町・旧美甘村・旧川上村・ 旧八束村・旧中和村）	○	○	○		○	○		○	○	○	
美作市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
瀬戸町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
早島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
船穂町	○	○	○	○	○			○	○	○	○
金光町	○	○	○					○	○	○	○
鴨方町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
寄島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
里庄町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
矢掛町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
真備町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
新庄村	○	○	○		○	○		○	○	○	
鏡野町（旧富村・旧奥津町・旧上斎原村）	○	○	○		○			○	○		
西粟倉村	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
美咲町（旧旭町）	○	○	○		○	○		○	○	○	○
（旧柵原町）					○			○	○		○
吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和気北部衛生施設組合（和気町・備前市（吉永町）・佐伯町・赤磐市（旧熊山町・旧吉井町））	○	○	○		○			○	○	○	
建部町久米南町衛生施設組合（建部町・久米南町）	○	○	○		○			○	○	○	○
津山圏域東部衛生施設組合（勝央町・津山市（旧勝北町）・奈義町）	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
津山圏域西部衛生施設組合（美咲町（旧中央町）・津山市（旧久米町）・鏡野町（旧鏡野町））	○	○	○					○	○		
岡山県合計（市町村数）	34	34	34	18	34	26	16	34	34	33	27

注) 市町村数は平成17年7月31日現在
○は実施予定品目

（6）平成19年度の市町村別の分別収集見込み量（計画）

（平成17年7月計画策定）

（トン）

市町村【組合】名	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙	PET	その他プラ	スチール	アルミ	段ボール	紙パック
岡山市	1,943.0	1,294.0	673.0	86.0	1,587.0	—	903.0	387.0	1,467.0	115.0
倉敷市	1,543.0	1,446.0	1,608.0	1,982.0	263.0	—	1,040.0	179.0	439.0	179.0
津山市 （一部事務組合収集分を除く）	462.0	427.0	120.0	—	295.0	1,240.0	290.0	130.0	63.0	—
玉野市	306.0	306.0	95.0	28.0	148.0	394.0	270.0	29.0	388.0	12.0
笠岡市	179.4	179.4	68.4	43.0	85.0	307.0	97.6	65.1	332.0	19.5
井原市	145.0	204.0	37.0	1.0	76.0	116.0	429.0	58.0	232.0	3.0
総社市	286.0	265.0	122.0	—	122.0	20.0	184.0	82.0	224.0	20.0
高梁市	179.0	124.0	41.0	147.0	104.0	354.0	62.0	42.0	75.0	36.0
新見市	168.0	181.0	40.0	1.0	10.0	3.0	98.0	48.0	120.0	5.0
備前市 （一部事務組合収集分を除く）	58.3	85.1	15.9	—	15.1	1.5	127.0	60.2	601.0	10.7
瀬戸内市	121.0	156.0	70.0	38.0	43.0	160.0	69.0	28.0	75.0	9.0
赤磐市 （一部事務組合収集分を除く）	83.0	57.0	26.0	—	47.0	134.0	48.0	13.0	87.0	3.0
真庭市	172.0	244.0	78.0	—	86.0	111.0	103.0	56.0	221.0	3.0
美作市	141.0	193.0	17.0	113.0	42.0	179.0	108.0	41.0	330.0	11.0
瀬戸町	32.0	46.0	59.0	—	23.0	2.0	37.0	9.0	46.0	2.0
早島町	14.0	15.0	12.0	2.0	6.0	1.0	38.0	13.0	57.0	2.0
船穂町	42.0	38.0	2.0	6.0	2.0	—	54.0	12.0	39.0	1.0
金光町	47.0	32.0	13.0	0.0	0.0	0.0	35.0	23.0	45.0	2.0
鴨方町	61.0	55.0	20.0	1.0	23.0	43.0	47.0	31.0	22.0	2.0
寄島町	18.0	25.0	5.0	0.1	10.0	11.0	16.0	7.0	26.0	1.0
里庄町	17.0	19.0	6.0	7.0	12.0	23.0	11.0	11.0	47.0	2.0
矢掛町	75.0	76.0	17.0	24.0	26.0	28.0	34.0	40.0	87.0	30.0
真備町	107.0	99.0	41.0	—	49.0	8.0	57.0	25.0	57.0	8.0
新庄村	4.0	5.0	2.0	—	2.0	2.0	5.0	2.0	3.0	—
鏡野町 （一部事務組合収集分を除く）	3.0	2.0	1.0	—	2.0	—	21.0	12.0	—	—
西栗倉村	8.0	12.0	1.0	8.0	2.0	15.0	4.0	2.0	22.0	1.0
美咲町 （一部事務組合収集分を除く）	8.0	11.0	3.0	—	12.0	9.0	30.0	12.0	11.0	1.0
吉備中央町	67.0	47.0	16.0	36.0	29.0	65.0	31.0	22.0	18.0	9.0
和気北部衛生施設組合（備前市の一部、赤磐市の一部、和気町、佐伯町）	128.0	125.0	30.0	—	18.0	—	158.0	21.0	92.0	—
建部町久米南町衛生施設組合（建部町、久米南町）	19.0	26.5	3.8	—	8.6	—	22.2	8.0	44.7	1.6
津山圏域東部衛生施設組合（津山市の一部、勝央町、奈義町）	85.0	100.0	22.0	—	35.0	180.0	30.0	15.0	50.0	—
津山圏域西部衛生施設組合（津山市の一部、美咲町の一部、鏡野町の一部）	66.0	77.0	12.0	—	—	—	19.0	20.0	—	—
合 計	6,587.7	5,972.0	3,277.1	2,523.1	3,182.7	3,406.5	4,477.8	1,503.3	5,320.7	488.8

（7）ごみ処理の推移

区分		年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総人口（人）			1,957,650	1,960,939	1,962,464	1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676	1,962,175	1,961,498	1,958,589
計画処理区域内人口（人）			1,957,650	1,960,939	1,962,464	1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676	1,962,175	1,961,498	1,958,589
	計画収集人口（人）		1,944,078	1,949,735	1,947,935	1,957,152	1,956,698	1,959,829	1,959,395	1,956,220	1,960,339	1,957,306
	自家処理人口（人）		13,572	11,204	14,529	5,818	6,480	3,038	8,281	5,955	1,159	1,283
計画処理外域内人口（人）			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画収集量（t/年）			607,697	609,705	619,769	628,115	652,094	631,961	646,339	662,341	656,639	640,581
直接搬入量（t/年）			58,893	56,741	59,268	60,288	82,269	66,499	71,192	78,825	82,406	76,127
自家処理量（t/年）			31,955	22,295	9,268	6,060	3,129	3,486	5,213	3,857	462	471
ごみ総排出量（t/年）			698,545	688,741	688,305	694,463	737,492	701,946	722,744	745,023	739,507	717,179
計画処理量	直接焼却（t/年）		526,433	529,185	541,549	558,580	580,752	592,157	606,508	634,076	633,275	615,203
	コンポスト（t/年）		1,505									
	中間処理（t/年）		69,284	76,054	56,127	52,651	53,840	47,666	51,235	56,183	54,182	56,525
	直接資源（t/年）				18,406	23,347	34,871	25,307	29,115	23,649	21,617	19,748
	直接埋立（t/年）		69,368	61,207	62,955	53,825	64,900	33,330	30,673	27,258	29,971	25,232
計			666,590	666,446	679,037	688,403	734,363	698,460	717,531	741,166	739,045	716,708
焼却量（t/年）			534,069	536,056	547,970	565,135	589,296	600,271	608,019	642,900	641,672	623,724
最終処分量（t/年）			168,985	156,053	151,904	141,988	158,323	117,903	107,982	106,978	110,556	77,986
資源化量（t/年）			37,876	45,344	50,604	54,780	64,970	55,177	67,838	72,211	68,024	137,679
集団回収量（t/年）			50,462	53,347	55,757	58,659	61,037	62,931	62,840	60,294	61,809	63,131
リサイクル率（t/年）			12.3	13.7	14.5	15.2	15.9	15.5	16.7	16.5	16.2	25.8

※中間処理は、焼却以外の粗大ごみ処理施設や資源化施設での処理をいう
※焼却量＝直接焼却量＋中間処理残さの焼却量
※最終処分量＝直接埋立量＋焼却残さ及び中間処理残さの埋立量
※直接資源とは、中間処理を経ないで資源化されるものをいう
※リサイクル率＝（資源化量＋集団回収量）／（計画処理量＋集団回収量） なお、計画処理量＝計画収集量＋直接搬入量

（8）ごみ処理の状況

（平成17年度） 1 / 2

市町村名	総人口	計画収集人口①	自家処理人口②	ごみ排出量 t/年					集団回収量 t/年⑧	収 集 量 (内訳) t/年					
				収集量③	直接搬入量④	搬入総量⑤=③+④	自家処理量⑥	総 量⑦=⑤+⑥		混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ
岡 山 市	659,882	659,882	0	252,192	10,609	262,801	0	262,801	18,959	0	225,770	11,416	12,260	160	2,586
倉 敷 市	469,744	469,726	18	161,903	25,625	187,528	6	187,534	18,776	0	150,070	3,656	7,723	119	335
津 山 市	110,425	110,425	0	31,949	2,346	34,295	0	34,295	4,133	0	26,133	1,476	3,328	790	222
玉 野 市	68,569	68,569	0	21,990	4,397	26,387	0	26,387	2,540	0	17,641	1,733	2,473	0	143
笠 岡 市	57,610	57,610	0	16,989	1,470	18,459	0	18,459	1,899	0	13,469	916	2,524	0	80
井 原 市	46,572	46,134	438	11,552	1,905	13,457	160	13,617	2,076	0	9,529	729	1,151	0	143
総 社 市	66,860	66,860	0	22,751	7,860	30,611	0	30,611	1,676	0	18,954	788	1,796	22	1,191
高 梁 市	37,414	37,414	0	11,530	524	12,054	0	12,054	801	0	9,043	748	1,361	0	378
新 見 市	36,708	36,708	0	10,936	495	11,431	0	11,431	1,194	0	9,135	287	1,067	0	447
備 前 市	41,664	41,664	0	10,823	2,474	13,297	0	13,297	1,598	0	9,212	378	980	0	253
瀬戸内市	40,164	40,158	6	11,116	1,553	12,669	3	12,672	1,284	0	10,009	295	455	5	352
赤 磐 市	45,437	45,054	383	10,633	1,117	11,750	112	11,862	1,401	0	8,898	99	1,280	32	324
真 庭 市	53,894	53,894	0	10,149	5,647	15,796	0	15,796	2,458	0	8,692	390	926	0	141
美 作 市	33,846	33,846	0	7,029	3,642	10,671	0	10,671	397	0	5,386	113	1,530	0	0
浅 口 市	38,446	38,446	0	13,599	1,074	14,673	0	14,673	1,747	0	11,348	1,379	806	6	60
建 部 町	6,860	6,860	0	1,463	147	1,610	0	1,610	0	0	781	195	448	0	39
瀬 戸 町	14,926	14,926	0	5,521	308	5,829	0	5,829	278	0	4,539	0	671	311	0
和 気 町	16,572	16,134	438	2,757	1,708	4,465	190	4,655	632	0	2,557	0	172	0	28
早 島 町	12,091	12,091	0	4,614	463	5,077	0	5,077	123	0	3,815	324	473	0	2
里 庄 町	11,049	11,049	0	3,445	1,011	4,456	0	4,456	322	0	2,964	280	188	0	13
矢 掛 町	16,267	16,267	0	3,424	614	4,038	0	4,038	514	0	2,728	185	487	0	24
新 庄 村	1,098	1,098	0	169	35	204	0	204	0	0	137	7	25	0	0
鏡 野 町	14,877	14,877	0	2,939	171	3,110	0	3,110	0	0	2,350	296	164	0	129
勝 央 町	11,555	11,555	0	2,573	281	2,854	0	2,854	0	0	1,687	50	836	0	0
奈 義 町	6,714	6,714	0	1,229	164	1,393	0	1,393	0	0	979	29	221	0	0
西栗倉村	1,705	1,705	0	267	160	427	0	427	0	0	200	5	62	0	0
久米南町	5,936	5,936	0	1,416	137	1,553	0	1,553	0	0	842	172	371	0	31
美 咲 町	17,356	17,356	0	3,167	184	3,351	0	3,351	0	0	2,237	311	541	0	78
吉備中央町	14,348	14,348	0	2,456	6	2,462	0	2,462	323	0	1,783	152	408	0	113
合 計	1,958,589	1,957,306	1,283	640,581	76,127	716,708	471	717,179	63,131	0	560,888	26,409	44,727	1,445	7,112

（平成17年度） 2 / 2

市町村名	ごみ処 理 量 t/年						中間処理 に伴う資 源化量 t/年 ⑫	1人1日 当たり排 出量 g/人・日 =⑦/ {(①+②) *365}	生活系ごみ g/人・日	事業系ごみ g/人・日	減容処理率 =(⑪-⑨) /⑪	リサイクル 率= (⑧+⑩+ ⑫)/ (⑧+⑪)	
	直 接 埋立量 ⑨	中間処理				直 接 資源化量 ⑩							合 計 ⑪
		直 接 焼却量	粗大処理	資 源 化	そ の 他								
岡 山 市	9,208	234,989	5,868	5,451	0	7,285	262,801	18,291	1,091	747	344	96.5%	15.8%
倉 敷 市	1,792	169,674	6,550	3,210	0	6,302	187,528	75,043	1,094	608	486	99.0%	48.5%
津 山 市	796	27,579	654	4,550	0	716	34,295	3,280	851	550	301	97.7%	21.2%
玉 野 市	2,688	20,329	1,081	2,289	0	0	26,387	2,788	1,054	790	265	89.8%	18.4%
笠 岡 市	0	14,818	1,117	2,516	0	8	18,459	2,822	878	603	275	100.0%	23.2%
井 原 市	140	11,246	595	1,476	0	0	13,457	1,117	801	712	89	99.0%	20.6%
総 社 市	5,058	21,243	2,475	1,835	0	0	30,611	2,874	1,254	1,045	209	83.5%	14.1%
高 梁 市	0	9,422	1,183	1,449	0	0	12,054	1,757	883	592	291	100.0%	19.9%
新 見 市	1,146	9,218	0	0	0	1,067	11,431	0	853	511	342	90.0%	17.9%
備 前 市	1,598	9,924	66	1,623	0	86	13,297	909	874	712	163	88.0%	17.4%
瀬戸内市	462	11,421		786	0	0	12,669	535	864	699	165	96.4%	13.0%
赤 磐 市	0	9,871	288	711	99	781	11,750	783	715	556	159	100.0%	22.5%
真 庭 市	0	12,953	880	636	168	1,159	15,796	1,129	803	495	308	100.0%	26.0%
美 作 市	154	8,365	0	2,152	0	0	10,671	2,152	864	571	293	98.6%	23.0%
浅 口 市	1,338	12,150	317	586	122	160	14,673	849	1,046	716	330	90.9%	16.8%
建 部 町		881	281	448	0	0	1,610	448	643	595	48	100.0%	27.8%
瀬 戸 町	0	4,539	0	830	0	460	5,829	523	1,070	829	241	100.0%	20.6%
和 気 町	0	4,014	242	0	0	209	4,465	84	770	487	282	100.0%	18.1%
早 島 町	434	4,170	0	112	0	361	5,077	113	1,150	799	352	91.5%	11.5%
里 庄 町	0	3,965	303	188	0	0	4,456	274	1,105	689	416	100.0%	12.5%
矢 掛 町	185	3,329	37	487	0	0	4,038	487	680	563	117	95.4%	22.0%
新 庄 村	8	152	0	7	0	37	204	15	509	487	22	96.1%	25.5%
鏡 野 町	58	2,511	366	60	0	115	3,110	53	573	567	6	98.1%	5.4%
勝 央 町	0	1,911	0	487	0	456	2,854	380	677	648	28	100.0%	29.3%
奈 義 町	0	1,109	0	284	0	0	1,393	221	568	513	55	100.0%	15.9%
西粟倉村	6	322	0	99	0	0	427	99	686	567	119	98.6%	23.2%
久米南町	0	912	270	371	0	0	1,553	371	717	671	46	100.0%	23.9%
美 咲 町	128	2,403	248	69	10	493	3,351	101	529	500	29	96.2%	17.7%
吉備中央町	33	1,783	232	361	0	53	2,462	433	470	368	103	98.7%	29.0%
合 計	25,232	615,203	23,053	33,073	399	19,748	716,708	117,931	1,003	673	330	96.5%	25.8%

（9） ごみ処理の有料化の状況

（平成18年度実績）

区 分		実 施 市 町 村 名
一 般 ご み	指 定 袋	津山市、笠岡市、総社市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、新庄村、鏡野町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町（加茂川地区）
	他	
粗 大 ご み	荷 札 等	岡山市、倉敷市、総社市、笠岡市、新見市、備前市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、新庄村、鏡野町、久米南町、美咲町
	他	津山市、玉野市、井原市、勝央町、奈義町

※一般ごみは粗大ごみ以外のごみ。
※市町村内の地域によって有料化の状況が異なる場合には、主たる地域が有料化している場合を有料化とした。

（10）市町村（一部事務組合）の一般廃棄物処理施設

ア 焼却施設

（平成19年3月31日現在稼働中）

地域名	設置主体 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山南環境センター	岡山市豊成1-4-1	220	S 53	岡山市
	岡当新田環境センター	岡山市当新田486-1	300	H 6	岡山市
	岡東部クリーンセンター	岡山市西大寺新地453-5	450	H 13	岡山市
	岡瀬戸クリーンセンター	岡山市瀬戸町万富2370-1	24	H 11	岡山市
	玉東清掃センター	玉野市槌ヶ原3072-5	150	S 53	玉野市
	備前クリーンセンター	備前市八木山859-4	34	H 10	備前市
	瀬戸クリーンセンターかもめ	瀬戸内市牛窓町牛窓228	30	H 9	瀬戸内市
	赤山陽桜が丘清掃センター	赤磐市中島357-1	30	S 57	赤磐市
	赤坂環境センター	赤磐市多賀2546-6	6	H 6	赤磐市
	和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原1512-3	40	H 6	備前市、赤磐市、和気町
備中	倉敷水島敷島清掃工場	倉敷市水島川崎通1-1-4	300	H 6	倉敷市（早島町）
	新見クリーンセンター	新見市金谷253	46	H 11	新見市
	倉敷西部清掃施設組合 清掃工場	倉敷市玉島道越888-1	180	H 10	倉敷市、浅口市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	180	H 9	倉敷市、総社市
	岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	里庄町新庄3655	100	H 11	笠岡市、浅口市、里庄町
	岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター	井原市木之子町2192-1	90	H 6	井原市、矢掛町
	高梁地域事務組合 清掃センター	高梁市段町748	56	H 10	高梁市、吉備中央町
	水島エコワークス株式会社 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設	倉敷市水島川崎通1-14-5	555 (うち一廃303)	H 17	倉敷市
美作	津ごみ焼却場	津山市小桁401-15	110	S 51	津山市
	真庭クリーンセンターまにわ	真庭市檜西290	30	H 11	真庭市
	真庭北部クリーンセンター	真庭市蒜山初和592-1	20	H 3	真庭市（新庄村）
	美作北部環境美化センター	美作市瀬戸151-4	15	S 63	美作市（西栗倉村）
	美作南部環境美化センター	美作市三倉田93	40	H 2	美作市
	鏡野北部衛生クリーンセンター	鏡野町井坂523-3	10	H 4	鏡野町
	津山圏域西部衛生施設組合 清掃センター	津山市中北下365	14	S 58	津山市、鏡野町、美咲町
	岡山市久米南町衛生施設組合 クリーンセンター	久米南町上神目313-6	13	H 5	岡山市、久米南町
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	30	H 6	真庭市、美咲町
	津山圏域東部衛生施設組合	奈義町上町川186	25	S 59	津山市、勝央町、奈義町
合 計		28	2,846		

備考）構成市町村には、広域化の過渡期における一時的な処理委託は含めていない。

イ 粗大ごみ処理施設

(平成19年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
備 前	岡 山 市 東 部 リ サ イ ク ル プ ラ ザ	岡山市西大寺新地453-5	58	H13	岡山市
	玉 野 市 東 清 掃 セ ン タ ー 粗 大 ご み 処 理 場	玉野市槌ヶ原3072-5	35	H 5	玉野市
	和 気 北 部 衛 生 施 設 組 合 ク リ ー ン セ ン タ ー	和気町益原1512-3	10	H 6	備前市、赤磐市、和気町
備 中	倉 敷 市 倉 敷 粗 大 ご み 処 理 場	倉敷市二子1917-4	80	H 6	倉敷市
	総 社 広 域 環 境 施 設 組 合 吉 備 路 ク リ ー ン セ ン タ ー	倉敷市真備町箭田481	34	H 9	倉敷市、総社市
	岡 山 県 西 部 衛 生 施 設 組 合 井 笠 広 域 資 源 化 セ ン タ ー	笠岡市平成町105	40	H 7	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
	高 梁 地 域 事 務 組 合 高 梁 粗 大 ご み 処 理 施 設	高梁市段町748	30	S 55	高梁市、吉備中央町
美 作	津 山 市 津 山 粗 大 ご み 処 理 施 設	津山市小桁401-15	30	S 63	津山市
	津 山 市 津 山 圏 域 西 部 衛 生 施 設 組 合 粗 大 ご み 処 理 施 設	津山市中北下365	15	S 63	津山市、鏡野町、美咲町
	岡 山 県 中 部 環 境 施 設 組 合 コ ス モ ス ク リ ー ン セ ン タ ー	真庭市宮地631-3	10	H 6	真庭市、美咲町
合 計		10	342		

ウ 再生利用施設

(平成19年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
備 前	岡 山 市 東 部 リ サ イ ク ル プ ラ ザ	岡山市西大寺新地453-5	27	H13	岡山市
	岡 山 市 瀬 戸 ク リ ー ン セ ン タ ー	岡山市瀬戸町万富2370-1	4	H11	岡山市
	玉 野 市 玉 野 東 清 掃 セ ン タ ー リ サ イ ク ル プ ラ ザ	玉野市槌ヶ原3072-1	7	H15	玉野市
備 中	浅 口 市 浅 口 リ サ イ ク ル セ ン タ ー	浅口市鴨方町深田930-1	3	H 9	浅口市
	岡 山 県 西 部 衛 生 施 設 組 合 リ サ イ ク ル プ ラ ザ	笠岡市平成町105	27	H12	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
	高 梁 地 域 事 務 組 合 高 梁 リ サ イ ク ル プ ラ ザ	高梁市落合町阿部2527-1	14.6	H12	高梁市、吉備中央町
美 作	津 山 市 津 山 資 源 化 セ ン タ ー	津山市横山648-1	30	S 62	津山市
	津 山 市 津 山 プラスチック容器包装圧縮梱包作業棟	津山市横山648-1	4.7	H15	津山市
	津 山 市 津 山 市 P E T ボ ト ル 圧 縮 施 設	津山市横山648-1	1	H12	津山市
	真 庭 市 真 庭 リ サ イ ク ル プ ラ ザ	真庭市檜西290	11	H11	真庭市
	美 作 市 美 作 リ サ イ ク ル セ ン タ ー	美作市岩辺142-1	2.6	H14	美作市 (西栗倉村)
合 計		11	131.9		

エ し尿処理施設

(平成19年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体 施設名	設置場所	処理能力 (kl/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡一宮山浄化センター	岡山市一宮217	100	S43	岡山市
	(同上)	(同上)	200	S54	岡山市
	岡当新田山浄化センター	岡山市当新田488-4	70	S60	岡山市
	岡犬島山浄化センター	岡山市犬島179	0.35	S62	岡山市
	玉西清掃野センター	玉野市深井町9-18	100	S50	玉野市
	備衛生センター	備前市穂浪2459-1	43	S39	備前市
	瀬長船衛生センター	瀬戸内市長船町福里589-1	18	S62	瀬戸内市
	神崎衛生施設組合	岡山市神崎町2676	180	H9	岡山市、瀬戸内市
	旭川中部衛生施設組合 旭清苑	岡山市御津鹿瀬650	42	H4	岡山市、久米南町、 吉備中央町
	和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合 和気赤磐衛生センター	和気町本2	50	H14	備前市、赤磐市、和気町
備中	倉白楽町敷し尿処理市場	倉敷市白楽町424	240	S40	倉敷市
	倉水島敷し尿処理市場	倉敷市水島川崎通1丁目	128	S44	倉敷市
	倉玉島敷し尿処理市場	倉敷市玉島乙島8255	70	S56	倉敷市
	浅金光し尿浄化センター	浅口市金光町八重318-2	20	H元	浅口市
	新衛生センター	新見市金谷252	50	S52	新見市
	備南衛生施設組合 清鶴苑	倉敷市茶屋町1919	80	S60	岡山市、倉敷市、早島町
	総社広域環境施設組合 アクアセンター 吉備路	総社市窪木1101-1	90	H19	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター	笠岡市平成町100	210	S63	笠岡市、井原市、浅口市、 矢掛町、里庄町
	高梁地域事務組合 し尿処理場	高梁市段町748	62	S50	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市庭敷し尿処理施設 旭水苑	真庭市野原9-1	100	H6	真庭市(新庄村、鏡野町、 美咲町)
	津山圏域衛生処理組合 津山圏域衛生処理センター	津山市川崎458	150	S58	津山市、鏡野町、美咲町
	勝英衛生施設組合 滝川苑	勝央町小矢田東河原31	74	S61	美作市、勝央町、美咲町 西粟倉村、奈義町
合 計		22	2,077.35		

オ 最終処分地施設

（平成19年3月31日現在埋立中）

地域名	設置主体名 最終処分場名	所在地	設置 区分	土地所有		埋立面積 (㎡)	全体容量 (㎥)	埋立物										埋立 開始年
				自己	他			混合	可燃	不燃	資源	直搬	粗大	中間 残渣	焼却 残渣	その他		
備前	岡山三手山最終処分場	岡山市三手108-1	平地	○		12,600	59,700			○		○	○		○		1996	
	岡山上新山最終処分場	岡山市山上152	山間	○		36,900	450,000			○		○		○	○		2006	
	岡山市久米南町衛生施設組合大田最終処分場	岡山市建部町大田4204-5	山間	○		5,354	10,800			○		○			○		1985	
	玉野市一般廃棄物最終処分場	玉野市和田7丁目802-8	山間	○		42,000	333,200			○		○		○	○		1992	
	備前市一般廃棄物最終処分場	備前市三石2952-1	山間	○		10,400	86,000			○		○		○	○		1983	
	備前市日生一般廃棄物最終処分場	備前市日生町寒河855-2	山間	○		4,390	15,554							○	○		1996	
	瀬戸内市一般廃棄物最終処分場	瀬戸内市牛窓町牛窓1099-3	平地		○	20,000	50,000			○				○			1977	
	和気北部衛生施設組合クリーンセンター	和気町益原1512-3	山間	○		5,700	26,000							○	○	○	1994	
備中	倉敷市東部最終処分場（2期）	倉敷市二子1923-5	山間	○		33,000	330,000			○		○	○	○	○		2003	
	総社市一般廃棄物最終処分場	総社市下倉3784	山間	○		23,000	188,000					○		○	○		1982	
	総社市宿ごみ埋立地	総社市宿1875-1	山間	○		200	600									○	1970	
	総社市大谷廃棄物捨場	総社市清音軽部999-3	山間	○		2,671	15,500							○		○	1970	
	倉敷市不燃物処分場	倉敷市船穂町船穂7052-1外	山間	○		7,924	55,769			○							1977	
	倉敷市不燃物投入場	倉敷市真備町箭田2164-1外	山間	○		5,486	13,580									○	1987	
	井原市井野々迫埋立処分場	井原市高屋町字野々迫509外	山間	○		7,095	30,000					○			○		1990	
	新見市一般廃棄物最終処分場	新見市土橋2063-5	山間	○		5,377	26,700			○			○		○		1981	
	浅口市金光一般廃棄物最終処分場	浅口市金光町下竹地内	山間	○		8,400	39,700			○							2000	
	早島町一般廃棄物埋立処分地	早島町大字矢尾地内	山間	○		42,000	224,000			○			○				1981	
	岡山県西部衛生施設組合見崎山埋立処分地	笠岡市神島59	山間	○		25,000	199,250							○	○		1978	
	高梁地域事務組合一般廃棄物最終処分場	高梁市松原町松岡5424外	山間	○		22,000	126,000			○				○	○		1980	

地域名	設置主体名 最終処分場名	所在地	設置 区分	土地所有		埋立面積 (㎡)	全体容量 (㎡)	埋立物										埋立 開始年
				自己	他			混合	可燃	不燃	資源	直搬	粗大	中間 残渣	焼却 残渣	その他		
美作	津山市 不燃物専用埋立地（管理型）	津山市横山648-1	山間		○	10,000	56,000			○				○	○		1999	
	真庭市 ガレキ処分場	真庭市樫東1379-18	山間	○		5,629	36,485									○	1996	
	真庭市 一般廃棄物最終処分場	真庭市目木772-107外	山間	○		4,500	27,000			○					○		1999	
	美作市 埋立処分地施設	美作市瀬戸151-4	山間	○		2,698	12,312			○				○	○		1988	
	鏡野町 北部衛生クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	鏡野町井坂524-1外	平地	○		5,100	18,785			○				○	○		1994	
	美咲町 柵原クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	美咲町連石856-1	山間	○		3,200	14,544			○				○	○		1991	
	美咲町 藤原一般廃棄物最終処分場	美咲町藤原830	山間	○		6,000	15,056			○							1993	
	津山圏域西部衛生施設組合 最終処分場	美咲町打穴西地内	山間		○	12,500	75,000			○							1978	
	津山圏域西部衛生施設組合 新最終処分場	美咲町打穴西地内	山間		○	1,630	3,900								○		1999	
	岡山県中部環境施設組合 一般廃棄物最終処分場	美咲町江与味3353外	山間	○		4,500	24,500							○	○		2001	
合 計		30				375,254	2,563,935											

(H19年度埋立開始)

備中	新見市 新見市処理センター	新見市哲多町宮河内1940-24	山間	○		4,200	27,400						○		○		2007
----	------------------	------------------	----	---	--	-------	--------	--	--	--	--	--	---	--	---	--	------

(11) し尿処理の推移

区 分 \ 年 度		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 人 口 (人)		1,955,289	1,957,650	1,960,939	1,962,464	1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676	1,962,175	1,961,498	1,958,589
計画処理区域内人口 (人)		1,955,289	1,957,650	1,960,939	1,962,464	1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676	1,962,175	1,961,498	1,958,589
水 洗 化 人 口	下 水 道 (人)	485,655	518,607	570,979	523,220	563,992	740,498	760,692	816,843	798,124	809,181	845,676
	浄 化 槽 (人)	630,842	654,137	697,286	718,768	722,764	648,459	689,253	660,194	694,487	700,969	681,151
	コミュニティプラント (人)	4,042	4,005	3,998	3,957	3,989	2,974	2,919	2,938	1,367	1,389	502
	小 計 (人)	1,120,539	1,176,749	1,272,263	1,245,945	1,290,745	1,391,931	1,452,864	1,479,975	1,493,978	1,511,539	1,527,329
	計画収集人口 (人)	767,045	720,703	639,184	672,507	632,005	535,373	481,143	461,198	447,442	432,618	415,693
自家処理人口 (人)		67,705	60,198	49,563	44,012	40,220	35,874	28,860	21,503	20,775	17,341	15,567
計画処理区域外人口 (人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画収集処理量 (kl / 年)		831,831	845,405	851,724	846,814	842,180	823,404	826,233	815,691	807,370	783,369	761,977
し尿処理施設 (kl / 年)	し尿処理施設 (kl / 年)	717,037	733,525	760,387	755,421	757,566	739,576	724,218	718,385	693,345	666,562	646,532
	下 水 道 投 入 (kl / 年)	102,051	99,898	82,224	82,381	75,763	75,026	92,550	94,656	98,855	102,026	103,180
	農 村 還 元 (kl / 年)	4,732	2,982	1,544	0	0	0	0	0	0	101	20
	そ の 他 (kl / 年)	8,011	9,000	7,569	9,012	8,851	8,802	9,465	2,650	15,170	14,680	12,245
自 家 処 理 量 (kl / 年)		38,543	35,638	32,572	28,023	27,420	22,456	21,367	16,697	15,131	9,194	8,416
計 (kl / 年)		870,374	882,755	884,296	874,837	869,600	845,860	847,600	832,388	822,501	792,563	770,393

(12) し尿処理の状況

(平成17年度)

市町村名	し尿 収集人口	自家処理 人口	コミュニティ プラント人口	浄 化 槽 人 口			し尿処理施設処理量 KL/年			下水道投入等処理量 KL/年			合 計 KL/年		
				合 併	単 独	(合計)	し 尿	浄化槽汚泥	(合計)	し 尿	浄化槽汚泥	(合計)	し 尿	浄化槽汚泥	(合計)
岡 山 市	99,785	125	502	96,754	183,694	280,448	57,738	114,317	172,055	15,943	33,245	49,188	73,681	147,562	221,243
倉 敷 市	53,950	730	0	96,556	60,745	157,301	38,703	71,870	110,573	8,891	32,844	41,735	47,594	104,714	152,308
津 山 市	47,362	1,798	0	26,428	870	27,298	29,302	16,232	45,534	616	10,600	11,216	29,918	26,832	56,750
玉 野 市	10,128	150	0	5,687	3,011	8,698	10,450	9,244	19,694	0	0	0	10,450	9,244	19,694
笠 岡 市	15,603	2,290	0	10,299	7,566	17,865	12,907	12,123	25,030	31	29	60	12,938	12,152	25,090
井 原 市	21,225	73	0	8,369	6,274	14,643	13,787	14,995	28,782	33	36	69	13,820	15,031	28,851
総 社 市	9,768	801	0	16,655	3,722	20,377	7,026	19,253	26,279	13	37	50	7,039	19,290	26,329
高 梁 市	13,042	1,901	0	7,772	3,019	10,791	7,490	6,727	14,217	12	12	24	7,502	6,739	14,241
新 見 市	13,584	0	0	7,258	786	8,044	12,328	5,860	18,188	34	16	50	12,362	5,876	18,238
備 前 市	6,055	334	0	4,204	2,702	6,906	6,989	7,282	14,271	0	0	0	6,989	7,282	14,271
瀬戸内市	16,260	53	0	17,366	4,830	22,196	15,213	13,687	28,900	63	26	89	15,276	13,713	28,989
赤 磐 市	13,486	0	0	20,382	1,844	22,226	12,243	0	12,243	0	8,437	8,437	12,243	8,437	20,680
真 庭 市	25,694	2,343	0	15,351	5,337	20,688	17,024	22,039	39,063	0	0	0	17,024	22,039	39,063
美 作 市	10,472	120	0	1,814	4,954	6,768	5,312	5,297	10,609	0	0	0	5,312	5,297	10,609
浅 口 市	17,549	495	0	5,225	3,167	8,392	15,311	5,001	20,312	20	2,650	2,670	15,331	7,651	22,982
建 部 町	1,924	80	0	2,047	295	2,342	1,835	1,690	3,525	0	0	0	1,835	1,690	3,525
瀬 戸 町	658	33	0	3,283	806	4,089	1,630	2,601	4,231	0	0	0	1,630	2,601	4,231
和 気 町	827	0	0	1,077	43	1,120	604	381	985	0	0	0	604	381	985
早 島 町	396	0	0	55	824	879	342	414	756	2	3	5	344	417	761
里 庄 町	5,579	12	0	2,688	772	3,460	5,701	2,557	8,258	14	6	20	5,715	2,563	8,278
矢 掛 町	6,257	0	0	4,932	420	5,352	4,370	3,272	7,642	11	8	19	4,381	3,280	7,661
新 庄 村	544	242	0	273	39	312	387	337	724	0	0	0	387	337	724
鏡 野 町	5,161	1,892	0	3,939	2,827	6,766	4,515	1,964	6,479	92	1,145	1,237	4,607	3,109	7,716
勝 央 町	2,520	32	0	1,271	510	1,781	1,512	1,155	2,667	0	0	0	1,512	1,155	2,667
奈 義 町	3,420	125	0	2,573	596	3,169	2,212	2,929	5,141	0	0	0	2,212	2,929	5,141
西栗倉村	299	0	0	1,369	37	1,406	108	28	136	0	0	0	108	28	136
久米南町	2,200	466	0	1,608	652	2,260	1,800	1,729	3,529	10	9	19	1,810	1,738	3,548
美 咲 町	6,439	480	0	4,689	4,430	9,119	4,843	4,246	9,089	41	516	557	4,884	4,762	9,646
吉備中央町	5,506	992	0	5,282	1,173	6,455	3,531	4,089	7,620	0	0	0	3,531	4,089	7,620
合 計	415,693	15,567	502	375,206	305,945	681,151	295,213	351,319	646,532	25,826	89,619	115,445	321,039	440,938	761,977

(13) 市町村一般廃棄物焼却施設概要一覧表

市 町 村 名	施 設 名 称	炉の構造	排 ガ ス 処 理 方 式	炉 番 号	処理 能力 (t/日)	処理 能力 (t/時)	排 出 ガ ス	
							測定年月日	測定値 (ng-TEQ/m ³)
岡山市	岡南環境センター	全連続	バグフィルタ	2	110	4.583	H18. 6. 9	0.000002
				3	110	4.583	H18. 6. 9	0.0000036
	当新田環境センター	全連続	バグフィルタ	1	150	6.25	H18. 9. 6	0.064
				2	150	6.25	H18. 9. 7	0.045
	東部クリーンセンター	全連続	バグフィルタ	1	150	6.25	H18. 7.13	0.0092
				2	150	6.25	H18. 7.11	0.0074
				3	150	6.25	H18. 7.12	0.0064
	瀬戸クリーンセンター	機械化パッチ	バグフィルタ	1	12	1.5	H18.12.27	0.027
				2	12	1.5	H18.12.27	0.081
倉敷市	水島清掃工場	全連続	バグフィルタ	1	150	6.25	H18. 7.12	0.013
				2	150	6.25	H18. 7.12	0.013
津山市	ごみ焼却場	全連続	バグフィルタ	1	55	2.3	H18.11.14	0.013
				2	55	2.3		
玉野市	東清掃センター	全連続	バグフィルタ	1	75	3.125	H18. 5.12	0.6
				2	75	3.125	H18. 7.28	0.81
新見市	クリーンセンター	機械化パッチ	バグフィルタ	1	23	2.875	H18.11.09	0.12
				2	23	2.875	H18.11.10	0.2
備前市	クリーンセンター備前	機械化パッチ	バグフィルタ	1	17	2.125	H18.10.06	0.034
				2	17	2.125	H18.10.06	0.04
瀬戸内市	クリーンセンターかもめ	機械化パッチ	バグフィルタ	1	15	1.875	H18. 9.22	0.0075
				2	15	1.875	H18. 9.22	0.078
赤磐市	山陽桜が丘清掃センター	機械化パッチ	バグフィルタ	1	15	1.5	H18.11.21	0.014
				2	15	1.5	H18.11.21	0.022
	赤坂環境センター	機械化パッチ	バグフィルタ	1	6	0.75	H18.11.22	7.9
真庭市	北部クリーンセンター	機械化パッチ	バグフィルタ	1	10	1.25	H18.11.09	0.009
				2	10	1.25	H18.11.09	0.017
	クリーンセンターまにわ	機械化パッチ	バグフィルタ	1	15	1.875	H18. 8.10	0.0011
				2	15	1.875	H18. 8.11	0.022
美作市	北部環境美化センター	機械化パッチ	バグフィルタ	1	7.5	0.9	H19. 3.29	0.026
				2	7.5	0.9	H19. 3.30	0.011
	南部環境美化センター	機械化パッチ	バグフィルタ	1	20	2.5	H19. 3.27	0.47
				2	20	2.5	H19. 3.28	0.33
鏡野町	北部衛生クリーンセンター	機械化パッチ	バグフィルタ	1	10	1.25	H18.12. 7	0.035
岡山県西部環境整備施設組合	里庄清掃工場	機械化パッチ	バグフィルタ	1	50	6.25	H19. 2. 8	0.72
				2	50	6.25	H19. 2. 8	0.8
和気北部衛生施設組合	クリーンセンター	機械化パッチ	バグフィルタ	1	20	1.25	H19. 3. 5	0.93
				2	20	1.25		
倉敷西部清掃施設組合	清掃工場	流動床式	バグフィルタ	1	90	3.75	H18. 9. 7	0.68
				2	90	3.75	H18. 9. 7	0.3
岡山市久米南町衛生施設組合	クリーンセンター	機械化パッチ	バグフィルタ	1	13	1.625	H18. 5.23	0
岡山県中部環境施設組合	コスモスクリーンセンター	機械化パッチ	バグフィルタ	1	15	1.875	H18. 8.24	0.11
				2	15	1.875	H18. 9.21	0.074
岡山県井原地区清掃施設組合	井原クリーンセンター	准連続	バグフィルタ	1	45	2.8	H18. 8. 8	1.5
				2	45	2.8	H18. 9. 5	1.7
津山圏域東部衛生施設組合		機械化パッチ	バグフィルタ	1	12.5	1.56	H18.11.22	0.025
				2	12.5	1.56	H18.11.22	0.025
津山圏域西部衛生施設組合	清掃センター	機械化パッチ	バグフィルタ	1	7	0.875	H18.10.18	0.0027
				2	7	0.875	H18.10.18	0.013
高梁地域事務組合	クリーンセンター	准連続	バグフィルタ	1	28	1.75	H18. 7. 4	0.02
				2	28	1.75	H18. 7. 4	0.065
総社広域環境施設組合	吉備路クリーンセンター	全連続	バグフィルタ	1	90	3.75	H18.12. 6	0.052
				2	90	3.75	H18. 8.10	0.12

備考) 対象期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日である。

（14） 浄化槽保守点検業の岡山県知事登録状況

（平成19年4月1日現在）

登録番号	業 者 名	住 所	登録有効期間	営業区域に係る市町村名
1－3	妹尾産業(有)	岡山市箕島1306-26	H19. 4. 1～H22. 3.31	早島町
2－2	牛窓環境開発(有)	瀬戸内市牛窓町牛窓2800	H19. 4. 1～H22. 3.31	瀬戸内市（旧牛窓町）
2－3	東備環境(株)	瀬戸内市長船町福里820-1	H19. 4. 1～H22. 3.31	瀬戸内市（旧邑久町、旧長船町）
2－4	(株)邑久環境整備事業所	瀬戸内市邑久町尻海2855-45	H19. 4. 1～H22. 3.31	瀬戸内市（旧邑久町、旧牛窓町）
3－1	(株)玉野民生公社	玉野市玉原3-20-1	H19. 4. 1～H22. 3.31	玉野市
4－1	(有)日生環境	備前市日生町寒河282-22	H19. 4. 1～H22. 3.31	備前市（旧日生町）
4－2	(有)和気環境サービス	和気郡和気町日室139	H17. 3.15～H20. 3.14	備前市（旧吉永町）、和気町（旧和気町）
4－6	(株)備前浄化槽管理センター	備前市香登本48-5	H19. 4. 1～H22. 3.31	備前市（旧備前市）
4－8	昭和開発(株)	備前市大内454-1	H19. 4. 1～H22. 3.31	備前市（旧備前市）、瀬戸内市（旧長船町）
4－9	西日本高速道路エンジニアリング関西(株)	大阪市淀川区宮原3-4-30	H19. 4. 1～H22. 3.31	備前市（旧備前市）
4－10	(有)カナカエコシステム	備前市東片上1776-2	H19. 3.17～H22. 3.16	備前市（旧備前市）
4－11	(有)岩元清掃舎	備前市伊部1280-3	H18. 3.27～H21. 3.26	備前市（旧備前市）
4－13	(有)クリーンセンター瀬戸内	備前市東片上624-3	H16.11.25～H19.11.24	備前市（旧備前市）
5－1	キョクトウ(有)	岡山市瀬戸町瀬戸646	H19. 4. 1～H22. 3.31	赤磐市、和気町（旧佐伯町）
8－1	(株)クリーン・システム	倉敷市玉島783-2	H19. 6. 3～H22. 6. 2	浅口市、里庄町
9－1	(有)中央クリーン	倉敷市真備町辻田149-5	H19. 4. 1～H22. 3.31	総社市（旧山手村、旧清音村）
9－2	(有)フレヴァン	総社市久米309-4	H19. 4. 1～H22. 3.31	総社市（旧総社市（昭和地区を除く））
10－1	(株)アクア美保	笠岡市入江382-1	H19. 4. 1～H22. 3.31	笠岡市
10－2	(株)クリーンサービス・イバラ	井原市笹賀町2-1-10	H19. 4. 1～H22. 3.31	井原市（旧井原市、旧芳井町）、里庄町
10－3	(株)井原環境保全	井原市大江町1323-1	H19. 4. 1～H22. 3.31	井原市（旧井原市、旧芳井町）
10－4	柏本産業(有)	小田郡矢掛町矢掛2508-1	H19. 4. 1～H22. 3.31	矢掛町
10－5	矢掛美環産業(有)	小田郡矢掛町中47-1	H19. 4. 1～H22. 3.31	矢掛町
10－6	(有)中国水道	笠岡市相生1105	H19. 4. 1～H22. 3.31	笠岡市
10－7	岡山県環境整備事業協同組合	岡山市山田291-2	H18. 2.17～H21. 2.16	津山市、笠岡市、高梁市、新見市、備前市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、吉備中央町
10－8	ライフセンター(株)	笠岡市十一番町11-13	H18. 1.17～H21. 1.16	笠岡市
11－1	縄手商事(株)	高梁市落合町阿部802-1	H19. 4. 1～H22. 3.31	高梁市（旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町）、吉備中央町（旧賀陽町）
12－1	(株)三美産業	高梁市川上町三沢4342-2	H19. 4. 1～H22. 3.31	総社市（総社市昭和地区）、井原市（旧美星町）、高梁市（旧川上町、旧備中町）
13－1	環境管理(有)	新見市上市1518	H19. 4. 1～H22. 3.31	新見市（旧新見市、旧神郷町、旧哲多町、旧哲西町）
14－1	真庭環境衛生管理(株)	真庭市下河内328-1	H19. 4. 1～H22. 3.31	新見市（旧大佐町）、真庭市、新庄村、鏡野町（旧富村）、美咲町（旧旭町）、吉備中央町（旧加茂川町）
14－3	(有)エコライフ商友	真庭市惣84-7	H17. 3.10～H20. 3. 9	真庭市（旧久世町）
15－1	(株)大環	津山市東一宮73-1	H19. 4. 1～H22. 3.31	津山市（旧津山市、旧加茂町、旧阿波村、旧久米町）、鏡野町（旧鏡野町、旧奥津町、旧上斎原村）、美咲町（旧中央町）
16－2	(有)旭川環境	岡山市建部町宮地518-1	H19. 2.16～H22. 2.15	久米南町
17－2	(有)アイビー産業	美作市三倉田572-1	H16. 9. 5～H19. 9. 4	美作市（旧作東町、旧英田町）、美咲町（旧柵原町）
17－3	(有)近藤清掃	美作市林野224	H17. 4. 1～H20. 3.31	美作市（旧大原町、旧東栗倉村、旧美作町）、西栗倉村
18－1	(有)勝央清掃	勝田郡勝央町岡24-3	H19. 4. 1～H22. 3.31	津山市（旧勝北町）、勝央町
18－2	(有)田村商事	勝田郡奈義町豊沢554-5	H19. 4. 1～H22. 3.31	奈義町
18－4	(有)作州清掃	美作市真加部1756-3	H18. 4. 1～H21. 3.31	美作市（旧勝田町、旧作東町）

登録事業者数 37

（15）産業廃棄物の実態（平成17年度実績）

（ア）業種別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量

（千t／年）

業種 (千t／年)	合 計	鉱 業	建設業	製造業	電気・ 水道業	情 報 通信業	運輸業	卸・ 小売業	飲料店・ 宿泊業	医療・ 福祉	サービ ス業	その他の 業種
発 生 量	12,239	258	1,194	9,384	1,280	8	5	69	3	12	24	2
資 源 化 量	7,928	49	1,034	6,666	130	8	3	17	2	1	17	1
減 量 化 量	3,808	190	73	2,439	1,077	0	1	18	0	7	3	0
最終処分量	501	19	87	277	73	0	1	34	1	4	4	1
そ の 他 量	2	0	0	2			0	0				

（イ）種類別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量

（千t／年）

種類：無変換 (千t／年)	合 計	燃 え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アル カリ	廃 プラス チック 類	紙 く ず	木 く ず	織 維 く ず	動 植 物 性 残 さ	動 物 系 固 形 不 要 物	ゴ ム く ず	金 属 く ず	ガ ラ ス 陶 磁 器 く ず	鉱 さ い	が れ き 類	ば い じ ん	そ の 他 産 業 廃 棄 物
発 生 量	12,239	24	4,352	131	16	37	194	30	155	3	50	16	1	348	124	4,894	965	877	22
資 源 化 量	7,928	5	630	67	4	5	59	15	116	1	38	16	0	344	93	4,826	912	790	7
減 量 化 量	3,809	9	3,542	63	10	30	70	14	32	2	12	1	0		0			20	5
最終処分量	501	11	178	2	1	1	65	1	7	1	1	0	1	3	31	68	53	66	10
そ の 他 量	2		1	0		0	0	0	0					0	0	0	0	1	

注) 例えば、廃酸、廃アルカリ、廃油等に最終処分量が表示されているが、実際には、焼却等により燃え殻となったものが最終処分されている。しかし、この表における資源化量、最終処分量はこのような中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮していない。

（16）第2次岡山県廃棄物処理計画の概要

1 計画策定の趣旨

（1）趣旨及び背景

本県では、循環型社会への転換を図ることを基本理念におき、廃棄物処理法に基づいて、平成14年3月に第1次の「岡山県廃棄物処理計画（平成13～17年度）」を策定し、県内における廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する施策を展開してきた。

第2次岡山県廃棄物処理計画は、第1次計画で掲げた目標や各施策等の進捗状況を点検し、循環型社会の形成を着実なものとするため、本県の廃棄物・循環資源に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、事業者、処理業者など関係者すべての指針とするものである。

（2）計画の期間

計画の期間：平成18年度(2006年度)～平成22年度(2010年度)の5年間

2 計画の基本理念及び基本方針

（1）基本理念

- ◎循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
- ◎廃棄物の削減による環境への負荷の低減

（2）基本方針

計画の基本理念を実現するため、排出者（事業者）責任の原則を徹底し、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分を基本として、次に掲げる5つの方針のもとに、廃棄物・リサイクル対策を推進する。

①排出者（事業者）責任の徹底・強化

廃棄物は、排出者（事業者）が自らの責任において適正に処理を行うことが原則であり、廃棄物・リサイクル対策における排出者（事業者）責任の徹底と強化を推進する。

②排出抑制と循環的利用の推進

環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会経済システム（循環型社会）の形成を着実なものとするため、廃棄物の排出抑制を第一とし、廃棄物（循環資源）については適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進する。

③適正処理の推進

循環的な利用が行われないものは、廃棄物処理法をはじめとする関係法令の遵守、排出者及び処理事業の主体者の意識・構造改革、安全で信頼性の高い高度な処理技術の導入等により、適正処理を推進する。

④廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

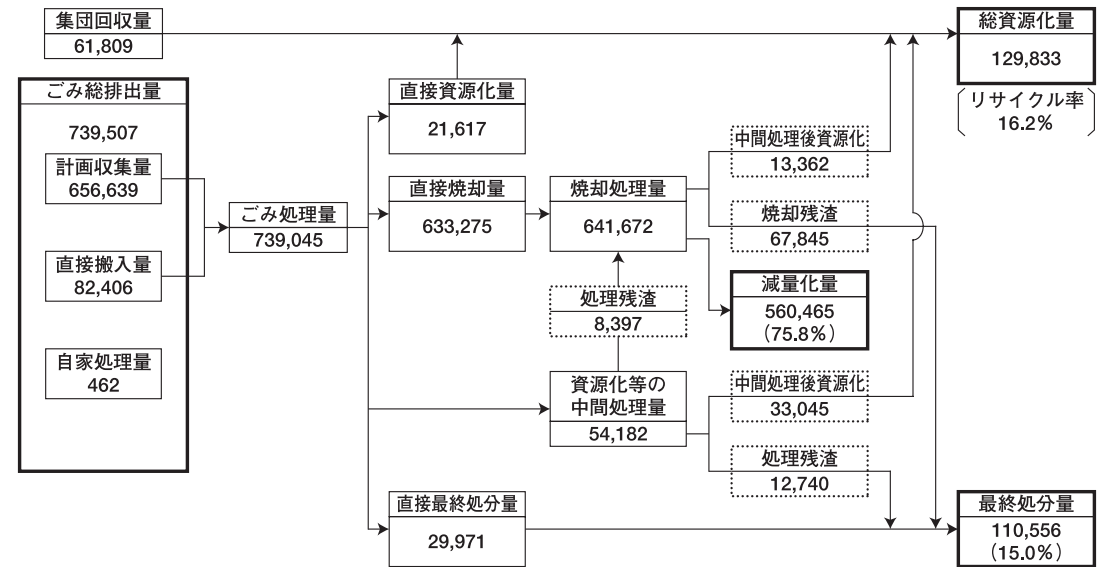
処理・処分しなければならない廃棄物については、適正な処理体制を確保することを基本とし、必要な処理施設の計画的な整備を促進する。

⑤廃棄物情報の共有化と相互理解

廃棄物処理に関する透明性を高めるとともに、県民、事業者、行政が循環資源・廃棄物に対する正しい情報を共有化し、相互理解を深めるため、情報提供や普及啓発活動等を推進する。

3 一般廃棄物（ごみ）の処理状況（平成16年度）

- ・排出されたごみは、焼却や破碎・選別等により中間処理されるほか、直接資源化や直接最終処分されている。
- ・総資源化量は、直接資源化量、中間処理後資源化量及び住民による集団回収量を合計して13万t、最終処分された量は、直接最終処分量と中間処理後の最終処分量を合計して11万1千tとなっている。
- ・中間処理により減量化された量は56万tとなる。



(注) 1 単位：t/年
2 ()内は、ごみ処理量に対する割合
3 リサイクル率(%) = $\frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{計画収集量} + \text{直接搬入量} + \text{集団回収量}} \times 100$

4 一般廃棄物の処理目標

第1次計画の分析・評価や国の基本方針における「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえて、第2次計画における一般廃棄物（ごみ）の減量化の目標を次のとおり設定する。

項 目	一般廃棄物（ごみ）の減量化の目標 （目標年度：平成22年度）	現 状 （平成16年度実績）
排 出 抑 制	1人1日当たりの排出量を1,009gとすることを目指す	1,033 g
リ サ イ ク ル	リサイクル率を約24%とすることを目指す	16.2%
最終処分量の削減	最終処分量を214 t／日とすることを目指す	303 t／日

5 一般廃棄物の目標達成に向けての主な取組み

〈排出抑制に関する取組み〉

- ・おかやま・もったいない運動、マイバッグ運動などの県民運動の展開
- ・「エコフェスタおかやま」の開催や各種広報媒体を活用した普及啓発の推進
- ・市町村における排出事業者への指導など排出抑制対策の推進

〈リサイクルの促進に関する取組み〉

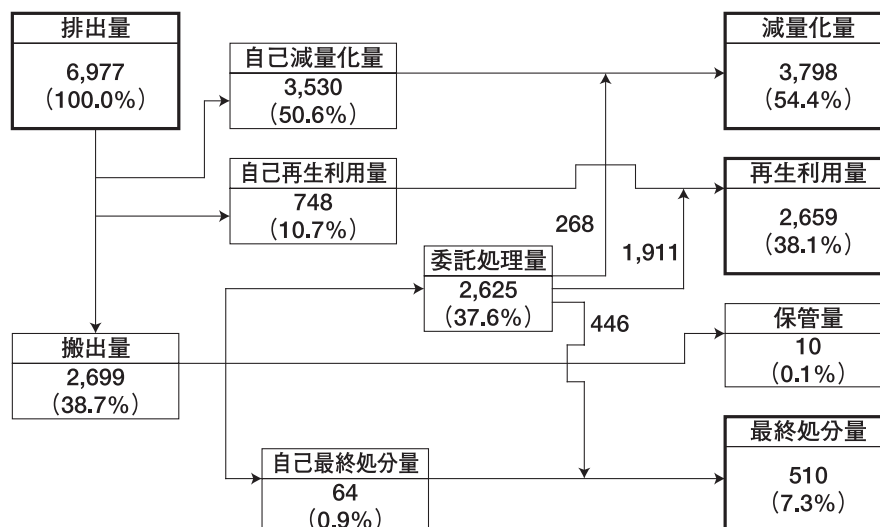
- ・容器包装リサイクル法による分別収集の促進と自治会等による集団回収活動の推進
- ・岡山県エコ製品や岡山エコ事業所の認定・周知による再生品の利用促進
- ・循環資源情報提供システムを活用した情報提供の充実と不用品交換サイト利用促進

〈最終処分量の削減に関する取組み〉

- ・溶融スラグの土木資材等への利用促進
- ・廃プラスチック類のリサイクルの推進と埋立処分から焼却熱回収への転換

6 産業廃棄物の処理状況（平成16年度）

- ・排出された産業廃棄物の処理状況は、脱水や焼却等の中間処理によって3,798千 t（排出量の54.4%）が減量化され、2,659千 t（同38.1%）が再生利用されている。
- ・最終処分量は、510千 t（同7.3%）となっている。



7 産業廃棄物の処理目標

第1次計画の分析・評価を踏まえ、国の基本方針における「廃棄物の減量化の目標量」の考え方及び循環型社会形成推進基本計画等を総合的に勘案して、第2次計画における産業廃棄物の減量化の目標を次のとおり設定する。

項 目	産業廃棄物の減量化の目標 (目標年度：平成22年度)	現 状 (平成16年度実績)
排 出 抑 制	排出量をおおむね7,000千 t /年とすることを目指す	6,977千 t /年
リ サ イ ク ル	リサイクル率を約39.0%とすることを目指す	38.1%
最終処分量の削減	最終処分量を410千 t /年とすることを目指す	510千 t /年

8 産業廃棄物の目標達成に向けての主な取組み

〈排出抑制に関する取組み〉

- ・多量排出事業者への排出抑制等の指導の徹底
- ・事業所におけるISO14001等の環境マネジメントシステムの導入促進

〈リサイクルの促進に関する取組み〉

- ・建設リサイクル法や自動車リサイクル法などリサイクル関連法の周知徹底
- ・循環型社会の形成を推進する民間の施設整備等への支援
- ・循環資源の有効利用を支援するマッチングシステムの利用促進

〈最終処分量の削減に関する取組み〉

- ・汚泥、鉍さいなど最終処分量の多い産業廃棄物の排出事業者に対する削減指導の徹底

（17）産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類測定状況（平成18年度）

ア ダイオキシン類測定実施状況（施設数：岡山市、倉敷市分を除く。）

（ア）対象施設数

平成17年度末現在		平成18年度			平成18年度末	
休 止 中	稼 働 中	新規供用	計	廃 止	休 止 中	稼 働 中
3	12	0	15	1	4	10

（イ）測定実施状況（平成18年度）

・測定実施 10施設

イ ダイオキシン類排出濃度測定結果

測 定 結 果 施 設 数	ダ イ オ キ シ ン 濃 度 (ng-TEQ/m ³)		
	平 均 値	中 央 値	最小値 ～ 最大値
10	0.79	0.38	0.028 ～ 3.5

ウ ダイオキシン類排出濃度分布

ダ イ オ キ シ ン 類 濃 度 (ng-TEQ/m ³)					
0.1以下	0.1超～1以下	1超～5以下	5超～10以下	10超	合 計
1	7	2	0	0	10

7 自然環境関係

（1）自然環境保全審議会開催状況（平成18年度）

開催年月日	区分	審議事項等
平成18年8月11日	自然保護部会	・公園事業の決定（2件）
	温泉部会	・温泉の動力装置許可（2件） ・温泉の掘削及び温泉の動力装置許可（1件） ・温泉の動力装置許可（2件）
平成19年2月22日	鳥獣部会	・第10次鳥獣保護計画の策定 ・次期イノシシ保護管理計画の策定 ・次期ニホンジカ保護管理計画の策定 ・次期ツキノワグマ保護管理計画の策定
	温泉部会	・温泉の掘削及び温泉の動力装置許可（2件）
	全体会議	・第10次鳥獣保護計画の策定 ・次期イノシシ保護管理計画の策定 ・次期ニホンジカ保護管理計画の策定 ・次期ツキノワグマ保護管理計画の策定

（2）自然保護基礎調査の実績

調査事項名	年度	備考
植生調査	47～49	
郷土自然環境調査	48～49	
自然環境保全基礎調査（第1回）	48	環境庁委託調査
鳥類分布調査	48	
獣類分布調査	49	
基礎調査（昆虫生息）	50～51	
〃（両生・は虫類）	52～54	
〃（自然保護地域候補地）	53～55	
自然環境保全基礎調査（第2回）	53～54	環境庁委託調査（特定植物群落、動物分布、海岸、海域、植生、河川、植生図）
基礎調査（湖沼湿地地域生物学術調査）	56～58 60～62	
〃 高梁川上流県立自然公園 羅生門特別地域自然環境調査	59	
自然環境保全基礎調査（第3回）	58～62	環境庁委託調査（植生、特定植物群落、海域生物環境、河川、自然景観資源）
〃（第4回）	63～平成4	環境庁委託調査（植生、巨樹・巨木、河川、藻場・干潟）
基礎調査 瀬戸内海島しょ部 生物学術調査	63～平成2	63. 鹿久居島、元. 北木島、2. 六口島
〃（原生林生物学術調査）	平成3～4	3. 若杉原生林、4. 毛無山
自然環境保全基礎調査（第5回）	5～10	環境庁委託調査（湿地、動植物分布、海辺、植生、特定植物群落調査、河川調査）
生物多様性調査（第1回）	6～11	環境庁委託調査（種の多様性調査）
生物多様性調査（第2回）	12～14	〃 〃
基礎調査（河川源流地域特別調査）	6	新庄川・土用川
〃（郷土自然保護地域特別調査）	7	安仁神社郷土自然保護地域
海域自然環境保全基礎調査	11	環境庁委託調査（海棲動物調査）

（3） 県自然環境保全地域等の指定

（H18. 3. 31現在）

区分 年度	県自然環境 保全地域		環境緑地保護地域		郷土自然保護地域		郷土 記念物	計	
	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	件数	地域・ 地域数	面積(ha)
48	2	66.04	1	6.91	4	142.22	3	10	215.17
49					5	70.75	2	7	70.75
50					5	40.36	2	7	40.36
51					3	19.39	2	5	19.39
52					3	89.00	2	5	89.00
53					1	163.50	2	3	163.50
54					2	30.30	2	4	30.30
55					2	143.18	4	6	143.18
56					3	89.28	2	5	89.28
57			1	19.83	2	19.71	1	4	39.54
58							3	3	
59					3	11.00		3	11.00
60					1	2.00	1	2	2.00
61							1	1	
62							2	2	
63							1	1	
元					1	6.54		1	6.54
2							1	1	
3					1	6.78		1	6.78
4							1	1	
5									
6							1	1	
7～10									
11							1	1	
12					1	10.26	3	4	10.26
13							1	1	
14	1	35.29					1	2	35.29
15							1		
16									
17							△1		
18									
計	3	101.33	2	26.74	37	844.27	39	81	972.34

（4） 保護対策対象樹木一覧表

市町村	樹木名	備 考
岡 山 市	曹 源 寺 参 道 の 松	郷 土 記 念 物
〃	吉備津神社参道の松	郷 土 記 念 物
〃	吉備津彦神社の松	県立自然公園
瀬戸内市 (旧長船町)	天王社刀剣の森日向松	郷 土 記 念 物
総社市 (旧山手村)	角力取山の大松	県立自然公園
倉敷市 (旧真備町)	吉備寺・八田神社の赤松	郷土自然保護地域
吉備中央町 (旧賀陽町)	大村寺のクロマツ	郷 土 記 念 物
新見市 (旧神郷町)	野原の松並木	郷 土 記 念 物

(5) 公有化の状況

場 所	年 度	面 積(m ²)	施 設
高 清 水 高 原 (上 斎 原 村)	昭 和 48	266,800	氷ノ山後山那岐山国定公園
両 山 寺 (中 央 町)	〃 49	9,216	両山寺郷土自然保護地域
鬼 ノ 城 (総 社 市)	〃 50	216,628	吉備史跡県立自然公園
安 仁 神 社 (岡山市西大寺一宮)	〃 51	40,717	安仁神社郷土自然保護地域
矢 喰 の 岩 前 (岡山市高塚)	〃 55	3,759	(内153.19m ² を平成5年度に譲渡) 郷土記念物矢喰の岩
備 中 国 分 寺 前 (山 手 村)	〃	1,377	吉備路風土記の丘県立自然公園
矢 喰 の 岩 前 (岡山市高塚)	〃 57	1,079.79	郷土記念物矢喰の岩
〃	〃 59	3,278	〃
吉 備 路 北 駐 車 場 (総 社 市)	〃 62	2,209	吉備路風土記の丘県立自然公園
吉 備 路 南 駐 車 場 (山 手 村)	〃	3,050	〃
備 中 国 分 寺 前 (山 手 村)	〃 63	781	〃
〃	平 成 4	1,177	〃
〃	〃	748.91	〃
〃	〃 5	676	〃
矢 喰 の 岩 前 (岡山市高塚)	〃	178.44	郷土記念物矢喰の岩
毛 無 山 (新 庄 村)	〃	1,910,534	ブナ林等天然林の保護
備 中 国 分 寺 前 (山 手 村)	〃 6	2,184.86	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	〃	1,175.17	〃
毛 無 山 (新 庄 村)	〃 7	32,794	ブナ林等天然林の保護
備 中 国 分 寺 前 (山 手 村)	〃 10	695	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	〃 10	902	〃
毛 無 山 (新 庄 村)	〃 14	701,123	ブナ林等天然林の保護
吉 備 路 北 駐 車 場 (総 社 市)	〃 16	791	吉備路風土記の丘北駐車場用地

(6) 「岡山県版レッドデータブック」選定種のカテゴリー別集計表

カテゴリー 分類群	絶 滅 種	野 生 絶 滅 種	絶 滅 危 惧 種	危 急 種	準 危 急 種	情 報 不 足	希 少 種	留 意 種	計
哺 乳 類	2		3	1		1		4	11
鳥 類			34	9	10	7	31	2	93
爬 虫 類				1		2	2		5
両 生 類			2	3	3		4	1	13
汽 水 魚 類			2	13	5		3	1	24
昆 虫 類	6		14	17	35	13	51	71	207
昆虫類以外の 無脊椎動物			10	4	10	2	12	29	67
維 管 束 植 物	19	5	98	144	167	28	75	29	565
コ ケ 植 物	3		28	11	1				43
計	30	5	191	203	231	53	178	137	1,028

絶 滅 種：すでに絶滅したと考えられる種。
野生絶滅種：飼育・栽培下でのみ存続している種。
絶滅危惧種：絶滅の危機に瀕している種。もしも、現在の状態をもたらしした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続が困難になるもの。
危 急 種：絶滅の危険が増大している種。もしも、現在の状態をもたらしした圧迫要因が引き続き作用するならば、近い将来「絶滅危惧種」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
準 危 急 種：存続基盤が脆弱な種。現在のところ、「絶滅危惧種」にも「危急種」にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易に上位ランクに移行するような要素（脆弱性）を有するもの。
情 報 不 足：評価するだけの情報が不足している種。
希 少 種：種として元々の個体数を考慮する種。
留 意 種：絶滅のおそれはないが、岡山県として記録しておく必要があると考えられる種。
注）種：動物では、種及び亜種、植物では種、亜種及び変種を示す。

（7）自然公園の許可申請、届出件数一覧表

自然公園の種類		保護計画及び事務権限		年 度				
				14	15	16	17	18
国立公園	瀬戸内海	特別地域	環 境 大 臣	5	1	5	6	5
			知 事	29	35	34	32	36
		普通地域	環 境 大 臣	1	—	—	1	3
			知 事	2	1	2	8	5
	大山隠岐	特別地域	環 境 大 臣	1	2	1	0	2
			知 事	2	4	13	6	15
		普通地域	環 境 大 臣	0	—	—	0	0
			知 事	0	0	—	0	0
		小 計		40	43	55	53	66
国定公園	氷ノ山後山那岐山	特別地域	知 事	11	28	21	12	10
		普通地域	〃	0	0	0	0	0
		小 計		11	28	21	12	10
県立自然公園	高梁川上流	特別地域	知 事	8	5	11	13	19
		普通地域	〃	9	6	3	4	1
	吉備史跡	特別地域	知 事（市長）	0	0	0	0	4(0)
		普通地域	〃	8	10	2	6	0(3)
	湯原奥津	特別地域	知 事	6	13	36	18	25
		普通地域	〃	2	0	5	6	2
	吉備路風土記の丘	特別地域	知 事（市長）	2	8	9	5	2(0)
		普通地域	〃	10	2	9	3	2(1)
	備作山地	特別地域	知 事	0	0	0	1	0
		普通地域	〃	0	0	0	1	1
	吉備清流	特別地域	〃	0	1	0	1	3
		普通地域	〃	1	0	1	0	2
	吉井川中流	特別地域	〃	3	2	2	2	2
		普通地域	〃	1	0	1	5	0
		小 計		50	47	79	65	63
合 計				101	118	155	128	139

※平成18年4月より、中核市である岡山市及び倉敷市に県立自然公園に係る許可及び届出事務を移譲している。
 （件数（ ）は中核市処理分で外数）

（8） 中国自然歩道岡山県ルートに興味地点

① 既存ルート

市町村名	延長 (km)	通 過 興 味 地 点	近 傍 興 味 地 点
井 原 市 (旧芳井町)	13	上嶋地区（石灰岩台地の特徴）、高原荘（農村型リゾート）	天神峡
高 梁 市 (旧川上町)	14	高山市、磐窟洞（石灰岩景観）、弥高山（キャンプ場、360° の展望）	穴門山神社（社叢） 大賀押被、吉備川上ふれあい 漫画美術館
高 梁 市 (旧備中町)	15	銅搬出路、新成羽川ダム、天神山（標高777mからの360° の展望）	笠神文学岩展望公園
高 梁 市 (旧成羽町)	22	吹屋ふるさと村、吹屋銅山跡、ベンガラ館、広兼邸、羽山溪（石灰岩溪流）	成羽町美術館、夫婦岩
高 梁 市	57	新城池保全林、愛宕山、臥牛山（天然林、自然研究路、展望）、備中松山城、 石火矢町ふるさと村（武家屋敷館）、木野山（木野山神社）、祇園山（祇園寺）	
高 梁 市 (旧有漢町)	13	大平山（大平山権現山県自然環境保全地域、標高697mからの展望）	権現山（599m）、長代池、備 中鐘乳穴
吉 備 中 央 町 (旧賀陽町)	3	大平山（天福寺郷土自然保護地域）	
吉 備 中 央 町 (旧加茂川町)	20	総社宮（郷土記念物、加茂大祭）、円城ふるさと村（円城寺、道の駅）、吉備 高原の風景	岩倉公園、小森温泉、化気神 社、本宮山
岡 山 市 (旧建部町)	18	志呂神社、三樹山（郷土自然保護地域）、竹内流古武道発祥の地、旭川湖	八幡温泉郷、旭川第一ダム
美 咲 町 (旧中央町)	12	両山寺（郷土自然保護地域）、二上山（あまのじゃくの重岩）、棚田風景	滝谷池と滝谷の滝
久 米 南 町	14	誕生寺（法然上人誕生地、イチョウ、本堂）、誕生寺池（江戸時代築造）	仏教寺、清水寺
美 咲 町 (旧柵原町)	12	本山寺（本堂、三重塔）、本山寺国有林（学術参考保護林）、本経寺、月の輪 古墳	月の輪郷土館、柵原鉦山跡、 飯岡の断層
赤 磐 市 (旧吉井町)	8	血洗の滝、宗形神社、是里ぶどう生産地、ワイン記念館	諏訪神社、城山公園
和 気 町 (旧佐伯町)	4	田園風景（棚田）	
美 作 市 (旧英田町)	17	大芦高原、長福寺（三重塔）、真木山（郷土自然保護地域）	天石門別神社（溪流）
備 前 市 (旧吉永町)	12	八塔寺ふるさと村、滝谷神社（社叢）、兵庫県「山陽自然歩道」との接続地点	八塔寺山（行者山）
美 作 市 (旧作東町)	26	白水の滝（男滝、女滝）、蓮花寺（庭園）、杉坂峠（史跡）、長城寺、大聖寺	
美 作 市 (旧大原町)	12	宮本武蔵生誕地、武蔵資料館、因幡街道（本陣、脇本陣）	竹山城跡
美 作 市 (旧東栗倉村)	16	道仙寺、行者山護摩堂、後山キャンプ場、駒の尾山	後山（行者山） 日名倉山（遊歩道）
西 栗 倉 村	12	ダルガ峰、大茅キャンプ場、若杉溪谷、若杉原生林（自然研究路）、後山若 杉登山歩道	ストーンサークル あわくら温泉
11 市 町 村	320		

② 変更ルート

市町村名	延長 (km)	通 過 興 味 地 点	近 傍 興 味 地 点
高 梁 市	3	高粱美しい森	
吉 備 中 央 町	11		
総 社 市	50	豪溪、天柱山、井風呂谷川砂防公園、秋葉山、井山宝福寺、十二ヶ郷用水、 ヒイゴ池湿地、砂川公園、鬼城山ビジターセンター、鬼ノ城、岩屋、鬼の釜、 血吸川、備中国分尼寺跡、備中国分寺、吉備路もてなしの館、サンロード吉 備路、作山古墳、やよい広場、三輪山遺跡群、軽部神社、福山城跡	矢喰神社、雪舟誕生地、岩屋 皇の墓、こうもり塚古墳、岡 山県立吉備路郷土館、角力取 山古墳、幸山城跡
岡 山 市	28	最上稲荷奥之院、最上稲荷、龍王山、備中高松城跡、葦守神社、近水園、足 守の町並み、吉備津彦神社、吉備の中山、茶臼山古墳、吉備津神社、造山古 墳	高松城跡附水攻築堤跡、古代 吉備文化財センター、黒住教 本部
倉 敷 市	48	鯉喰神社、安養寺、倉敷チボリ公園、倉敷美観地区、大原美術館、いりふね の道、藤戸寺、熊野神社、五流尊龍院、由加山、由加神社、蓮台寺、さくら 園地、ふれあいの森、野崎家旧宅、瀬戸大橋架橋記念館、風の道、祇園神社、 むかし下津井回船問屋、鷺羽山、鷺羽山ビジターセンター	楯築遺跡、倉敷少年自然の家
5 市 町 村	140		

（9）中国自然歩道の整備概要

整備施設	整備内容	整備量
歩道改良	幅員1.5m、一部敷砂利、階段、標識一式	延長 27.4km
標識工（既設道区間）	指導標、案内板、解説板、注意標識	延長 292.6km
路傍休憩地	休憩舎、便所等（1日行程（15km～20km）に1か所）	25か所

（10）狩猟免許者の推移

（単位：件）

区分 年度	試験（初心者）				更新（経験者）				合計			
	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
16	172	69	10	251	239	232	21	492	411	301	31	743
17	122	48	8	178	342	272	18	632	458	317	25	810
18	140	67	4	211	1,078	2,711	34	3,823	1,218	2,778	38	4,034

（11）狩猟者登録数の推移

（単位：件）

区分 年度	県内者				県外者				合計			
	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
16	1,483	3,153	99	4,735	10	107	1	118	1,493	3,260	100	4,853
17	1,481	3,037	87	4,605	11	89	1	101	1,492	3,126	88	4,706
18	1,510	2,956	84	4,550	10	97	1	108	1,520	3,053	85	4,658

（12）鳥獣による農林水産業被害状況

〔全県の被害額〕

（単位：千円）

年 度	鳥 類					獣 類					合 計
	カラス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	サル	シカ	その他	計	
平 元	99,459	58,308	—	117,004	274,771	69,118	18,092	—	117,110	204,320	479,091
5	75,386	47,655	—	56,685	179,726	170,250	15,575	35,477	82,850	304,152	483,878
16	32,300	13,514	24,196	52,918	122,928	198,649	32,210	38,406	37,322	306,587	429,515
17	32,127	12,869	66,514	34,860	146,370	178,910	29,792	34,912	37,914	281,528	427,898
18	49,211	12,746	54,240	31,686	147,883	168,862	18,687	45,870	41,753	275,172	423,055
〃	(12%)	(3%)	(13%)	(7%)	(35%)	(40%)	(4%)	(11%)	(10%)	(65%)	(100%)

（13）鳥獣捕獲数（狩猟及び有害鳥獣捕獲）

（単位：羽、頭）

年 度	鳥 類					獣 類					合 計
	カラス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	サル	シカ	その他	計	
平元	10,187	127,318	—	64,055	201,560	1,330	71	134	12,551	14,086	215,646
5	7,339	27,205	90	38,233	72,867	2,584	84	222	10,100	12,990	85,857
15	4,854	18,266	406	19,354	42,880	12,769	93	1,414	5,615	19,891	62,771
16	4,185	14,395	553	22,562	41,695	15,707	129	1,455	6,191	23,482	65,177
17	4,583	15,132	412	14,972	35,099	13,383	65	1,729	5,590	20,767	55,866
18	4,979	7,240	832	13,636	26,687	11,362	80	2,062	5,491	18,995	45,682

（14）みどりの少年隊結成状況

局	単位	隊 名	所 在	隊員数	局	単位	隊 名	所 在	隊員数
備前	地域	玉原緑化少年団	玉野市玉原	11	美作	学校	喬松緑の少年団	津山市坪井上	16
	地域	瀬戸内みどりの少年隊	瀬戸内市邑久町尻海	20		地域	阿波杉の子会	津山市阿波	10
東	学校	三国みどりの少年隊	備前市吉永町加賀美	13		地域	草加部みどりの少年隊	津山市草加部	27
	学校	大多府みどりの少年隊	備前市日生町大多府	5		学校	上斎原村葉っぱの会	苫田郡鏡野町上斎原	22
	地域	宗堂みどりの少年隊	赤磐郡瀬戸町宗堂	17		地域	羽出みどりの少年隊	苫田郡鏡野町井坂	21
	地域	フジみどりの少年隊	和気郡和気町矢田	27		地域	香北みどりの少年団	苫田郡鏡野町真経	12
	地域	いんべ緑の少年隊	備前市伊部	23		地域	富みどりの少年隊	苫田郡鏡野町富西谷	12
備中	学校	琴浦東小学校みどりの少年隊	倉敷市児島田の口	16	真庭	学校	柵原東緑の少年団	久米郡美咲町行信	47
	学校	真備町菌みどりの少年隊	倉敷市真備町市場	57		学校	柵原西緑の少年隊	久米郡美咲町小瀬	93
	学校	池田小学校みどりの少年隊	総社市見延	7		地域	大井和みどりの少年隊	久米郡美咲町境	10
井笠	学校	真鍋島みどりの少年隊	笠岡市真鍋島	17		学校	誕生寺みどりの少年隊	久米郡久米南町里方	34
	学校	浜っ子みどりの少年隊	笠岡市大島中	13		学校	弓削みどりの少年団	久米郡久米南町下弓削	61
	学校	里庄東小学校みどりの少年隊	浅口郡里庄町里見	95	勝英	学校	別所みどりの少年隊	真庭市別所	4
高梁	学校	里庄西小学校みどりの少年隊	浅口郡里庄町新庄	60		地域	まにわ緑の少年隊	真庭市久世	15
	地域	布寄みどりの少年隊	高梁市成羽町長地	13		学校	かしむら緑の少年隊	真庭市樫西	32
	地域	平川みどりの少年隊	高梁市備中町平川	28		地域	富原みどりの少年隊	真庭市久世	3
	学校	川上小学校みどりの少年隊	高梁市川上町地頭	47		学校	勝田東FOS少年団緑の少年隊	美作市大町	18
	地域	こせみどりの少年隊	高梁市巨瀬町	64		学校	西粟倉村少年山岳パトロール隊	英田郡西粟倉村長尾	29
	地域	天神みどりの少年隊	高梁市成羽町坂本	13		学校	東粟倉村グリーン少年隊	美作市青野	25
新見	地域	小泉緑の少年隊	高梁市成羽町小泉	8		地域	吉野川緑の少年隊	美作市栄町	111
	学校	神郷北小学校みどりの少年隊	新見市神郷釜村	33	計		44		1,240
	学校	萬歳みどりの少年隊	新見市哲多町矢戸	8	岡山県緑の少年隊連絡協議会加入隊数 (平成18年11月現在)				
	地域	哲西っ子みどりの少年団	新見市哲西町矢田	15					
見	学校	本郷小学校みどりの少年隊	新見市哲多町本郷	28					

8 地球環境関係

酸性雨調査結果

調 査 期 間	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
備前県民局	4.8	4.6	4.6	4.7	4.6	4.6	4.5	4.8	4.8	—	—	4.8	—	—	—	—	—
東 備 支 局	5.0	4.9	5.2	4.8	4.7	4.6	4.5	4.7	—	5.0	—	—	4.9	5.1	5.3	4.7	4.9
備中県民局	4.7	4.6	4.7	4.7	4.8	4.9	4.6	4.8	—	—	4.6	—	—	—	—	—	—
井 笠 支 局	4.8	4.9	4.9	4.9	5.0	5.1	4.6	4.8	4.7	—	—	5.0	—	5.0	5.3	5.2	5.2
高 梁 支 局	5.4	5.0	4.9	5.1	4.9	5.2	4.9	4.9	—	5.0	—	—	5.1	—	—	—	—
新 見 支 局	5.6	5.3	5.1	5.3	5.4	5.1	5.1	5.4	—	—	4.7	—	—	5.2	5.1	4.7	4.9
美作県民局	4.8	4.8	4.8	4.8	5.0	5.0	4.7	5.0	—	4.9	—	—	4.6	4.7	5.0	4.6	4.7
真 庭 支 局	4.8	4.7	4.8	4.9	4.6	4.8	4.6	4.7	4.7	—	—	4.7	—	—	—	—	—
勝 英 支 局	4.8	4.7	4.7	5.0	4.7	4.8	4.6	4.6	—	—	4.6	—	—	—	—	—	—
吉備高原都市	4.7	4.6	4.6	4.8	4.7	4.7	4.6	4.8	4.8	4.7	4.5	4.7	4.6	4.7	5.0	4.6	4.8
全地点年平均値	4.9	4.8	4.8	4.9	4.8	4.9	4.7	4.9	4.8	4.9	4.6	4.8	4.8	4.9	5.1	4.8	4.9

注) 数値は、年平均値

9 その他環境関係

(1) (独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定結果

1 連続測定結果

表－1 空間ガンマ線線量率

年 月 測定局		平 成 18 年										平 成 19 年			年間値	過 去 の 測 定 結 果					管 理 目 標 値	法 令 値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H17		H16	H15	H14	H13			
人 形 峠 μ Gy/h	平均値	0.058	0.062	0.062	0.063	0.063	0.062	0.062	0.063	0.061	0.052	0.057	0.061	0.061	0.053	0.056	0.054	0.053	0.057	0.087 μ Gy/h	1 mSV/年 ≒0.143 μ Gy/h	
	最大値	0.080	0.082	0.080	0.091	0.088	0.088	0.073	0.083	0.109	0.112	0.090	0.077	0.112	0.112	0.174	0.108	0.121	0.101			
赤 和 瀬 μ Gy/h	平均値	0.041	0.048	0.048	0.049	0.049	0.048	0.048	0.049	0.047	0.040	0.043	0.046	0.046	0.041	0.044	0.040	0.041	0.044			
	最大値	0.064	0.063	0.068	0.073	0.074	0.072	0.060	0.064	0.092	0.096	0.074	0.064	0.096	0.090	0.150	0.088	0.119	0.080			
天 王 μ Gy/h	平均値	0.060	0.062	0.063	0.063	0.064	0.063	0.062	0.062	0.060	0.055	0.059	0.060	0.061	0.054	0.050	0.051	0.050	0.056			
	最大値	0.078	0.080	0.081	0.089	0.087	0.090	0.075	0.078	0.107	0.110	0.091	0.081	0.110	0.103	0.154	0.118	0.126	0.102			

注) バックグラウンド値 人形峠局：最大0.129 最小0.020、赤和瀬局：最大0.099 最小0.013 μGy/h
天王は、H 4 から測定開始、バックグラウンド値は設定されていない。

表－2 大気中ふっ素

年 月 測定局		平 成 18 年										平 成 19 年			年間値	過 去 の 測 定 結 果					管 理 目 標 値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H17		H16	H15	H14	H13		
人 形 峠 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	—	0.46	0.50	0.49	—	—	—	—	—	—	—	—	0.48	0.58	—	—	—	—	3.3× 10 ⁻⁴ mg/m ³	
	最大値	ND	0.46	0.50	0.56	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.56	0.80	ND	ND	ND	ND		
	出現回数	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	7	0	0	0	0		
赤 和 瀬 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	—	—	0.41	0.53	—	—	—	—	—	—	—	—	0.52	—	—	—	—	—		
	最大値	ND	ND	0.41	0.66	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.66	ND	ND	ND	ND	ND		
	出現回数	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0		
天 王 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	—	—	—	—	—	0.42	—	—	—	—	—	—	0.42	0.57	—	—	—	—		
	最大値	ND	ND	ND	ND	ND	0.42	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.42	1.07	ND	ND	ND	ND		
	出現回数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	24	0	0	0	0		

注 1 ND：検出下限値未満
2 出現回数：検出下限値以上の出現回数
※ 検出下限値：0.4×10⁻⁴mg/m³

2 サンプルング測定結果

表－3 空間ガンマ線線量率

測 定 対 象	測 定 地点数	実施数 計画数	測 定 結 果		過 去 の 測 定 結 果					管 理 目 標 値	法 令 値
				平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度		
空間ガンマ線 μGy/h	6	24 24	平均値	0.082	0.077	0.083	0.084	0.089	0.090	0.087	0.143
			最大値	0.101	0.101	0.109	0.112	0.112	0.122		

注) バックグラウンド値は測定地点により異なるが、最大0.071～0.134 μGy/hである。

表－４ ウラン (U-238)

測定対象	測定 地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理 目標値	法令値
				平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度		
河川水 10 ⁻³ Bq/cm ³	13	$\frac{46}{46}$	平均値	<0.003	<0.004	ND	<0.03	ND	ND	1.1	20
			最大値	0.017	0.025	ND	0.04	ND	ND		
大気浮遊じん 10 ⁻⁹ Bq/cm ³	5	$\frac{10}{10}$	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.4	20
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河底土 Bq/g (乾)	5	$\frac{10}{10}$	平均値	0.017	0.017	0.017	0.020	0.020	0.021	1.8	—
			最大値	0.026	0.029	0.024	0.045	0.043	0.038		
土壌	畑土 Bq/g (乾)	$\frac{4}{4}$	平均値	0.027	0.036	0.034	0.033	0.032	0.031	1.8	—
			最大値	0.033	0.044	0.041	0.036	0.040	0.034		
水田土 Bq/g (乾)		$\frac{4}{4}$	平均値	0.045	0.041	0.041	0.044	0.042	0.041	1.8	—
			最大値	0.063	0.055	0.061	0.058	0.068	0.055		
計	27	74/74									

注) 測定結果が計数誤差の3倍未満の場合はND (不検出) と表示する。(以下取扱いと同じ)

河川水の測定方法は、17年度より吸光光度法からICP-MS法 (高周波誘導結合プラズマ質量分析装置) に変更している。

表－５ ラジウム (Ra-226)

測定対象	測定 地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理 目標値	法令値
				平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度		
河川水 10 ⁻⁵ Bq/cm ³	13	$\frac{46}{46}$	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	3.7	200
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
大気浮遊じん 10 ⁻¹⁰ Bq/cm ³	5	$\frac{10}{10}$	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	7.4	400
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河底土 Bq/g (乾)	5	$\frac{10}{10}$	平均値	0.053	0.058	0.048	0.057	0.050	0.053	1.8	—
			最大値	0.094	0.119	0.086	0.122	0.097	0.079		
土壌	畑土 Bq/g (乾)	$\frac{4}{4}$	平均値	0.047	0.059	0.057	0.054	0.057	0.046	0.74	—
			最大値	0.053	0.065	0.062	0.060	0.063	0.049		
水田土 Bq/g (乾)		$\frac{4}{4}$	平均値	0.058	0.064	0.064	0.068	0.070	0.063	0.74	—
			最大値	0.078	0.074	0.081	0.090	0.099	0.072		
計	27	74/74									

表－６ ふっ素

測定対象	測定 地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理 目標値
				平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	
河川水 mg/ℓ	4	$\frac{4}{4}$	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
計	4	4/4								

表－７ 放流水

測定項目	測定 地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理 目標値	法令値
				平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度		
ウラン 10 ⁻³ Bq/cm ³	1	$\frac{4}{4}$	平均値	0.020	0.040	<0.04	<0.05	ND	ND	—	20
			最大値	0.038	0.072	0.05	0.09	ND	ND		
ラジウム 10 ⁻⁵ Bq/cm ³	1	$\frac{4}{4}$	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	200
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
ふっ素 mg/ℓ	1	$\frac{1}{1}$	測定値	ND	ND	0.05	0.05	0.05	0.05	—	8

注) ウラン (U-238) の測定方法は、17年度より吸光光度法からICP-MS法 (高周波誘導結合プラズマ質量分析装置) に変更している。

(2) 中津河捨石堆積場周辺に係る監視測定結果

表ー 8 空間ガンマ線線量率

測定対象	測 定 地点数	実施数 計画数	測定結果		過 去 の 測 定 結 果					管 理 目 標 値	法 令 値
				平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度		
空間ガンマ線 μ Gy/h	2	8 8	平均値	0.072	0.065	0.072	0.072	0.077	0.080	0.087	0.143
			最大値	0.092	0.094	0.096	0.101	0.106	0.117		

注) バックグラウンド値：0.096 μ Gy/h

表ー 9 ウラン（U-238）

測 定 対 象	測 定 地点数	実施数 計画数	測 定 結 果		過 去 の 測 定 結 果						管 理 目標値	法令値	
				平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度				
河 川 水 10 ⁻³ Bq／cm ³	3	$\frac{12}{12}$	平均値 最大値	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	1.1	20		
大気浮遊じん 10 ⁻⁹ Bq／cm ³	1	$\frac{2}{2}$	平均値 最大値	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	1.4	20		
河 底 土 Bq／g（乾）	2	$\frac{2}{2}$	平均値 最大値	0.013 0.015	0.010 0.011	0.012 0.012	0.015 0.015	0.019 0.023	0.015 0.016	1.8	—		
計	6	16／16											

表ー10 ラジウム（Ra-226）

測 定 対 象	測 定 地点数	実施数 計画数	測 定 結 果		過 去 の 測 定 結 果						管 理 目標値	法令値
				平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度			
河 川 水 10 ⁻⁵ Bq／cm ³	3	$\frac{12}{12}$	平均値 最大値	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	3.7	200	
大気浮遊じん 10 ⁻¹⁰ Bq／cm ³	1	$\frac{2}{2}$	平均値 最大値	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	7.4	400	
河 底 土 Bq／g（乾）	2	$\frac{2}{2}$	平均値 最大値	0.047 0.055	0.035 0.035	0.040 0.048	0.033 0.036	0.044 0.045	0.048 0.057	1.8	—	
計	6	16／16										

表ー11 大気中ラドン（Rn-222）

測 定 対 象		測定地点	実施数 計画数	測 定 結 果		過 去 の 測 定 結 果				国内における濃度レベル	
					平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	屋内* 1	屋外* 2
大気中 ラドン	堆積場 周辺	堆積場口	$\frac{4}{4}$	平均値	23.4	24.6	23.6	22.6	14.9	平均 15.5 最大 208	平均 6.3 最大 18.4
			最大値	34.2	35.7	34.3	25.9	22.1			
		民 家	$\frac{4}{4}$	平均値	13.0	12.6	12.0	11.2	6.3		
			最大値	16.1	15.5	14.1	13.4	9.1			
Bq/m ³		岡 山 市 (対照地点)	$\frac{4}{4}$	平均値	6.1	7.4	7.1	6.4	5.1		
			最大値	7.9	8.7	8.2	9.1	7.4			

注) 検出素子はCR-39

* 1 H4～H8 科学技術庁による全国899家屋を対象とした調査結果。

* 2 H9 日本分析センターによる全国235地点の調査結果。中国地方は高い傾向にある。

ラドン濃度に関する基準値は定められていないが、国際放射線防護委員会（ICRP）は屋内ラドン濃度の対策レベルを200～600Bq/m³としている。

（3）回収ウラン転換実用化試験に係るプルトニウム監視測定結果

表－12 プルトニウム（239＋240）測定結果

測定対象		測定地点名	監視測定結果 平成18年度	過去の測定結果						
				監視測定					事前調査	
				平成17年度	平成16年度 下期	平成16年度 上期	平成15年度 下期	平成15年度 上期	平成6年度 上期	平成5年度 下期
人形峠事業所周辺	大気浮遊じん mBq/m ³	天王	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		赤和瀬	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	河川水 mBq/ℓ	池河川上流	ND	ND	0.0060	0.0086	0.0052	0.0075	ND	ND
		池河川中流	ND	ND	ND	0.0085	ND	0.0086	ND	ND
	畑土 Bq/kg(乾)	天王	0.37	0.55(0.015)	0.57(0.023)	0.63(0.018)	0.54	0.59	0.89	0.082
		赤和瀬	0.69(0.029)	0.40(0.015)	0.51	0.60	0.38	0.45	0.32	0.052
	水田土 Bq/kg(乾)	天王	0.46	0.32	0.37	—	0.44	—	0.26	—
		赤和瀬	0.48(0.018)	0.44(0.014)	0.31	—	0.32	—	0.51	—
	野菜 Bq/kg(生)	天王	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		赤和瀬	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	精米 Bq/kg(生)	天王	ND	ND	ND	—	ND	—	—	ND
		赤和瀬	ND	ND	ND	—	ND	—	—	ND
	淡水魚 Bq/kg(生)	奥津以北	ND	ND	ND	—	ND	—	—	ND

注) () 内は検出されたプルトニウム238の値
平成17年度から測定計画が変更になっている。

プルトニウム（239＋240）対象地域測定結果（参考）

測定対象		測定地点名	事前調査結果	
			平成6年度 上期	平成5年度 下期
対照地域	河川水 mBq/ℓ	旭川中流 久世町	ND	ND
		八束村	0.45	0.23
	畑土 Bq/kg乾	久世町	0.53	0.59
		玉野市	0.24	0.20
	水田土 Bq/kg乾	八束村	0.50	—
		久世町	0.24	—
		玉野市	0.13	—
	野菜 Bq/kg生	八束村	ND	ND
		久世町	ND	ND
		玉野市	ND	ND
	精米 Bq/kg生	八束村	—	ND
		久世町	—	ND
		玉野市	—	ND
	淡水魚 Bq/kg生	奥津以北	—	ND

（４） レンガ製造等に係る周辺環境保全確認書に基づく監視測定結果

表－13 空間ガンマ線線量率（NaIシンチレーションサーベイメータ）

測定対象	測定地点数	実施数 計画数		測定結果			
				H18. 6.27 (造成前)	H18. 8. 8 (造成後・ 残土搬入前)	H18.10.30 (残土搬入中)	H18.11.16 (残土搬入 完了後)
空間ガンマ線 $\mu\text{Gy/h}$	14 (県境沿いに5m間隔)	$\frac{56}{56}$	平均値	0.051	0.054	0.061	0.061
			最大値	0.068	0.075	0.071	0.082

表－14 大気中ラドン濃度

測定対象	測定地点数	実施数 計画数		測定結果			
				H18. 6.27～ H18. 8. 8 (42日間)	H18. 8. 8～ H18. 9.21 (44日間)	H18. 9.21～ H18.12.19 (89日間)	H18.12.13～ H19. 3.28 (99日間)
大気中ラドン Bq/m^3	1	$\frac{4}{4}$	測定値	6.3	6.2	7.2	6.6

(5) 管理目標値

項 目	管 理 目 標 値	備 考
排 水	管理区域における数値 (3.7) 全 α 線又は全 β 線 22×10^{-3} Bq/cm ³ ウ ラ ン 2.2×10^{-3} Bq/cm ³ ラ ジ ウ ム 1.8×10^{-3} Bq/cm ³ ふ っ 素 $8 \sim 10$ mg/ℓ	→ 排出時の測定毎の濃度 → 3 月間についての平均濃度
排 気	管理区域における数値 (3.7) 全 α 線 7.4×10^{-9} Bq/cm ³ ウ ラ ン 1.8×10^{-9} Bq/cm ³ ラ ジ ウ ム 3.7×10^{-9} Bq/cm ³ ふ っ 素 3.3×10^{-4} mg/m ³	→ 1 月間についての平均濃度 → 3 月間についての平均濃度
河 川 水	敷地境界における数値 ウ ラ ン 1.1×10^{-3} Bq/cm ³ ラ ジ ウ ム 3.7×10^{-5} Bq/cm ³ ふ っ 素 0.5 mg/ℓ	→ 測定毎の濃度
大気ダスト	敷地境界における数値 ウ ラ ン 1.4×10^{-9} Bq/cm ³ ラ ジ ウ ム 7.4×10^{-10} Bq/cm ³ ふ っ 素 3.3×10^{-4} mg/m ³	→ 測定毎の濃度
土 壌	河底土 ウ ラ ン 1.8 Bq/g ラ ジ ウ ム 1.8 Bq/g 畑土、水田土 ウ ラ ン 1.8 Bq/g ラ ジ ウ ム 0.74 Bq/g	→ 測定毎の濃度 → 測定毎の濃度
空間線量率	敷地空間における空間線量率 γ 線 0.087 μGy/時	→ 3 月間毎の線量率

注) () 内は、ウラン濃縮工場に係る数値

管理目標値は、県、鏡野町、日本原子力研究開発機構の3者で締結している「環境保全協定」の中で定めており、原子炉等規制法、鉱山保安法、水質汚濁防止法による規制値より厳しい値としている。

また、管理目標値には、自然の放射線（バックグラウンド）は含まれず、事業活動に起因する放射線を対象としている。

(6) 岡山県景観条例に基づく届出等件数

1 大規模行為届出件数

行為名	63年度～ 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
建 築 物	3,645	307	256	221	241	185	237	215	187	351	251	6,096
工 作 物	2,674	307	425	292	333	293	237	273	306	280	933	6,353
物 品	12	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	15
土 石	74	5	4	5	6	1	4	2	3	2	0	106
計	6,405	619	685	518	580	479	480	490	497	633	1,184	12,570

2 景観モデル地区届出件数

表－1 高梁景観モデル地区届出件数

行為名	元年度～ 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
建築物	114	12	19	10	13	14	13	7	4	5	3	214
工作物	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	4
木竹伐採	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告表示	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	115	12	19	10	14	15	15	7	6	5	3	221

表－2 吉備高原都市景観モデル地区届出件数

行為名	5年度～ 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
建築物	179	34	23	8	13	4	13	12	1	7	12	306
工作物	25	1	1	0	0	1	1	0	0	1	0	30
木竹伐採	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
広告表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
計	222	35	24	8	13	5	14	12	1	8	12	354

表－3 渋川・王子が岳景観モデル地区届出件数

行為名	6年度～ 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
建築物	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
工作物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
木竹伐採	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	3

3 背景保全地区事前指導申出件数

表－1 背景保全地区事前指導申出件数

地区名	4年度～ 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
後楽園	93	28	7	15	19	25	15	20	18	11	20	271
吹屋	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
閑谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
計	93	28	7	16	19	25	15	20	18	12	20	273

表－2 後楽園背景保全地区事前指導申出件数

行為名	4年度～ 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
建築物	64	19	5	8	13	14	11	10	13	8	19	184
工作物	29	9	2	7	6	11	4	10	5	3	1	87
土石	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	93	28	7	15	19	25	15	20	18	11	20	271

10 環境関係年表

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
昭和9年 (1934)	3	瀬戸内海国立公園が、全国初の国立公園3公園の1つとして指定される。	
昭和18年 (1943)	9	三菱重工業(株)が水島で航空機製造工場の操業を開始。	
昭和23年 (1948)	3	岡山県史跡名勝天然記念物保存顕彰条例を制定。	
	7		農薬取締法を制定。
昭和25年 (1950)	6	国が児島湾縮切堤防建設事業に着手。	
	7	県が岡山市南部（岡南地区）の工業地帯整備に着手。	
昭和26年 (1951)	2	県営旭川ダムの建設に着手。	
昭和27年 (1952)	3	岡山県企業誘致条例を制定。	
	9	県が水島地域の国有地を買収。水島港の整備と、臨海工業地帯整備に着手。	
昭和28年 (1953)	12		熊本県で水俣病第1号患者が発生。
昭和29年 (1954)	5	県営旭川ダムが完工。	
	8	県下初の飛行機による空中農薬散布が藤戸町（現倉敷市）と勝央町で行われる。	
	9	倉敷市の三吉鉱山で我が国初のウラン鉱床が発見される。	
昭和30年 (1955)	11	人形峠でウラン鉱床の露頭が発見される。	
昭和31年 (1956)	11	日本興油(株)が水島港整備後の最初の企業として水島に立地。以後、石油精製、電力、鉄鋼、石油化学等の重化学工業の工場が多数立地する。	
昭和32年 (1957)	6		自然公園法を制定。
	8	上齋原村に原子燃料公社(後の動力炉・核燃料開発事業団現日本原子力研究開発機構)人形峠出張所が開設される。	
昭和33年 (1958)	2	倉敷市玉島で油臭のするアサリがとれる。	
	4		下水道法を制定。
	12		公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律を制定。
昭和35年 (1960)	7	岡山県公害対策調査会を設置。	
昭和36年 (1961)	3		三重県四日市市でぜん息患者が多発。
昭和37年 (1962)		備前市でブドウの葉枯れ、倉敷市でい草の先枯れが発生。	
	3	児島湾締め切り堤防が完成し、児島湖が誕生。	
	6		ばい煙の排出の規制等に関する法律（ばい煙規制法）を制定。
	10	岡山空港（現岡南飛行場）が開所。	
	12	県営寄島干拓事業に着手。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
昭和38年 (1963)	3		狩猟法を改正し、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律を制定。
	4		大山隠岐が国立公園に指定される。
	11	県が、岡山市と倉敷市で硫黄酸化物及び降下ばいじん量の測定を開始。	
昭和39年 (1964)	1	岡山県南地区が新産業都市に指定される。	
昭和40年 (1965)	2	倉敷市が窒素酸化物の測定を開始。 笠岡市・井原市・芳井町を、備後地区工業整備特別地域に追加指定。 岡山県公害対策審議会を設置。	
	6	倉敷市呼松地区の住民が水島工業地帯の公害について県と市に抗議。	
昭和41年 (1966)		硫黄酸化物の発生源の通報連絡基準と自主規制等を内容とする「水島地区い草等農作物被害防止応急対策」を開始。	
	3	高梁川上流、吉備史跡を県立自然公園に指定。	
	4	倉敷市に一般環境大気測定局を設置。二酸化硫黄の自動測定が開始される。	
	9	県の木に「アカマツ」が決定。	
	10	岡山県公害防止条例（旧条例）を制定。	
昭和42年 (1967)	1	岡山県企画部に公害課を設置。	
	8		公害対策基本法を制定。
	9	通産省、県、倉敷市による、水島地区大気汚染防止対策協議会を設置。 岡山県大気汚染防止対策協議会を設置。	
昭和43年 (1968)	3	倉敷市がばい煙規制法の指定地域となる。 県が倉敷市に大気汚染監視テレメータを設置し、常時監視測定を開始。（1970.4、倉敷市公害監視センター設立に伴い廃止） 倉敷市水島地区大気汚染防止対策を公表。	
	6		大気汚染防止法（硫黄酸化物K値第一次規制）及び騒音規制法を制定。
	10	笠岡湾干拓に着手。	
昭和44年 (1969)	2		硫黄酸化物に係る環境基準設定。
	4	移動測定車による大気測定開始。	氷ノ山後山那岐山が国定公園に指定される。
	5		初めての「公害白書」が国会に提出される。
	9		自動車排出ガス規制（一酸化炭素）が実施される。
昭和45年 (1970)	2		一酸化炭素に係る環境基準及び水質汚濁に係る環境基準設定。
	5	湯原奥津地域を県立自然公園に指定。	
	6		公害紛争処理法を制定。
	7		田子の浦港のヘドロ公害が問題となる。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
昭和45年 (1970)	8	岡山県公害対策本部が発足。 高梁川水系、水島海域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	BHC、DDTの稲作への使用が全面禁止される。
	10	岡山県公害防止条例の旧条例を廃止し、新条例を制定。	
	11	公害紛争処理法に基づき、岡山県公害審査会を設置するとともに、県の公害苦情相談員、公害監視員を設置。	
	12	水島地域公害防止計画を策定。 (計画期間：昭和46年～50年。以後、対象地域の見直しを受けながら、現在の岡山・倉敷地域公害防止計画に至る。)	いわゆる「公害国会」で、公害対策基本法、大気汚染防止法、騒音規制法等の大幅な改正及び水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の制定など、公害関係法律多数が制定及び改正される。
昭和46年 (1971)	2	旭川・吉井川水系、児島湾水域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)を採択。
	4	岡山県環境部を設置。 岡山県公害研究所が開所。	
	5		騒音に係る環境基準設定。
	6		悪臭防止法を制定。
	7		環境庁が発足。 第1回瀬戸内海環境保全知事・市長会議が神戸市で開催される。
	9	岡山県公害防止条例を改正。	
	10	県が、備前市のブドウ葉枯れの原因はフッ素系ガスの疑いと発表。	
	11	倉敷地区・備前地区農作物被害対策協議会が発足。 川崎製鉄(株)、水島共同火力(株)が、県、倉敷市と公害防止協定を締結。以後、県内の主要企業と協定を締結。	
	12	岡山県環境部に公害苦情処理局を設置。 大気汚染防止法に基づくばいじん排出基準(上乘せ)条例、水質汚濁防止法に基づく排出基準(上乘せ)条例、自然保護条例を制定。	水質汚濁に係る環境基準及び水域類型を設定。
昭和47年 (1972)	1	吉備路風土記の丘を県立自然公園に指定。	浮遊粒子状物質に係る環境基準設定。
	3	山陽新幹線、新大阪ー岡山間が開通。(1975.3、全線開通)	
	5	水島地域大気汚染夏期特別対策実施要綱を制定。 県内10市の都市公害対策協議会が発足。 備前市内の耐火煉瓦工場で排煙脱弗装置の稼働が始まる。 県酪農試験場に家畜ふん尿処理実験装置が完成。	環境庁が初の環境白書を公表。
	6	水質汚濁防止法に基づく県の上乗せ排水基準条例が全面施行。	公害被害者の救済を図るため、大気汚染防止法が改正され、無過失損害賠償責任制度が導入される。 自然環境保全法を制定。 ストックホルムで「国連人間環境会議」開催。 「人間環境宣言」を採択。
	7	三菱石油(株)に県下初の排煙脱硫装置が設置される。	
	8	瀬戸内海に大量の赤潮が発生。	
	12	自然保護基本計画を作成。	国連環境計画(UNEP)設立。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
昭和48年 (1973)	2	笠岡湾干拓の東堤防が締め切られる。 寄島干拓の潮止め工事が完成。	
	3	全国に先がけ、開発行為を許可制とする岡山県県土保全条例を制定。 岡山県立自然公園条例を制定。	
	4	備後地域公害対策協議会を設置。	
	5	松食い虫の被害が拡大し、県に駆除推進本部を設置。	二酸化窒素、光化学オキシダントに係る環境基準設定。二酸化硫黄に係る環境基準改定。
	6	岡山県水銀汚染対策推進本部を設置。 水島の4工場が県漁連等の要求を受け、水銀使用部門の操業を停止。(26日に操業停止。交渉妥結により28日から操業再開。)	工場排水による水銀汚染魚騒ぎが起こる。
	7	岡山県公有水面埋立協議会が発足。	
	8	岡山県公害防止センターを設置。	
	10	岡山県公害防止センターに大気汚染監視テレメータ中央局を設置し、常時監視を開始。(環境47局、発生源8工場)	瀬戸内海環境保全臨時措置法、公害健康被害補償法を制定。
	11	塩滝(落合町)と大平山権現山(有漢町)が県自然環境保全地域に、竜の口(岡山市)が県環境緑地保護地域に、大滝山(備前市)ほか4か所が県郷土自然保護地域に、曹源寺の松並木(岡山市)ほか3か所が県郷土記念物に指定される。	
	12	全国に先がけ、行政指導による水島地域の硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制を実施。	航空機騒音に係る環境基準を設定。
昭和49年 (1974)	1	県が、児島湖流域下水道計画を発表。 岡山県農業試験場がい草の先枯れは硫黄酸化物が原因と発表。	
	5	備前海域、玉野・児島・笠岡・牛窓の各海域、倉敷川、笹ヶ瀬川等の中小重要河川が公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	
	6	岡山県警察本部が瀬戸内海汚濁事犯取締本部を設置。	大気汚染防止法が改正され、硫黄酸化物に係る総量規制制度を導入。
	9	笠岡・福山両市区域の大気汚染防止について、岡山県と広島県が覚書を交換。 岡山県公害防止条例施行規則を一部改正。	総水銀、アルキル水銀の水質環境基準強化。
	10	(財)岡山県環境保全事業団を設立。中国自動車道、美作一落合間が開通。(1978.10、県内全線開通)	
	11	倉敷市水島地区が硫黄酸化物に係る総量規制地域に指定される。 水島の企業の硫黄酸化物による県南一帯のい草先枯れ被害の補償問題が解決。(1万3000戸を対象に総額10億3000万円を支払う)	
	12	三菱石油水島製油所で、大量の重油流出事故が発生。流出量は4万4000klに上り、瀬戸内海東半分に広がった。 備後地域公害防止計画を策定。(現在に至る。)	
昭和50年 (1975)	2	岡山県大気汚染緊急対策実施要綱を施行。県が緑化総合計画を作成。	P C Bに係る水質環境基準を設定。
	4	県・沿線市町・国鉄で、新幹線騒音問題連絡会議を設立。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
昭和50年 (1975)	7	岡山県立森林公園が開園。	新幹線鉄道騒音に係る環境基準を設定。新幹線鉄道振動対策指針値が示される。
	8	香川県直島町にある三菱金属直島製錬所の越境公害問題で、岡山・香川両県、玉野市、直島町の4者が環境保全確認書に調印。	
	10		環境庁が瀬戸内海富栄養化の調査に着手。
	12	公害病地域として、水島・児島地区の一部、玉島乙島、玉野市日比・向日比・渋川、備前市の片上湾周辺が指定される。 水島以外の倉敷市が硫酸化物総量規制地域に指定される。	
昭和51年 (1976)	1	県が、瀬戸内海の富栄養化対策のため、1日50 t以上産業廃水を排出する175工場に窒素、リンの削減を要請。 第1回目の岡山県公害健康被害認定審査会を開催。	
	2	岡山・備前地域公害防止計画を策定。（昭和60年度、地域見直しにより岡山地域公害防止計画となる。）	
	3	笠岡湾干拓の干陸開始式が行われ、排水が始まる。	
	4	岡山県公害防止センターと衛生研究所を統合し、岡山県環境保健センターを設置。三菱化成工業(株)（現三菱化学(株)）に県下初の排煙脱硝装置が設置される。	
	6		振動規制法を制定。
昭和52年 (1977)	1		社団法人瀬戸内海環境保全協会が設立。
	2	県が、県中部を横断する中国自然歩道の県内ルート案を発表。	
	3	県が、石油コンビナート等防災計画を定める。	
	4	山陽新幹線沿線地域に新幹線鉄道騒音に係る環境基準をあてはめ。	
	5	岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域硫酸化物排出許容総量等の設定に合意。 岡山県環境保全事業団が産業廃棄物処分場（水島）の建設に着手。 成羽町吹屋の町並みが重要伝統的建造物群保存地区に選定される。	
	6	倉敷市に係る硫酸化物総量削減計画を策定。	
	8		国連砂漠化防止会議開催。砂漠化防止行動計画を採択。
	9	備前市に係る硫酸化物総量削減計画を策定。	
昭和53年 (1978)	1	瀬戸大橋に係る環境影響評価書（案）に関する知事意見書を本四公団総裁に回答。	
	5		瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を策定。
	6		瀬戸内海環境保全臨時措置法を瀬戸内海環境保全特別措置法に改正し、恒久法化。
	7		二酸化窒素に係る環境基準を改定。
	8	吉備高原都市、前期事業実施計画がまとまる。	
	9	瀬戸大橋の環境保全協定が岡山・香川両県の関係6自治体と本州四国連絡橋公団の間で締結される。 岡山県、香川県が、玉野市、直島町の硫酸化物排出総量の設定等に合意。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
昭和53年 (1978)	10	瀬戸大橋着工。	
	11	県は、新岡山空港基本計画調査結果に基づき、岡山市日応寺地区を新岡山空港候補地に決定。	
	12	環境保全に関する環境影響評価指導要綱を制定。	
昭和54年 (1979)	3	国の天然記念物に鯉が窪湿性植物群落（哲西町）が指定される。	
	5	水島に岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場が完成。	
	7	県・上齋原村（現鏡野町）・動力炉・核燃料開発事業団（現日本原子力研究開発機構）との間で、人形峠事業所周辺環境保全等に関する協定書を締結。 岡山県環境保健センターに環境放射線監視テレメータシステムが完成し、動燃人形峠事業所周辺の環境放射線の監視を開始。	
	9	動燃人形峠事業所で、ウラン濃縮試験工場が運転を開始。	
	10		滋賀県で琵琶湖富栄養化防止条例を制定し、合成洗剤を追放。
	11	岡山県郷土文化財団を設立。	
	12	備作山地地域を県立自然公園に指定。	
昭和55年 (1980)	2	岡山県合成洗剤対策推進要綱を制定し、石けん等の使用を普及させるために必要な事項を定める。	
	3	C O D総量削減計画（第1次）を策定。	
	5	りん及びその化合物に係る削減指導方針（第1期）を策定。	幹線道路の沿道の整備に関する法律を制定。
昭和56年 (1981)	2	岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域窒素酸化物排出許容総量等の設定に合意。	
	3	岡山県自然海浜保全地区条例を制定。	
	4	岡山県環境部と衛生部を統合し、環境保健部を設置。 「岡山県自然保護推進員設置要綱」を制定。	
	5	吉備高原都市の建設に着手。 邑久町大平山に「野鳥の森」が完成。 県が、第2次総合緑化計画を策定。 倉敷地域窒素酸化物総量削減計画を策定し、行政指導による総量規制を実施。	
	6		窒素酸化物に係る総量規制制度を導入。
	7	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関する県計画を公表。	
	11	本州四国連絡橋公団が岡山県等の要請を受け、景観上の配慮から瀬戸大橋の鷺羽山地区をオープンカットではなくトンネル方式に変更。	
昭和57年 (1982)	5		ばいじん排出規制を強化。
	6	児島湖流域下水道浄化センターの建設工事に着手。	
	7	県が空き缶散乱防止対策会議を設立。	
	12		湖沼の窒素及びりんに係る環境基準を設定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
昭和58年 (1983)	1	中国自然歩道の県内ルートが完成。	
	3	旭川中流地域を吉備清流県立自然公園に指定。	
	5		浄化槽法を制定。
	9	新岡山空港の本体造成工事に着手。	
	11	倉敷市の公害病認定患者等が、水島コンビナート大手企業8社を相手取り、大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求め、岡山地裁に提訴（倉敷公害訴訟第1次訴訟）。	
昭和59年 (1984)	3	産業排水及び生活排水について窒素、りんの出抑制を図るため、岡山県公共用水域の富栄養化防止対策推進要綱を制定。 岡山県暴騒音規制条例を制定。	
	7		湖沼水質保全特別措置法を制定。 トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針設定。
	8	使用済み乾電池の効果的な回収を行うため、県と乾電池の卸・小売業界等による岡山県乾電池等対策協議会を設立。	環境影響評価実施要綱を制定。
昭和60年 (1985)	1	環境庁の名水百選に塩釜冷泉（八束村）と雄町の冷泉（岡山市）が選ばれる。	
	3	名水百選に岩井（上齋原村）が追加選定される。	オゾン層 ^(※) の保護に関するウィーン条約 ^(※) を採択。
	4	騒音に係る環境基準のあてはめを開始。	
	5	岡山県環境保健センターの大気汚染監視テレメータシステムを更新し、大気汚染監視体制を強化。	水質汚濁防止法施行令が一部改正され、窒素、りんが規制される。
	6	県下の緑の少年隊の連携を深めるため、岡山県緑の少年隊連絡協議会を設立。	
	7	岡山県鷺羽山ビジターセンターが完成。	
	8	県が、町並み保存地区整備事業を開始。	
	12	勝山町勝山地区を町並み保存地区に指定。 児島湖が湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定される。	
昭和61年 (1986)	2	岡山・備前地域公害防止計画の地域を見直し、岡山地域公害防止計画を策定。	
	4	騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法に基づく、それぞれの規制地域及び規制基準を設定。	
	5	県土利用の基本的指針となる、国土利用計画(岡山県計画)を策定。 りん及びその化合物に係る削減指導方針（第2期）を策定。	
	6	児島湖浄化対策本部を設置。	
	7	人形峠アトムサイエンス館が開館。	
	8	岡山県児島湖浄化対策推進協議会が発足。	
	11	倉敷市下津井地区を町並み保存地区に指定。	
昭和62年 (1987)	1	渋川海岸（玉野市）が白砂青松百選に選定される。	
	2	県が「児島湖に係る湖沼水質保全計画」（第1期）を策定。	
	5	岡山城跡と後樂園が国の史跡に指定される。 COD総量削減計画（第2次）を策定。	
	6		絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制に関する法律を制定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
昭和62年 (1987)	8	児島湖浄化対策推進協議会が「児島湖浄化推進月間」を実施。 高梁市の「美観地区道路」が日本の道百選に選定される。	
	9		オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 ^(※) を採択。
	10	大原町古町地区を町並み保存地区に指定。	
	12	瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	
昭和63年 (1988)	3	新岡山空港が開港。旧空港は岡南飛行場に改称。 岡山県景観条例を制定。	
	4	瀬戸大橋が開通。瀬戸大橋鉄道騒音が社会問題化。	
	5		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律を制定。
	8	上齋原村中津河捨石堆積場で自然界レベルより高い放射線量を検出し、動燃に恒久対策を講じさせる。	
平成元年 (1989)	2	県が、ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要領を策定。	
	3	岡山県鳥獣生息分布調査報告書を作成。 水島地域公害防止計画と岡山地域公害防止計画を統合し、岡山・倉敷地域公害防止計画を策定、現在に至る。	水質汚濁防止法施行令を一部改正し、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定。
	4		四塩化炭素の排出に係る暫定対策指導指針等を設定。
	6	児島湖の水質浄化活動への支援や水質浄化に関する調査研究を行う（財）児島湖流域水質保全基金を設立。	石綿を特定粉じんとして規制する大気汚染防止法を一部改正。
	9		「地球環境保全に関する東京会議」開催。
	10	津山市城東地区を町並み保存地区に指定。	
	11	県は、景観に配慮した公共事業を行う上での指針となる「公共事業等景観形成基準」を策定。 美星町が全国に先がけて、「美しい星空を守る美星町光害防止条例」を制定。	
	12	瀬戸内海景観研究会が県知事に対し「瀬戸内海における景観の保全、形成を図るための共通の指針について（提言）」を提出。	
平成2年 (1990)	1	高梁地区を岡山県景観条例に基づく景観モデル地区に指定。	
	3	笠岡湾干拓が完成。 岡山空港周辺地域に航空機騒音に係る環境基準をあてはめ。	
	5	県が酸性雨の実態調査を県下10か所で開始。	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針を設定。
	6		モントリオール議定書第2回締結国会合でフロン等の全廃を決定。生活排水対策を推進するため、水質汚濁防止法を一部改正。
	7	邑久町の産業廃棄物処分場で自然界レベルより高い放射線量を検出。	
	8	岡山市足守地区を町並み保存地区に指定。	
	10		地球環境保全関係閣僚会議で、地球温暖化防止行動計画を決定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
平成 3 年 (1991)	2	建設省、県、関係市町村等で構成する岡山三川水質汚濁防止連絡協議会を設立。 県内の産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の適正な処理等を推進するため、岡山県産業廃棄物協会を設立。	
	3	児島湖の総合的な環境保全を目的とした児島湖環境保全条例を制定。 吉井川中流域を県立自然公園に指定。 C O D総量削減計画（第 3 次）を策定。	
	4		再生資源の利用の促進に関する法律を制定。
	5	建部町で「全国野鳥保護のつどい」を開催。 りん及びその化合物に係る削減指導方針(第 3 期)を策定。	
	7	児島湖環境保全審議会が発足。(平成 6 年 7 月に環境審議会に合併)	水質汚濁防止法施行令を一部改正し、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンに係る特定施設を追加。
	8		土壌の汚染に係る環境基準を設定。
	10		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正。
	11	岡山県自然保護センターを佐伯町に開設。 県が環境影響評価項目に地球環境保全対策を追加。 児島湖流域の環境保全に関する基本方針を策定。	
平成 4 年 (1992)	1	公用車としては初の電気自動車を岡山県環境保健センターに配置。	
	3	県が、児島湖に係る湖沼水質保全計画（第 2 期）を策定。	
	5	県域レベルで地球環境保全に貢献することを目的とした「県における地球環境問題への取組方針」を策定。	気候変動枠組み条約を採択。
	6	後楽園、成羽町吹屋地区、旧閑谷学校の背後地などを県景観条例に基づく背景保全地区に指定。 瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	「地球環境開発会議」（地球サミット）を開催。 生物多様性条約、アジェンダ21 ^(※) 等を採択。 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律を制定。 自動車NOx法を制定。
	12	県が「地球環境保全に配慮した県事業等の指針」を策定。	
平成 5 年 (1993)	3	県議会が、環境に配慮した行動を通じて人と他の生物との共存共栄を図ることを目的とする「環境宣言」を決議。	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目を追加。
	6		悪臭防止法施行令を一部改正し、10物質を追加。 水質汚濁防止法施行令を一部改正し、海域の窒素及びりんの排水基準を設定。
	7	生活排水対策に重点を置いた清流保全対策を行うため、湯原ダム・旭川ダムの流域及び新成羽川ダムの流域にそれぞれ水質浄化対策推進協議会を設立。 吉備高原都市の前期事業が完成。	
	11	矢掛町矢掛地区を町並み保存地区に指定。	環境基本法を制定。
	12		水質汚濁防止法施行令を一部改正し、13項目の有害物質を追加。 生物の多様性に関する条約発効。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
平成 6 年 (1994)	3	玉野市と倉敷市にまたがる渋川・王子が岳地区を県景観条例に基づく景観モデル地区に指定。 倉敷公害訴訟第 1 次訴訟の一審判決。工場排煙による因果関係を認め、企業 8 社に約 1 億 9 千万円の支払いを命じる。(控訴) 県が、自然保護のため毛無山（新庄村）周辺に広がるブナ林約 191ha を買収。 県が、「地球にやさしい地域づくり指針」を策定。	
	4	岡山県環境保健部を環境部門と保健部門に分離し、環境部門を地域振興部に移す。	
	6		第 1 回「環境の日」のキャンペーンが開催される。
	7		瀬戸内海の環境保全に関する基本計画の一部を変更。
	8	新庄村新庄地区を町並み保存地区に指定。	
	9		廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を一部改正し、有害物質を追加。
	12		環境基本計画を閣議決定。
平成 7 年 (1995)	3	公募により「県民の鳥」をホトトギスからキジに変更。	
	4	岡山県建設副産物対策基本計画（おかやまりサイクルプラン 21）を策定。	悪臭防止法施行令を一部改正し、臭気指数規制を導入。
	6		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）を制定。
	7	県が景観モニター制度を導入。92 人の景観モニターを委嘱。	
	8	行政機関と家電販売店などによる、岡山県フロン回収等推進会議を発足。	
	9	倉敷市玉島地区を町並み保存地区に指定。	
	10		地球環境保全に関する関係閣僚会議で、生物多様性国家戦略を決定。
	12		在来鉄道の騒音対策指針を設定。
平成 8 年 (1996)	2	中国四国農政局が、児島湖へドロしゅんせつ工事を開始。	
	3	県が、新岡山県自然保護基本計画（平成 8～12 年度）、緑の環境づくり計画（平成 8～12 年度）を策定。	
	4	岡山県地域振興部に環境保全局を設置。 「廃冷蔵庫等からのフロン回収マニュアル」を作成。	
	5		大気汚染防止法を一部改正し、有害大気汚染物質対策推進の規定を整備。
	6		水質汚濁防止法の一部改正。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
平成8年 (1996)		「日本の音風景百選」に「諏訪洞・備中川のせせらぎと水車」(北房町)と「新庄宿の小川」(新庄村)が選定される。	
	7	「日本の渚・百選」に渋川海岸(玉野市)と沙美海岸(倉敷市)が選定される。 COD総量削減計画(第4次)を策定。 窒素及びその化合物並びにりん及びその化合物に係る削減指導方針(第4期)を策定。	
	8	児島湖に流入する笹ヶ瀬川、倉敷川、妹尾川の河口付近で「淡水赤潮」が異常発生。	
	10	岡山県環境基本条例を制定。	
	12	倉敷公害訴訟が、被告企業8社の和解金13億9千200万円の支払いにより13年ぶりに和解成立。	
平成9年 (1997)	2	岡山県分別収集促進計画を策定。	ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準を設定。
	3	岡山県清流保全総合指針(おかやま清流ガイドライン)を策定。 児島湖水辺環境整備基本計画を策定。 児島湖に係る湖沼水質保全計画(第3期)を策定。	地下水の水質汚濁に係る環境基準を設定。
	4	岡山県環境基本条例が施行される。	容器包装リサイクル法本格施行。 瀬戸内海の全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定(播磨灘北西部、水島港区水島地先海域、備讃瀬戸(イ)(ロ)(ハ))。
	6		環境影響評価法を制定。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正公布。
	8		ダイオキシン類の規制のため廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法の省令等改正。
	9	瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	ダイオキシン類の大気環境指針値の設定。
	12		地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、「京都議定書」を採択。
平成10年 (1998)	2	岡山県フロン回収・処理推進協議会を設置。	
	3	岡山県環境基本計画(エコビジョン2010)を策定。 平成9年版岡山県環境白書を作成(以後、毎年作成)。 瀬戸内海の全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定(児島湾、児島湾沖、牛窓地先海域)。 岡山県ごみ処理広域化計画を策定。 「日本の水浴場55選」に渋川海水浴場が選定される。	
	4	岡山県地域振興部を再編整備し、生活環境部を設置。	
	9		騒音に係る環境基準を改正。
	11	グリーンオフィス推進プログラム(GOP)を策定。	
	12		ダイオキシン暫定排出基準の施行。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
平成11年 (1999)	2		人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質に係る環境基準項目に硝酸性窒素及び亜硝酸窒素、ほう素、ふっ素の3項目を追加。
	3	岡山県環境影響評価等に関する条例を制定。 岡山県フロン回収・処理マニュアルを策定。 騒音に係る新環境基準の類型指定を見直し。	
	4	グリーンオフィス推進プログラムを出先機関を含め全面実施。 騒音に係る新環境基準の類型指定を施行。	騒音に係る新環境基準を施行。 地球温暖化対策の推進に関する法律 ^(※) を全面施行。
	6	岡山県環境影響評価等に関する条例を施行。	環境影響評価法を施行。
	7	リサイクル推進店制度を創設。 第2期岡山県分別収集促進計画を策定。	
	9	岡山県アイドリングストップ指針を策定。	
	12	岡山県フロン回収実施店表示制度を発足。	原子力災害対策特別措置法を制定。
平成12年 (2000)	1		ダイオキシン類対策特別措置法を施行。 尼崎公害訴訟判決。
	3	第4次岡山県産業廃棄物処理計画を策定。 岡山エコ・ドライブ2010を公募（H13年3月末まで）。 ツキノワグマ保護管理計画（平成12～14年度）を策定。	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）を部分施行。
	4		自動車騒音の要請限度を定める省令（改正）を施行。 容器包装リサイクル法を完全実施。
	6		廃棄物処理法を一部改正。 浄化槽法を一部改正（単独処理浄化槽の原則禁止）。
	8	岡山県環境マネジメントシステムに係る環境方針及び環境目的・目標を設定しシステムの運用を開始。	
	9	第12回「星空の街・あおぞらの街」全国大会を美星町で開催。	
	12		瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を変更。
平成13年 (2001)	1		国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を部分施行。
	2	県本庁舎の事務事業を対象とする岡山県環境マネジメントシステムについて、ISO14001を取得。	
	3	岡山県自然保護基本計画を策定。 岡山県みどりの総合基本計画を策定。 臭気指数規制を行う地域（赤坂町の一部のほか2町）を県内で初めて指定。（H13年10月施行） 平成13年選定「日本の水浴場88選」に渋川海水浴場が選定される。 グリーンオフィス推進プログラム（GOP）を地球温暖化防止実行計画として全面改正。（第2期計画）	土壌の汚染に係る環境基準項目にふっ素及びほう素の2項目を追加。
	4		ジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準を設定。 グリーン購入法全面施行。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
平成13年 (2001)	6		自動車NOx法を改正した自動車NOx・PM法を制定。 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）を制定。
	7		水質汚濁防止法施行令を一部改正し、ほう素、ふっ素、アンモニア等の3項目を有害物質に追加し、石炭を原料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設を特定施設に追加。
	12		特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）を部分施行。
平成14年 (2002)	2	「児島湖総合水質改善対策専門家検討会」報告。	
	3	児島湖に係る湖沼水質保全計画（第4期）を策定。 岡山県フロン回収・処理推進協議会を廃止し、岡山県フロン回収・処理推進連絡会議を設置（H14年4月施行） 岡山県におけるタンチョウ将来構想を策定。 岡山県地球温暖化防止行動計画を策定。 岡山県廃棄物処理計画策定。	新地球温暖化対策推進大綱決定。 毛無地域1,174haを大山隠岐国立公園に編入。 地球環境保全に関する関係閣僚会議で新・生物多様性国家戦略を決定。
	4	岡山県快適な環境の確保に関する条例施行。 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行（環境負荷低減条例）。 岡山県循環型社会形成推進条例施行。	PRTR法を本格施行。 フロン回収破壊法を本格施行。
	5	岡山県地球温暖化防止活動推進センターを指定。	土壤汚染対策法成立。 建設リサイクル法全面施行。
	6		地球温暖化対策の推進に関する法律を一部改正。 京都議定書締結。
	7	水質総量削減計画（第5次）策定。 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を改定。 第3期岡山県分別収集促進計画を策定。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準を設定。 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律を改正し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を制定。 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）を制定。
	8	岡山県地球温暖化防止活動推進員を委嘱。 「エコパートナーシップおかやま」設立。	
	9	アースキーパーメンバースhip制度を創設。	持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）を開催。実施計画、持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言等を採択。
	10	環境負荷低減条例中、ベンゼン規制、アイドリング・ストップ、廃食用油排出禁止施行。 第5次水質総量規制基準施行。 岡山県再生品の使用の促進に関する指針施行。	フロン回収破壊法を全面施行。
	11	「おかやまの自然百選」を選定。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
平成15年 (2003)	2		土壤汚染対策法を施行。
	3	岡山県環境基本計画（エコビジョン2010）を改訂。 ツキノワグマ保護管理計画（平成15～18年度）を策定。 ニホンジカ保護管理計画（平成15～18年度）を策定。 県が毛無山（新庄村）のブナ林約70haを追加買収。 岡山県版レッドデータブック発刊。 岡山県エコ製品を認定。 ごみゼロガイドライン（汚泥編）を策定。	
	4	岡山県産業廃棄物処理税 ^(※) 条例を施行。 岡山県グリーン調達ガイドラインを策定。	自然公園法を一部改正。
	6		廃棄物処理法を一部改正。 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）を制定。
	7	岡山県立自然公園条例を一部改正。	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を制定。
	8		銚子島・坊子島（玉野市）及び住吉島（備前市）を瀬戸内海国立公園に編入。
	9		アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物について有害大気汚染物質に係る指針値を設定。
	10	「環境おかやま大賞」を創設。	
	11		水生生物の保全に係る水質環境基準を設定。 全垂鉛を環境基準に追加。
	12	岡山県希少野生動植物保護条例を制定。	
平成16年 (2004)	2	岡山エコ事業所認定制度を創設。	
	3	ごみゼロガイドライン（鉱さい編）を策定。 岡山県循環資源総合情報支援センターとして（財）岡山県環境保全事業団を指定。 岡山エコタウンプランを策定。	
	4		廃棄物処理法を一部改正。
	5	「瀬戸内海国立公園指定70周年記念のつどい」を開催。	大気汚染防止法を一部改正（揮発性有機化合物規制の導入）。
	6		景観法を制定。 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律を制定。 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）を制定。
平成17年 (2005)	10	県が総社市上林の吉備路風土記の丘北駐車場用地を買収。	
	1		自動車リサイクル法を全面施行。
	2		京都議定書発効。
	3	ごみゼロガイドライン（ばいじん・燃え殻編）を策定。	
	4	環境負荷低減条例中、ディーゼル自動車粒子状物質削減規定を施行。	京都議定書目標達成計画決定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
平成17年 (2005)	5		浄化槽法を一部改正。 廃棄物処理法を一部改正。
	7	第4期岡山県分別収集促進計画を策定。	
	10	産業廃棄物処理業者の評価制度を導入・実施	国内7か所に地方環境事務所が設置。
	12		大気汚染防止法を一部改正。 (アスベスト関係規制強化)
平成18年 (2006)	1	岡山県アスベスト対策協議会を設立。	
	2		廃棄物処理法を一部改正。 大気汚染防止法等アスベスト関係法令を一部改正。
	3	イノシシ保護管理計画（平成18年度）を策定。 グリーンオフィス推進プログラム（GOP）を全面改正 （第3期計画）。	石綿による健康被害の救済に関する法律施行。
	5	「快水浴場百選」に渋川海水浴場が選定される。	
	6		容器包装リサイクル法を一部改正。 フロン回収・破壊法を一部改正。
平成19年 (2007)	3	第10次鳥獣保護事業計画を策定。 第3期ツキノワグマ保護管理計画を策定。 第2期ニホンジカ保護管理計画を策定。 第2期イノシシ保護管理計画を策定。 岡山県省エネルギービジョンを策定。 児島湖に係る湖沼水質保全計画（第5期）を策定。 児島湖の長期ビジョンを策定。 新岡山県ごみ処理広域化計画を策定。 第2次岡山県産業廃棄物処理計画を策定。	
	6	水質総量削減計画（第6次）を策定。 同水質総量規制基準を設定。	
	9	景観計画の策定。 景観条例の改正。	

11 環境用語の解説

あ～	I S O 14001	国際標準化機構（International Organization for Standardization）が発行した環境マネジメントシステム(→)の国際規格。P D C A（Plan、Do、Check、Act）サイクルにより各企業等が与える環境への影響を継続的に改善していくことが特徴で、自ら目的や目標を設定し、その目的・目標達成に向け継続的に取り組むことにより、結果として環境パフォーマンスの向上を図ることをねらいとしている。近年、環境への取組が企業の社会的評価につながることで、省資源・省エネ、リサイクル等が中長期的にはコストダウンにつながるなどから、認証取得を行う企業が増加している。なお、I S O 14000シリーズは、「環境マネジメントシステム」(14001、14004)、「品質・環境監査」(19011)等で構成されている。
	愛鳥週間	5月10日から16日の1週間。この時期がちょうど野鳥の繁殖期に当たるため、この週間行事を通じて愛鳥の精神を普及しようとするもの。
	アイドリング・ストップ	駐停車中にエンジンを止めること。自動車は停止しているときでも排出ガスを出すため、大気汚染(→)、騒音(→)及び地球温暖化(→)を防止する観点から、岡山県環境への負荷の低減に関する条例で規制する等対策を推進している。
	アオコ	湖沼等の表層でプランクトンが大増殖し水面が着色する現象を水の華と呼ぶが、中でも藍藻類によって青い粉をふいたように見えるものがアオコ（青粉）である。また、渦鞭毛藻や黄緑藻によって水面が赤褐色ないし黄褐色になるものを淡水赤潮と呼び、海の赤潮(→)と基本的に同じ現象である。アオコは通常春から秋にかけて見られ、アオコを形成する藍藻類の中には毒素を作るものも確認されている。
	青潮	りん、窒素などを含む栄養塩類によって海水が富栄養化(→)し、プランクトンが大量発生することがある。このプランクトンの大量発生により底層に貧酸素水塊ができ、それが風などによって岸近くの水の表面に移動し、青色ないし白濁色を呈する現象を青潮という。青潮の発生により、アサリなどが死滅することがある。→赤潮
	赤潮	海域における富栄養化(→)現象のひとつで、海中のプランクトンの異常増殖により、海面が赤色や赤褐色に変わる現象。夏期に発生しやすく、魚介類のえらをつまらせたり酸欠状態にさせるため、漁業被害につながる。→青潮
	悪臭	嫌悪感のあるいやな臭いのことで、主として不快感などの感覚的影響が中心であり、生活環境に影響を及ぼす。典型7公害の一つとされ、悪臭防止法に基づき規制が行われている。→公害
	アスベスト（石綿）	天然に産する鉱物繊維。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等多くの用途で使用されている。また、平成17年6月以降大手企業から健康被害についての公表がなされ、住民の健康への不安が高まったことから、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材・断熱材等の除去について規制が強化されるとともに、健康被害者に対する救済法が制定された。さらに、平成18年9月から原則全面使用禁止となっている。→特定粉じん
	アースキーパーメンバーシップ制度	地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動について、県民・事業者が自らの取組を目標を定め、実行する会員を募集、登録して、地球温暖化防止活動の普及を図ることを目的に、平成14年9月に岡山県が創設した制度である。
い～	硫黄酸化物(SOx)	石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料や原料が燃えることにより発生する二酸化硫黄(SO ₂)、三酸化硫黄(SO ₃)、硫酸ミストなどの総称。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、ぜんそくなどを引き起こす。また、酸性雨(→)の原因物質となる。このため、環境基本法に基づき環境基準(→)が定められている。また、大気汚染防止法では排出基準を定め、更に総量規制も実施している。→公害、大気汚染、窒素酸化物
	一酸化炭素(CO)	炭素を含む燃料が不完全燃焼することにより発生し、主な排出源は自動車である。血液中のヘモグロビンと結合する性質が強く、酸素を運搬する機能を阻害するため、頭痛、耳鳴り、吐き気等を引き起こす。濃度が高いと生命が危険となる。
	一般廃棄物	家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。→産業廃棄物

う～	ウィーン条約	1985年3月、オーストリアのウィーンにおいて採択された条約で、正式には「オゾン層保護のためのウィーン条約」という。国際的に協調してオゾン層(→)やオゾン層を破壊する物質について研究を進めること、各国が適切と考える対策を行うこと等を定めている。→ モントリオール議定書
	ウォームビズ	暖房時のオフィスの室温を20℃以下にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。県では平成17年から県民運動として取り組み、家庭にも室内温度を20℃以下に調整し暖房に頼らないライフスタイルを心がけるよう呼びかけている。
え～	HFC (エイチエフシー)	ハイドロフルオロカーボンの略称。代表的な代替フロン(→)であり、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして使用されている。水素、フッ素及び炭素からなる物質で、塩素を含まないためオゾン層(→)を破壊することはないが、強い温室効果ガス(→)であるため 京都議定書(→) による排出削減対象物質となっている。→ 地球温暖化、温室効果ガス、CFC、HCFC
	HCFC (エイチシーエフシー)	ハイドロクロロフルオロカーボンの略称。水素、塩素、フッ素及び炭素からなる物質で、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されている。CFC(→)ほど強力ではないがオゾン層破壊物質であるため、先進国では、 モントリオール議定書(→) に基づき2019年末までに新たな生産等を全廃することが定められている。また、強い温室効果ガス(→)でもある。→ オゾン層、地球温暖化、HFC
	エコタウン	ゼロ・エミッション(→)を基本構想とし、地域振興の基軸として推進することにより、環境調和型の地域経済形成の観点から先進的なまちづくりの推進を目的とする事業として平成9年度に創設された制度。具体的には、地域の特性に応じ、都道府県等が経済産業省・環境省の共同承認を受けてプランを作成し、プランに基づき地方公共団体及び民間団体が実施する中核的な事業に対し、国が総合的・多面的な支援を行う。
	エコマーク	消費者が環境に配慮した商品を選択するときの基準とするため、環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。(財)日本環境協会が審査し、認定された商品にマークをつけることが許される。→ 環境ラベル、グリーン購入
お～	岡山県エコ製品	県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品であって、岡山県の定める認定基準を満たした製品。平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成14年10月から募集を開始した。→ 岡山県循環型社会形成推進条例
	岡山県快適な環境の確保に関する条例	落書き、空き缶等の投棄、自動車等の放置及び光害を防止することにより、美観や清潔さを保持し、きれいで快適な環境を実現することを目的に制定された条例。平成14年4月1日から施行された。
	岡山県環境保全基金	地球に根ざした環境保全活動を展開し、潤いと安らぎのある快適な環境づくりを推進するため、平成2年3月に、旧環境庁の地域環境保全対策費補助金(2億円)を活用して設立された。
	岡山県環境影響評価等に関する条例	環境影響評価(→)及び環境管理が適切かつ円滑に行われるための手続等を定めた条例。平成11年3月19日に公布され、同年6月12日から全面施行された。
	岡山県環境基本計画	岡山県の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、 岡山県環境基本条例(→) 第10条に基づき知事が定める計画。計画は、平成10年3月に策定、平成15年3月に改訂された。岡山県環境基本条例の基本理念の実現を目指して、2010年までの長期的な目標と施策の大綱を示している。
	岡山県環境基本条例	岡山県の環境の保全に関する基本的な事項を定めた条例。平成8年10月1日に制定され、平成9年4月1日から施行された。条例では、環境保全に関する基本理念を提示するとともに、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項等を定めている。→ 岡山県環境基本計画、岡山県環境白書、岡山県環境保全委員会

お～	岡山県環境審議会	環境基本法に基づいて設置された審議会では、学識経験者及び関係行政機関職員40人以内で構成される。審議会では、県の環境の保全に関して基本的事項を調査審議することとなっている。→中央環境審議会
	岡山県環境白書	岡山県環境基本条例(→)第8条に基づき、岡山県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにするため、知事が毎年作成し公表する文書。
	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	岡山県公害防止条例を全面的に見直し、公害の防止のための規制の措置だけでなく、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めた条例。平成13年12月21日に公布され、平成14年4月1日から施行された。
	岡山県環境保全委員会	岡山県附属機関条例に基づき設置された委員会で、学識経験者8人以内で構成される。県民参加のもとに環境の保全を図るため、岡山県環境基本条例(→)第25条に基づき、県民や県内の団体等は岡山県環境保全委員会に対し知事等の行う施策について、環境保全に関する提言を行うことができる。委員会は提言内容を調査審議し、必要があるときは知事等に対し意見書を提出することとしている。
	岡山県再生品の使用促進に関する指針	平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、再生品の使用を促進するため、使用を促進する再生品を明らかにするとともに、県、事業者、県民の取組み事項を定めたもの。平成14年10月15日から施行。
	岡山県産業廃棄物処理税	本県では、産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図るため、平成15年4月1日から産業廃棄物処理税を導入している。納税義務者は、最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者（又は中間処理業者）。課税標準・税率は、最終処分場への搬入量1トンにつき1,000円。税収は、「意識の改革」、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「環境インフラの整備」に要する経費に充当。平成18年4月1日現在、岡山県外23府県・1政令市が産業廃棄物税を導入済み。
	岡山県循環型社会形成推進条例	廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会の形成を目的に制定された条例。平成13年12月21日に制定され、一部の規定を除き、平成14年4月1日から施行された。条例では、循環型社会の形成のために、県として重点的に取り組む施策を提示している。
	オゾン層	成層圏に存在するオゾン（O ₃ ）の層。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。フロン、ハロン、トリクロロエタン、四塩化炭素などは、化学的に安定した物質であるため、大気中に放出されてもほとんど分解されずに成層圏に達し、成層圏では太陽からの強い紫外線によって分解されて塩素原子が放出され、これが触媒となってオゾン層を破壊する。オゾン層の破壊によって増加する紫外線は、白内障、皮膚がんの増加、皮膚免疫機能の低下など、人の健康に大きな悪影響を及ぼす。また、植物に対しても成長阻害、葉の色素の形成阻害などの悪影響を及ぼす。→ウィーン条約、モントリオール議定書、地球環境問題、特定フロン
か～	温室効果ガス	太陽から流れ込む日射エネルギーを吸収して加熱された地表面は赤外線の熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を温室効果ガスと呼ぶ。人間活動の活発化に伴い温室効果ガスの濃度が上昇しており、地球の温暖化が懸念されている。1997年12月に開催された気候変動枠組条約（→）第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）で、二酸化炭素（→）、メタン、一酸化二窒素、代替フロン（→）であるハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質の排出削減目標が定められた。→地球温暖化
	外来生物法	正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といい、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物を特定外来生物(→)として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制するとともに、防除等を行うことで、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止することを目的とし、平成16年6月に制定され、平成17年6月から施行された。

か～	化学的酸素要求量（COD）	水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。→水質汚濁、生物化学的酸素要求量（BOD）、富栄養化
	合併処理浄化槽	生活排水のうちし尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。水質汚濁(→)の原因として生活排水(→)の寄与が大きくなっており、下水道の整備等と並んで、合併処理浄化槽の普及が求められている。
	環境影響評価（環境アセスメント）	事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。→岡山県環境影響評価等に関する条例
	環境家計簿	通常の家計簿が金銭の出入りを通じて家庭の活動を把握し、記録するのと同じように、家庭における環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を把握し、記録する家計簿。自分の生活を点検し、環境との関わりを再確認するための有効な試みであり、市民の手によって広がりつつある。
	環境基準	健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動(→)、悪臭(→)及び地盤沈下(→)を除く大気汚染(→)、水質汚濁(→)、土壤汚染(→)及び騒音(→)の4つについて環境基準が定められている。→公害、要請限度
	環境基本法	環境の保全に関し、国の政策の基本的な方向を示した法律で、平成5年11月に制定された。環境保全の基本理念や国、地方公共団体、事業者、国民の役割、基本的な政策の方向などを示している。→中央環境審議会
	環境学習・環境教育	かつての産業型公害が一定の改善を見たにもかかわらず、都市・生活型公害や地球環境問題(→)が顕在化してきた原因は、大量消費型となってしまった私たちの生活様式による面も大きい。こうした状況に対応するためには、従来の規制行政に加え、私たち一人ひとりが環境に配慮した生活や行動に心がけることが必要である。そのため、人間と環境との関わりについての学習、すなわち「環境学習・環境教育」の推進が重要となっている。
	環境月間	環境基本法で6月5日が環境の日とされているが、この日を含む6月中を環境月間とし、国、県、市町村、民間団体などによって各種普及啓発事業が行われている。
	環境税	環境に負荷を与える活動や製品を広く課税対象に捉える税で、CO ₂ 削減を主目的に1990年代初頭からヨーロッパ諸国で導入されており、炭素税(→)のほか排水、肥料、殺虫剤等への課税例がある。→グリーン税制
	環境負荷	人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法(→)や岡山県環境基本条例(→)では、環境への負荷とは「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。
	環境ホルモン	正式には「外因性内分泌攪乱化学物質」といい、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」と定義付けられている。
	環境マネジメントシステム	企業等が自主的に環境保全に関する取組を推進するに当たり、環境に関する方針、目的、目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく管理の仕組みで、ISO14001(→)もその一つ。
	環境ラベル	消費者がより環境負荷(→)の低い製品やサービスを選択するための指標として制定されているマーク等で、環境配慮という新しい判断基準で製品選択をすることによって、企業活動や社会を資源循環型に変えるという効果が期待される。現在、ISO（国際標準化機構）では、環境ラベルをタイプI、タイプII、およびタイプIIIの3種類に分類して運用ルールなどの規格制定を進めている。代表例としては、エコマーク(→)、国際エネルギースタープログラムなど。→グリーン購入

き～	気候変動枠組条約	正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、大気中の温室効果ガス(→)の濃度を安定させることを究極的な目的とした条約。平成4（1992）年5月9日に採択され、平成6（1994）年3月に発効した。平成9（1997）年12月に京都で第3回締約国会議（C O P 3）が開催され、温室効果ガスの排出削減目標が定められた。→地球温暖化
	揮発性有機化合物（VOC）	沸点が低いため常温常圧で容易に揮発する有機化合物の総称で、主なものにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなどがある。揮発性有機化合物は、比重が水より重く、浸透力が強く難分解性のため、地表に漏えいした場合、土壌や地下水汚染を引き起こしやすい。一方、大気中に排出された場合、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の生成の原因となる。このため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等で規制が行われており、特に大気汚染防止法では、平成18年4月から新たに規制が開始された。→水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、トリクロロエチレン
	京都議定書	地球温暖化(→)防止に関する国際的取組を協議するため、1997年12月日本が議長国となって京都で開催された「気候変動枠組条約(→)第3回締約国会議（C O P 3）」において採択され、削減すべき温室効果ガス(→)の種類（二酸化炭素(→)など6種類）、削減数値目標（日本は6%）や削減方策等が定められた。ロシアの批准により2005年2月16日に発効した。
	近隣騒音	カラオケなどの営業騒音、拡声機の騒音、家庭のピアノ、クーラーからの音やペットの鳴き声などの生活騒音のこと。行政に寄せられる騒音苦情のうち、工場・事業場からの騒音はその数が減少傾向にあるが、それに対して近隣騒音は増加傾向にある。こうした近隣騒音は、騒音の発生量としては比較的小さく限られた近隣の生活者にだけ影響を与える場合が多いこと、被害感が近隣とのつきあいの程度にも左右されるとともに、一人ひとりが場合によっては加害者にも被害者にもなりうるといった特徴を持っている。→公害、騒音
く～	グリーン購入	環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。製品やサービスの選択に当たっては、資源の採取から廃棄までのすべての製品ライフサイクルにおいて環境負荷が小さいこと、環境保全に積極的な事業者により製造、販売されること、などを重視する必要がある。 平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称：グリーン購入法）が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられたほか、地方公共団体にも努力義務が課され、事業者及び国民には一般的な責務があるとされた。→エコマーク、環境ラベル
	グリーン税制	環境政策における経済的手法のひとつとして、環境保全上の効果を持たせる目的で新税の導入や既存税制の修正を行うこと。税(制)のグリーン化ともいう。→環境税
	クリーンネット	台所の流しの排水口に取り付ける目の細かい網状の袋。家庭排水中の固型物を取り除くことができるので、身近な水路や河川、池などの水質保全に役立つ。岡山県では、下水道未整備地区に指定したクリーンネット使用実践地区を核に普及を図っている。
	クールビズ	冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。県では平成18年度から県民運動として取り組み、家庭にも冷房温度を28℃にし、また冷房に頼らないライフスタイルを心がけるよう呼びかけている。
け～	下水処理	家庭や工場・事業場から生じる汚水を排除し、処理した上で河川などへ放流すること。汚水は、沈澱池で細かな土砂や比較的重い浮遊物を分離し、ばっ気槽で微生物の働きによって汚水中の有機物を分解する。処理した後の水は、塩素などで消毒されて放流される。→合併処理浄化槽、公共下水道普及率、生活排水
こ～	公害	戦後、我が国は目ざましい高度成長を遂げたが、その一方で昭和30年代中ごろから人の健康に著しい被害を及ぼす公害が各地で発生し、大きな社会問題となった。深刻な状況を受けて昭和42年公害対策基本法が制定され、以降、公害を防止、規制する措置がとられてきた。現在では、工場、事業場などの経済活動を原因とする産業型公害に加え、都市化や生活様式の変化が原因となる都市・生活型公害が大きな問題となっている。なお、大気汚染(→)、水質汚濁(→)、土壌汚染(→)、騒音(→)、振動(→)、地盤沈下(→)、悪臭(→)が、典型7公害と呼ばれている。

こ～	公害防止管理者	工場における公害防止体制を整備するため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門知識及び技能を有する公害防止管理者の選任が義務付けられている。
	公害防止計画	公害が著しい地域や、今後人口や産業の急速な集中が予想されるなど公害が著しくなるおそれのある地域について、公害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため策定される計画。県内では「岡山・倉敷地域」と「備後地域」で計画が策定され、公害の防止に関する事業や施策が集中的に実施されている。
	光化学オキシダント	工場や自動車から排出された炭化水素（揮発性有機化合物等）や窒素酸化物(→)が、太陽の強い紫外線的作用を受けて化学反応することにより生成される酸化性物質（オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなど）の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などへも影響を与える。光化学オキシダントの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日射が強くて気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。県南市町では光化学オキシダントの濃度により、情報、注意報等を発令し、工場からの汚染質排出削減を要請したり、地域住民に注意を促している。→大気汚染、揮発性有機化合物（VOC）
	公共下水道普及率	行政区域内人口に対する公共下水道による処理区域人口の割合のこと。→合併処理浄化槽、下水処理
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、海域などの公共の用に供される水域と、これに接続する水路などのこと。水質汚濁に関する環境基準(→)は公共用水域を対象としており、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については排水基準が適用される。
	航空機騒音	航空機騒音は、騒音レベルが高い上に影響の及ぶ範囲も広い。航空機による騒音公害を防止する目標として一定規模以上の飛行場に対して環境基準(→)が設定されており、これを達成するために、発生源対策や周辺地域の整備などの対策がとられている。
	コージェネレーション	発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行う電熱供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは最大80%まで高められる。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていたが、最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。 →新エネルギー
	国際環境協力	開発途上国等では、熱帯林の減少(→)、砂漠化(→)、野生生物種の減少(→)など、人口の増大や環境資源の不適切な管理などに起因する環境問題のほか、都市化及び工業化の進展により、かつて我が国が経験したような公害問題に直面している。こうした問題の影響は1国だけにとどまらず、地球環境悪化の大きな要因ともなっている。この解決には、途上国自身の自助努力のほか、先進諸国及び国際機関からの技術的、経済的援助が必要である。岡山県でも、専門家の派遣、研修員の受入れなどを通じて、環境協力に積極的に取り組んでいる。→地球環境問題
	国際環境法	環境保護を目的とする国際社会における国家の行動についての法的な規範のこと。多数国間の条約や二国間の協定のほか、慣習法などがこれに含まれる。オゾン層(→)の保護のためのウィーン条約(→)や気候変動枠組条約(→)といったものが代表例として挙げられる。
	国連環境計画（UNEP）	1972年に開催された国連人間環境会議(→)で採択された「人間環境宣言」及び「国連国際行動計画」を実施に移すため設立された機関。既存の国連諸機関が実施している環境に関する活動を総合的に調整管理するとともに、まだ着手していない環境問題に関して国際協力の推進を目的としている。
さ～	国連人間環境会議（ストックホルム会議）	「かけがえのない地球」をキャッチフレーズとして、1972年6月5日から16日までスウェーデンのストックホルムで開催された国際会議。この会議において、「人間環境宣言」を採択するとともに、国連環境計画(→)の設立をはじめ多くの決議・条約が締結された。
	こどもエコクラブ	幼児から高校生が大人のサポーターとともに環境保全について自主的に学び、活動するクラブ。環境省が提唱する事業で市町村を窓口としての登録制となっている。
	最終処分場	廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立などにより処分される。廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の三つのタイプに分けられる。→産業廃棄物、マニフェスト

さ～	砂漠化	砂漠化地域は毎年600万haの割合で増加している。原因としては、草地の再生能力を超えた家畜の放牧や、休耕期間の短縮などによる地力の低下、木材の過剰な伐採、不適切なかんがいによる農地の塩分濃度の上昇など、人間活動に起因するものも多い。砂漠化防止のため、1977年の国連砂漠化防止会議において砂漠化防止行動計画が採択され、94年には砂漠化防止条約が採択された。我が国では、砂漠化の実態の観測・監視やメカニズム解明に関する調査研究、植林事業の推進や乾燥地農業の指導などにより、砂漠化対策に貢献している。→国際環境協力、地球環境問題
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など21種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものが多いことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規制されている。→一般廃棄物、最終処分場、マニフェスト
	酸性雨	化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物(→)や窒素酸化物(→)などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨のこと。通常pH5.6以下のものをいう。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた問題となっている。我が国でも、全国的に年平均値でpH4レベルの降水が観測されている。我が国では、今のところ生態系への明確な影響は顕在化していないが、影響を受けやすい湖沼や土壌の存在が確認されており、今後も酸性雨が降り続くとすれば将来影響が現れる可能性がある。→地球環境問題
し～	CFC（シーエフシー）	クロロフルオロカーボンの略称。塩素、フッ素及び炭素からなる物質で特定フロン(→)もこれに該当する。冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されてきた。強いオゾン層破壊物質であるとともに強い温室効果ガス(→)でもある。先進国では、モントリオール議定書(→)に基づき1995年末までに新たな生産等を全廃している。→オゾン層、特定フロン、HCFC、HFC
	自然公園	世界で最初の自然公園はアメリカのイエローストーン国立公園で、自然の優れた風景地を保護するとともに、利用施設を整備して国民の保健、休養などに役立たせようという思想は、各国に大きな影響を与えた。我が国では昭和6年に国立公園法が制定され、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定された。昭和32年からは自然公園法と名称が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を総称して自然公園と呼んでいる。
	地盤沈下	軟弱な地盤の地域で地下水を過剰に汲み上げることにより、地面が沈下する現象のこと。典型7公害のひとつとされている。地盤沈下の特徴としては、進行が緩慢なこと、一度沈下すると復元が難しいこと、水害・震災など他の災害を助長すること等がある。高度成長期に地下水の需要が増大したことから、大都市、工業都市を中心に地盤沈下が多発した。なお、岡山県内では今までのところ顕著な被害は確認されていない。→公害
	臭気指数	人の嗅覚を用いて、においの程度を判定する指標。具体的には、においのある空気を無臭の空気ではにおいが感じられなくなるまで希釈した場合の希釈倍数（臭気濃度）をもとにした数値。平成7年の悪臭防止法の改正により、規制手法として制度化された。
	種の保存法	正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」といい、国内外の絶滅のおそれのある野生生物を保護するために、平成5年4月に施行された。平成17年3月までに73種の国内希少野生動植物種が定められ、個体の捕獲及び個体等の譲渡し等が禁止されている。→ワシントン条約
	循環型社会	大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再利用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、環境負荷(→)を極力低減するシステムを持つ社会を循環型社会と呼ぶ。現在の環境を保全するとともに、私たちの将来の世代のため、循環型社会づくりは重要な課題のひとつである。→リサイクル
	新エネルギー	政策的には「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されており、エネルギー源の性質により、大きく3つの形態に分類できる。①自然エネルギー（再生可能エネルギー）…太陽光発電、太陽熱利用、風力発電(→)、バイオマスエネルギーほか ②リサイクル型エネルギー…廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、未利用エネルギー ③従来型エネルギーの新利用形態…燃料電池(→)、天然ガスコージェネレーション(→)、クリーンエネルギー自動車。なお、実用化段階に達した水力発電や地熱発電、研究開発段階にある波力発電や海洋温度差発電は、自然エネルギーであっても新エネルギーには指定されていない。→太陽電池

し～	新幹線鉄道騒音・振動	新幹線鉄道の運行に伴い発生する騒音及び振動のこと。新幹線は、高速大量輸送機関として重要な役割を果たしている反面、沿線地域での騒音振動問題も発生している。新幹線鉄道の騒音対策の目標として「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が設定されている。また、振動対策については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（指針）が示されている。ＪＲでは、環境基準と指針を受けて新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱を定め、発生源対策と沿線地域での障害防止対策を進めている。
	振動	工場などの事業活動や建設作業、交通機関の運行などにより起こる地表面の揺れのこと。建物を振動させて物的被害を与えたり、私たちの日常生活に影響を与える場合は公害（→）となる。振動による影響を防止するため必要な措置を定めた振動規制法では、鉛直振動（上下方向の振動）について規制がなされている。
す～	水質汚濁	河川、湖沼、海域などの水域の水質が悪化すること。水質の汚濁については環境基準（→）が定められており、その達成に向けて水質汚濁防止法等に基づき対策が進められている。
せ～	生活排水	調理、洗濯、入浴、し尿など、日常生活に伴いに排出される排水のこと（このうち、し尿を除く生活排水を「生活雑排水」という。）。こうした有機物質、窒素、りんを多く含む排水が河川、湖沼、海洋に流入し、その水系の自然浄化能力を超え、富栄養化（→）状態となると、アオコや赤潮（→）の発生源となる。産業排水についてはこれまでの規制、指導の結果、改善されつつあるが、生活排水については改善が進んでおらず、特に湖沼、湾など閉鎖性水域（→）の水質汚濁が著しいため、下水道の整備や、し尿と台所等の生活雑排水を一緒に処理する合併処理浄化槽（→）の設置促進などの対策が進められている。→下水処理、公害、水質汚濁
	政府開発援助（ODA）	開発途上国への公的資金のうち、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の開発援助委員会の定めた要件を満たすもの。その条件は、政府ないし政府の実施機関によって供与されるもの、開発途上国の経済発展や福祉の向上に寄与することを主な目的とするもの、資金協力の供与条件が開発途上国にとって重い負担とならぬよう無償部分が一定割合以上のものである。ＯＤＡは贈与・無償資金協力、技術援助、国連諸機関・国際金融機関などへの出資・拠出及び政府借款で構成されている。→国際環境協力
	生物化学的酸素要求量（BOD）	水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。→化学的酸素要求量（COD）、水質汚濁、富栄養化
	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、我が国は1993年5月に批准している。
	ゼロ・エミッション	製品の製造過程で発生する廃棄物等をリサイクル（→）したり、他の産業の原料として活用することにより、最終的に廃棄物をゼロにすること。循環型社会（→）における産業活動のモデルとして取組が広がっている。
そ～	騒音	睡眠を妨げたり会話を妨害するなど、生活環境を損なう「好ましくない音」「ないほうがよい音」のこと。騒音は、航空機騒音などの特別な場合を除いて伝わる距離は小さく、音源から数100mを超えることはまれである。騒音の発生源は多種多様であり、工場及び事業場、建設作業、各種交通機関等からの騒音のほか、飲食店等の深夜営業に伴う騒音、拡声器による騒音、クーラーなどによる生活騒音等、様々な騒音が発生している。騒音による公害を防止するため騒音規制法等に基づいて対策が進められている。→近隣騒音、公害
た～	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。ダイオキシン類は物を燃焼する過程などで副成物として発生する。毒性については、人に対する発がん性があるとされているが、現在の日本の通常の環境汚染レベルでは、問題となるレベルではないと考えられている。平成12年1月15日から施行されたダイオキシン類対策特別措置法においては、環境基準、ダイオキシン類の排出規制、環境調査の実施等が定められている。

た～	大気汚染	代表的な汚染物質としては、 硫黄酸化物(→) 、 窒素酸化物(→) 、 一酸化炭素(→) 、 浮遊粒子状物質(→) 、 光化学オキシダント(→) などがあげられる。我が国では、1960年ごろから三重県四日市や倉敷市水島でコンビナートからの硫黄酸化物による大気汚染が問題となった。このため、大気汚染防止法による排出規制と、公害健康被害の補償等に関する法律による被害者の救済がなされている。近年は、 有害大気汚染物質(→) の排出抑制対策も推進されている。→公害
	代替フロン	オゾン層(→)を破壊する 特定フロン(→) の代替品のこと。第4回モントリオール議定書(→)締約国会議で、先進国では1995年末までに特定フロンを全廃することが決まり、フロンガスの代替品とフロンガスの分解技術に関する研究が進められている。特定フロンの代替品としては ハイドロフルオロカーボン 、 パーフルオロカーボン などがあるが、これらの物質については 温室効果ガス(→) のひとつであり、 地球温暖化(→) 防止の観点から排出削減の対象となっている。
	太陽電池	シリコン半導体などを利用して太陽光から電気エネルギーを得る装置のこと。発電過程で公害を発生させることがなく、無尽蔵な発電方法として注目を浴びている。石油ショック以降急速に技術開発が進み、現在では腕時計や電卓などのほか道路標識や街路灯などの電源にも使われている。しかし、大規模な発電を行うには、さらに高効率、低価格化の必要がある。→新エネルギー
	炭素税	地球温暖化(→) 防止のため、 温室効果ガス(→) のひとつである二酸化炭素の排出に対し税金又は課徴金を課し、その財源は環境保護や 新エネルギー(→) 開発等に活用するというもの。経済的手段により二酸化炭素排出量の削減を図るもので、オランダやスウェーデンでは既に施行されている。
ち～	チーム・マイナス6%	京都議定書による我が国の温室効果ガス6%削減約束に向けて、国民一人ひとりがチームのように一丸となって地球温暖化防止に立ち向かうことをコンセプトに、平成17年4月から政府が推進している国民運動。
	地球温暖化	二酸化炭素(→) 、 メタン 、 一酸化二窒素 、 フロン類 などの 温室効果ガス(→) の排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書では、21世紀末（2090年から2099年）の平均気温上昇は、化石エネルギー源を重視しつつ高い経済成長を実現する社会では約4.0℃（2.4℃～6.4℃）と予測している。→地球環境問題
	地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした法律で、平成10年10月に制定された。 温室効果ガス(→) 排出抑制などに関する国、地方公共団体、事業者、国民の責務と取組などを示している。→地球温暖化、地球環境問題
	地球環境問題	影響・被害が国境を越え、ひいては地球規模に至る環境問題、又はその解決のために国際的な取組が必要とされる環境問題のこと。通常地球環境問題としては、 地球温暖化(→) 、 オゾン層(→) の破壊、 酸性雨(→) 、 熱帯林の減少(→) 、 砂漠化(→) 、 野生生物の種の減少(→) 、 海洋汚染 、 有害廃棄物の越境移動 、 開発途上国の公害問題 の9つの事象が挙げられる。→国際環境協力
	地球サミット（環境と開発に関する国連会議、UNCED）	1992年6月ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議で、国連環境開発会議とも称する。この会議には約180か国が参加し、100か国以上の元首、首脳が自ら出席するなど、史上かつてない大規模な会議となった。この会議では 気候変動枠組条約(→) と 生物多様性(→) 条約の署名が開始されるとともに、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21及び森林原則声明などの重要な文書も合意された。
	窒素酸化物（NOx）	物が燃える際に、空気中の窒素や物の中に含まれる窒素分が酸素と結合して発生する物質。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどで燃料が燃える際に 一酸化窒素（NO） が発生し、これがさらに酸化されて 二酸化窒素（NO₂） となる。通常、 一酸化窒素 と 二酸化窒素 とを合わせて 窒素酸化物（NOx） と呼ぶ。 二酸化窒素 は、人の健康に影響を与えるだけでなく、太陽光に含まれる紫外線により光化学反応を起こし、 光化学オキシダント(→) を生成する。 窒素酸化物 による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。→硫黄酸化物、公害、大気汚染
	中央環境審議会	環境基本法に基づいて設置された審議会。環境大臣が任命する学識経験者の委員30人以内で構成され、環境の保全に関する基本的事項、重要事項の調査審議等を行う。→岡山県環境審議会

て～	低公害車	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量が大幅に少ない自動車のこと。 電気自動車(→) 、 メタノール自動車(→) 、 天然ガス自動車(→) 、 ハイブリッド自動車(→) などをいう。 地球温暖化(→) 対策や 大気汚染(→) 対策の一つとして期待されている。なお、ガソリン自動車等の中で性能の優れた「低燃費かつ低排出ガス車」の認定制度が設けられ、自動車税のグリーン化が行われている。また、 燃料電池(→) 自動車についても一部市販が始まったところであるが、費用や技術面等多くの課題があり、事業化へ向けて更なる研究開発が進められている。岡山県では、公用車への低公害車導入など、普及に努めている。
	電気自動車 (EV)	バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。排気ガスを出さず、騒音も少ないため、地球にやさしい自動車として自治体等で導入されているが、速度や走行距離などの性能面や価格面でまだ一般のガソリン車等に劣るため普及は進んでいない。→ 低公害車
	天然ガス自動車	圧縮した天然ガス（地下から産出するメタンを主成分とする可燃性ガス）を燃料とする自動車。ガソリン車のエンジンがほぼそのまま使え、走行性能はガソリン車並みで黒煙を全く出さず、窒素酸化物や二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない 低公害車(→) である。現在、イタリアやロシアなど天然ガスが多く産出される国々で多くの天然ガス自動車が使われている。日本でも、大都市部を中心に普及が進められている。→ 大気汚染
と～	特定フロン	モントリオール議定書(→) 附属書Aのグループ1に属する5種類の CFC(→) のことである。先進国では、モントリオール議定書に基づき他のCFCなどとともに1995年末までに新たな生産等を全廃している。→ 代替フロン
	特定粉じん	大気汚染防止法では、 アスベスト(石綿)(→) を「人の健康に係る被害を生じるおそれのあるもの」と規定し、アスベストを使用する一定規模以上の施設を「特定粉じん発生施設」と規定し、工場・事業場の敷地境界基準（10本/ℓ）を設け、規制している。また、吹付けアスベストやアスベスト含有断熱材・保温材等の解体、除去、囲い込み・封じ込めの作業について、「特定粉じん排出等作業」と規定し、工事の規模に関係なく事前届出、飛散防止措置等の基準が設定されている。
	土壤汚染	揮発性有機化合物(→) や重金属などにより、土壌や地下水が汚染されると、人間や動物の健康を害したり植物を枯らすなどの 公害(→) を引き起こすことになる。近年、工業技術の進歩により多様な化学物質が使用されるようになり、土壤汚染を含めて様々な環境汚染が新たな問題となってきたため、平成3年、土壤汚染に係る 環境基準(→) が設定され、現在、カドミウム等27項目について基準値が設定されている。また、平成14年4月に施行された「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」や平成15年2月に施行された「土壤汚染対策法」により、人の健康の被害を防止するための措置等の対策が実施されている。
	トリクロロエチレン	有機塩素系の化学物質でトリクレンとも呼ばれる。常温では液体で、いろいろな有機物質を溶かす力が強いので、工場や事業所などで油分や繊維製品のよごれを落とす目的で使われている。しかし、トリクロロエチレンは肝臓や腎臓に障害を及ぼしたり発がん性があるため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法に基づき規制が行われている。→ 水質汚濁、大気汚染
	特定外来生物	ブラックバスやカミツキガメなどの海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止され、これに違反すると3年以下の懲役、または300万円以下の罰金（法人の場合には1億円以下の罰金）が課せられる。→ 外来生物法
に～	二酸化炭素 (CO ₂)	炭素を含んだ物質が燃えることによって発生する気体。近年、石油、石炭などの化石燃料の消費が増加したことから、二酸化炭素発生も増加している。二酸化炭素は、 地球温暖化(→) の原因とされる 温室効果ガス(→) の主体であることから、各国が協調して排出の抑制に努めることが求められている。
ね～	熱帯林の減少	熱帯地域に分布する森林が、過度な焼畑耕作、燃料としての過剰採取、放牧地や農地への転用、不適切な商業伐採などにより減少している。熱帯多雨林域の高温多湿な気候は、地球上で最も種の多様性に富んだ生態系となっており、地球上の生物種の半数がそこに生息するといわれている。また、熱帯林は大気の浄化や 二酸化炭素(→) の吸収、酸素の供給などにも大きな役割を果たしており、熱帯林の保全に国際的な取組が必要となっている。→ 地球環境問題

ね～	燃料電池	水素と酸素との化学反応により電気を発生させる装置で、理論的には排出ガスを出さず、発電効率も高く、発電の際発生する熱が暖房・給湯等に利用できるため、大気汚染防止や 地球温暖化(→) 防止対策のほか電源の分散化にも有効であり、次世代の有力な 新エネルギー(→) として期待されている。現在、家庭用燃料電池 コージェネレーション(→) システムが市場投入段階に入りつつある。
の～	農業汚染	農業は、農産物や樹木などに対して使用されるため、食品中に残留したり、肉類や乳製品に濃縮されたりすることによって、健康に影響を及ぼす可能性がある。このため我が国では農薬取締法や食品衛生法により、製造・販売や使用を適正に行うよう規制している。本県では、水質保全の観点からゴルフ場農薬の適切な使用等を図るため、その排水口や下流の公共用水域まで農薬の調査を実施している。
は～	排煙脱硫装置、脱硝装置	石油、石炭などの化石燃料を燃焼すると、 硫黄酸化物(→) や 窒素酸化物(→) が発生する。これらは健康に被害をもたらすとともに、大気中で硫酸や硝酸に変化し 酸性雨(→) の原因となる。脱硫装置は、排ガス中の硫黄酸化物をアルカリ溶液等で吸収、除去する。脱硝装置は、アンモニア接触還元法や接触分解法により排ガスから窒素酸化物を除去する。 →公害、大気汚染
	バイオテクノロジー	有用な生物を育種したり生体関連物質を利用したりする技術のこと。生命技術、生命工学ともいう。遺伝子を組み替えて生活に役立つ物質を造り出す技術や、異なる種類の細胞を融合させて新たな生物を造り出す技術などのほか、ポプラなどの樹木を用いて大気汚染物質を浄化したり、環境の汚染状況などを測るために生物をセンサーとして利用する技術なども、バイオテクノロジーの一種である。
	バイオマス	エネルギー資源として利用できる生物体のこと。利用方法としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。
	ばいじん	燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するススその他の物質のことで、大気汚染防止法に基づいて排出基準が定められている。なお、物の破砕などに伴って発生したり飛散したりするものは粉じんという。 →大気汚染
	ハイブリッド自動車	エンジンと電気モーターの2つの動力源を備えたハイブリッド(複合)システムにより、高効率で走行することができる自動車のこと。走行状況に応じて、エンジンの駆動力とエンジンで発電したバッテリーからの電力を使ったモーター駆動力を適切に組み合わせて制御するため、燃費が大幅に向上するほか、 窒素酸化物(→) や黒煙などの大気汚染物質の排出も低減される。現在、乗用車が市販されるなど、その普及が図られている。 →低公害車
ひ～	P R T R (ピーアールティール)	環境汚染物質排出移動登録 (Pollutant Release and Transfer Register) の略であり、環境汚染のおそれのある化学物質の排出量や廃棄物としての移動量を事業者届け出させ、行政機関がこれらのデータを公表することにより、事業者による有害化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境影響を防止していく手法。わが国では、平成11年にP R T R法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)が制定され、平成14年4月1日から本格施行された。
	ppm (ピーピーエム)	微量物質の濃度を表示する単位。100万分の1が1ppmとなる。水1ℓ中に1mgの物質が溶けている濃度が1ppmである。大気汚染の場合は、1 m ³ の大気中に1cm ³ の汚染物質が存在する場合の濃度を1ppmという。
	ビオトープ	野生生物が安定的に生息できる空間のこと。近年では、河川、道路、緑地、公園などの整備に際しても、ビオトープの維持や再生、創出に配慮した取組がなされるようになっている。
	非政府組織 (NGO)	政府や行政から独立して公共のための活動を行う非営利の民間団体のこと。中でも、自然保護やリサイクル活動などの環境保全活動に取り組んでいる団体を環境N G Oと呼び、全国に約4,500団体が活動している。
ふ～	風力発電	風の力で風車を回して発電する方法。風力エネルギーは無尽蔵で無公害だが、気象による発電量の変化が大きい。 →新エネルギー
	富栄養化	湖沼などの 閉鎖性水域(→) で、プランクトンの増殖や水生植物の生育に必要な栄養塩類(窒素やりんなどを含む化合物)の濃度が必要以上に増加する現象をいう。 生活排水(→) や肥料などが流れ込み、富栄養化が進むと、プランクトンが異常増殖し、 赤潮(→) 、 青潮(→) 、 アオコ(→) の発生する原因となる。児島湖や瀬戸内海の富栄養化状態の改善のため、広域的な取組がなされている。 →公害、水質汚濁

ふ～	浮遊粒子状物質（SPM）	ばいじん(→)、粉じんなどの大気中の粒子状物質のうち、粒径10マイクロメートル以下のものをいう。人の呼吸器に沈着し、健康を害するおそれがあるため、 環境基準(→) が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、黄砂や風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。→ 大気汚染
	フロン類	平成13年6月に制定された特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）の対象となる CFC(→) 、 HCFC(→) 及び HFC(→) を一括して指す用語。フロン回収破壊法では、 オゾン層(→) の保護と 地球温暖化(→) の防止のため、業務用の冷凍空調機器を廃棄する際にこれらの機器に充填されているフロン類の回収、破壊等が義務付けられた。→ 特定フロン、代替フロン、温室効果ガス
へ～	閉鎖性水域	外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などの水域をいう。児島湖や瀬戸内海は閉鎖性水域に当たる。流入してくる汚濁物質が外部へ流出しにくいいため、大都市や工業地帯に面している閉鎖性水域では、 水質汚濁(→) や 富栄養化(→) が進行しやすい。
ほ～	放射性廃棄物	原子力発電所や原子力燃料の精製、再処理工場からは、放射能を帯びた廃棄物が発生する。鏡野町にある日本原子力研究開発機構（日本原子力機構）人形峠環境技術センターでは、ウランの転換、濃縮等の試験から解体技術の研究開発に移行しており、これらの過程で発生した低レベル放射性廃棄物はドラム缶などに封入され、施設内で保管管理されている。県では、日本原子力機構に対し放射性物質等の厳重な管理を求めるとともに、人形峠環境技術センター周辺の環境放射線等の監視測定を行っている。
ま～	マニフェスト（産業廃棄物管理票）	産業廃棄物(→) の不法投棄を防止し、適正処理を徹底するため、事業者が排出するそれぞれの産業廃棄物に付ける管理伝票のこと。廃棄物の受け渡しや処理の流れを明らかにすることにより、排出事業者が廃棄物の処理状況を自ら把握することができる。→ 最終処分場
め～	メタノール自動車	石油代替エネルギーのひとつであるメタノールを燃料とする自動車のこと。 二酸化炭素(→) や 窒素酸化物(→) の排出量が少なく、黒煙もほとんど出ない 低公害車(→) である。また、燃料のメタノールはさまざまな原料から製造できるのも利点となっている。→ 大気汚染
も～	モントリオール議定書	ウィーン条約(→) に基づき、 オゾン層(→) の変化による悪影響から人の健康及び環境を保護するため、オゾン層を破壊する物質の生産量及び消費量の規制措置等を定めたもの。1987年に採択され、その後1992年の改正では、 CFC(→) 等の新たな生産等を1995年末までに全廃することなどが定められた。→ 特定フロン
や～	野生生物種の減少	地球上には多様な野生生物の種が生息、生育しているが、国際自然保護連合によれば5000種以上の動物が絶滅の危機にさらされている。野生生物種の減少の主な原因は、人類の活動である。いったん絶滅した種を、再び蘇らせることができない以上、野生生物の種の減少を防止することは、将来の地球、人類自身のためにも極めて重要なこととなっている。→ 地球環境問題、ラムサール条約、ワシントン条約、種の保存法
ゆ～	有害化学物質	人の健康又は生活環境への被害や生態系への支障を生ずるおそれのある物質。（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律などで指定され、取扱いを規制された化学物質など。）→ 公害
	有害大気汚染物質	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの。平成8年の大気汚染防止法改正で追加された。大気汚染による人の健康被害が生ずるおそれがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン等22物質が指定されている。
	有機水銀	メチル基、エチル基などのアルキル基やフェニル基などと水銀とが結合している化合物のこと。かつては農薬などに使用されていたが、無機水銀に比べて毒性が強いので現在は禁止されている。熊本県水俣で発生した水俣病は、工場から排出されたメチル水銀が魚介類に蓄積され、これを住民が摂取したことが原因である。有機水銀は、 水質汚濁(→) に係る 環境基準(→) が設定され、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で厳しく規制されている。→ 公害

よ～	容器包装リサイクル法	正式名称は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃棄物(→)の半分を占める容器包装ごみの減量化を図り、リサイクル(→)を積極的に進めるため、平成7年6月に制定され、平成9年4月から施行された。消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルをするというそれぞれの役割分担などを示している。
	要請限度	騒音規制法及び振動規制法に基づき定められた、自動車交通に係る騒音・振動の基準のこと。自動車騒音・道路交通振動が、この基準を超えた場合、市町村長は都道府県公安委員会等に対して対策の要請等を行うことができる。→環境基準、振動、騒音
ら～	ライフ・サイクル・アセスメント（LCA）	製品の生産から消費、廃棄に至るすべての段階において、その製品が環境へ与える負荷を総合的に評価する手法のこと。これまでは、製品の使用や廃棄に伴う有害物質の排出の有無、処理やリサイクルの容易性など、特定のプロセスだけを評価範囲としたものが多い。このため使用、廃棄の段階での環境への負荷が少なくても、原料採取、製造、流通などの段階での環境への負荷が大きく、全体としては環境への負荷の低減には寄与しない製品が生産されてしまう可能性がある。そこで、経済社会活動そのものを環境への負荷の少ないものに変革するために、世界的にLCAの重要性が認識され、研究が進められている。また、国際標準化機構（ISO）においても国際標準化の作業が進められている。→ISO14000シリーズ
	ラムサール条約	正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、湿地及び湿地特有の動植物の保全を図るため1971年2月に締結された。各国が適当な湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化等の情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全などについて協力することを定めている。我が国では釧路湿原、クッチャロ湖、琵琶湖など33か所（平成19年3月現在）を重要湿地として登録している。→野生生物種の減少
り～	リサイクル	不用となったものをそのまま、又は加工するなど必要な手を加えて再度活用すること。ごみの減量化を図り、環境にやさしい循環型社会(→)を構築するためには、使い捨てになれた私たちの意識の変革と、効率的なリサイクルシステムをつくりあげることが必要である。
	リスク・アセスメント	ある地域に住む人びとが、その地域で環境中に放出されるさまざまな化学物質にさらされることによって、起こるかもしれない健康影響の種類とその可能性を数量的に予測すること。複数の化学物質による汚染が、人の健康に与える危険性を客観的な数値として算定できるという点で優れたものであるが、正確な予測を行うためには多数の化学物質すべてについて、毒性、環境への放出量、環境中での移動、人への摂取経路がわかっていなければならない。→リスク・マネジメント
	リスク・マネジメント	リスク・アセスメント(→)によって予測される健康被害を防止するため、いくつかの代替案の比較を通して最も適切な対策を選択していくための手法である。この中では、環境への放出を削減する方法や削減可能な量あるいは危険性の減少効果などを評価するとともに、対策を進める際の社会的、経済的な影響についても検討が行われる。
れ～	レッド・データ・ブック	絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。1966年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅のおそれのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では、平成元（1989）年に環境庁が日本版レッド・データ・ブックを発表している。本県では県内の野生生物の現状について、平成10年度から14年度までの5ケ年計画で、調査検討し平成14年度末に岡山県版のレッド・データ・ブックを発刊した。→野生生物種の減少
わ～	ワシントン条約	正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」といい、国際取引の規制により希少な野生生物の保護を目指すもので、1973年にワシントンの会議で採択された。対象は生物だけでなく、はく製、毛皮、きばなども含まれる。この条約を受け、日本国内では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）により希少野生動植物種の譲渡し等が規制されている。→野生生物種の減少

アルファベット

BOD	29
CO	20
COD	29,30,32,33,36,37
COP3	78
ISO14001	4
K値	24
NOx	25,26
O+157	32
PCB	62
pH	29,32,33,77
ppm	19,20,21,76
PRTR	43
SOx	26
SPM	21
TEQ	62

あ

愛鳥週間	73
アイドリング・ストップ	3,23,27
アオコ	30
赤潮	36
悪臭	46,50
悪臭防止法	50
旭川	14,29,30,34,37,67
アスベスト	28
アンモニア	32

い

硫黄酸化物	19,23,24,26,77
一酸化炭素	19,20,23
一般環境騒音	46
一般環境大気測定局	19,20,21,22
一般廃棄物	53,56

う

埋立	36,53,56,59,60,62
ウラン	29,81,83

え

エコライフ	3,78,79
-------	---------

お

岡山県エコ製品	51
岡山県快適な環境の確保に関する条例	87
岡山県環境影響評価等に関する条例	6
岡山県環境基本計画	1
岡山県環境基本条例	1
岡山県環境審議会	16,60
岡山県環境への負荷の低減に関する条例	8,24,25,26,27,33,42
岡山県環境保全委員会	5
岡山県環境保全事業団	60,62,64,78
岡山県ごみ処理広域化計画	56
岡山県循環型社会形成推進条例	51,52,61
岡山県地球温暖化防止行動計画	78
岡山県緑化推進協会	75
オキシダント情報	23
オキシダント注意報	23
汚染物質	8,22,23,25,27,42,45,77
オゾン層	79
汚濁負荷量	33,34,36
汚泥	51,55,60
温室効果ガス	3,76,78
温泉	17,67,72

か

海域	8,29,36,44,45
海水浴場	32
開発機構	79,81,84
化学的酸素要求量	29
河川	8,14,29,30,31,39,44,67,81,83
合併処理浄化槽	36,37,55
カドミウム	24,25,29,31,33,34
環境	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,12,13,14,15,16,18,19,20,23,28,29,31,32,33,34,36,37,38,39,40,42,43,44,45,46,48,49,50,51,52,56,59,60,62,63,64,66,69,71,73,75,76,77,78,79,80,81,84,87
環境影響評価	6,7

環境影響評価法	6
環境汚染	8,31,34,45
環境学習エコツアー事業	12
環境学習拠点施設	12
環境学習リーダー養成講座	12
環境家計簿	79
環境基準	19,20,21,22,23,24,25,27,29, 30,31,34,37,40,42,46,47,49
環境基本計画	1,2,3,4,27,78
環境基本条例	1,5
環境基本法	1,12,16,31,42
環境教育	12,13,39,62
環境月間	12,13
環境審議会	2,16
環境大気測定車	23
環境の日	12
環境負荷	4,33,34,79
環境放射線	81
環境保健センター	10,12,18,38,80,81
環境保全委員会	5
環境ホルモン	44
環境マネジメントシステム	2,4
環境緑地保護地域	63
監視体制	8,60

き

規制基準	4,8,9,25,26,33,34,36,48,50
規制地域	24,25,46,48,49,50
吉備高原	66,67,85,86
郷土記念物	63
郷土自然保護地域	63
近隣騒音	46

く

グリーンオフィス推進プログラム	3
グリーン購入	3

け

景観	2,16,66,67,70,71,85,86
景観条例	85,86
景観モデル地区	85,86
下水道	29,36,37,55,56,60
毛無山	63,66
健康項目	29,30,31
原子力	81,84

建設リサイクル法	52
県立自然公園	66,67,69

こ

公害	8,9,10,11,33,46,48,50,80
公害監視員	10
公害苦情	10
公害苦情相談員	10
公害審査会	10
公害紛争処理条例	10
公害紛争処理法	10
公害防止管理者	10,11
公害防止協定	8,9,24,25,26
公害防止計画	8
公害防止条例	26
公害防止組織	8,10
光化学オキシダント	8,19,20,21,22,23
公共関与産業廃棄物処分場	62
公共用水域	29,32,33,34,44
航空機騒音	47,49
工場・事業場	24,25,26,28,29,33,34,36,40,46,48,50
工場騒音	46
国際環境協力	77,80
国定公園	66,69,71
国立公園	64,66,69,70
国連人間環境会議	12
児島湖	8,30,33,34,37,38
児島湖環境保全条例	37
児島湖クリーン基金	38
児島湖流域水質保全基金	38
児島湾	30
湖沼水質保全計画	30,37
湖沼水質保全特別措置法	33,37
こどもエコクラブ	12
ごみゼロ社会プロジェクト推進会議	3,51
ゴルフ場	31,34,63

さ

最終処分	53,58,61
最終処分場	51,52,53,58,62
産業廃棄物	28,58,59,60,61,62
産業廃棄物処分場	60
産業廃棄物処理税	60,62
酸性雨	77

し

シアン	26,33,34
資源化	51,52,53,54,58,61,79
指針値	19,21,29,31,42,47,49
自然	1,2,12,13,17,25,29,31,36,38, 63,64,66,67,70,71,73,75,85
自然海浜保全地区条例	36
自然環境	17,63,64
自然環境保全審議会	17
自然環境保全地域	63
自然環境保全法	17
自然公園	63,66,69,70,71
自然保護協定	63
自然保護条例	63
自然保護推進員	64,69
自然保護センター	12,13,64,67
自動車公害	3,27
自動車騒音	46,49
自動車排出ガス	23,25,27
自動車排出ガス測定局	19,20,21,22
自動車リサイクル法	52,79
し尿	55,56
社会経済システム	2
捨石堆積場	81
臭気指数	50
臭気指数規制	50
狩猟	73,74
狩猟者登録	74
狩猟免許	74
循環型社会	3,51,54,56,62
浄化槽法	55,56
焼却	25,53,60,61,62
常時監視	22,23,26,31,32,40,49,81
植生	63
新幹線鉄道騒音	49
新幹線鉄道騒音・振動	47,49
人工干潟	36
振動	10,46,47,48,49
振動規制法	46,48,49
新成羽川ダム	30,34

す

水質汚濁	8,29,31,32,34,61
水質汚濁防止法	8,29,31,32,33,34

せ

生活環境項目	29,33
生活雑排水	55
生活排水	8,34,36,37,55,56
生物化学的酸素要求量	29
生物多様性	63,73
清流	29,39,67
清流保全	39
清流保全総合指針	39
瀬戸内海	29,32,36,39,64,66,70,85
瀬戸内海環境保全特別措置法	29,33

そ

騒音	10,46,47,48,49
騒音規制法	46,48,49
総量規制	24,25,26,34,36

た

ダイオキシン法	40,41
ダイオキシン類	40,41,56,62
大気汚染	8,22,23,27,42,61
大気汚染監視テレメータシステム	22,26
大気汚染緊急時対策	23
大気汚染防止夏期対策	23,27
大気汚染防止法	8,21,23,24,25,26,28,42
大気環境	19,22,23,28,79
大規模行為	85,86
高梁川	14,29,37,66,67
立入検査	26,34,41,48,50,52,56,60
ダム湖	30,34,67
炭化水素	19,21
淡水赤潮	30
探鳥会	73
単独処理浄化槽	55

ち

地下水	31,32,33
地球温暖化	3,4,13,76,78,79
地球温暖化対策の推進に関する法律	3
地球環境問題	79
窒素酸化物	19,24,25,26,77
中央環境審議会	16
中国山地	14,66
中国自然歩道	70
鳥獣保護員	74

鳥獣保護区73,74
鳥獣保護センター.....73

つ

ツキノワグマ.....73

て

低公害車3,13,23,27
テトラクロロエチレン31,42
家電リサイクル法52,79
電気自動車.....27
天然ガス自動車.....27
天然林63,66

と

動燃.....81
特定悪臭物質.....50
特定工場.....10
特定事業場33,34
特定施設26,33,34,40,41,48
特定フロン.....79
特定粉じん24,25
都市化29,30
土壌25,33,40,77,81,83
トリクロロエチレン.....42

に

二酸化硫黄19,23
二酸化炭素76,77,78,79
二酸化窒素.....19,20,23,25,27
人形峠81,84
人間環境宣言.....12

の

農作物被害.....23
農薬31,34,45,80

は

ばい煙24,26
排煙脱硫装置.....24
排煙脱硝装置.....25
ばい煙発生施設10,24,25,26
廃棄物3,6,8,12,13,16,25,28,51,
52,54,56,58,59,60,61,62
廃棄物交換情報制度.....61

廃棄物処理計画54,56,59,60
背景保全地区.....86
排出基準24,25,26,41
排出規制24,25,26
ばいじん24,25,26,51
ハイブリッド自動車.....27
発生源9,10,19,25,29,34,36,40,42,43,46,50
発生源監視テレメータシステム.....26

ふ

富栄養化30,34,36
ふっ素25,31
不法投棄51,52,58,60,61,62
浮遊粒子状物質8,19,21,23,25
プルトニウム81,83
フロン78,79
粉じん24,25

へ

閉鎖性水域.....30
ベンゼン8,24,26,42

ほ

放射線.....81
ポリ塩化ビフェニル廃棄物.....62
ホルムアルデヒド.....26

み

水の華.....30
みどりの月間.....75
みどりの少年隊.....75
緑の募金.....75
緑のボランティア.....75

め

メタノール自動車.....27

も

モントリオール議定書.....79

や

野生動物.....63
野鳥保護のつどい.....73

ゆ

有害化学物質	8,31,34
有害ガス	24,26
有害大気汚染物質	24,42
有害鳥獣	74
有害物質	24,25,33,61

よ

容器包装リサイクル法	52
要請限度	46,49
吉井川	14,29,67

り

リサイクル	3,13,14,51,52,53,54,58,62
リサイクルプラザ	53
リサイクル率	54
緑化	63,75

れ

レッドデータブック	64
-----------	----

わ

鷺羽山ビジターセンター	64,70
-------------	-------

